「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」答申(案)に関するパブリックコメントに対する委員会の考え方

(注意事項)

- 提出されたパブリックコメントの区分については、原則として提出された通りの区分に従って分類しています。
- ただし、特に区分について明示されていないものや、他の区分に入れた方が適切だと思われるものについては、事務局において分類しています。

1 提出意見数

(1) 事業分野別

• 通信関係事業者

3 件

· 放送関係事業者 · 団体

5 2 件

・ その他の事業者・団体

16件

• 匿名の法人

1件

• 個人

80件

<u>合</u>計

152件

※ 個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかに ついては、事務局の判断により行った。

(2) 提出方法別

電子メール

142件

• FAX

3件

• 郵送

1件

・ 電子メール及び郵送

6件

合 計

152件

2 意見提出者(五十音順)

- (1) 通信関係事業者
 - イー・アクセス株式会社、イー・モバイ ル株式会社
 - KDDI株式会社
 - ソフトバンクBB株式会社、ソフトバン クテレコム株式会社、ソフトバンクモバイ ル株式会社
- (2) 放送関係事業者・団体
 - ア 地上テレビ放送関係事業者・団体
 - 朝日放送株式会社
 - 北日本放送株式会社
 - 株式会社熊本県民テレビ
 - 札幌テレビ放送株式会社
 - 静岡放送株式会社
 - 中京テレビ放送株式会社
 - 株式会社中国放送
 - 株式会社チューリップテレビ
 - 株式会社TBSテレビ
 - 株式会社テレビ朝日
 - 株式会社テレビ信州
 - ・ 株式会社テレビ東京
 - 株式会社テレビ新潟放送網
 - 富山テレビ放送株式会社
 - 株式会社新潟総合テレビ
 - 日本テレビ放送網株式会社
 - 日本放送協会
 - 社団法人日本民間放送連盟
 - 広島テレビ放送株式会社
 - 株式会社福岡放送
 - 株式会社フジテレビジョン
 - 株式会社毎日放送

- 山形放送株式会社
- 山口放送株式会社
- 株式会社山梨放送
- 讀賣テレビ放送株式会社
- イ 地上ラジオ放送関係事業者
 - 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ
 - 株式会社日経ラジオ社
 - 株式会社文化放送
- ウBS放送関係事業者
 - 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング
 - ・ 株式会社ビーエス朝日
 - 株式会社BSジャパン
 - 株式会社BS-TBS
 - · 株式会社BS日本
 - ・ 株式会社放送衛星システム
 - · 株式会社WOWOW
- エ CS放送関係事業者・団体
 - 社団法人衛星放送協会
 - CS放送成人番組倫理委員会
 - ・ ジュピターサテライト放送株式会社
 - スカパーJSAT株式会社
- オ 有線放送関係事業者・団体
 - 株式会社上田ケーブルビジョン
 - ・ 大分ケーブルテレコム株式会社
 - ・ ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
 - J:COMグループ代表 株式会社ジュ ピターテレコム
 - ・ ジュピターショップチャンネル株式会社
 - 株式会社中海テレビ放送
 - ・ 日本海ケーブルネットワーク株式会社

- ・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- よさこいケーブルネット株式会社
- カ その他の事業者・団体
 - 特定非営利活動法人OurPlanetーTV
 - 株式会社エフエムわいわい
 - 日本民間放送労働組合連合会
- (3) その他の事業者・団体
 - 特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構
 - 経済産業省
 - 障害者放送協議会
 - 特定非営利活動法人消費者機構日本
 - 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供 施設協会
 - · 社団法人全日本難聴者·中途失聴者団体連合会
 - ・ 通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会
 - ・ 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
 - 電気事業連合会
 - 社団法人電子情報技術産業協会
 - 社団法人日本経済団体連合会
 - 社団法人日本新聞協会
 - 社団法人日本通信販売協会
 - ・ メディア総合研究所
 - ・ ヤフー株式会社
 - 楽天株式会社
- (4) 匿名の法人
- (5) 個人

- (注1) 事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたものです。
- (注2) 個人の氏名やその他属性に関する情報については、非公表としています。
- (注3) 意見公募要領に則り提出されなかった意見については、本意見募集に対して提出された意見としては受領しておりません。

O. 全般

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	今回の答申案は、経団連が 2008 年 2 月に公表した提言「通信・放送融合時代における新	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		たな情報通信法制のあり方」の方向性と軌を一とする内容となっている。本答申案に基づい	ます。
		た制度改正が着実に遂行され、通信・放送の融合による新たなサービスの創造が期待され	
		a .	
		【社団法人日本経済団体連合会】	
2		電気事業においては、電力の安定供給に必要な独自の情報通信インフラを構築しており、	新たな法体系は、既存の事業の継続に支
		このためには、将来に亘り安定的かつ継続的な周波数利用及び自営有線電気通信設備の	障をきたすことのないよう検討したものです。
		設置が事業運営上欠かせないものとなっております。	
		今後の法体系検討におかれましても、電気事業の公益性及び重要性に鑑み、周波数の継	
		続利用及び自営有線電気通信設備の円滑な設置に対して、引続きご理解を頂きますようお	
		願い申し上げます。	
		【電気事業連合会】	# 1 (#) - (a) @ al [U W d a = U a l]
3		〇「表現の自由」はどこ行ったんや?	答申(案)4(2)②でも「放送法の目的の規
		答申案には、民主主義の基礎となる「表現の自由」を保障しようちゅう姿勢が全く見えへ	定をベースにする」こと等を提言しています。
		ん。規制緩和をうたいながら、コンテンツについては逆に規制強化になっとる。表現に関して	また、答申(案)4(2)②に放送番組編集
		は、自律に任せるべきや。	の自由についての記述を追加します。
		【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	M + (D) + (A) - (A) + (M) (A = A) M E
4		言論を規制するには根拠が必要やのに、根拠の記述があいまいや。学説では、送信の特別ないようなと思想され、実際では、大学の関係を対し、大学のでは、大学の関係を対し、大学のでは、大学のいきをものには、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	答申(案)4(1)では、放送は、①その送信
		徴からくる社会的影響力(=直接かつ即時に映像を伴って家庭内に入り込む)だけを根拠に	の特徴から社会的な影響力が大きいこと、②
		放送を規制できるいう考えは、支持されとらん。それを背景としてか、新たな法体系における 規制根拠をあいまいにしたまま、放送の役割面(=基本的情報を社会全体に提供する)に着	有限希少な周波数を占用するものであること
		「規制依拠をあいまいにしたまま、放送の役割面(三基本的情報を社会主体に提供する)に有 目した規制理論を展開して、「番組規律」を正当化しとる。規制根拠を転換させたんやったら、	から、放送法制によって包括的に規律されて いるとしています。
		日した規制性調を展開して、「番組規律」を正当化しとる。規制根拠を転換させたがやうたら、 そのことをちゃんと書いておくべきちゃうか。	また、答申(案)4(2)②に放送番組編集
		そのことをらやんと書いておくべきらやりか。 法体系見直しの目的として「情報の自由な流通の促進」を挙げとるが、どうも単なるビジネ	の自由についての記述を追加します。
		スの自由を指しとるらしい。「通信・放送の在り方に関する懇談会」(いわゆる竹中懇)もそうや	の自由についての記述を追加しより。
		一つたけど、総務省は金もうけのことばかり考えているようで、国民としては寂しいわ。	
		【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	
5		メディア法制の考え方について、事業者を規制し、視聴者を保護する、という考え方から脱	答申(案)4(2)②において、放送関連四
		却して、日常生活における必要な情報を媒介する存在としての位置づけを行うべきだと考え	法の集約・大括り化に当たっては、基本的情
		る。情報アクセスの位置づけと基本的なメディアの定義づけがなされれば、放送事業への参	報の共有の促進等の放送の機能・役割が、
		入を自由化した場合に、当然に各種関連事業における倫理が働き、安全性と社会性の確保	適切に確保・発揮されるようにすべきである
		された望ましいメディア環境がおのずと発展していくと考える。	と提言しています。
		表現を変えれば、地域社会の文化的経済的発展、教育的効果を通じてさまざまな分野へ	
	I	スプログライン 一名 エスマン ロモンボーン 1700年 1700	I

	の波及効果が自然発生的に生まれていくものと考える。 【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】	
6	〇発信者としての住民	今般の答申(案)に対する参考意見として
	今回の答申では市民は利用者、受信者、と想定されていると思われます。しかし近年、市	承ります。
	民メディアも様々な形態で存在しており、放送・通信の双方向利用が拡大されれば、市民が	
	発信者となる機会がこれから多くなってくるだろう。市民が発信者として放送・通信設備を利	
	用しやすくなるような議論をしていく必要があると思います。	
	【個人24】	
7	細かい点数々あるが、時間もなく、浅学のためうまくまとめることができない。素人には良く	今般の答申(案)に対する参考意見として
	意味の分からない箇所もある。しかし、一般人であっても多くの人間がこの分野の変革に関	承ります。
	心を持っていることを、答申を作る先生方は肝に銘じて欲しい。市場原理優先のみでは遺恨	なお、答申(案)1(3)において、法体系の
	を残す。	見直しに当たって実現すべき目的の一つとし
	先進国水準の制度を本当に意識するなら、市民セクターからの視点が欠けている。これだ	て、利用者・受信者の利益の保護を重視する
	けは言いたい。	としています。
	【個人76】	

1. 法体系見直しの必要性

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	放送と通信の融合による伝達手段の拡大、新しい事業分野の拡大に対応でき、放送事業者の経営の選択肢が広がることについては評価できる。 【中京テレビ放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
2		答申案で提案されている、「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」の三層からなる法体系に見直すことにより、経済活性化、新規産業創造が期待できることから妥当である。 【社団法人日本経済団体連合会】	
3		今般の再編法における法体系の見直しは、既存9本の通信・放送関連法体系が複雑かつわかりにくく、透明性・整合性が欠如した体系となっており、ビジネス展開上支障をきたしかねない現状を踏まえて見直しを行うものであり、通信・放送の既存法体系の範囲内で整理・合理化が行われるべきものである。したがって、今回の見直し再編に当たっては、自由な経済活動と技術進歩を促進する観点から、必要最小限のものとするとともに、制度のわかりやすさと透明性を確保したものにする必要がある。また、現行の通信・放送の規制は、通信(市場独占性)・放送(電波の希少性)の特殊性に起因する規制であり、これらの規制を、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。むしろ、これらの領域及びこれらに融合しつつある領域(一部の通信・放送)においては、現実社会のビジネスの延長として、一般法が基本的に適用されることを原則とすべきである。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 ご指摘のとおり、答申(案)は、通信・放送に関する現行の法体系を見直し、利用者及び受信者や放送や通信業務を行おうとする者にとって、より合理的な制度にすることを目指した内容となっています。
4		【経済産業省】 近年の情報化社会の進展により、IP 放送や携帯電話端末向けのワンセグ放送等、通信・放送が融合・連携した新しいサービスが創出されており、このような通信・放送サービスの多様化は消費者利益の向上に資する望ましいものと考えます。 また、通信ネットワークの IP 化・デジタル化による親和性の高まりや通信インフラのブロードバンド化が進む現状を踏まえた場合、この様なビジネストレンドは今後より一層加速され、様々な事業者により多様なサービスが創出されることが期待されるところです。 一方、現行法規においては通信・放送が融合・連携する多様なサービス提供を想定していないため、消費者から見た場合、技術的には可能であっても現行法規が阻害要因となりサービスが提供できない場合やサービスの利用料が既存の類似サービスに比して高額になる等、新しいサービスの創出・普及を阻害する結果が生じているのではないかとの懸念が 2006年6月の「通信・放送の在り方に関する懇談会」の時点から示されていました。 上記の趣旨を踏まえ、答申案で示された方向性は、伝送設備を中心とした規制緩和が盛り込まれている等一定の成果が実現されるものと考えますが、今回の法体系の見直し対象から除外されている関連法規もある等、不十分な点もあります。	ご指摘のとおり、 <u>通信・放送の法制の在り</u> 方は、不断に見直すべきものであると考えますので、その趣旨の記述を追加します。

	従って、通信と放送の融合・連携した新しいサービスの創出・普及を推進するために、今後	
	も継続的な検討が必要なものと考えます。	
	【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
5	法体系の見直しに伴う事業分野の区分の解消により、ドミナント事業者の影響力がさらに	答申(案)において、伝送サービス関連の
	高まることは望ましくないため、公正競争の確保の観点から必要な規制の継続を要望する。	規律については、現行の「電気通信事業法」
	【株式会社ジュピターテレコム】	を核として制度の大括り化を図ることが適当
6	通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガ	としており、現行の電気通信事業法における
	イドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き	公正競争確保に係る規律については、引き
	続き担保されることを前提とすべきと考えます。	続き、新たな法体系においても維持していく
	【KDDI株式会社】	ことが適当と考えます。
7	法体系見直しにあたっては、通信・放送に関する法律や規制の根拠となっている市場独占	答申(案)9に制度改革に際しては、規律
	性や電波の希少性、道路占用などの公益特権など市場の形成に大きく影響を与えるような	は必要最小限のものとすることを旨とすべき
	規制について目的を明確にし、規制の範囲を限定して必要最小限の規制を行うべきであると	<u>という記述を追加</u> します。
	考えます。	
	【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
8	P.1 「法制についても、他の先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指す」	答申(案)1(3)において、見直しに当たっ
	具体的にどのような状態であれば、「合理的・先進的」な法なのか、「合理的・先進的」と	て実現することを重視する5つの目的を挙げ
	は、どのような観点から触れているのかが不明瞭であると思いました。	ています。これらを実現する法体系が、「合
	【個人33】	理的・先進的」であると考えます。
9	〇法体系見直しの必要性に関して…	答申(案)4(3)①イにおいて、制度的に確
	細かい部分を見ていくと、読み手が間違った理解をする可能性のある箇所がいくつもある	実に確保すべき放送の機能・役割として、国
	と思います。例えば法体系見直しの必要性に関して、そのための5つの目的から、②情報の	民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた
	自由な流通の促進、そして情報流通の国際化に対応し、法体系自体も国際的な整合性を考	役割等を挙げています。
	慮するとありますが、情報や通信に関してそれほど知識のない人がこれを読んだ場合、おそ	
	らく多くがポジティブなイメージを抱くような気がします。しかしながら、②はメディアの市場の	
	自由化の促進について述べられている(と理解しました)わけで、そうなるとマイナーな情報が	
	排除される危険性があります。	
	また、「国際化」という言葉はそれ自体非常に危ういと思うのですが、その言葉を出せば	また、「国際化」という言葉は、情報流通の
	人々が文句を言えないような力があるように感じます。本当は国際的な整合性を考慮すると	国際化を法体系が阻害することのないよう、
	いうよりは、日本の経済における生き残りなどを重要視していて、それを隠すためにもってこ	法体系自体も国際的な整合性を考慮すると
	いの言葉として「国際化」を使用しているような気がしてなりません。	いう趣旨で用いているものです。
	これは私個人の解釈であり、間違っているかもしれませんが、確実に言えることは、一つ一	
	つの項目について、詳しい説明が必要だということです。	
	【個人50】	
10	我が国は、情報インフラの整備状況では既に世界の最先端にあると認識しますが、ICT分	答申(案)は、現行の事業形態やビジネス
1	野ではアメリカや韓国に遅れを取っている部分も目立ちます。法制度を整備することによっ	モテルの変更を強制する旨の記述はありま
	4	

	て、世界最先端の通信・放送サービスを実現しようとするアプローチはひとつの政策手段として理解できますが、我が国の遅れの原因は法制度上の欠陥に起因するというよりも、むしろ技術戦略やコンテンツ政策、さらに日本企業の国際戦略に問題があるように思われます。 答申案が、世界最先端の通信・放送サービスの実現を目指し、規制緩和を主眼にした内容となっていることについて評価いたしますが、法体系を見直すにあたっては、それにより何を達成するのか、国民生活の向上にどのように資するのかを明確にするとともに、国民が真に望んでいることを汲み上げて、法律に的確に反映させることが重要と考えます。 また、既存事業者に対し、現行の事業形態やビジネスモデルの変更を強制したり、経営基盤を揺るがすものであってはならないと考えます。こうした点に十分留意した上で、法体系の見直しを図るべきと考えます。	せん。
	【株式会社テレビ朝日】	
11	〇市民の参画および情報公開と周知 今回の法律の見直しは、60年間続いてきた枠組みを一本化するというものであり、検討内 容も二転三転した感が強い。しかしながら、その内容のほとんどを、多くの市民は知らないま ま、答申(案)が出されるに至っている。 結果的には、公然を有しない通信コンテンツは法の対象外になったとはいえ、放送や通信 に関する法律は社会に大きな影響を与えるものであることを鑑みると、検討委員会におい て、多様な立場、様々な地域、セクターからの意見を聞く必要があったと感じる。また、審議さ れている情報はいち早く、広く公開するとともに、地域などの格差を生じないようインターネッ ト中継を行うなど、国民に十分周知を行うことが重要だと考える。 【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	ページで公表しており、国民に十分周知を行
12	諸外国の放送法の見直しの現状等を、加筆願いたい。 (1)アメリカ (2)欧州(イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン等) (3)アジア諸国(韓国、中国、シンガポール) 【個人25】	諸外国における通信・放送関係法制については、第19回(平成21年6月15日)の委員会資料3に記載しており、総務省のホームページでご覧になれます。
13	2011 年 7 月 24 日を期限として進行中の地上テレビ放送の完全デジタル化計画にはさまざまな課題が噴出しており、その解決に全力をあげるべきところ、答申案のいう「2010 年という節目」にこだわって拙速に放送のあり方に大きな影響を与える法制化を進めることは、無用の混乱を招きかねない。 【日本民間放送労働組合連合会】	
14	当初提案のあった、放送事業の水平分離化に期待したが、既存の放送事業者についてはその適用がないなど、従来どおりの事業を進める部分が多く、改めて放送の大括り化を行うインセンティブはあまり感じられない。IPTV や CATV など、新しいサービスに関する個別法の	

		立法や既存の有線放送法の改正などを行うことのほうがバランスの取れた法体系ではないかと考える。 ここでいうバランスとは、国外の例にもあるように、憲法で定める表現の自由や知る権利などの趣旨に沿って、市民と権力との関係をも明記したメディアそのものに関する明確な定義を立法し、そのうえで放送や通信にかかわる事業規制法があることが望ましい。すでに、国際条約で歌われているコミュニケーションの権利や、ICT など新しい技術に対する意義をも包含したメディア法の制定は、先進的でより価値のある立法となりうる。また、すでに一部のCATVやローカル放送局、ラジオ放送、インターネットなどを用いた、社会的な表現活動としての市民による番組制作や放送の実践も行われていることに鑑み、パブリックアクセスの導入を具体的に検討する必要があると考える。その際には、いわゆるメディアの二元論から発展し手メディアの三元論的な環境づくりを意識することが重要である。これについては、コミュニティメディアを制度化した各国の事例が参考になると思われるが、日本社会におけるあり方を模索するための調査と研究をもとに、丁寧に検討する必要がある。結論として、情報・通信事業に関する大括り化については、メディアに関する定義づけが行われた後で進めることのほうが、明確な体系を完成させることができると考える。 【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】	
15		○せやから、何で変えるねん? 事業ごとの"縦割り"から機能ごとの"横割り"にする理由、メリットがいまだに明確になっとらへん。デジタル技術の発達などでメディアが激変する中、放送はどうあるべきかといった理念も将来像も見えてこん。 一方、"横割り"にするデメリットは明らかや(項目4. コンテンツ規律で詳述)。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	
16		プロードバンド・ゼロとテレビ放送の完全デジタル化の計画が困難な現状において、早急に 法制度を整備すべき必然性はない。また、答申(案)にいう「世界最速・最安のデジタル・イン フラ上で、世界最先端の通信・放送サービスを実現していくためには、法制についても、他の 先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指すことが適当である」にしては、内容が乏しく、その実現は不可能であり、また行政機構について言及がないのは不適当である。 【メディア総合研究所】	
17	(1)2010年という節目	2010 年という節目に通信・放送の法体系見直しを行うことによって、通信・放送分野のさらなる発展と国際競争力の強化を期待します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
18		"経済・社会の活力を維持し、国民生活をより一層豊かにしていくためには、こうしたインフラ面の整備に加え、整備されたインフラを最大限に活用できる政策を展開することが肝要である。" "法制についても、他の先進諸国に比べて合理的・先進的な内容を目指すことが適当である。"	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。

19		意見:市民の通信. 放送を利用する権利について言及した一文を加えるべきである。上記引用部分("")は、たしかにその通りであるが、通信・放送とも公共財の正確を持つ一種の社会的資源である。しかし、今回の答申の内容全体が、産業側の利益あるいは国家側の管理的発想に貫かれており、市民セクター側が通信. 放送を利用する権利や制度についての言及が皆無に等しい。これはたとえるならば、水資源のような公共財について、産業や行政の権利についてのみ述べ、市民の側の権利に一言も触れない法律を作るようなものである。従って、簡単に言えば国民一人ひとりにとっては、重要な理念を欠くので答申全体を受け入れられないものにする、と言うことができる。 もし、"他の先進諸国"と比べると言うのならば、市民が情報発信に積極的に関与するパブリック. アクセス制度などが先進国水準として、むしろ必要不可欠な制度であるにも関わらず、答申では議論すらされていないのでないかと疑われる。結論として、この項では、市民の通信. 放送を利用する権利について言及した一文を加えるべきである。さらに全体の各項目でも必要に応じて触れるべきなのは言うまでもない。 【個人76】 ・大幅な見直しに2010年は非現実的。 ・執筆過程の問題: 募集宣伝は不十分、前の段階のパブコメは反映させられていない、研究にもどついていない、マルチステークホルダー 協議 なし、など。(浜田 2009 年、『非営利放送とは何か』参照)。今回はぜひパブコメを反映してほしい。	なお、意見招請でいただいたご意見を反映した例として、答申(案)4(1)において、放
			したこと等が挙げられます。
20	(2)現行の法体系	1p24 行目 「・・通信業務用の設備を放送 <u>用</u> に、放送用の設備を通信業務用に」 (1字追加) 【株式会社テレビ信州】	ご指摘のとおり、「・・通信業務用の設備を 放送用に、放送用の設備を通信業務用に」と 修正します。
21		○従来の法体系への認識と評価の提示 従来の法体系、あるいは法律の中で、何が評価されており、何が見直されるべきものとして議論されているのだろうか。ただ既得権益のロジックで動いていないことを知るのに、私たちは議論の中で「なに」が「どのように」評価されて今回の答申に至ったのか、それを見ることでしかできないと思う。 私たちは日常の中で放送も通信も必要としており、その日常の中では常に議論を注視していくことはほとんど不可能である。答申はその意味でも重要な指標となるので、ぜひ明確に提示できる点はオープンにして、そしてわかりやすくしてほしい。新たな法に対する十分な信頼	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。

I		が将来の国内産業や子どもたちの育成にも大いに影響してくることだと私は思う。	
		【個人47】	
22		デジタル化、ブロードバンド化の進展によって、新たなサービス等の利用を可能とするため	答申(案)4(2)②において、放送関連四
		に、現行の放送法を含むすべて関連法を包括化する必然性はなく、無理な包括化によって、	法の集約・大括り化に当たっては、これまで
		これまで「放送」が果たしてきた機能・役割が損なわれることを懸念する。	の放送が果たしてきた機能・役割が、適切に
			確保・発揮されるようにすべきであるとしてい
			ます。
		デジタル化により通信設備を放送設備へ、放送設備を通信設備へ活用する将来展望を示	「デジタル化により」以下のご指摘につい
		しているが放送の基盤である電波の伝送量の拡大と通信の伝送量の拡大を同列に論じる事	ては、今般の答申(案)に対する参考意見と
		には無理がある。圧縮技術の進展は同じく寄与するが、光ファイバーの本数を自由に拡大で	して承ります。
		きる通信と有限希少の電波とでは伝送量拡大の規模が違う。	
		【札幌テレビ放送株式会社】	
23	(3)見直しに当たっての3つ	「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」という3つの視点で法体系の大括りを行うこと	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	の視点と5つの目的	について賛成します。	ます。
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
24		5つの目的の「③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整	
		備」について、民放事業者はデジタル化に取り組む一方で、将来に向け生き残りをかけた経	
		営努力を続けており、経営の選択肢を拡大する方向性が示されたことについて評価いたしま	
		す。	
		【株式会社テレビ朝日】	
25		放送、通信について複数の法律で構成される現行の法体系を、「伝送設備」、「伝送サービ	
		ス」、「コンテンツ」という3つの視点から見直しを行うこと、及び、見直しにあたって、	
		① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化	
		② 情報の自由な流通の促進	
		③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備	
		④ 情報通信の安全性・信頼性の確保	
		⑤ 利用者・受信者の利益の保護	
		という5つの目的の実現を重視することに賛同致します。	
		【スカパーJSAT株式会社】	
26		当社をはじめ多くのケーブルテレビ事業者は既に地上デジタル放送及び BS デジタル放送	
		の再送信、多チャンネル放送等の放送サービスや高速インターネット、固定電話サービス等	
		の通信サービスの提供を同一伝送路で行っており、更にビデオオンデマンドのような放送と	
		通信が融合されたサービスの提供も行っている。	
		現在はそれぞれのサービスごとに異なる規制環境があり手続きの重複も多いため、規制	
		緩和及び制度の簡略化を前提とした制度の大括り化や迅速かつ柔軟な事業展開の促進を	
		目的とする制度の整備には賛同する。	

	【株式会社ジュピターテレコム】	
27	2010 年代に入ろうとしている今だから見直しを図るのか、それは、時代のニーズにこたえ	
	た法体系が求められているからでしょう。	
	確かに現在の通信・放送の法体系は分かりにくく複雑に入り組んでいます。それを 3 つの	
	視点と5つの目的で整理するというのは画期的だと思います。	
	【個人1】	
28	消費者保護の観点が、答申の中に明文化されたことはいいと思う。	
	【個人14】【個人19】	
29	5つの目的として述べられているうちの、「③迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	択肢を拡大する制度の整備」に関して、賛成する。一方で、この 5 つの目的を事業者側に強	ます。
	制することは、避けるべきである。新たな法体系においても、我が国における放送・通信の各	「一方で」以下のご指摘については、総務
	事業がそれぞれ持っている社会的機能やこれまでの歴史的経緯といった背景に対する十分	省において今後の検討の参考とすることが
	な配慮が必要であり、今回の法体系の見直しが、そのような背景と整合性の取れたものとな	適当と考えます。
	るよう要望する。	
	【株式会社テレビ東京】	
30	新たな法体系において、経営の選択肢を拡大する方向性を歓迎する。ただし、新たな法体	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	系が既存の事業形態やビジネスモデルの変更を強制しないことが大前提であり、国民・利用	ます。
	者および関係事業者等に無用の混乱を及ぼさないためにも、この趣旨を答申に明記してい	なお、答申(案)では、既存の事業形態や
	ただくよう要望する。	ビジネスモデルの変更を強制する旨の記述
	【社団法人日本民間放送連盟】	はなく、この点は、あえて答申で明記するま
		でもないものと考えます。
31	新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律対象の大括り化を図り、伝	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	送設備規律における電波利用の柔軟化等やコンテンツ規律における表現の自由享有基準	ます。
	の緩和等のように、規律を緩和する方向で既存の法律を再編成することに賛成します。その	なお、答申(案)では、既存の事業形態や
	際には、事業の継続性が担保されるよう併せて検討して頂きたいと考えます。	ビジネスモデルの変更を強制する旨の記述
	【KDDI株式会社】	はありません。
32	「① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化」を目的と	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	することに賛同します。例えば、利用者に対して「多チャンネル有料放送サービス」を提供する	ます。
	事業者に対しては同様の規律が適用されるよう、放送関連四法の制度の集約・大括り化が	「例えば」以下については、総務省におい
	図られることを希望します。合わせて、いわゆる IP マルチキャスト放送の著作権法における	て今後の検討の参考とすることが適当と考え
	解釈が、今回の法体系見直しと齟齬ないよう望みます。	ます。
	【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】	
33	従来、同様のサービスであっても異なる規律が適用されていたことについて、制度の集約	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	化・大括り化がされることについては賛成です。	ます。
	しかしながら、同様のサービスであっても長年、運用してきた形態が異なることが往々にし	「しかしながら」以下については、総務省に
	てあると思われるために、詳細に実態の調査把握を行い、利用者・受信者の利益が完全に	おいて今後の検討の参考とすることが適当と
•		

	保護されることを前提に、規律の制定を行っていただきたいと考えます。	考えます。
	【大分ケーブルテレコム株式会社】	# + / - /
34	(意見)	答申(案)1(3)において、法体系見直しの
	法体系見直しによって目指すべき最終的な目標を明確に示すとともに、その目標の一つと	5つの目的を明記しています。
	して、情報通信産業の振興や我が国産業の国際競争力の強化を掲げるべきと考えます。	「情報通信産業の振興」につきましては、こ
	(理由)	のうち、「迅速かつ柔軟な事業展開を促進
	① この見直し実現すべき事項を明確化することが不可欠ですが、現在の答申(案)では抜	し、経営の選択肢を拡大する制度の整備」で
	本的改正を基礎付けるための最終目標が必ずしも明確になっていません。	具体化されているものと考えます。
	② さらに、諸外国で通信・放送の融合やメディアの再編が急速に進展している中で、日本だ	また、「我が国産業の国際競争力の強化」
	けが取り残される危険性も存在し、情報通信産業の国際競争力の強化は喫緊の課題であ	につきましては、答申(案)2(1)において「電
	ります。したがって、通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際	波利用の柔軟化」を行う際の重要な視点とし
	競争力の強化を含む産業振興が目的であることを明確に位置づけるべきと考えます。	ています。
	【楽天株式会社】	
35	見直しにあたって挙げられている五つの目的には、現行の放送法第一条で明記している	答申(案)4(2)②において、放送関連四
	「表現の自由の確保」や「健全な民主主義の発達」が含まれていない。「情報の自由な流通」	法の集約・大括り化に当たっては、地域社会
	や「迅速かつ柔軟な事業展開」などと産業振興的な側面ばかりが強調され、通信・放送の文	の文化の維持発展などに寄与してきた放送
	化に果たす役割をないがしろにしている。	の機能・役割が、適切に確保・発揮されるよ
	【日本民間放送労働組合連合会】	うにすべきであり、そのためには、それを的
36	5つの目的については、言論・表現機関としての放送を扱う際にもっとも重要な表現の自由	確に捉えている放送法の目的の規定をベー
	の確保という視点や災害時のライフライン・地域文化の発展といった、現在の放送が担ってい	スとすることが適当であるとしています。
	る役割への言及が欠けている。また、項目のみが列挙され、それぞれについての説明がない	なお、答申(案)4(2)②に放送番組編集
	ため、論拠たりえていない。	の自由についての記述を追加します。
	【メディア総合研究所】	
37	答申ではその「5つの目的」にみられるように産業振興の面が重視されているが、法体系	答申(案)4(2)②において、地域社会の
	の見直しに当たり地域社会に必要な基幹放送機能が確保されるようにすべきである。	文化の維持発展などに寄与してきた放送の
	【北日本放送株式会社】	機能・役割が、放送関連四法の集約・大括り
		化に当たって適切に確保・発揮されるように
		すべきとしているところです。
38	○法体系見直しの必要性	今般の答申(案)に対する参考意見として
	デジタル化・ブロードバンド化が進む中、法体系の整備を進めること事態は理解できる。し	承ります。
	かし、本検討は「放送・通信分野の相互参入と競争の促進」「国際競争力の強化」を図る観点	
	から検討が始められたものであり、法体系の見直しの目的が容認できない。	
	放送や通信といったインフラは現在、電気や水道と同等に生活基盤として人々の暮らしに	
	欠かせないものとなっている。「国際競争力の強化」を図る以前に、デジタル時代にどのよう	
	なメディア政策を実現すれば人々が文化的で豊かな暮らしに結びつくのかを議論すべきであ	
l I		l

		_
	る。 集約・多く新しく法体系を見直すにあたって、諸外国同様、レイヤー化(水平分離)を行うことには賛成である。ただし、それはあくまでも、既得権益化し、硬直したメディア環境を変化し、新規参入を促すために必要な措置であり、メディアおよびコミュニケーションの多様性を確保することが目的とされなければならない。したがって、5つの目的のうち、「(3)迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備」との記述は見直し、放送や通信の公正性を確保しつつ、多様な立場の事業者が参入し、多様な経営展開を行えるように整備するとの内容に変更すべきである。	
39	目的の6つ目の項目として、⑥通信・放送に市民が参加する権利の確保を明記すること。 答申を通じて、一般市民の立場は消費者であったり、受信者であったりいろいろだが、総じて受動的な立場に置かれていると言わざるを得ない。これは決して民主主義先進国の考え方ではない。目的⑤では不十分である。	
40	【個人76】 「利用者・受信者の利益の保護」ということに加えて、「障害者を含むすべての人が等しく利用(受信・送信)できる通信・放送の確立」という目的を含むべきである。 わが国が署名している「障害者の権利に関する条約」においては、情報通信によって情報を知る権利、コミュニケーションを行う権利が規定されている。わが国が世界最先端の通信・放送サービスを実現していくためには、新たな法体系にこの目的を欠くことはできない。われわれが望むのは、通信と放送のアクセシビリティをすべての人に保障する新たな法体系である。	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。
41	【障害者放送協議会】 デジタル化、ブロードバンド化の普及と達成をはかるためには、そのインフラの双方向性という性質から見ても、障害者を含む受信者・利用者が放送通信のサービスに広く参加できることが前提にあり、法体系の見直しに向けても、広く障害者を含む受信者・利用者の観点を含めることが重要である。 法体系のあり方を検討していく審議会、またはその部会、検討委員会には、障害者を含む受信者・利用者を広く参加させるべきである。 また新たな法体系の下では、放送・通信のアクセシビリティに関する常設の委員会を設け、広く障害者を含む受信者・利用者の参加を保障すべきである。 【障害者放送協議会】	
42	③迅速かつ柔軟な事業環境を促進する上では、「公正競争の促進」を加えることを要望する。 前回検討するべき事項として電気通信事業法の「公正な競争の促進」が上げられていたが 今回はふれられていない。巷では放送サービスも含めた3サービス又は4サービスの競争が	

	展開されている状況の中、公正競争の促進は通信のみでない情報通信法体系の課題と理解する。 現在の電気通信事業法は競争環境の進展により事後規制となっているが、その事業が継続的役務提供であるためドミナントに限り事前規制を行っている。この規制を継続することは勿論、競争環境が発生している放送分野でも適用していくことが「利用者・受益者の利益の保護」を実現すると考える。	公正競争確保に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。
43	公正競争の確保は、消費者ニーズに応じた健全な競争が行われることにより産業の発展 及び消費者利益の向上を両立させるための根本原理であり、通信・放送の総合的な法体系 について見直しを図る際には欠かせない視点と考えます。 例えば、特定市場において支配的な地位を有する事業者(以下、「ドミナント事業者」とい う。)が密接に関連する他市場にもその市場支配力を及ぼし競争環境を歪める行為を事前規 制として整備することについて、今回の検討において議論が尽くされていないものと考えま す。このように公正競争が確保されないまま法整備がなされた場合、産業発展を阻害するば かりか消費者利益を損なう結果となることから、公正競争を答申の法体系の大括り化の目的 として掲げるとともにドミナント事業者への規制についても再度議論し、通信・放送の新たな 法体系に盛り込むことが必要と考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
44	五つの目的として、⑤利用者・受信者の利益の保護があげられているが、これはあくまで、 日本国籍をもち、日本国民の主権を尊重する者であることが前提とすべきである。昨今、日 本人を貶め、歪んだ歴史観をもって不当に日本と他国の関係を歪曲する動きが目に付くが、 そもそも日本人のための法体系であることを強く打ち出すべき、さもなくば高度に発達した放 送技術が反日勢力に利用され、大いなる不幸がおとづれることあは明白である。 【個人29】	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。
45	通信と放送はこれまでまったく別の法律で管理されており、それを一つの法律で管理するということになった歴史的背景などの解説をしていただけると、より理解が深まると思うので、記載をお願いしたいと思います。これから一般市民も発信者となる可能性があるわけですから、十分に理解しておきたいことです。 【個人24】	法体系の見直しの背景や必要性については、答申(案)1のとおりです。
46	見直しに当たっての3つの視点は「水平分離」至上主義的な発想であり、その必然性や現行制度のデメリットについての記載がなく、根拠が不明である。 【メディア総合研究所】	
47	答申案では、なぜ「総合的な法体系」である必要があるのか、なぜ「伝送設備」「伝送サービス」「コンテンツ」という三つの視点から現行の法体系を見直すのか、未だ十分な説明がされていない。	

	【日本民間放送労働組合連合会】	
48	デジタル化・ブロードバンド化が進む中、法体系の整備を進めることは必要かと思います	
	が、論点として、なぜ「伝送設備」「伝送サービス」「コンテンツ」という三つの視点から現行の	
	法体系を見直すのか説明が不十分であると思います。	
	【個人77】	
49	「国際競争力の強化」という産業振興的な側面の観点だけではなく、	今般の答申(案)に対する参考意見として
	「市民の知る権利の向上」、「表現の自由の確保」、「パブリックアクセスの導入」などデジタ	承ります。
	ル時代にどのようなメディア政策を実現すれば通信・放送が文化に果たす役割が向上するの	
	かを今一度根本的に再検討する必要があるのではと考えます。	
	【個人77】	
50	·世界銀行政策ガイドブック(Buckley et al. 2008)では	今般の答申(案)に対する参考意見として
	(1)「政府および企業の圧力を受けない効果的かつ責任能力(accountability)のある独立行	承ります。
	政機関の設立」	
	(2)「メディアで政府関係者に対する批評を可能に」	
	(3)「非営利(コミュニティ)放送などを通じた多様化と市民の声の推進」という3つの主要なメ	
	ディア政策改革を推奨している。	
	・「情報の自由な流通」⇒「個人とコミュニティのコミュニケートする権利」(様々な国際契約や	
	憲法で保証されているもの)	
	・「利用者/視聴者の営利」⇒「多様なニーズを持つ市民の公益」	
	・市民は利用者/視聴者だけではなく、コンテンツとサービスの提供者ででもある「送り手」で	
	でもあることを意識してほしい。	
	【個人61】	
51	通信・放送の総合的な法体系を考えていくにあたって、1(3)に掲げられている5つの目的	政府において今後の検討の参考とするこ
	の中の②情報の自由な流通の促進や、⑤利用者・受信者の利益の保護とも関わることです	とが適当と考えます。
	が、放送コンテンツと通信コンテンツという垣根なく、コンテンツが利用可能になることが望ま	
	れていると思われますので、著作権や著作隣接権等の問題をクリアした何らかの枠組みが	
	構築されるべく検討がなされることが必要であると考えます。	
	【ヤフ一株式会社】	

2. 伝送設備規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	伝送設備規律の見直しについて、電波利用の柔軟化、民間の創意工夫を生かした新技術	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		導入の促進、迅速な新サービス・新製品の導入の促進、電波を安心して利用できる環境を整	ます。
		備するための制度が創設されることにより、情報の自由な流通、迅速かつ柔軟な事業展開の	
		促進が可能となることから、賛成いたします。	
		【KDDI株式会社】	
2		答申案で提案されている、電波利用の柔軟化、ホワイトスペースの活用、及び免許不要局	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		の範囲の見直し等の施策は、わが国産業の国際競争力を強化する観点から重要であり、早	ます。なお、ご指摘については、総務省にお
		期実現を期待する。なお、具体的な検討においては、電波の有効・公平な利用の観点を踏ま	いて今後の検討の参考とすることが適当と
		え、将来の新たなサービス展開や技術革新などに柔軟に対応できるよう配慮すべきである。	考えます。
		【社団法人日本経済団体連合会】	
3		伝送設備規律については、今後も検討を進める中で見直しをすべき事項が新たに提案さ	ご指摘については、総務省において今後
		れることも予想されるため、本答申(案)の事項に限定されることなく、必要に応じて更なる規	の検討の参考とすることが適当と考えます。
		制緩和についても、広く検討を進めていただくことを要望致します。	
		【スカパーJSAT株式会社】	
4		「周波数再編アクションプラン」のように周波数の有効利用が考慮される電波利用手続きに	総務省において、ご意見を踏まえて今後も
		よって、今後も新技術の導入促進し、新規事業者の競争を促進するような周波数割当てを要	新技術の導入を促進し、新規事業者の競争
		望します。	を促進するような周波数割当てを行うことが
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
5		有線電気通信の秩序を確保するため、現行の規律を基本とすることについて賛同いたしま	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		す。また、合理化の観点から、届出対象設備の更なる限定化、手続きの簡素化を図ることを	ます。なお、ご指摘については、総務省にお
		要望いたします。	いて今後の検討の参考とすることが適当と
		【電気事業連合会】	
6	(1)電波利用の柔軟化	社会が高度情報化し、電波が非常に広範囲に利用されていること、放送、通信の両業種	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		についても従来にない新しいビジネス展開が模索されていることから、柔軟化は高く評価でき	ます。
		る。	
		【株式会社毎日放送】 	•
7		答申案において「電波利用の柔軟化」「ホワイトスペースの活用」に関して示された方向性	
		については、事業者の迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、その結果として利用者利益に資	
		するものであることから、早期に制度化されることを期待します。	
		また、今後も引き続き、電波利用の柔軟化や無線局に係る手続きの見直しについて検討	
		を行うことで、利用者利益をより一層増進していくべきと考えます。	
		【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
8		通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度の整備は、経営の選択肢を広げるも	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え

	ので妥当である。また、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けしないことを法律 に明記すべきである。 【山形放送株式会社】	ます。電波利用の柔軟化にあたっては、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けない法制度とすることが適当と考えます。
9	電波利用の柔軟化やホワイトスペースの活用について、放送の公共性に鑑み、本来の目的や業務をないがしろにしたり、影響を与えたりすることのないよう配慮が必要である旨の記述がありますが、今後の法制化にあたっても、この趣旨が法律に明確に規定され、担保されるよう要望します。 用途変更による混信の発生など、国民、視聴者のへの悪影響を回避することはもちろんのこと、免許をすでに取得し、実際に運用している事業者が主体的・自律的に関与できることが必要と考えます。 【株式会社フジテレビジョン】	電波利用の柔軟化にあたっては、電気通信事業や放送は、固有の公共的役割を有するものであり、一の無線局で複数の目的に電波を利用可能にするとしても、答申(案)2(1)①のとおり、「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用することのないように制度を設計することが必要であると考えます。また、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けない法制度とすることが適当であると考えます。
10	電波の柔軟な利用に関しては評価するが、それが義務付けられたり、本来の放送業務に 影響がでるようなことにならないことを要望する。 【株式会社山梨放送】	また、ホワイトスペースの活用にあたっては、答申(案)2(1)②のとおり、無線局の既存業務に影響を与えることのないよう、総務省において十分な技術的検証を行うことが適当であると考えます。
11	無線技術等を用い消費者のニーズにきめ細かく応えようとするサービスなどの分野で、各国間の競争が激化しつつある。 このため、産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、具体的には、以下のような制度見直しが必要である。 〈イノベーション促進に係る制度設計の具体例〉 一電波の二次利用の促進 割り当てられた周波数のうち、時間帯・エリアの別、若しくは技術進歩などによって余裕の生まれつつある帯域や出力が小さく干渉・妨害の可能性の少ない電波を、他の事業者との共用や貸与に供することができるような制度の導入、規制の緩和などにより、新たなビジネスの創出を促進する。 一電波の用途規制の大括り化 免許時における利用目的の大括り化と免許後の利用目的の変更の手続きの簡素化によって、割り当てられた周波数帯域の用途制限を事実上緩和することを通じ、無線技術を活用した関連ビジネスの幅を広げ、新たなビジネスの創出を促進する。 【経済産業省】	我が国産業の国際競争力を強化する視点からも、電波の有効利用の促進は重要であると考えます。 このため、放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数を活用するため技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、制度整備を行うことや、制度の大括り化の一環として、一の無線局を通信・放送双方の目的に利用可能とするとともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とすることが適当であると考えます。

12

デジタル技術の発展. 通信・放送の融合・連携の進展に伴い. 情報通信社会の構造は急 速に変化しており、今後どのような新技術・新サービスが創出されるかを、あらかじめ正確に | ることが適当と考えます。 予測することは困難である。また、国際社会の中で我が国の競争力を強化していくことが重 要である。

したがって、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とす るような法体系の整備が望まれる。

このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

答申(案)1.(3)に「①同様のサービスには同様の規律が適用されるよう.制度の集約・大 括り化」が目的として掲げられており、その早期実現を期待する。

具体的には、通信・放送等のサービス提供形態や、有線・無線等のサービス伝送方法によ らず、情報流通に果たす機能毎にできるだけ規制対象を大括りに捉えた上で、事業免許など の用途目的を柔軟に適用可能とする制度の導入を要望する。(事業免許等の類似サービス に対する包括的適用)

答申(案)1.(3)に「②情報の自由な流通の促進」「③迅速かつ柔軟な事業展開を促進し. 経営の選択肢を拡大する制度の整備」が目的として掲げられているが、その実現方法とし て. 以下の制度整備が望まれる。

事業免許等の二次利用:

適切な免許条件の管理・遵守を前提として、他のサービス事業者の二次利用を促すような 制度の導入を要望する。

事業免許のモラトリアム制度(試行期間制度):

最新技術の導入、事業性検証、既存サービスとの整合性調整など、サービス開始時点で「ローバルな動向を踏まえたものであることが は将来イメージの予測が困難なことがあり、当初の免許条件・規制範囲とサービス内容との 不整合が発生する可能性がある。このような場合でも新技術・新サービスの創出を促すため に、期限付きの試行免許の付与を行い、各種整合性を検証した上で正式な事業免許に移行 するような制度の導入を要望する。

【社団法人電子情報技術産業協会】

電波利用の目的・区分、電波利用手続きについては、技術革新の促進、サービス利用目 的の柔軟な設定や、多様な業種からの事業者の参入を促すような法体系の整備が望まれ

このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

答申(案)2.の「(1)雷波利用の季軟化」については、具体的に以下の検討を要望する。

総務省において、今後の検討の参考とす

なお、個別の論点については、以下の通り

電波利用目的の包括的適用については、 今般の答申(案)では、一の無線局を通信・ 放送双方の目的に利用可能とするとともに、 免許を受けた後に、許可を受けて目的を変 更することを可能とする免許制度の整備を行 うことを提言しています。

電波二次利用制度については、既に災害 の場合や他の無線局の運用に混信その他 の妨害を与えず電波の能率的な利用に資す る場合に免許人等以外の者に運用させるこ とを可能とする制度が設けられており、これ らの制度の活用が期待されます。

無線局免許のモラトリアム制度について は、既に実験等無線局制度により電波の利 用の効率性に関する試験や電波の利用の 需要に関する調査を行うことが可能となって おり、今後同制度の円滑な運用を図っていく ことが重要と考えます。

技術基準については、各国毎の電波の利 用状況等を反映したものであるとともに、グ 重要であると考えます。

13

電波利用の柔軟化に関して「グローバルマーケットの動向も踏まえ,我が国産業の国際競争力を強化する視点が重要である」とある。技術基準においても、他国に比して厳格な基準を設定することにより端末や局設備の製造コストの大幅な増加を招くことのないよう、グローバルな基準との整合をとることが適当である。

電波利用目的の包括的適用:

無線局免許の申請時における、利用目的の大括りと、免許後の利用目的変更を可能とする制度の整備が答申(案)に掲げられているが、その早期実現を期待する。

例えば、主たる電波利用目的で運用する中で、一時的に周波数の未利用帯域が有る場合 にそれを活用する制度が考えられる。

電波二次利用制度:

多様な事業者の参入を促すような市場メカニズムに基づく二次利用制度が望まれる。具体的なモデルとしては、管理権を保持した状態での電波使用権を付与するリース制度の導入が考えられる。(免許条件の遵守責任が管理権者にある場合、あるいは使用権者にある場合が考えられる。)

また、二次利用制度のひとつとして短期的な無線局需要に対応する短期リースを可能とすれば、災害地域への適用や、地域の重要イベントへの適用などが容易になると考えられる。

無線局免許のモラトリアム制度(試行期間制度):

現在,無線技術および無線サービスの検証を目的とする実験無線局免許の制度があり, 事業の先行開発において活用されている。これをさらに発展させ,サービス事業用の試行的な(試行期間条件付の)無線局免許を柔軟に付与し,相当の検証を経てから簡便な手続きによって正式な免許に移行するようなモラトリアム制度の導入を要望する。

相当の検証とは、サービスに最適と考えられる技術基準の検証、既存サービスとの整合性の検証、後発的に導入される各種規制(コンテンツ関連の規制なども含む)との整合性の検証などであり、総合的に事業性や社会適合性を判断するための事後検証を行なうものである。

【社団法人電子情報技術産業協会】

○電波利用の柔軟化とインターネットとの融合

インターネットは双方向の情報交換方法として利点が多く有りますが、近年のインターネッ 承ります。 ト放送ではそのトラフィックが問題になっています。

一方、従来放送は双方向性は有りませんがコンテンツの大量配布に有利です。

度々これらの融合が試みられておりますが、インターネット側の事業者は零細なベンチャーが多く採算性が厳しいのが現状です。

今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。

14

 			
		【個人46】	
15	①電波利用の柔軟化	電波利用の柔軟化に賛成します。 通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局免許制度を整備することに賛成します。 また、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することが可能とする制度の整備にも 賛成します。 その際、通信と放送の免許申請にかかる様式の統一化、手続きの簡素化を強く要望します。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
16		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】 通信・放送両用免許制度の整備にあたっては、免許取得後の登録点検結果報告など手続きが煩雑(通信用、放送用で別々に報告が必要になるなど)にならないようお願いしたい。 【株式会社福岡放送】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
17		「通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度」を整備するにあたり、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしない」としている点について、放送事業者が割り当てられた周波数を自らの意思で通信など他目的に利用することを可能にするとともに、第三者への貸し出し義務は課されないということであり、経営の選択肢を広げる規制緩和として適切と考えます。 ついては他目的利用を放送事業者が自律的に決められることを制度上保障するため、答申案の趣旨を法律で規定すべきと考えます。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。電波利用の柔軟化にあたっては、答申(案)2(1)①のとおり、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けない法制度とすることが適当と考えます。
18		【株式会社テレビ朝日】 通信および放送の両用の無線局の開設を可能とする制度の整備において、放送事業者に対し、本来の目的である放送以外の他の目的への利用を義務付けないことを法律上で明記して頂きたい。 【中京テレビ放送株式会社】	
19		「電波利用の柔軟化」が、真に放送事業者の経営の選択肢の多様化に寄与するべく、新たな法制度において運用されることを要望する。そのためには、与えられた周波数帯域における電波利用を、放送事業者が自らの意思において自律的に決められる事が重要であり、そのような意味からも、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当」との記述が、新たな法体系の中において、法律上の文言として担保されることが必要と考える。 【株式会社テレビ東京】	
20		「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当」との記述は、無線局の免許人が割り当てられた周波数を自らの意志で他の目的に利用できるようにすることを明記したものである。放送事業者の経営の選択肢を拡大するには、他目的利用を放送事業者が自律的に決められることを制度上で保障する必要があり、したがって、この	-

_		_
	答申案の記述の趣旨を法律レベルで明確に担保するよう要望する。	
	【社団法人日本民間放送連盟】	
21	電波利用の柔軟化については、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるも	
	のとはしないことが適当」という答申(案)の考え方に賛成するとともに、今後の制度整備にあ	
	たって、無線局の他目的利用は当該無線局の免許人の自発的な意思により行われることを	
	明確にされるよう要望します。	
	【日本放送協会】	
22	「通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備する」場合において	制度整備にあたっては、総務省において
	は、「『本来の目的』をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用することのない	ご指摘の点に十分留意することが適当と考
	よう、制度を設計することが必要である」点に十分に留意することが、肝要であると考える。	えます。
	【株式会社文化放送】	
23	「他の目的への利用を義務づけるものとしないこと」は適当である。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	「「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみ無線局を利用することのないよう、	ます。
	制度設計をすることが必要。」とあるが、具体的にどのような場合に「本来の目的」をないがし	なお、ご指摘の点については、答申(案)に
	ろにしたことになるのか?例えば伝送設備規律として帯域の使い方を規律するのか、或いは	も記載のあるとおり、固有の公共的役割を有
	コンテンツ規律になるのか不明。今後の制度設計に当たっては地上放送の理念を遵守する	する電気通信業務や放送目的の無線局を他
	ことを明記し、又、実際の具体化では放送事業者の考え方や意見を尊重して制度に反映させ	の目的のためにのみに利用することは、「本
	るべき。	来の目的」をないがしろにしたことになると考
	【讀賣テレビ放送株式会社】	
24	当社でも通信・放送の利用区分等にとらわれないサービス等の提供について、今後も積極	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	的な検討を進めていくため、柔軟な電波利用を可能とする制度・利用手続きの確立について	ます。
	賛同する。	なお、電波の有効利用の観点からは、電
	なお、一般的な用途変更の柔軟性とは表裏一体の問題として、既存の電波免許人が確保	波の既得権化は好ましくないものと考えま
	した帯域を既得権化することを排除し、新規参入が容易な制度を要望する。	す。
	また、現在の法体系においては、電波同士の干渉即ち無線局または受信設備間の干渉に	無線局から有線系の送受信設備に対する
	ついての規定はあるものの、無線局から有線上の送受信設備に対する影響(干渉)を与える	影響に係るご指摘については、総務省にお
	ことについての概念がなく、ケーブルテレビ事業者は現状においても利用不可能な帯域が生	いて今後の検討の参考とすることが適当と
	じるなどの問題が発生していることから、新しい法体系では無線局から有線上の機器への干	考えます。
	渉についても規律を定めるよう要望する。	
	【株式会社ジュピターテレコム】	
25	放送は、国民生活への影響が大きいことから、地上テレビ放送事業者は、社会的使命を自	総務省において今後の検討の参考とする
	覚し、その責務を果たしてきた。	ことが適当であると考えます。
	電波利用の柔軟化をすすめるにあたっては、放送と通信の社会的機能を十分に踏まえた	
	上で、国民生活に影響がないように制度を整備していただきたい。	
	【株式会社熊本県民テレビ】	.

26		1. 電波の柔軟化 本答申(案)では、放送免許事業者が、放送免許を取得した帯域を利用して、通信事業などを行えるよう規制が緩和される。しかし、デジタル化するとは言え、電波が有限希少であることに変わりはなく、公共性の観点からも、慎重な検討が求められる。	
		【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
27		○電波利用の柔軟化について 電波利用の柔軟化を行う際の視点が、グローバルマーケットの動向を踏まえ、産業の国際 競争力を強化することが重要であると述べられています。しかし、電波は公共のインフラであ り、道路や水道、電気などと同じようにもはや生活に必須のものであると思われます。したが って、電波利用の柔軟化にあたり、配慮が必要なのはまず弱い立場にあるものではないでし ょうか。具体的には子供や、女性、障害者など様々なマイノリティ集団があげられると思いま す。それらに対する配慮を行わずに競争力のみを重点としてしまっては、今後電波利用によ る社会的排除が起こる可能性が考えられるため、弱者への配慮をもう一度考えていただきた いと思います。	
		【個人24】	
28		無線局の利用はこれまで認可企業の裁量にゆだねられる所が大きく、市民の知る権利、コ	今般の答申(案)に対する参考意見として
		ミュニケーションする権利、自由に表現する権利に正しく資する利用がなされてきませんでした。 目的の多様化は意義あることと思いますが、発信対象や発信主体の多様化も必要と考えます。	承ります。
		ホワイトスペースの有効利用は市民社会、あるいは地域社会の発展にとって、非常に重要な課題と考えます。 既存の実践者(市民メディア、地方自治体など)の好事例を研究し、柔軟で発展的な視野	
		に基づいて法整備をすべきと考えます。	
		【個人67】	
29	②ホワイトスペースの活 用	ホワイトスペースの活用など周波数の有効利用が図られる仕組みを作ることに賛成します。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え ます。
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
30		「ホワイトスペースの活用」については、あくまでも「無線局の既存業務に影響を与えないこと」が重要で、そのための検証は制度的にもしっかり担保されることが必要である事を確認しておきたいと考えます。	ホワイトスペースの活用にあたっては、無線局の既存業務に影響を与えることがないように、総務省において十分な技術的検証を
		【朝日放送株式会社】	
31		新たな電波利用を実現するためとして、ホワイトスペースの活用にむけた制度整備が記されているが、無線局の既存業務に影響を与えることがないように、慎重な検討をお願いした	

32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	

い。

【中京テレビ放送株式会社】

所謂ホワイトスペースの活用にあたっては、その無線局の既存業務に影響を与えないよう、十分な検討がなされることが必要と考える。

【株式会社テレビ新潟放送網】

ホワイトスペースを利用する場合に、あらゆる条件においても既存業務に影響を与えない ことが大前提であり、制度的な担保と厳格な運用が必要と考える。

【株式会社文化放送】

放送の本来の業務に影響や不利益が生じないように制度整備をしていただきたい。

【株式会社熊本県民テレビ】

放送の担う高い公共性に鑑みると、ホワイトスペースの利用にあっては、混信などの障害 を起こすことのないよう、十分な技術的検証が不可欠である。

【株式会社毎日放送】

「無線局の既存業務に影響を与えない範囲で」とされたことを担保するため、放送を干渉妨害から十分保護するよう、制度設計にあたって慎重な配慮が不可欠と考えます。

【株式会社テレビ朝日】

いわゆる「ホワイトスペース」を活用するための技術的検証にあたっては、既存の一次業務を干渉妨害から十分に保護することを大前提としなければならない。

特に地上テレビ放送用周波数については、放送業務が将来にわたり安定的に遂行され、 国民視聴者の新たなニーズに応えるためのデジタル放送サービスの発展・進化が阻害され ないよう、長期的な視点から極めて慎重な取り扱いが求められるものである。技術的検証に あたっては、放送業務の既存システムを十分保護するだけでなく、答申案に明記された、放 送の機能・役割を将来にわたり維持するという重要な視座を欠くことのないよう慎重な配慮を 要望する。

【社団法人日本民間放送連盟】

既存無線局の業務に影響を与えないよう、具体的なニーズ、利用形態、技術的検証を十分踏まえ、技術基準の策定等の制度整備が行なわれることを要望いたします。

【電気事業連合会】

いわゆる「ホワイトスペース」の活用は、既存の一次業務に干渉妨害を与えるものであってはならない。また、将来既存の一次業務がエリアの見直しやシステムを拡張する場合、これを阻害するものであってはならない。

ホワイトスペースを新規利用する無線局は一定の管理下において運用されるべきであり、 その利用状況は管理把握されるべきである。

従って、今後の制度整備においては、上記内容を踏まえ関係者間で十分かつ慎重な検討を 行なうべきである。

今後、周波数が一層ひっ迫する中で、既存の周波数を活用することが極めて重要であることから、無線局の既存業務に影響を与えない範囲で、ホワイトスペースを活用するため、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件について十分な検討をすることが適当と考えます。

また、ご指摘のとおり、放送の機能・役割が将来にわたり適切に確保されることが重要であると認識しています。

		【日本テレビ放送網株式会社】	
40		ホワイトスペースの活用にあたって関係者による技術的検証の場を立ち上げ、その検証結	想定外の障害が発生して、既存放送事業
		果を踏まえた上で、技術基準の策定等の制度整備を行う方向性が示されたたことは、一定の	に影響が及んだ場合の対処について、総務
		評価に値する。	省において検討することが適当と考えます。
		ただし、技術基準を満たしていても想定外の障害が発生する恐れがないとは言い切れな	電波利用料については、法律上少なくとも
		い。万が一、そのような障害(干渉)が発生し、既存放送事業に影響が及んだ場合の対処とし	3年ごとに検討を加えることとされており、今
		て、被干渉事業者に不利益が生じないような措置まで考慮していただきたい。	後もその適正性を確保するため見直していく
		また、ホワイトスペースの活用により、放送用周波数帯域の有効利用が実現できるのであ	ことが適当と考えます。
		れば、電波利用料の見直しも検討に値するのではないか?	
		【株式会社福岡放送】	
41		緊急災害報道など地上放送の地域性を中心とした基幹メディアとしての役割が常に担保さ	ホワイトスペースの活用にあたっては、無
		れること、及び、混信などで放送に影響を与えないことを前提条件とすべき。	線局の既存業務に影響を与えない範囲で、
		上記2-(1)-①同様に、利用を義務付けないことを明記すべき。	その放送の機能・役割が適切に確保される
		【讀賣テレビ放送株式会社】	等の観点から、総務省において十分な技術
			的検証を行った上で制度整備を行うことが適
			当と考えます。
			なお、ホワイトスペースの利用は当該利用
			者の自主的な判断によるものであり、義務付
			けるものではないと考えます。
42		答申(案)には、『いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられて	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		いるが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)を活用す	ます。ホワイトスペースの活用にあたっては、
		るため、関係者による検討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条	答申(案)2(1)②のとおり、関係者による検
		件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を	討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用
		行うことが適当である。』と記載されています。	形態、共用する技術的条件に関する技術的
		電波の有効活用に有意義と考えます。今後の検討や技術基準の策定など推進いただきた	検証を行い、その活用可能性を踏まえ、総務
		いと存じます。	省において技術基準の策定等の制度整備を
		特に、小電力の地域限定のワンセグサービス(市町村レベルあるいはそれ以下の小エリア	行うことが適当と考えます。
		へのサービスを想定)の実現を期待いたします。地域の安心・安全など精密な情報サービス	放送再送信に係るご指摘については、総
		には、自治体やケーブルテレビ局での電波利用が有効と考えています。	務省において今後の検討の参考とすること
		一方、米国のホワイトスペースでは、放送電波の電界強度を検出して、放送電波がないと	が適当と考えます。
		判断すると通信に用いる検討がされていますが、電波干渉の問題があり、慎重な検討が必	
		要と考えます。具体的にはこのような利用がパソコンなどの双方向通信に利用されると、家	
		庭や集合住宅の同軸ケーブル配線への漏えいにより、共聴施設やケーブルテレビによる放	
		送再送信や多チャンネルサービスへの干渉を与える可能性があります。そのように、移動体	
		などの双方向通信に用いることには、放送再送信との干渉が懸念されますので、ホワイトス	
		ペースの利用においても、送信設備の置局の管理や干渉により既存の視聴世帯に障害が起	
	I I		l

	きた場合の対策(費用の補償等)など、今後の制度整備において考慮されたくお願い致しま	
	す。	
	【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】	
43	〇ホワイトスペース	総務省において今後の検討の参考とする
	いわゆるホワイトスペースは、放送に適した電波を活用する観点からも、ビジネス的な用途	ことが適当と考えます。
	を念頭に置くのではなく、市民への配分もふくめ、公共性の観点から議論を行うべきである。	
	また、検討にあたっては、放送・通信業界のみならず、広く一般の人々を議論の中に含める 必要がある。	
	【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
44	デジタル化によって拡大する、いわゆるホワイトスペースの有効活用は重要であり、各地	
	の放送環境をより活性化するための活用が望ましい。その際、レイヤー制度を取り入れたり、	
	パブリックアクセスチャンネルを地域ごとに設置するなどの実験的な取り組みを行ってはどう	
	か。各地の要請に応じた情報発信の場、コミュニケーションスペースとしての活用について、	
	地域の独自性を尊重しつつ、商業主義的な放送や娯楽偏重の電波利用とならないような電 波の活用を必要だと考える。	
	【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】	
45	Oホワイトスペースについて	
	現在、ホワイトスペースでの放送実験などが行われていると思いますが、企業が参入し、	
	IP 通信や、携帯での課金利用の実験などで、利益追求のための実験に偏っているのではな	
	いかと思います。市民がホワイトスペースを使うための方法なども具体的に検討していただき	
	たいと思います。	
	【個人24】	
46		
	されている。	
	【個人61】	
47	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	電波の公共化の概念の中、政府も行政も企業も市民団体も個人も、同じ権利と義務を有する仲間として、共にこの地球環境問題や温暖化、ピークオイルに対応する脱石油文明化、	
	地産地消化、自給自足化、そして食糧自給率の増大、近しい仲間と支え合うコミュニティの再	
	構築、など循環型文明への早急なる移行の必要性を共有していると実感するこの頃です。 その為にも地デジ化に伴う、ホワイトスペースに関しては、ぜひとも市民主導の放送枠を国	
	ての為にも地ナン化に行う、ホワイトスペースに関しては、セロとも市民主導の放送枠を国 民の基本的人権として、確保願いたいと考えます。何故ならば、先に述べた問題に対し、現	
	氏の基本的人権として、確保願いたいと考えまり。何成ならは、元に述べた问題に対し、現 行マスコミが対応しきれていないのは、大多数をしめるスポンサー企業の企業倫理(利益最	
	行々入コミか対応しされていないのは、入多数をしめるスポンサー正来の正来冊壁(利益版 優先)の行き過ぎたグローバリゼーションの弊害が及んでいると考えるからです。ローマクラ	
	愛元)の行き過ぎたグローハリセーションの発音が及んでいると考えるからです。ローマグラ ブが「成長の限界」として発した警告を今の企業家は、無視しています。地球は有限です。	
	ノルリ以文の限が]こして光した言ってつい止未豕は、無忧していまり。地球は有限です。	I

	アメリカでは、電波の使用者である放送局や企業などに対して、法律によって、パブリック・アクセスという時間や施設に関する市民のための権利・ルール作りが出来ています。市民は誰であれ、放送に参加できて自分の見解を表現する自由や設備、スタッフのサポートが保証されています。 日本に於いては、市民の映像表現スキルを向上させ、誰もが自由に放送に参加できるような仕組みづくりが必要であると考えます。 これによって市民は、老齢者や病人、子ども達、など弱者の方々も、有効・有益なメディアを持つことが出来るのです。 またマスコミが取り上げにくいローカルであるが健全で前向きな取組みの紹介(農的コミュ
	ニティ、循環型適正技術、市民と行政と企業の一体的取り組み、等)に光を与えることも出来 ます。 どうか呉々も、この今の判断が後々の世代にとって、多大な影響を与えることを鑑みて、ご 賢察くださるようお願い申し上げます。
	真奈くださるようの願い中し上げます。 【個人69】
48	通信・放送が、市民共有のインフラであるとの理念を明確にしたうえ、具体的には、ホワイトスペースを市民に開放するなどの方策(いわゆるパブリックアクセス)を盛り込む必要があると考える。
49	【個人75】 ホワイトスペースの有効利用は、地域社会の発展において重要なファクターであり、放送に適した電波を活用する観点からも、ビジネス的な用途を念頭に置くのではなく、公共性の観点から議論を行うべきであり、また、検討にあたっては、放送・通信業界のみならず、広く一般の市民を議論の中に含める必要があるのではと考えます。
50	□ ○ホワイトスペース □ ホワイトスペースの活用については、その活用可能性から、技術基準策定プロセスをオープンにさせ、アメリカで行われているように、オークションによって既存の周波数を柔軟に有効活用すべきである。しかし、公共の電波という観点から、一定程度、地域活性化等を目的とする市民参加型のメディアに割り当てるべき余地を設けるべきである。 「個人74」 「一個人74」 「一個人74
51	地上テレビ放送用周波数帯は、今回のデジタル化により370MHz から240MHz に大幅に縮 今後、周波数が一層ひっ迫する中で、既小し、周波数の有効利用に大きな貢献をしたところ。無線局の既存業務に影響を与えない範 存の周波数を活用することが極めて重要で 囲でと条件を付けているが、今の時点で放送用周波数帯でのホワイトスペースの活用は、慎 あることから、無線局の既存業務に影響を与

52 53 54

重な検討を要する。

諸外国と比しても、我が国の地上デジタル放送移行後の地上デジタルテレビ放送用に割り 当てられる周波数帯域は、決して大きくはない。国民視聴者が、地上デジタルテレビ放送の 恩恵を今後十分に享受していくためには、「放送業務」が将来にわたり安定的に運用されるこ とが必須であり、逼迫した電波状況下にある地上デジタルテレビ放送用の周波数を、具体的 なニーズやサービス形態が明らかになっていない別の用途に使用させることを前提とした、 いわゆる「ホワイトスペース」の検討については、極めて慎重であるべきと考える。

ホワイトスペースを検討するに際して、最も重要なことは既存一次業務たる地上デジタルテ レビ放送をその干渉妨害等から保護することである。したがって、仮に純粋に技術的な検討 を行う場合であっても、まずはその保護策の有効性を第一義に検討を行うべきである。

【株式会社テレビ東京】

ホワイトスペースの活用に関しては、利用形態や共用条件などについて専門家による十分 な技術的検証を行った上で慎重に制度整備を行うべきである。

日本ではその地形的特質から、放送を届けるために非常に多くの中継局が開設されてい る。その中には上位に位置する局の放送波を受信して再送信している中継局も数多く存在し ており、二次利用による地上テレビ放送への影響は潜在的で重要な問題となる恐れがある。 また、二次利用による電波が、ブースタを使用している一般家庭やビル・マンションの共聴設 備、CATV 等に、支障を与える事の無いよう十分な検討が必要である。

地上テレビ放送は、既に利用者への重要な情報伝達手段としてその役割を担っており、上 記のような受信環境の変化は、そのサービスを受ける利用者への不利益をもたらすこととな る。このため、地上テレビ放送周波数帯における二次利用については、地上テレビ放送のサ 一ビスについて影響のないよう、慎重に審議されることを希望する。

また放送事業用周波数帯についても、番組伝送や緊急・災害報道などに使用する周波数 が含まれることから、運用に支障の無いよう十分に検討する必要がある。

【株式会社TBSテレビ】

答申(案)では、いわゆるホワイトスペースの活用の検討に当たって「無線局の既存業務に 影響を与えない範囲」であることが前提とされており、そのことは当然のこととして賛成します が、放送に関する「影響」について申し上げれば、現在の業務に支障を与えないことは言うに 及ばず、将来にわたっても支障を与えないことが担保されるべきであると考えます。

放送は、これまで、ラジオからテレビへ、標準テレビからハイビジョンへ、アナログからデジ タルへと、数十年に及ぶスパンでのイノベーションを繰り返してきましたが、これは、イノベー ションのために必要となる周波数帯が確実に確保されていることにより初めて可能となったこ とです。

無線による放送は、不特定多数の受信者に向けた送信という特性を持った無線システム|とおり、将来の放送のイノベーションを阻害し です。この特性を考えると、ホワイトスペースで利用される無線機器が現在あるいは将来の|ないという観点を欠くべきではないと考えま|

えない範囲で、ホワイトスペースを活用する 【札幌テレビ放送株式会社】 ため、具体的なニーズ、利用形態、共用する 技術的条件について十分な検討をすること が適当と考えます。その際には、既存の放送 業務への影響を十分に検討する必要がある と考えます。

> 今後、周波数が一層ひつ迫する中で、既 存の周波数を活用することが極めて重要で あることから、無線局の既存業務に影響を与 えない範囲で、ホワイトスペースを活用する ため、具体的なニーズ、利用形態、共用する 技術的条件について十分な検討をすること が適当と考えます。

> 放送用の周波数帯については、ご指摘の

55		放送業務に支障を与えないことをあらかじめ完全に把握することは現実的には不可能と考えられます。さらに、すでにホワイトスペースの活用に向けた検討が行われている米国や英国とは周波数事情が大きく異なり、日本の地上放送用周波数帯は世界的に見てもすでにかなり他用途利用が進み、逼迫状態にあります。NHKは、将来の放送のイノベーションに向けて基礎レベルからの技術研究を推進していますが、このような日本において、ひとたび放送用周波数帯のホワイトスペースの活用が始められれば、将来の放送技術のイノベーションが阻害され、広く国民が技術革新の成果を享受することが困難になるおそれが大きいと言わざるを得ません。 したがって、少なくとも基本計画の対象となる放送に係る周波数については、仮に現時点で利用可能なホワイトスペースが見出されるとしても、これを他の目的に利用することには極めて慎重な対応が必要であると考えますので、答申(案)にその旨の記述を追加されるとともに、今後の検討に当たってはその点について十分配慮されるよう、強く要望します。なお、答申(案)では、今後の電波需要への対応には、無線局の利用目的の拡大と既存周波数の活用が重要であることが指摘されていますが、これらに加え、新たな周波数の開拓も大変重要と考えますので、この趣旨を答申(案)に追加されるよう要望します。また、答申(案)では、ホワイトスペースの例示として「放送用」の周波数が挙げられていますが、既存周波数の有効利用はどの周波数にも当てはまる問題であり、「放送用など」という例示は削除されるよう要望します。 【日本放送協会】 4p ②ホワイトスペースの活用の 4 行目 「・・、無線局の既存業務に混信等の影響を与えない・・」 (4 字追加)	す。 新たな周波数の開拓については、ご指摘を踏まえ、答申(案)2(1)②「既存の周波数を活用することが」を「新たな周波数の開拓に加え、既存の周波数を活用することが」に修正します。
		【株式会社テレビ信州】	
56	(2)民間の創意工夫を生か した新技術導入の促進	無線技術等を用い消費者のニーズにきめ細かく応えようとするサービスなどの分野で、各国間の競争が激化しつつある。 このため、産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、具体的には、以下のような制度見直しが必要である。	我が国産業の国際競争力を強化する視点からも、電波の有効利用の促進は重要であると考えています。
			モラトリアム制度については、既に実験等無線局制度により電波の利用の効率性に関する試験や電波の利用の需要に関する調査を行うことが可能となっており、今後同制度の円滑な運用を図っていくことが重要と考えます。
57		(主に企業というイメージを持つ)「民間」⇒「ビジネス、教育機関、市民、NPO やコミュニティ	ご指摘の「ビジネス、教育機関、市民、
		26	

		など」 それによって、非営利団体や個人がインターネットの技術やジャンル・コンテンツに大きく貢献してきた事実がはっきりとわかる。 【個人61】	NPO やコミュニティなど」は「民間」に含まれるものと考えます。
	①技術基準策定の提案 制度		
58	②技術基準策定等の計 画の作成・公表制度	電波利用のニーズ等についての調査とその結果に基づく技術基準策定等の計画の作成・公表は、技術基準策定のプロセスをオープンなものとするうえで一定の意義があると考えますが、電波の利用状況調査とニーズ調査の結果だけに依拠すると、技術的な不具合の検討が十分になされず、実情に合わない計画となるおそれもあることから、調査結果だけでなく、ニーズが把握された新たな電波利用の具体的な形態やその技術的な実現可能性、運用上の検証などを多角的に踏まえたうえで、技術的に十分な現実性、合理性を持った計画が作成されるべき旨を答申(案)に追加されるよう要望します。	ご指摘のとおり、技術的に十分な現実性、 合理性を持った計画が作成されるべきと考え ています。 答申(案)は「新しい技術の研究開発の動 向」についても調査を行うこととしており、技 術的な現実性等についてはこの調査等によ り把握すべきと考えています。
59		「新しい技術の研究開発の動向及び電波利用のニーズについてもオープンな形で調査することとし、」とある。調査テーマ選定や、調査プロセスをオープンにすることについては賛同するが、調査結果の公表範囲については調査協力者への配慮が必要である。例えば、新技術の研究開発内容はメーカーの営業機密を含む場合があり、率直な意見を収集するためにも調査内容の開示可否を確認するべきである。 【社団法人電子情報技術産業協会】	ご指摘の調査協力者への配慮については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
	③技術基準策定のプロ セスの柔軟化		
60	④技術基準適合証明制 度の見直し	ソフトウェア無線の導入など新技術に対応するための技術基準適合証明制度の見直しなど法整備を行うことに賛成します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
61		今回の見直し案について、基本的に賛成です。 もとより、無線機器に関する基準認証制度は、電波の混信の防止、無線局の免許手続き の簡素化、特定無線設備を利用する側の負担軽減等の面から、現在、適切に機能している ものと考えていますが、一方、本制度を電波利用技術の進展や社会の電波利用のユーズの 変化、さらに我が国産業の発展と競争力の強化を考慮して、見直していくことも重要と考えて います。 このような視点から今回の見直し案について、意見を申し上げます。 1 技適マークは証明等を取得した特定無線設備を特定するためのものですが、今般の制度の見直しにより、変更前の工事設計に基づき製造された特定無線設備と変更後の工事設計に基づき製造された特定無線設備を同一の技適番号で管理する必要が生じます。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 ご指摘のご意見については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。

		 2 従いまして、登録証明機関としては、このような特定無線設備について、これまでと異なる方法で管理する必要があると考えていますが、国の公示方法についても、利用者はじめ関係者が特定無線設備の変更前の工事設計の内容と、変更後の工事設計の内容が明確に判別できるような工夫をして頂く必要があると考えます。 3 当該見直しは、同一の技適番号で複数の工事設計を管理するという特別なものでありますので、その適用は限定的なものにする必要があると考えます。また、電波の質等に大きく影響を与える発振回路、周波数逓倍回路、変調回路、高周波増幅回路等の追加、交換など工事設計が大幅に変更となる場合は、これまでと同様に異なる技適番号とする必要があると考えます。 【財団法人テレコムエンジニアリングセンター】 	
62		答申(案) 2. の「(2)④技術基準適合証明制度の見直し」については、具体的に以下の検討を要望する。 技術基準の遵守を保証する仕組み: 端末機器などにおいては、数多くの技術基準適合モジュールから構成されるものがあり、個々のモジュール適合性が保証されれば、その総体としての端末機器も必然的に適合しているとみなせる。機器を組み合わせたシステムについても同様である。したがって、技術基準適合の認証、適合証明表示など、技術的にも運用面でも技術基準の遵守を保証する手段は、合理的かつ簡便な手続きとすることが望ましい。また、「イ技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする。」とあるが、ソフトウェア無線の導入を視野に入れ、ソフトウェアの追加・交換も明示的に対象に加えることが望ましい。具体的には、以下のように記されることを要望する。 「イ技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品・ソフトウェア等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする。」 【社団法人電子情報技術産業協会】	技術基準適合証明を受けた複数の独立した無線設備が一つの端末に入っている場合には、全体としての技術基準適合証明を取得する必要はありませんが、無線設備又は機器が組み合わされて全体として一つの無線設備として機能するものについては、無線設備全体として技術基準への適合性が確保される必要があると考えます。 ソフトウェアについては、現時点で当該制度の対象となるものが具体化していないことから、答申(案)では明記していませんが、ご指摘のご意見については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
63	(3)迅速なサービス・新製品の導入	免許不要局の範囲の見直しや包括免許の手続きの簡素化など、無線免許手続きの効率化・簡素化に賛成します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え ます。
64	①免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し	答申(案)2. の「(3)迅速な新サービス・新製品の導入の促進」については, 具体的に以下の検討を要望する。 小電力無線局制度の拡充, 規制緩和: 比較的狭いサービスエリアを対象とした電波利用手続きを簡略化する制度として, 特定小電力無線局制度があり, また, 電波が著しく微弱な無線局についても免許を要しない無線局とする制度がある。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘の内容については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。

	今後創出される電波産業においては、電波干渉・混信を合理的に回避可能とみなせる小	
	電力無線局について、電波利用手続きを簡略化するような制度の適用範囲を拡大することを	
	要望する。	
	また、小電力無線局による情報サービスは影響範囲が狭まるため、マスメディア・サービス	
	固有の各種規制を緩和することが望ましい。	
	【社団法人電子情報技術産業協会】	
65	異なる無線システムが共用する周波数帯において、空中線電力の上限を見直すことは、	免許不要局の範囲の拡大については、迅
	現在使用されている国民生活の根幹に関わる無線通信に大きな影響を与える恐れがある。	速な新サービス・新製品の導入の促進に向
	無線設備は電波利用環境の健全化の観点から、必要最小限の空中線電力で運用される	けて、無線システムごとに無線システムの機
	べきであり、利用者保護の観点からも、一律に空中線電力の上限を見直すのではなく、無線	能、使用周波数、利用形態等に応じて最適
	システムの機能、使用する周波数、利用形態等によっては、最適な空中線電力や ERP の上	な空中線電力の上限を定めることとし、これ
	限を定めるべきと考える。さらに既存無線システムへの影響等について、技術的に公正な判	を定める際には、他の無線システムへの影
	断のできる第三者機関を設立するなどの措置を講ずることが必要であると考え、これを希望	響なども含め、検討することが適当と考えま
	する。	す。
	【株式会社TBSテレビ】	また、ご指摘の通り、既存の無線システム
		への影響の検討にあたっては、情報通信審
		議会や電波監理審議会における審議や、パ
		ブリックコメントを行う等により、公正性を確
		保することが重要と考えます。
66	免許の不要な無線局については、いたずらに高出力を志向すべきでなく、他の無線システ	免許不要局の範囲の拡大については、迅
	ムと周波数を共用する場合は特に慎重に取り扱うべきと考えます。	速な新サービス・新製品の導入の促進に向
	【朝日放送株式会社】	けて、無線システムごとに無線システムの機
67	免許不要局の空中線電力の上限が法律上 10 ミリワットとなっていることを見直し、免許不	能、使用周波数、利用形態等に応じて最適
	要局の範囲を拡大する方向性が示されていますが、「無線システムの機能、使用する周波	な空中線電力の上限を定めることとし、これ
	数、利用形態等」について十分に検証し、放送など既存の無線局に電波干渉が起きないよう	を定める際には、他の無線システムへの影
	にすべきと考えます。	響なども含め、検討することが適当と考えま
	【株式会社テレビ朝日】	す。
68	免許不要局の空中線電力については、当該周波数帯域が他の無線業務と周波数を共用	
	する場合には特に慎重に取り扱うべきであり、「無線システムの機能、使用周波数、利用形	
	態等」について十分な検証を行うべきである。	
	【株式会社テレビ東京】	
69	システムの運用状況が把握できない免許不要局に対しての空中線電力上限緩和は、安易	
	に高出力化を指向するのであってはならない。その制度整備は、十分な技術検証を行い、慎	
	重に検討するべきである。	
	また、実施においては、電波監理上、混乱をきたさぬよう検討・検証が行なわれるべきである。	
	日本テレビ放送網株式会社]	

70		相互干渉や混信など放送に影響を与えないことが必要。 【讀賣テレビ放送株式会社】	
71		免許不要局の空中線電力(10mW)を見直す方向性が示されているが、電波監理に混乱をきたさぬようシステムごとにその機能、使用周波数、利用形態等を踏まえて十分な検証が必要である。特に、他の無線システムと周波数を共用する場合は慎重に取り扱うべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】	
72		免許不要局に対して、空中線電力の上限を見直し、免許不要局の範囲を拡大することが 適当とあるが、現状の電波の運用に支障をきたすことの無いよう、無線システムの機能、使 用周波数、利用形態などを踏まえた上で、既存無線システムへの影響について十分な検証 を行うことが必要である。	
73		【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】 免許不要局の空中線電力上限の見直しについては、既存の無線業務に混信等の影響を 及ぼさないことが大前提である。システムごとに十分に検証されることを制度的に担保される ことが必須と考える。	
		【株式会社文化放送】	
74	②無線局に係る手続の 見直し	「無線局の定期検査について登録点検事業者により点検を受け異状がなかった場合には 省略できる」とありますが、点検が適切に行われることを確保するために必要な制度につい て検討し、幅広く適用できる制度となることを要望します。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え ます。
		【電気事業連合会】	
75		ア、イ、の見直し案に賛成である。 約2年前 1 基毎の許可は不要と方針が変化したが、いまだに電波状況が悪い状況でもホームアンテナを設置できず、消費者が不利益を受けているケースが見られる。携帯電話に関しては大いに賛成である。 苦情例:「高齢になって別荘で年の半分を過ごすことにしたが、別荘地近くに携帯基地局がなく、携帯電話で通話が殆ど出来ない。固定電話を引いていないので携帯しか	
		通信手段がなく有償でのホームアンテナ設置を希望したが、電話会社に、許可が必要なので住民票のある住所にしか設置できないと言われ困っている。」 【個人12】	
76		無線局に係る手続きが簡素化されることは、携帯電話機の基地局に関して言えば好ましい。 相談事例	
		携帯電話機を購入したが、自宅で圏外になる。ホームアンテナ設置を携帯電話会社に勧められたが、ホームアンテナ自体が基地局のため、総務省の認可が下りず、設置に時間がかかる。(2007 年度に相談多数)	
		【個人14】【個人19】	

の既存局への妨害等の事前調査および、放送事業者への事前の確認作業等が失われない。ように措置すべき。 【株式会社中国放送】 現在と同様に行われるべきと考えます。 【株式会社中国放送】 現在と同様に行われるべきと考えます。 【株式会社中国放送】 現在と同様に行われるべきと考えます。 【KDDI株式会社】 かつて 1G(アナログ)携帯電話全盛の時代、携帯電話の通話を傍受可能な受信装置が市場に多く出回りました。そのこと自体は合法であり、また電波の傍受も合法ですが、合法な傍受と進法な情報漏洩や領用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そで、通信の盗聴は合法連法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。 【個人3】 「報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「本式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 「電気事業連合会】 「電気事業連合会】 「など、事務では、音のでは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料については、平成の音像は、電が表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表		1		
大うに措置すべき。	77			携帯電話の基地局等についての手続きが
【株式会社中国放送】 現在と同様に行われるべきと考えます。				簡素化されても、他の無線局への妨害防止
(4)電波を安心して利用できる環境の整備に関しては、答申案の在り方に加えて、罰則の強化等、電波利用環境の維持が確保される制度の措置も必要と考えます。			ように措置すべき。	のため免許人がこれまで講じてきた措置は
きる環境の整備			【株式会社中国放送】	現在と同様に行われるべきと考えます。
(大の他、伝送設備規律に関す また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料料が諸外国に比してましているといる。また、、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のよう要望が強かないことも、会社規模常識的による。また、成送局よりも携帯電話業界の針金が上回っていることも、会社規模常識的に考えてもおかしいことである。 (②定核の基準直合会) (②定核の基準直合会) (②定核の基準を表していたのでは、変数を関すできないのでは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のようでは、電波利用料については、平成の年度から段階的に引き上げることとされている。といる。また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使かれて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被います。また、放送業界の自治作用が現場できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使から段階的に引き上げることとされている。また、放送業界の自治作用が現場できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように優別が成送業界に湯水のように優別が成送業界に湯水のように経覚を対します。また、電波利用料については、平成の年度から段階的に引き上げることとされており、今後もその適正性を確保するたまの、②企能利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。	78	(4)電波を安心して利用で	電波を安心して利用できる環境の整備に関しては、答申案の在り方に加えて、罰則の強化	ご指摘については、総務省において今後
### 16(アナログ)携帯電話全盛の時代、携帯電話の適話を傍受可能な受信装置が市場に多く出回りました。そのこと自体は合法であり、また電波の傍受も合法ですが、合法な傍受と違法な情報漏洩や窃用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が発生していた可能性を否定できません。現在の推電話は当事よりは傍受困難と考えられ、病がに非常に困難です。また、電気通信業法上、電気通信事業者の取扱中に係る信の秘密は、会法達法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。 ①報告制度		きる環境の整備	等、電波利用環境の維持が確保される制度の措置も必要と考えます。	の検討の参考とすることが適当と考えます。
場に多く出回りました。そのこと自体は合法であり、また電波の傍受も合法ですが、合法な傍 受と違法な情報漏洩や窃用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が 発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられ ますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴 は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の 実装を促進すべきと考えます。 【個人3】 ①報告制度 ②技術基準適合命令制 度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化 されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望 いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因 である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被 っているとしる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模 常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			【KDDI株式会社】	
受と違法な情報漏洩や窃用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が 発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられ ますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴 は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の 実装を促進すべきと考えます。 【個人3】 ①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化 されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望 いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因 である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のよ うに使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被 っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・ 常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。	79		かつて 1G(アナログ)携帯電話全盛の時代、携帯電話の通話を傍受可能な受信装置が市	総務省において今後の検討の参考とする
発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。 【個人3】 ①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望したします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被います。また、電波利用料については、、平成の年度から段階的に引き上げることとされているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模、常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送現面にしてとが適当と考えます。 東京でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			場に多く出回りました。そのこと自体は合法であり、また電波の傍受も合法ですが、合法な傍	ことが適当と考えます。
ますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。 ①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業界の直していてことが適当と考えます。 「ますが、それでも将来的に安価な停受装置が出口の可能性もあります。そこで、通信の盗聴意味は、信仰を確している。 「個人3」 「個人3」 「他人3」 「他人4」 「会般の答申(案)に対する賛成意見と考ます。 「成送局の電波利用料については、平成の存金が企業を被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業の適に性を確保するた見直していくことが適当と考えます。	1		受と違法な情報漏洩や窃用等を外部から峻別することは困難であり、人知れず違法行為が	なお、携帯電話の通話を盗聴することは技
は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の実装を促進すべきと考えます。 「個人3」 ①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			発生していた可能性を否定できません。現在の携帯電話は当事よりは傍受困難と考えられ	術的に非常に困難です。また、電気通信事
実装を促進すべきと考えます。			ますが、それでも将来的に安価な傍受装置が出回る可能性もあります。そこで、通信の盗聴	業法上、電気通信事業者の取扱中に係る通
(個人3) ①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。	1		は合法違法に関わらず阻止困難と認識し、盗聴への対抗として、伝送設備における暗号の	信の秘密は、侵してはならないとされていま
①報告制度 ②技術基準適合命令制度 (5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			実装を促進すべきと考えます。	す。
②技術基準適合命令制度			【個人3】	
度		①報告制度		
(5)その他の見直し 株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。		②技術基準適合命令制		
されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。 【電気事業連合会】 また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。		度		
81 (その他、伝送設備規律に関する事項) また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。	80	(5)その他の見直し	株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
【電気事業連合会】 81 (その他、伝送設備規律に関する事項) また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望	ます。
81 (その他、伝送設備規律に関する事項) また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・出力なくとも3年ごとに検討を加えることと常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 見直していくことが適当と考えます。 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			いたします。	
る事項) である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のように使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・ 常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 見直していくことが適当と考えます。 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			【電気事業連合会】	
うに使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・上少なくとも3年ごとに検討を加えることと常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送見直していくことが適当と考えます。	81	(その他、伝送設備規律に関す	また、放送業界の自浄作用が期待できないのは、業界に競争原理が働かないことも一因	放送局の電波利用料については、平成2
っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・ 常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。		る事項)	である。特に、電波利用料が諸外国に比して著しく低く、国民の血税が放送業界に湯水のよ	O年度から段階的に引き上げることとされて
常識的に考えてもおかしいことである。 ②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			うに使われて、偏向報道をされ、さらに番組に改善の要求を言えないという多重の被害を被	います。また、電波利用料については、法律
②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送 見直していくことが適当と考えます。 業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。			っているといえる。また、放送局よりも携帯電話業界の料金が上回っていることも、会社規模・	上少なくとも3年ごとに検討を加えることとさ
業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。				れており、今後もその適正性を確保するため
			②電波利用料の料金規定を見直し、電波を使用する多様な業界が公平に利用され、放送	見直していくことが適当と考えます。
【個人17】			業界でも自助努力を求めるよう要請すべきである。	
			【個人17】	

82	本提案は「標記答申(案)」の何れに値するのか解りませんが、各放送局が支払っている「電波の使用料」です。 他の先進国に比べ「不当に安過ぎる」と感じております。本来ならば、国民一人一人の共有財産の筈なのに。 諸外国と同様に【放送免許を入札制】にして、日本のテレビ局に【適正な電波使用料】を支払わせれば、日本国への歳入は数兆円に上る筈です。 電波利用料は、GDPが日本の半分の英国でさえ計850億円以上に上るのに、日本では僅か42億円と言われております。 その為、日本の電波利用料収入のうち80%を携帯電話会社が負担する事になり我々、一般度民の携帯電話料金に跳れ返るのです。	
	その為、日本の電波利用料収入のうち 80%を携帯電話会社が負担する事になり我々、一	
	般庶民の携帯電話料金に跳ね返るのです。	
	こんな馬鹿な話は御座いません。 一説には、日本の放送局に勤める者の平均収入は軽く1000万円を越えると言われてお	
	ります。	
	その様な、「特権階級」の為に「国民の財産」が食い潰されるのは納得がいきません。 【個人23】	

3. 伝送サービス規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
	(全般)		
1	(1)伝送サービス規律の再編	答申案においては、「「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当」とされていますが、第一種及び第二種指定電気通信事業者への非対称規制については、通信・放送の融合が進展したとしても、引き続きその市場支配力が公正競争に強い影響を及ぼすことから大括り化に際して現行の電気通信事業法と同じ水準の非対称規制が最低限担保されるべきと考えます。また、大括り化に当たっては、答申案にて「3つの視点」とされている各市場間での公正競争確保のための市場間規律の在り方について検討することが必要と考えます。特に、「3つの視点」において「伝送設備」に当たる電気通信事業分野においてボトルネック設備を保有する事業者の垂直的な兼営は禁止すべきであり、仮に他の市場への進出を認める場合には、当該市場におけるボトルネック性を完全に解消することを前提とする等、市場間における公正競争の確保のための措置が必要と考えます。	答申(案)において、伝送サービス関連の 規律については、現行の「電気通信事業法」 を核として制度の大括り化を図ることが適当 としており、現行の電気通信事業法における 公正競争確保、通信の秘密の保護、相互接 続性の確保等に係る規律については、引き 続き、新たな法体系においても維持していく ことが適当と考えます。
2	①伝送サービスの定義 ②伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲	「伝送サービス」の定義を「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とするならば、伝送サービス規律として、「通信の秘密」や「相互接続性の確保」も重要と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
	3現行の受託放送役務 に係る規律		
3	④現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務)	有線テレビジョン放送法施行当時と現状の違いを鑑み、いわゆるチャンネルリースの義務付け廃止を適当とする方向性が示されたことは評価に値する。また、チャンネルリースの提供については有線テレビジョン放送法に代えて電気通信事業法を適用することについても賛成である。 【株式会社福岡放送】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
4		義務付けを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律をうけるという、基本的な方向性に賛成します。 但し、現在実施している事業者に対しては、具体的な制度設計に当っては、事業者の事業の実状を十分に勘案した経過措置、適用除外等の措置を講ずるようお願いいたします。 【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、新たな法体系において、既存の事業者に対して不当な不利益が生じないよう適切な経過措置等を講ずることが適当と考えます。
5		現にチャンネルリースを行ってサービスを提供している有線テレビジョン放送事業者に対して、新しい法体系に移行するに際し、大きな負担の伴うことがないよう、一定の経過措置・適	

		用除外措置を講じることが必要であると考えます。 【大分ケーブルテレコム株式会社】	
6		有線テレビジョン放送施設者のチャンネルリースの内容は、第三者へは"帯域(MHz)"を 貸与する事を意味する。 電気通信事業者から役務回線を利用して、電気通信役務利用放送事業者がチャンネルリースを行う場合は、光波長多重の 1.55 μ 映像用信号を貸与される事であり、チャンネルリースの意味合いが異なる。	本答申(案)においては、当該施設において伝送される搬送波の区分をチャンネルと称しており、この点を踏まえて、関係者等において広く使用されている「チャンネルリース」という用語を使用しています。
	⑤有線放送電話		
7	⑥伝送サービス規律の 大括り化	「伝送サービス」の大括り化を現行の「電気通信事業法」を核とすることに賛成しますが、電気通信市場での市場支配力に起因する非対称規制の扱いについては、通信と放送が融合した市場においてもボトルネック性が解消するわけではないことをかんがみると、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます。	答申(案)において、伝送サービス関連の 規律については、現行の「電気通信事業法」 を核として制度の大括り化を図ることが適当 としており、現行の電気通信事業法における 公正競争確保に係る規律については、引き
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	続き、新たな法体系においても維持していく ことが適当と考えます。
8	(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し	ケーブルテレビ事業者の設備設置に関する規制緩和の方向性と、ケーブルテレビ事業者が現在直面する競争環境について理解をいただだいたことを評価します。 具体的な法律策定の段階では、設備設置許可区域について市町村行政区域内の全域設置・役務提供が義務付けられている点が、電気通信役務利用放送法の比較的自由な業務区域拡大や、届出のみの電気通信事業に比して過剰に厳しい規制となっている点を鑑み、規制の公平性の確保と規制緩和措置を要望する。 【株式会社ジュピターテレコム】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 なお、ご指摘については総務省において 今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
9		有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や柔軟な事業運営を促進するための許可制の 廃止及び譲渡・合併の許可制の廃止は理解できますが、反面、大手電気通信事業者等の大 資本の有線テレビジョン放送事業への参入が容易となりMSO化が促進される懸念がありま す。 有線テレビジョン放送事業者は小規模施設が多く、また、サービスも異なっています。MS O化によって利用者・受信者の利益の保護を優先的に検討することが必要であると考えま す。 【大分ケーブルテレコム株式会社】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
10	①有線テレビジョン放送 施設の設置に係る許可 制	許可制を廃止し、「登録制」とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。 しかし、具体的な制度設計に際しましては、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、更には後段で申しあげるコンテンツ面での受信者利益の保護など、十分ご留意いただきたくお願いいたします。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。

1		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
11		「有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」の項で許可制の廃止が提言されてい	許可制については、有線テレビジョン放送
		るが、はたしてそれで普及義務や災害対応規定のない中で発展してきた有料サービスのケ	施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営を
		ーブルテレビに対する規律は今後も十分機能するのであろうか。	促進する観点から規律の合理化を図るため
		【北日本放送株式会社】	廃止することが適当としたものです。
12		有線テレビジョン放送施設には、501 端子以上を許可施設、51 端子から 500 端子までを届	参入規律の具体的な規定については、有
		出施設、50 端子以下を小規模施設と称し、総務大臣への許可申請、届出申請が必要である	線テレビジョン放送を含め総務省において今
		が、許可施設以外の施設については引続き現行の法律内で規定されるのか。	後検討することが適当と考えます。
		【個人25】	
13	②施設の譲渡等の認可	放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されており、基	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	制制	本的な方向性に賛成します。	ます。
		但し、具体的な制度設計に際しては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、	
		廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます。	
[]		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
14		有線テレビジョン放送同士の合併については許可制を廃止し規制緩和することに賛成しま	総務省において今後の検討の参考とする
		すが、電気通信市場ですでに市場支配力を持つ通信事業者と、放送事業者との合併等につ	ことが適当と考えます。
		いての扱いも含めて検討することが必要と考えます。	
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
15	③施設設置に係る国等	国及び地方公共団体の配慮規定を引き続き維持することについては賛成します。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	の配慮	なお、本配慮規定は、有線テレビジョン放送施設の地方公共団体及び住民にとっての重要	ます。
		な公共的役割に着目して設けられたものですので、「有用性」を「有用性・公共性」として頂き	また、ご指摘のとおり、「有用性」を「有用
		ますようお願いします。	<u>性・公共性」に修正</u> します。
		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
16	(3)放送・有線放送の安	現在も放送事故が発生した場合、放送の公共性に鑑み、報告を行っており、今後とも継続	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	全・信頼性の確保	し実施していくこととしています。放送事故の防止、設備の維持は放送事業者の責務であると	ます。
		考えれば、規定の整備は、ある程度必要であると考えます。内容につきましては放送事業者	
		等の実状、意見を十分反映していただきますよう要望いたします。	
		【株式会社WOWOW】	
17		有線事業者(CATV)による再送信が地上放送の視聴に占める割合は年々増大しており、	
		再送信での放送の安全と信頼性の確保が重要。	
 		【讀賣テレビ放送株式会社】	
18		「・・・放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整	
		備することが適当である」とあるが、これについては、通信と放送において差がある理由がな	
		く、どういったあり方が最も利用者の利益に資することとなり、安全・信頼を高めることになる	
		のか、平仄をとりつつ、通信・放送ともに引き続き検討されていくべきと考えます。	

19	
21	
22	

【ヤフ一株式会社】

民放事業者は放送事故防止に向けた取り組みを常に続けている。当社ではデジタル放送 設備において放送設備の二重化は、重要局はもちろん小規模局でもほぼ全局所で行っており、全ての中継局で非常電源の設置を行っている。

今後の具体的な取り組みに当たっては民放事業者の実情について十分に情報交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたい。

【株式会社中国放送】

弊社は放送事業者として、日頃から国民生活に必要な情報を届けるために、現在、ロードマップに沿ってデジタル中継局の整備を行なっており、親局・プラン局・TVマスター等は二重化を実施し、極めて高い安全・信頼性を実現している。

今後の安全・信頼性の確保に関する規定の整備については、放送事業者の現状、実状を 踏まえた上で検討するのが妥当である。

【株式会社山梨放送】

現在放送事業者は、重大な放送事故が発生した場合、行政に対し遅滞なく報告を行っている。これに加えて、放送事業者に過度な負担を課すような義務規定とならないよう要望する。

【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】

「設備の維持義務等(※)の、具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を踏まえたうえで検討することが適当である。」(関係箇所、9ページ下から7行目)とされていることに賛成します。

当社が放送を行っている短波帯は、特有の伝搬特性を有しています。それらの特性に因る短波放送の実情を踏まえて検討することをお願いします。

短波は電離層の反射波を利用し、他の周波数帯の電波と異なり遠距離に到達するものですが、時間、季節および太陽黒点数の変化等による電離層の高さや電子密度の状態変化により伝ぱん状況が大きく変動します。短波は放送区域を特定の地域に限定して放送を実施することは事実上困難で、受信者は伝ぱん状況の変動により周波数を選択して聴取する必要があります。短波放送は音質が不安定であり、放送内容も限定されるため、受信者も特に積極的利用者に限られます。短波放送は全国的規模で行なわなければ多くの受信者を獲得することは困難です。

当社は国内短波放送を行なう一般放送事業者として、全国一円を放送区域とする放送サービスで、一系統の番組の放送を行なうために、常時使用が可能である、周波数帯を異にする3波の周波数を使用しています。難聴地域解消(近距離突抜現象対策)のために1局置局し、同一周波数で運用しています。さらに、前述3波の一連の周波数によって行われる放送の内容を補完する放送を行なうために、時間帯を限定した3波の周波数を使用して一系統の番組を放送をしています。計6波の周波数割り当てを受けて放送を行なっています。予備送信機および予備電源設備を使用する場合は、それぞれ空中線電力の指定を受けています。

放送・有線放送は、国民生活に必需の情報をあまねく届けるために高い安全・信頼性が求められるものの、安全・信頼性を確保する観点からの基準は、現行の法体系においては対応する規律が十分に存在しているとは言い難く、NHKと民放連が「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」(平成19年)を策定していますが放送中止事故の実情には大きな変化はありません。こうした状況を改善するため、答申(案)においては、新たな法体系において、設備の維持義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。

また、設備の維持義務を実効性のあるものとし、放送の機能・役割が十分に発揮される環境を整備する等のため、総務省内部の通達を受けた各総合通信局長からの要請に基づく報告に代えて、新たな法体系において、重大事故の報告義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。

なお、具体的な規定については、過剰な規制とならないよう小規模設備は例外にするなど、今後、放送・有線放送の実情を踏まえたうえで検討することが適当としています。

電波の効率的利用という面から、「設備の維持義務等」の具体的な規定については、この ような短波放送の実情を踏まえたうえで検討することをお願い致します。 【株式会社日経ラジオ社】 現状、規定がなくても放送事業者は放送事故が起こらないよう、主要設備の2重化や定期 23 的な機器点検と整備を行っています。現在放送事業者は、2011 年のデジタル放送への完全 移行に向けて設備投資を行っており、設置したばかりの放送設備に、更なる投資が必要にな る事態を回避するため、その規定の施行時期については慎重な状況判断が必要と考えま す。 【朝日放送株式会社】 「基幹放送の概念」から、放送の安定は欠かせないものである。安定には、放送に関する 24 経営資源がハードとソフトに対し適正に配分されることが重要である。答申案は、放送中止事 故といったことに目を向け、経営資源の配分をハードへ偏らせかねないといった危険を含ん でいる。放送の使命である健全なる民主主義の発展には番組の質の向上といったソフトへの 経営資源の配分も必要である。 設備の安全性・信頼性については、「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイド ライン」を定め、放送事業者も日々改善努力を重ねているところである。重要な位置づけのプ ラン局については設備の2重化や予備電源の整備がなされている。 こうした取組みは、放送事業者の健全な経営体質を前提とするものであり、法規制の基本 としては一定の指針を示し、具体的な対応は事業者の責任により行なうべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】 答申(案)では、「放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係 25 る規定を整備することが適当」とされています。 この規定整備が必要な理由については、「現行の法体系においては、十分な規定が存在 しているとは言えない現状にある」、「放送を受信している受信者の利益を保護するため」等 の記述があるものの、必ずしも明確ではありません。 答申(案)では、法体系見直しの目的の一つとして「同様のサービスには同様の規律が適 用されるよう、制度の集約・大括り化」が掲げられていますが、放送には、一対一の双方向を 基本として他人の通信媒介を行う電気通信とは異なる伝送システムが必要であり、NHKとし ても放送を行う無線局の設備については、放送に最適な信頼性設計と運用を行ってきている ところです。 一般に行政による監督は、その目的に照らして必要最小限の範囲であるべきだと考えます ので、答申(案)において、その旨および規定整備の目的やそれを適当とする判断の理由を 示されるよう要望します。その上で重大事故の報告義務や技術基準に違反した場合の担保 措置等に係る具体的な規定整備に当たっては、「今後、放送・有線放送の実状を踏まえたう えで検討することが適当」とされている答申(案)に則り、報告義務の対象となる「重大な事 故」や設備維持義務の対象とならない「利用者への影響が軽微な電気通信設備」に相当する

I	ものの範囲等について、規定整備の目的に照らして、自営利用など放送の伝送サービスの
	特性の違いも踏まえ、放送事業者の意見も聴いたうえで、十分な検討が行われるよう要望します。
	まり。 日本放送協会】
26	
	に努めており、今後も同様の取り組みを続ける所存である。そのため、設備の維持義務につ
	いては、放送事業者の意見を十分に反映した上で慎重な検討を求める。
	【中京テレビ放送株式会社】
27	放送中止事故の多くは、落雷や台風など自然災害によるもので、これは高出力の無線設
	備を山上や離島など気象条件の厳しい環境下に設置せざるをえない固有の事情に起因しま
	す。また放送事業者は、2011年の完全デジタル化移行を最優先に、莫大な投資を行っている ところです。
	設備の維持義務について、答申案は「具体的な規定については、今後、放送・有線放送の
	実情を踏まえたうえで検討する」としていますが、検討にあたって、こうした放送固有の事情に 十分配慮するよう要望いたします。
	【株式会社テレビ朝日】
28	テレビ東京は放送中止事故を減らすための不断の取り組みを続けており、今後もその努力を続ける所存である。
	設備の維持義務については、「具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を
	踏まえたうえで検討する」と提言にあるが、放送の実状を踏まえるためには地上放送事業者
	の意見を十分に汲み上げることが必要であり、今後の検討にあたっては、中継局の設置場
	所等地上放送に固有の事業環境を適切に踏まえた、慎重な検討を要望する。
	【株式会社テレビ東京】
29	テレビ放送における送信所は海抜高が確保できる山頂付近に設置する例がほとんどである。
	る。このことは、雷害や雪害など自然災害の影響を極めて受けやすく、また故障修復に当たっては危険を背負うリスクがある。
	しかしながら周波数(チャンネル)有効利用と視聴者の安定受信の観点から高所送信サービス
	(マウンテントップ方式)が不可欠との重大な判断に基づいている。放送事業者はこのような
	悪環境を克服すべく耐雷設備設置や降雪前点検などの努力を重ねて放送の安定サービス
	に努めている。
	答申内の「長時間にわたり停波した事例がある。」との表記は、前述のような環境下で、万
	一障害が発生するとその回復作業が困難を極めること、特に冬季においては修復に長期間
	を要する点を考慮してもなお許容できない例があるとの意味か。
	単純な障害時間の比較ではなく、周波数の有効利用や電波伝搬などの技術的な必然性を
	含めた判断を求めたい。
	【株式会社新潟総合テレビ】
I I	20

30	〇設備の維持義務等 放送事業者は、常に放送中止事故削減に向けた努力をしているところである。無線設備規 則、省令・告示等の規定を遵守した設備を構築しているほか、設備の二重化やバックアップ電 源の確保など自主的に取り組んでいる。 また、2010年の地上デジタル放送ロードマップ完成を最優先に設備構築を進めているとこ ろである。 このような現状を踏まえ、設備の維持義務等に係わる規定の整備にあたっては、放送事業 者に過度な負担とならぬよう要望する。 【日本テレビ放送網株式会社】
31	民放事業者は絶えず放送中止事故を減らすための取り組みを続けており、今後もその努
	力を続ける所存である。答申案は設備の維持義務について、「具体的な規定については、今後、放送・有線放送の実状を踏まえたうえで検討する」と提言した。放送の実状を踏まえるために地上放送事業者の意見を十分に汲み上げ、慎重な検討を要望する。
	放送中止事故の多くは落雷や台風など天災によるもので、高出力の無線設備(中継局)等
	を山上や離島といった気象条件の厳しい環境下に設置せざるを得ないという事情がある。ま
	た、地上テレビ放送事業者は現在、2010年のロードマップ完成を目指して全国でデジタル
	化を最優先に、中継局の建設などを進めているところである。今後の検討にあたっては、こう した放送固有の事情や環境について適切な配慮を要望する。
	した放送回有の事情や環境について適切な配慮を安全する。 【社団法人日本民間放送連盟】
32	
02	
	を実施し落雷や台風災害、それに事故停電等、放送事故防止のため設備の二重化等の対
	策をとっている。設備の維持義務・安全確保策については、そうした実情を十分に調査した上
	で、その必要性について規定すべきであり、慎重に検討を進め過度の負担を放送事業者に課することがないよう要望する。
	【広島テレビ放送株式会社】
33	放送が果たすべき役割の重要性に鑑み、安全・信頼性確保については、現状においても
	様々な規律が設けられており、それに則って細心の注意を払いながら送出業務を行っていま
	す。
	答申(案)では、十分な規定が存在しているとは言えない現状にあるとして、新たな規定の
	整備が提案されていますが、必要以上の規律を新たに設けることにより、効果に見合わない
	多額の設備投資を求められたり、形式的な手続き業務が増加したりするようなことになれば、
	かえって日常の業務運営に支障をきたしかねません。
	今後の検討にあたっては、事業者の意見や実情も十分にふまえながら進めていただくよう
	要望します。 「株式会社フジテレビジョン】
- ,	

34	設備の維持義務の具体的な規定についても、今後、放送・有線放送の実情を踏まえたうえで検討することが適当とされているが、現状においても小規模設備を除き、重要な送信設備(プラン局レベル)においては設備の二重化、発電機等の非常用電源設備の整備をしており、演奏所設備においても設備の2系統化や無停電装置、非常発電装置の整備をしている。このように放送事業者は重大な放送事故撲滅のための自主的な取組を行っており、また、NHKと民放連は2007年に「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」を定め、地上放送設備の安全性・信頼性確保に自主的に取り組んでいる。維持義務を課す設備の規模についてはこのような実情を踏まえ、規制強化に繋がることが
	ないよう要望する。
	【株式会社福岡放送】
35	放送に係る安全性・信頼性を確保することは当然だが、過度の設備維持義務は放送事業者の負担が増大し、現在進めているデジタル中継局の整備を遅らせる恐れがある。また、放送事業者の負担増は、認定放送事業者への負担の転嫁となり、認定事業者のコンテンツ制作費を圧迫する恐れがあり、設備維持義務は過度にならないようにすべきである。
	【山形放送株式会社】
36	電気通信事業を核とした集約に際しては、地上放送事業者では経営形態模の差異や有線と無線の設備の違いなどに充分に留意して柔軟に行うことが必要。少なくともミニサテレベルの小規模設備と、伝送路設備の予備電気通信回路の設置義務は例外にすべき。また、違反した場合の担保措置についても、これまでも地上放送事業者が実質的な取り組みを継続していることを踏まえ、新たな負担を課すことがないようにすべき。
	【讀賣テレビ放送株式会社】
37	地上放送事業者は、放送の持つ影響力・重要性を自覚して、放送事故の報告は、法律や 法令で規定がなくとも自発的に関係機関に対して行っており、報告義務を制度化することは 必要ないと考えます。
	【朝日放送株式会社】
38	放送の社会的責務により、事故防止の取り組みは、常に行っているものである。 また、経営環境が厳しい中、デジタル化を最優先にすすめ、デジタル設備の整備に全力を 傾注している。このデジタル設備は、高い安全性・信頼性を確保したシステムである。 デジタル化に影響を及ぼすような新たな負担を課すことにならないように配慮していただき たい。
	【株式会社熊本県民テレビ】
39	放送事故の報告に関しても、総合通信局に対して、自主自律のもとで行っており、その取り 組みを尊重すべきである。
	【中京テレビ放送株式会社】
40	答申案では「重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適 当」と記されているが、現在も放送事故が発生した場合には、放送事業者は行政に直ちに報
	40

	告している。これに加えて新たな義務規定を作るに当たっては、事業者に過剰な負担を強い
	ることのないよう慎重な検討を行って欲しい。
	【株式会社TBSテレビ】
41	他人の情報を運ぶ「通信」と、自らが制作した情報を自らの伝送設備を使って送り出す「放
	送」ではサービスの形態がそもそも異なるため、それぞれに適合する法体系が作られてきた
	経緯に留意すべきと考えます。
	重大事故の報告義務について、法制上の義務はありませんが、民放各社は事故発生時、
	連やかに各総合通信局に報告しており、行政の必要十分な監督が行われていると考えま
	す。重大事故の報告義務を検討するにあたって、過度な負担を課すような規律・規制としない
	ことを要望いたします。
	【株式会社テレビ朝日】
42	法制上の義務はないが、現時点においても民放事業者は放送事故の発生を総合通信局
	に遅滞なく連絡している。重大事故の報告義務を検討するにあたっては、民放事業者に過度
	な負担を課すような規律・規制としないよう要望する。
	【株式会社テレビ東京】
43	○重大事故の報告義務
	通信サービスは「通信路を利用者に提供すること」、放送サービスは「番組を作り視聴者へ
	送り届けること」であるため、新たな法体系では、通信と放送における重大事故の報告義務の
	基準は分けるべきである。
	放送事業者は、現状においても放送事故の発生を総合通信局に遅滞なく報告している。
	従って、放送の重大事故の報告に関する規定は、定義、目的、位置付けを明確化するほ
	か、煩雑な事務処理など放送事業者に過度な負担とならぬよう、整備されることを要望する。
	【日本テレビ放送網株式会社】
44	法制上の義務はないが、民放事業者は放送事故の発生を総合通信局に遅滞なく連絡して
1	いる。重大事故の報告義務を検討するにあたっては、民放事業者に過度な負担を課すような
	規律・規制としないよう要望する。
	【社団法人日本民間放送連盟】
	現在も、放送事業者は大きな放送事故が発生した場合には、行政当局に報告を行ってい
45	
	ます。答申案にあります、事故の報告義務の検討に際しては、放送事業者に過度の負担を
	課することがないよう希望します。
	【株式会社BS-TBS】
46	事故情報の利用者等への周知の在り方については、重大な放送事故が発生した場合に
	放送事業者は速やかに総合通信局に連絡して、その後の原因調査、防止対策等の報告は
	行っている。
	【広島テレビ放送株式会社】

47			1
		う放送事故が発生した場合、遅滞なく所轄の総合通信局に停波時間・原因などを報告してい	
		る。	
		「株式会社福岡放送 」	
48			総務省において今後の検討の参考とする
		「(※)一定の設備(例: <u>放送用周波数使用計画のプラン局以外の</u> 小規模 <u>局</u> 設備は例外とす	ことが適当と考えます。
		る等)・・」	
		(19 字追加)	
		【株式会社テレビ信州】	
49		〇放送中止事故情報の利用者への周知	通信・放送事業者による事故情報の利用
		放送中止事故は事故毎にその種類、大きさ、地域性など利用者への影響が異なるため、	者等への周知の在り方については、総務省
		一律の周知基準とすることは利用者に無用な混乱を与えるなどの危惧がある。	において周知の目的や対象・範囲、周知によ
		利用者等への周知の在り方は、多面的見地から総合的に検討されるべきである。	って達成すべき利用者利益などについて、総
		【日本テレビ放送網株式会社】	合的に検討を進めることが適当と考えます。
50		事故情報の利用者等への周知の在り方を検討するのであれば、周知の目的や対象・範	
		囲、周知によって達成すべき視聴者利益などを明確にすることが肝要であると考える。	
		【社団法人日本民間放送連盟】	,
51		利用者等への事故情報の周知の在り方に関して、その目的や周知の範囲、方法などの必	
		要性を慎重に検討した上で取りまとめるべきと考える。	
		【広島テレビ放送株式会社】	
52		通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知の在り方については、放送の社会	
		的影響力等を勘案した上で、個々の事業者にとって過度の負担とならないよう、規定を整備 いただくことを要望致します。	
		「いたたくことを安全权しより。 【スカパーJSAT株式会社】	
53	 (4)放送・有線放送の施設	有線テレビジョン放送施設の設置に関し、電気通信事業者との間の制度上の差異の解消	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	設置の円滑化	一、「一、「一、「一、」」というない。「一、「一、」、「一、」、「一、」、「一、」、「一、」、「一、」、「一、」、「	す版の日子(朱/)に対する資成忠先に与え
	改造の11/416	ころうた これ こと	670
		と同様の道路占用許可の義務化や他人の土地等使用に係る協議認定制度の導入等の措置	
		を是非実現していただきますよう要請します。	
		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
54		道路占用許可についても、国道(国土交通省)、都道(都/建設)・県道(県/建設)、市道(市	今般の答申(案)に関連するご要望の1つ
		/建設)、町(町/建設)、村(村/建設)と道路の種別により申請様式及び申請方法も異なりま	として承ります。
		す、書式の統一化、簡素化を希望します。	
		電柱使用の場合にも電力柱(共架)、NTT 柱(添架)所有の柱の使用の許可申請の簡素	
		化、短縮化を希望します。	

		JR 東日本、東海、西日本、私鉄会社の鉄道横断での申請書式の統一化。	
		【個人25】	
55	(その他伝送サービス規律に	通信の秘密の取り扱いについて言及の必要があると考えます。	答申(案)においては、伝送サービス規律
	係る事項)	この案によれば、大括りの「伝送」の概念の下に通信と放送が共存することになりますが、	の対象は、現在の電気通信事業法における
		通信トラフィックに関しては、現在の電気通信事業法と少なくとも同等程度の守秘義務が事業	電気通信役務の概念を踏まえ、「電気通信
		者に課されるべきと考えます。一方で、放送トラフィックに通信並みの秘密を適用するのはナ	設備を他人の通信の用に供するサービス」と
		ンセンスです。	することが適当であるとしているため、現在
		伝送サービス規律の中で、秘密を含むトラフィックと、含まないトラフィックのそれぞれにつ	の放送事業者に対しては、伝送サービス規
		いて、取り扱い基準の明確化が必要と考えます。	律が原則適用されず、よって、現在の電気通
		【個人3】	信事業者に対する守秘義務が適用されるこ
			とは想定しておりません。
56		〇集中排除	今般の答申(案)に対する参考意見として
		レイヤー間を超えて、あるいはレイヤー内における集中排除を十分に行えるよう伝送サー	承ります。
		ビスの規律を整える必要があることを盛り込むことが重要である。	
		【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	

4. コンテンツ規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	答申(案)は、諮問の前提になっていた「基幹放送の概念の維持」を感じさせる内容となって	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		いる。	ます。
		具体的には、放送の理念や目的について、「コンテンツ規律は、現行の「放送法」を核とし	
		て、放送関連四法の集約・大括り化を図ることが適当である」とまとめている。	
		また、基幹放送としての機能を不安定化しかねない、いわゆる「ハード・ソフトの分離制度」	
		について、「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他社への放送	
		施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、放送施設の設置者と業務を行う者との関係に	
		配慮した措置を講ずることが必要である」とまとめている。	
		中間論点整理(案)に比べ、「基幹放送の概念の維持」に対する認識を高めている。弊社は、この答申(案)に対し一定の評価ができるものと考える。	
		【日本テレビ放送網株式会社】	
2		答申案が、「放送」の概念・名称を維持するとしたこと、また放送業界のこれまでの業績を 高くみていることを評価したい。	
		一方で、放送事業者は言論報道機関の性格を持っていることから、放送番組に限らず、放	
		送事業全体に対して、行政当局の規律・規制の枠を最小限にすることが、健全な発展につな	
		がるものであると考える。	
		【株式会社BS日本】	
3		「通信・放送の総合的法体系の在り方」についての答申(案)は、メディアにおける「放送」	
		の価値を、その影響力の大きさと共に、高く評価していただいたと思います。	
		放送に携わる事業者や関係各機関が協力し、長年にわたり社会的な役割を担うために必	
		要な規律を遵守してきたことにより、「放送」による情報や番組等に対して、国民・視聴者からの信頼・安心を得てきております。	
		WOWOWは 1990 年の放送開始以来、有料放送事業を成長させ、準基幹放送として衛星	
		放送の普及拡大に努めてまいりました。また2000年以降はBS放送の早期デジタル化の普	
		及に寄与できるようBS デジタル放送の視聴者拡大に努め、特に「最高画質のハイビジョン放	
		送」・「5.1chサラウンド」・「SDTV による多チャンネル放送」などデジタル放送の特性を活かし	
		た新しい視聴者サービスの充実に取り組んでまいりました。	
		このような放送事業者、関係各機関の努力をあらためて尊重していただいた内容と考えて	
		おります。今回の答申(案)の全体的な内容につきましては、概ね賛同できるものと思われま	
		す。	
		【株式会社WOWOW】	
4		○答申案全般について	
		本とりまとめ案で示された、メディアサービスの基本的なあり方や経営の柔軟性の導入な	

	どの基本的な枠組みについては、わが国のメディア文化と発展に寄与し、多チャンネル放送	
	および我が国のコンテンツ産業の振興に資するものであると考え、基本的に賛成する。	
	放送サービスの自主自律の原則が新たな法体系でも維持されることを強く希望する。	
	【社団法人衛星放送協会】	
5	〇メディアサービスの範囲	
	メディアサービスとの名称を撤回し、法の対象を「放送」に限定したことは評価できる。公然	
	性を有する通信コンテンツに関しては、引き続き法の対象外とし、インターネット上での違法	
	行為は、現実社会の犯罪同様、それぞれ個別の法律によって対処すべきである。	
	【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
6	〇地域社会における基幹放送機能を確保すべきである	今般の答申(案)に対する参考意見として
	民放ローカル局は災害時の緊急放送はもとより、地域社会において経済の振興や文化の	承ります。
	掘り起こし、人の交流など相応の役割を担ってきた。現在「一般放送事業者の放送において	
	総合放送4系統の放送」等が記された放送普及基本計画を基に、実際の民間放送事業はネ	
	ットワークと県域放送局との二元的な構造で成り立っている。放送が今後も地域社会におい	
	て基幹放送としての機能を果たしていくためには、地元放送局の法的関与を含め、制度を整	
	備すべきである。	
	【北日本放送株式会社】	
7	地上放送については、ややもするとテレビジョン放送に主軸を置いた議論がされるきらい	これまでの検討は必ずしもテレビジョン放
	がある。音声放送(ラジオ)についてはテレビジョンと異なる役割を担い、経営環境に置かれ	送のみを想定したものではありませんが、総
	ており、独自の施策が必要な局面がある。日本民間放送連盟にあっても今後のあり様につ	務省において今後の検討の参考とすること
	いての議論が行われているところであり、これらの議論が今後の法整備の審議過程に反映さ	が適当と考えます。
	れるべきである。	
	【株式会社毎日放送】	
8	地上放送である委託放送事業者の認定基準の整備策定とコンテンツ規律の整備策定に	答申(案)9に制度改革に際しては、規律
	当たっては、現行の地上放送の規律を基本とし、新たな規制につながる規律は設けない。	は必要最小限のものとすることを旨とすべき
	【讀賣テレビ放送株式会社】	という記述を追加します。
9	我々地上放送事業者の言論報道機関としての性格を考慮した場合、行政による事業規制	また、答申(案)4(2)②に放送番組編集
	は、権力による言論報道機関への恣意的介入につながりかねず、望ましくない。新たな法体	の自由についての記述を追加します。
	系の大きな方向性が規制緩和を旨とする点を考え合わせると、放送番組関連のみならず放送を構造している。根は、根料の表がは、はたり、地震とは、なるである。	
	送事業全般について、規律・規制の強化は極力排除すべきである。	
	【株式会社テレビ東京】	
10	放送事業者(特に地上放送事業者)の言論報道機関としての性格に鑑みれば、行政当局	
	による事業規制は望ましくない。規制緩和を旨とする新たな法体系においては、放送番組関	
	連のみならず放送事業全般について規律・規制の強化は極力排除すべきである。	
	【社団法人日本民間放送連盟】	l

]
11		放送事業などメディアに他律的な規制が課される懸念を排除し、放送番組や放送事業全	
		般に対する規制緩和を徹底するよう十分な配慮を求める。	
		【株式会社ビーエス朝日】	# 1 (#) - (a) @ - (EU) W - (EU)
12		コンテンツと総称される放送番組の内容・ソフトに関しては憲法ニー条が保障する表現の	答申(案)4(2)②でも「放送法の目的の規
		自由が欠かせないが、答申案にはその前提が欠けている。また伝送路が有線か無線か、有	定をベースにする」こと等を提言しています。
		料契約放送か無料広告放送かなど、伝送設備の特性と表現内容の(自律的な)規律は不即	また、新たな法体系の目的は、答申(案)1
		不離の関係にあると考えられ、ハード・ソフトを水平分離したうえでコンテンツ規律を集約・大	(3)に記述のとおりです。
		括り化することがいったい合理的な法体系となるのか、根本的な疑問を感じる。	また、答申(案)4(2)②に放送番組編集
		【日本民間放送労働組合連合会】	の自由についての記述を追加します。
13		答申(案)は「コンテンツ」の定義を欠いており、範囲が不明確である。本来、放送番組につ	
		いては憲法 21 条で保障する表現の自由の適用が極めて重要であるが、答申(案)には記載	
		がない。また、無線による放送、有線テレビジョン放送、電気通信役務利用放送はそれぞれ	
		発展経緯・規模などが異なり、ハード・ソフト分離を前提にコンテンツ規律を「集約・大括り化	
		することが適当」とする論理的根拠が極めて薄弱である。	
		【メディア総合研究所】	
14	(1)メディアサービス(仮称)	従来の「放送」の概念・名称を維持し、「全国的」及び「地域的」に果たしてきた機能・役割が	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	の範囲	 成文に盛り込まれることは、意義あることと考える。	ます。
		【株式会社テレビ新潟放送網】	
15		メディアサービスの範囲を従来の「放送」に止めることに賛成します。	
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
16		コンテンツ規律の対象を従来の「放送」に止め、公然性を有する通信コンテンツについて	
		は、今回検討対象外と整理することに賛成いたします。	
		【KDDI株式会社】	
17		「放送」の概念・名称を維持することに賛成します。また、違法・有害な「通信コンテンツ」を	
' '		新たな法で規制するのではなく、既存の法によって規制することにも賛成します。	
		「朝日放送株式会社」	
18			
		民に広く根付いている「放送」の理念と名称を法律の中に明記していただきたい。	
		【株式会社熊本県民テレビ】	
19			
19		「クノイアリーにへ」の配面を促来の「放送」にことは、その名称・概念を維持すること、ま た、インターネットへは現行法で対応する、との方針は適切である。	
		た、インダーネットへは現1] 法で対応する、この方針は適切である。 中京テレビ放送株式会社】	
		「メディアサービスの範囲を従来の『放送』に止め、その概念・名称を維持する」としたこと	
20			
		は、適当な判断であると評価する。	
[【株式会社TBSテレビ】	J

	,
21	放送の概念・名称や、放送法の理念・目的を新たな法体系においても維持し、コンテンツ
	規律の対象を従来の「放送」にとどめるとの方向性を明確に打ち出した点について適切と考
	えます。
	【株式会社テレビ朝日】
22	放送事業者の意見を受け入れ、新たな法体系で「放送」の概念および名称を維持するとさ
	れたことは、評価に値する。
	【株式会社福岡放送】
23	現行の地上テレビ放送が担っている役割が十分に勘案され、「放送」の概念と名称が維持
	されたことは、当方の従来の主張が尊重されたものとして賛同します。
	【株式会社フジテレビジョン】
24	「放送」の果たしてきた役割等が評価され、その概念・名称が維持されることになったことは
	高く評価できる。
	【株式会社毎日放送】
25	「メディアサービス」の範囲を従来の「放送」に止め、その概念・名称を維持することに賛成
	である。
	【株式会社山梨放送】
26	「新たな法体系においては、「メデイアサービスの範囲をいわゆる従来の「放送」に止め、そ
	の概念・名称を維持すること」に賛同します。
	【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】
27	答申(案)においては、「メディアサービス」の範囲を従来の「放送」に止めるものとしている
	が、この考え方に賛同する。
	インターネットにおける様々な送信に対して、従来の放送への事前規制を適用することの
	適否は慎重に検討すべきであり、表現の自由の観点からも、過剰な事前規制にならないよう
	にすべきと考える。
	【社団法人電子情報技術産業協会】
28	答申案に賛成いたします。「通信」においては、いまや一億総クリエーターと言われるほど
	に、利用者から発信される情報が多く、利用者から発信される情報と事業者がつくったコンテ
	ンツが融合しながら流通しているのが実態であり、各利用者の表現の自由の観点からもこの
	芽を摘むような規律は望ましくありません。従って、事業者のみがコンテンツを作って流し、コ
	ントロールの効く「放送」と同じコンテンツ規律を適用させることは、適当ではないと考えます。
	【ヤフ一株式会社】
29	今回の答申案では、コンテンツ規律について、従来の「放送」の概念・名称を維持したうえ
	で、放送法の目的規定をベースに現行の放送法を核として放送関連四法の集約・大括り化
	を図り、「公然性を有する情報通信コンテンツ」(オープンメディアコンテンツ)をコンテンツ規律
	の対象外とする方針が示された。これは昨年公表された「中間論点整理」に対する意見募集
- ' '	

	で、メディア開発委員会が主張した「メディア規制を容易にするようなコンテンツ規律は導入す	
	べきではない」という意見に沿うものと理解する。	
	【社団法人日本新聞協会】	
30	インターネットは双方向コミュニケーションツールであり、「放送」に含めないのは妥当であ	
	る。	
	【個人17】	
31	通信・放送の法体系の要のひとつであるコンテンツ規律ですが、メディアサービスの範囲を	有害コンテンツについては、答申(案)4
	放送にとどめて、後は従来の法律で対応するというのはどうなのかというのです。	(4)のとおり対応するべきと考えます。
	従来の通信の中の有害コンテンツについてどうするのかについて別の範囲で規制していく	
	という議論をしてほしいと思います。	
	【個人1】	
32	要旨:	現行の通信・放送法制では、有線放送は、
	有線放送のコンテンツ規律の理由が「社会的な影響力が大きいこと」だけであってはいけ	「公衆によって直接受信させることを目的と
	ない。	する有線電気通信の送信」という送信の特徴
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	からみて社会的影響力が大きいことから規
	案には『「放送」(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)は、①そ	律の対象とされているものです。答申(案)は
	の送信の特徴から社会的な影響力が大きいこと、②有限希少な周波数を占用するものであ	こうした考え方を変えているものではなく、イ
	ること(無線によるものに限る。)』とあるが、これは、有線放送は社会的影響力だけが理由で	ンターネットによる有線通信に対しては、答
	規律されることを意味する。	申(案)4(4)のとおり対応すべきと考えま
	ところが、既に社会的影響力ではインターネットは有線放送を凌駕しているといえなくもな	す。
	く、今後はその傾向はさらに進展すると予想されるため、これでは将来、インターネット等の	
	有線通信が、社会的影響力を理由にコンテンツ規律を受けることにつながりかねない。	
	そこで、有線放送は、有線通信同様に規律しないか、有線通信と異なり規律する場合はど	
	こが異なるのかの理由を明記すべきである。	
	規律する場合の理由として考えられるのは、無線放送が電波を独占することに準じ、伝送	
	設備・サービスを地域独占(アクセス網は自然独占性がある)する有線放送事業者が自らコ	
	ンテンツを提供することがある。	
	この理由は、コンテンツの提供も選択も利用者の自由であるインターネットには適用でき	
	す、また、自主放送を行わない受託放送事業者が、社会的な影響力が大きいにもかかわら	
	ずコンテンツ規律を受けないこととも整合する。当然、受託有線放送事業者に専業するような	
	業態を認める場合には、そのような有線放送事業者はコンテンツ規律を受けないこととなる。	
	【個人11】	
33	ブロード回線を経由した放送に類似した映像配信サービス(いわゆるIPTV)は、消費者の	現行の通信・放送法制では、有線放送は、
	認識は放送である。実際、CS放送の会社が、多少番組内容は変えているが、光回線を利用	「公衆によって直接受信させることを目的と
	して再送している。また、CATV放送を購入してIPTVのチャンネルとして再送している事業者	する有線電気通信の送信」という送信の特徴
	も複数ある。放送に類似するメディアサービスは、放送と同じ扱い、同じ規制が必要である。	からみて社会的影響力が大きいことから規

34		プロバイダ責任法ではなく、放送と同じ規律を、メディアサービスの配信業者(料金請求業者)に責任を持って守らせる仕組みにして欲しい。 【個人12】 放送には、放送倫理・番組向上機構(BPO)など、放送内容について検討する機関があるが、コンテンツに対する規制が放送と同じ土俵で行われないのはおかしい。責任の所在をどこかではっきりさせてほしい。 【個人14】【個人19】	こうした考え方を変えているものではなく、インターネットによる有線通信に対しては、答申(案)4(4)のとおり対応すべきと考えます。 公然性を有する通信コンテンツについては、答申(案)4(4)のとおり対応すべきと考えます。
35		この項目において、プロバイダー責任制限法についても触れられているが、今後、プロバイダの責任の在り方について検討する際には、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討してもらいたい。特に、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。 【個人13】	
36	(2)コンテンツ規律の基本的な考え方	放送関連四法の集約・大括り化に当たって、放送法の目的の規定をベースにすることは適切であり、これまでも国民になじんでいる「放送」という法令上の名称を継承すべきである。 【山形放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
37		基本的な考え方については放送の役割を残すことについては賛成です。また、表現の自由については通信と放送の融合の中でどう折り合いをつけていくかが課題になっていますが、表現の自由を守って行くのは通信と放送の共通点と思います。 【個人1】	
38		答申案において、放送法の理念・目的が維持され、とりわけ放送事業者が民主主義の健全な発展や、国民生活の向上、文化の向上に果たす役割、また地域社会の中で欠かせない役割を果たしていることについて明記されていることは評価できる。また、その役割をいっそう充実するための措置が図られることは評価するが、その過程で、現行放送法の理念である放送の自主・自律を損なうことのないように強く求める。 【中京テレビ放送株式会社】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
39		現行の「放送法」を核として、制度の集約、大括り化が図られることは評価できるので、この点を法律上でも明記して頂きたい。 その一方で、各メディアの役割が損なわれることのないように取り扱われることを求める。 【中京テレビ放送株式会社】	
40		放送関連4法(放送法、有線ラジオ放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用 放送法)のそれぞれに規定されている各放送事業はそれぞれが、求められる社会的機能や	

41		歴史的経緯といった異なる背景を持っている。したがって、放送関連4法を集約・大括り化するにあたっては、そうした各放送事業が果たしてきた機能・役割やその背景を損なうことのないよう留意すべきである。 【株式会社テレビ東京】 国民・視聴者に、情報や番組の信頼性・安心性を想起させる「放送」という法令上の名称、概念の維持、また「放送法を中心」とした集約・大括りという考え方が、「放送」の機能や役割を損なわず、より発展させるものとすれば、基本的には賛同できるものと思われます。「放送」の機能や役割を維持しながらの集約・大括りは、慎重かつ十分な検討をお願いいたします。 地上放送および BS 放送における放送事業者は、その社会的な役割を担うために必要な規律を遵守してきており、そのことが情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起されるメディアという高い価値を生み出しております。今後、事業者数が拡大する場合において	
42		も、今まで培ってきた我が国の放送文化をさらに発展させていくために、各事業者が適正なコンテンツ規律の下に「放送」が行われ、継続されることが肝要と思われます。 【株式会社WOWOW】 放送法第1条の3つの目的をベースにすることは至極適切であると考える。同時に後段で出てくる「視聴者利益」について、昨年策定された『有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン』においては、現行放送関連4法の中で、こじれた区域外再送信問題を	なお、再送信の同意に係る協議手続及び 裁定については、答申(案)4(3)⑤のとおり
		早期に解決するために狭義の解釈が示されており、この際放送法の目的の目指す視聴者利益の定義を具体的に示されるべきと考える。 【よさこいケーブルネット株式会社】	考えます。
43	①コンテンツ規律の集 約・大括り化	スでは既に動画配信が主流になっている。同じ内容の動画が、放送四法と、プロバイダ責任制限法に分けられるのは不自然。	放送法制は、放送に関する規律を規定しているのに対して、プロバイダ責任制限法は、特定電気通信役務提供者の民事的な責任の扱い等を定めるものであり、内容を異にするものであることから、集約・大括り化には法技術的な検討を要するものと考えます。
44		放送関連4法(放送法、有線ラジオ放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法)の集約・大括り化にあたっては、各放送メディアが果たしてきた機能・役割やビジネスモデルを損なわないように、慎重な取り扱いを要望する。特に、新たな法体系の目的とされた「情報(コンテンツ)の自由な流通の促進」のためには、著作権法など関連法制との整合性に配意しつつ、放送事業者や権利者など関係者に混乱や不利益を生じさせないことが重要である。 【社団法人日本民間放送連盟】	政府において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
45		放送関連4法の集約・大括り化にあたっては、各メディアが果たしてきた機能・役割やビジネスモデルを損なわないように、慎重な扱いを要望する。とくに放送事業と深い関わりを持つ	

1		著作権の権利者など関係者に混乱や不利益を生じないようにすべきである。	
		【株式会社BSジャパン】	
46		放送関連四法の集約・大括り化にあたっては、各放送事業者が果たしてきた機能・役割や	
		ビジネスモデルを損なわないように配慮するとともに、著作権方など関連法制との整合性に	
		も配慮し、放送事業者や著作権者など関係者に混乱や不利益が生じないようにすべきと考	
		えます。	
		【株式会社テレビ朝日】	
47		放送関連4法の集約・大括り化が、放送事業に極めて深いかかわりを持つ著作権法等他	
		の関係諸法制と不整合を起こすことにより、放送事業者・権利者をはじめとする様々な関係	
		者に混乱や不利益を生じさせることのないよう、丁寧かつ慎重な検討が行われることを要望	
		する。	
		【株式会社テレビ東京】	
48	②コンテンツ規律の目的	「放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、(中略)放送法の目的規定をベースとする	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		ことが適当である。」については、民放連の主張と同様に大いに評価する。また、地方局にと	ます。
		っては「地域」への機能・役割が新たに盛り込まれたことは非常に喜ばしいことである。	
		【株式会社山梨放送】	_
49		放送関連四法の集約・大括り化に当たって、「放送法の規定をベースとすることが適当」と	答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由
		明記されたことは評価する。特に現行の放送法の「表現の自由」や「番組編集の自由」の規	<u>についての記述を追加します。</u>
		定は、新たな法体系にそのまま継承すべきだと考える。	
		【株式会社TBSテレビ】	
50		放送関連四法の集約・大括り化に当たって、「放送法の目的の規定をベースとすることが	
		適当」とされたことに関連して、「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した	
		現行放送法の第1条及び第3条の規定を、新たな法体系でも継承すべきと考えます。	
		【株式会社テレビ朝日】	
51		法制化にあたっては、「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した現行放	
		送法の第1条および第3条の規定を、新たな法体系にそのまま継承すべきである。	
		【株式会社テレビ東京】	
52		「放送法の目的の規定をベースとすることが適当」とされたことに関連して、法制化にあた	
		っては、「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した現行放送法の第1条お	
		よび第3条の規定は、新たな法体系にそのまま継承すべきである。	
		【社団法人日本民間放送連盟】	
53		表現の自由や番組編集の自由は現行放送法の定めるとおり放送事業の根幹であり、新た	
		な法体系もこれを継承することが最低限の必須事項と考える。	
		【株式会社ビーエス朝日】	
54		現行放送法で「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した第1条、第3条	

ı ı		ı
	の規定について、新たな法体系に盛り込むべきである。	
	【株式会社BSジャパン】	
55	答申(案)では、放送の役割・機能のひとつとして、その「地域性」が認められたと理解す	総務省において今後の検討の参考とする
	る。ローカル放送事業者としては、自身の役割・機能が認められたということであり、さらにそ	ことが適当と考えます。
	の機能・役割を確保すべきであるとされたことは、評価に値する。新法規にも、放送の機能・	
	役割および今後もそれらを確保・発揮すべきであると明記されることを要望する。	
	また、現行放送法の目的の規定を新法規の目的のベースとすることにも賛成である。	
	【株式会社福岡放送】	
56	書かれている目的は評価できる。「多様な作成仕組みとコンテンツ」と「対話の場の提供」	
	などはネットの特徴を視野にいれる。	
	【個人61】	
57	難視聴解消、地域間格差の是正等は、通信におけるユニバーサルサービスと本質的に同	
	じものであり、伝送サービス規律に含まれるべきものと考えます。	べき放送の機能・役割には、例えば、衛星放
		送による難視聴解消、地域間格差の是正と
		いったものも含まれていると考えられることを
		踏まえたものです。
58	この細目には	ご指摘の点は重要な事項であると考えま
	ー 民主主義の健全な発達	すが、今般の新たな法体系の在り方の検討
		外としています。
	が盛り込まれております。この点は「ブロードキャストメディア」の特性上、公平公正な取り	かとしていより。
	扱いが必要であることからコンテンツの規律の維持に須く民主的、また情報共有促進、国民	
	的健全なる世論の形成の観点がらの大方針が示されているのは評価できます。	
	しかしながら現在、特に放送コンテンツ分野については著作権保護の名目で運用上全て	
	のコンテンツを一律で所謂「ダビング 10」の対象にしており、これは報道番組にも運用上一律	
	に適用されております。	
	この状態であると所謂「メディア・スクラム」が起きる危険性が極めて高く、報道コンテンツを	
	論拠とした民主的議論、基本的な情報の共有が阻害されることになります。	
	これについては著作権法に規定される適正な引用などの著作物利用者が得るべき権利が	
	利用不可能になるばかりか、後世の映像資料を用いた世相研究といった学術利用が権利者	
	の消滅、散逸で不可能になる危険性があります。	
	また、誤った報道による被害からの自力救済、反論をインターネット等で行えず、世論を構	
	成すべき健全なる言論の自由を著しく損ね、前記「メディア・スクラム」に対抗する術を奪われ	
	るばかりか、報道機関に対する根拠を持った批評すら行えなくなり長期的には民主主義原理	
	が大きく損なわれる事態になることが予想されます。	
	従って、著作権法で規定された前記「学術利用」「適切な引用」のような所謂「フェア・ユー	
	ス」的な考え方の導入が必要かと愚考いたします。	
·	52	

		本項標記二掲を達成し、著作物の民主的、「フェア・ユース」な利用を可能にするために、報道、世論形成に関わる番組についてはこれらを阻む技術的な障害を導入してはならない旨、法律または政令にて明文化した規定、法的根拠が必要であると考えます。また、「適切な引用」「フェア・ユース」的な報道、世論形成型コンテンツについての利用については権利者側が濫訴、および権利を不当に乱用しない法的根拠が必要であると考えます。 【個人42】	
	(3)具体的規律		
59	①一定の放送を確保するための規律	の機能・役割を確実に確保するために「放送普及基本計画のような枠組みは必要」とした点について適切と考えます。 放送普及基本計画の対象が「国として制度的に確実に確保すべき放送」であることから考えれば、「電波利用の柔軟化により実現する放送」など新たな形態の放送については、国の関与を減らす上でも、基本計画の対象外とすることは適切と考えます。	
60		【株式会社テレビ朝日】「電波利用の柔軟化により実現する放送」の具体的なイメージは答申案で明らかにされていないが、例えば携帯電話用の電波を使った放送サービスのようなものが該当しうるのであれば、放送普及基本計画の対象が「国として制度的に確実に確保すべき放送」であることに鑑みて、「電波利用の柔軟化により実現する放送」を基本計画の対象外とする方向は適切であると考える。 【社団法人日本民間放送連盟】	
61		基本計画の整備に際しては、地上放送である委託放送事業者が現行同様 HDTV を基本としたデジタルの特性を活かしたサービスが可能となるよう 6MHz(13 セグメント)の"帯域的免許(認定)"とし、その上で数の目標を達成できる周波数割り当てを行うことが必要。 【讀賣テレビ放送株式会社】	
62		一般衛星放送を基本計画の対象外とすることは、多様なコンテンツ展開や事業展開が可能となることから、賛同致します。 【スカパーJSAT株式会社】	
63		現在の放送普及基本計画を堅持するとともに、同計画に謳っている「総合放送 4 系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。」内の「系統」表記を「局」に変更することを要望する。3 局体制である富山県は、ケーブルテレビに対し、欠落波の区域外再送信を容認し、事実上の4局体制になっている。さらに、これを同系列波に拡大した場合、7 局体制になりかねない状況になる。地域の諸事情などを踏まえ、地域性の確保や地域間における放送の普及の均衡を図るためにも、基本計画のもつ意義は大きい。また、基本計画の対象は、地上放送、特別衛星放送となっているが、放送関連四法の集約。大括り化の中で、基本計画の対象範囲を地上放送の再送信にも摘要すべきであると考	再送信制度については、答申(案)4(3) ⑤のとおり考えます。 現行の放送普及基本計画の対象範囲の 拡大については、答申(案)4(3)①ウのとお り考えます。

	1	1
	える。	
	【富山テレビ放送株式会社】	
64	放送普及計画は放送法第1条の目的を達成させるための手段であった。昭和25年以降	既に置局されている地域においてその放
	随時見直されているが、民放地上波については平成新局が開局以来、新規置局に関し変動	送を継続する観点からも放送普及基本計画
	はない。むしろ伝搬技術が高度化し多様化して行く中で同計画が、得るべき新たな国民福利	のようなものは必要であると考えます。
	を阻害している感もあり既に役割は終えているものと考える。手段の見直しは民放地上波に	
	関しては如何に置局のない地域に放送を普及させるかという観点が強調されるべきであり、	
	マスコミ集中排除規制とともに再考されるべき点であると考える。よって左記答申の記述は、	
	基本計画の必要性を唱えるまでの説得力に欠けていると考える。	
	【よさこいケーブルネット株式会社】	
65	答申(案)では、放送をする無線局のうち「基本計画の対象である放送をする無線局」につ	制度整備等に当たっては、基本計画の対
	いて、「確実に確保すべき放送の機能・役割に支障を及ぼすことがない範囲で(略)新たな事	象である放送をする無線局について、確実に
	業展開が可能となるよう、電波利用の柔軟化(略)を可能とする」とされています。	確保すべき放送の機能・役割に支障をきた
	このこと自体に異議はありませんが、いったん放送をする無線局を他の目的に利用するこ	すことがない範囲で電波利用の柔軟化を可
	とを認めれば、その周波数をその後、例えば放送のイノベーション等のために別の放送事業	能とすることが必要と考えます。
	者に割り当てようとしても、実際には困難となる可能性も否定できないことから、今後の制度	
	整備および制度運用にあたっては、基本計画の対象である放送が果たすべき公共的役割全	
	体に支障を与えることのないよう、慎重に対応されるよう要望します。	
	【日本放送協会】	
66	国の規律ある周波数使用計画のもと、電波の有効利用が図られてきたと理解しているが、	複数の目的をもつ無線局の必要性につい
	社会的影響の大きい放送において複数の目的をもつ無線局の必要性に疑念を感じる。通信	ては、技術の進展により、今後、答申(案)2
	の無線局で行なわれる放送は「メディアサービス」として位置づけられるべきではない。	(1)①に挙げられているようなニーズが想定
	【札幌テレビ放送株式会社】	されることから、制度の大括り化の一環とし
		て、一つの無線局を通信・放送双方の目的
		に利用可能とするとともに、免許を受けて目
		的を変更することが適当と考えます。
		なお、答申(案)では、「メディアサービス」
		(仮称)の範囲をいわゆる従来の「放送」に止
		め、その概念・名称を維持することとしてお
		り、「メディアサービス」と位置づけておりませ
		κ_{\circ}
67	「一定の放送を確保するための規律」の項で地上放送の放送対象地域について拡大検討	答申(案)では、「具体的な要望があれば」
	が記されているがその意図が不明である。現在の放送普及基本計画は基本的には都道府	「地域情報の確保の在り方に留意しつつ」と
	県を単位としており、行政区画と対応して基幹放送の地域を規定し、ネットワークは全国的に	しております。総務省において今後の検討の
	連携して「地域性」を含む基幹放送の機能を担っている。放送対象地域の拡大検討に当たっ	参考とすることが適当と考えます。
	ては行政区画や事業構造に渡る総合的な視点が必要である。	2 3 2 7 3 2 2 2 3 7 6 7 6
		I

	【北日本放送株式会社】	
68	これまで県域免許制により、ローカル放送事業者は、災害等の報道で、地域住民の安全と	
	生命を守る責務を果たすとともに、地域情報の発信で、地域文化の維持、地域経済の活性	
	化、さらには郷土愛の醸成等、地域住民と地方ならではの関係を築いてきた。放送対象地域	
	拡大の検討にあたっては、こうした地域の実情を十分理解したうえで、ローカル放送事業者	
	の意見を取り入れていただきたい。	
	【株式会社熊本県民テレビ】	
69	国はこれまでの放送普及基本計画に基づき放送の秩序を維持してきた。放送対象地域が	
	都道府県単位となっていることの歴史的・地域的事情等を十分ふまえ、無秩序な放送エリア	
	の拡大につながらないよう、そして今以上に豊富な地域情報が発信可能になるよう考慮すべ	
	き。	
	【株式会社中国放送】	
70	地方の民放事業者は、地域免許制度のもと地域社会における基幹放送としてその役目を	
	担ってきた。また、全国の放送局数は、放送普及基本計画が示すように、地域の経済基盤に	
	合わせて配置され、均衡が保たれている。災害時の対応など報道機関としての役目を果た	
	すためにも、既存の放送事業者の経営や事業形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討	
	を要望する。	
	【富山テレビ放送株式会社】	
71	放送普及基本計画は、確保すべき放送メディアの種別や放送対象地域、放送対象地域ご	
	との放送系の数の目標を定めるもので、特に放送局の数については、その地域の経済力と	
	放送局としての経営が成り立ち、放送の役割と機能が果たせるかを考慮してその数が定めら	
	れたものである。	
	一定の条件の下での拡大として想定されるのは、放送対象地域の広域化や、いわゆる3	
	波以下の少数チャンネル地域における欠落している放送系の拡大が考えられるが、地域間	
	格差の是正の役割を担う観点だけではなく、当該地域の既存放送事業者に与える経営的な	
	影響や、拡大による経営的なダメージにより、同事業者が制度的に確実に確保すべき放送	
	の役割と機能を果たせるのかどうか等、実現可能性については慎重に検討することが重要	
	である。	
	【株式会社福岡放送】	
72	地上放送である委託放送事業者があまねく受信努力義務や放送基本計画などの規律を	あまねく受信努力義務については、答申
	確保して事業が継続できるよう、地上放送の受託放送事業者に係わる伝送サービス規律に	(案)4(3)⑥に記述していますが、ご指摘の
	担保させるべき。	点については、総務省において今後の検討
	【讀賣テレビ放送株式会社】	の参考とすることが適当と考えます。
73	ケーブルテレビ事業者が提供する放送サービスは基本計画の対象外であり、一般衛星放	現行の通信・放送法制においても、ケーブ
	送と同様に取り扱われると理解する。	ルテレビは放送普及基本計画の対象外であ
	これによりケーブルテレビ事業者によるコンテンツ規制も緩和されるものと理解するが、そ	り、その点に事情の変更はありません。番組
	55	

		の内容について具体的に提示いただくよう要望する。	規律については、答申(案)4(3)③ウにのと
		【株式会社ジュピターテレコム】	おり考えており、総務省において今後の検討
			の参考とすることが適当と考えます。
74		ウ その他	ご指摘の「前頁の「基本計画」」は、新たな
		現在の基本計画は、放送局の置局に関し、~	法体系における「放送普及基本計画のような
		前頁で(以下「基本計画」という。)で規定しているので、文言を統一した方が良いのでは。	枠組み」を指していることから、言葉遣いが 異なるものです。
		【個人25】	
75	②業務開始の手続等	すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とすることは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから、賛同致します。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え ます。
		【スカパーJSAT株式会社】	
76		「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とし、事業者の経営の選択の拡大を図ることが適当である」について、事業者の主体的な選択肢を広げる点は評価する。	
		【静岡放送株式会社】	
77		「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とする」とされたことについて、同一エリアの複数の放送事業者が、中継局などの放送設備を統合し、経営効率化を図ることが可能になるなど、経営の選択肢の拡	
		大に資するものとして妥当と考えます。	
		【株式会社テレビ朝日】	
78		「放送施設の設置者(あるいはそれと一定の関係を有する者)が放送業務を行なうことを希望する場合には、他者への放送設備の提供よりもその希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行なう者との関係に配慮した処置を講ずることが必要である。」と、ハード・ソフトが手続き上は分離しているが、既存の放送事業者が優先的にハード・ソフト一致を選択することが可能であることを高く評価する。	
		【株式会社山梨放送】	
79		放送施設の設置(ハード事業)と放送の業務(ソフト事業)について、いわゆるハード・ソフト 一致の事業形態を認めることが明記され、民放連をはじめ民放事業者が「ハード・ソフト一致 原則は維持されるべき」という主張がある程度認められたということであり、評価に値する。 【株式会社福岡放送】	
80		地上放送の果たしてきた役割および施設・業務一致の合理性を踏まえ、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう、措置が講じられることは、意義あることと考える。 【株式会社テレビ新潟放送網】	

81	2009 年に入り、BPO・総務省には通常の数倍の意見が寄せられている。それにも関わら 答申(案)4(3)②イの認定は、現行の
	ず、番組に対する勧告や指導は全くなされておらず、視聴者の立場からみると偏向された不 放法における無線局免許の手続を振り分
	快な放送が後を絶たない。NHK の番組に対する討議で、総務省職員から「個々の番組では るものであり、現行の行政手続を超えた審
	なく、放送全体から偏向有無を判断する」という放送法を曲解した意見が出され憤りを覚えて とはならないことを前提としています。
	いる。受信者の利益保護を第一に考えるのであれば、①コンテンツを審査対象にする「認定
	制」は導入すべきである。
	【個人17】
82	今後の経営環境の変化によっては、経営の選択肢が拡大するものと思われる。 今般の答申(案)に対する賛成意見と考
	しかし、災害等の有事における迅速な報道は、放送の送出に至るまでの設備を所有しています。ご指摘の点については、総務省にお
	るからこそ、住民の安全と生命を守るための情報提供が可能となるものである。こうした放送│て今後の検討の参考とすることが適当と考
	の社会的責務を考慮のうえ、制度設計をお願いしたい。
	また、放送施設と放送業務の一致を選択した放送事業者の希望が優先されるよう、法律
	に明記していただきたい。
	【株式会社熊本県民テレビ】
83	地上放送事業は、放送施設の設置者(以下、ハード事業者)と放送業務を行う者(以下、ソ
	フト事業者)の一致が基本であり、放送施設の設置者が放送業務を希望する場合には、免許
	と認定において、ハード・ソフトー致を希望する事業者が優先されることを法律上で明記して
	頂きたい。
	【中京テレビ放送株式会社】
84	地上放送は、答申案にあるように放送施設の設置と放送業務を同一事業者が行ってきた
	ことにより、その放送の確実な実施が確保されてきたものである。したがって、放送施設の設
	置と放送の業務に関して別々の行政手続きを導入するに際しても、地上放送に関しては、そ
	の両方を同一事業者が行うことを基本とし、分離して行うことを特に希望する事業者に関して
	は、そのような手続きを可能とする制度設計を行うべきである。また、仮に別々の行政手続き
	を基本とする場合であっても、答申案にある「放送施設の設置者が放送の業務を行うことを
	希望する場合には、・・・(中略)・・・、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配
	慮した措置」を、法律上担保するべきであり、この旨が法文上に明記されることを要望する。
	【株式会社テレビ東京】
85	放送施設の設置者が放送業務を行うことを希望する場合は、その希望が優先されることを
	法律に明記すべきである。
	【山形放送株式会社】
86	答申案において、地上放送がハード・ソフト一致の事業形態の下で全国に普及した実績を
	評価したうえで、"免許・認定にあたり、ハード・ソフトー致を希望する事業者を優先する"との
	趣旨が明記されたことは、一定評価できる。したがって、この記述の趣旨を法律レベルで明
	確に担保することを、当連盟として最重視している。
	【社団法人日本民間放送連盟】
BJ	F

87	地上放送局は、これまで「ハード・ソフトー致の事業形態」によって地域の基幹放送の役割	
	を果たしてきた。従って新法では、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望した場	
	合には、従来のビジネスモデル体系を維持し、「ハード・ソフトー致の事業形態」を持つ業者	
	の希望が最優先されるよう明文化すべきと考える。	
	【広島テレビ放送株式会社】	
88	地上放送がハード・ソフト一致の事業形態の下で、全国にあまねく普及した実績を評価し	
	た上で、免許・認定にあたり、ハード・ソフト一致を希望する事業者を優先する旨が明記され	
	たことについて評価いたします。	
	なお、放送施設の設置と放送の業務を別の行政手続きとするにしても、地上放送に期待さ	
	れる機能・役割は今後も変わらないので、放送事業者が両方の業務を行うことを基本に、い	
	ずれかの業務のみを行うことも選択できるような制度とすべきと考えます。その際、ハード・ソ	
	フトー致の事業形態を希望する事業者が、この事業形態を確実に維持できるよう、法律で規	
	定することを要望いたします。	
	衛星放送における受託放送事業者が、放送の業務を行う他者に施設を提供しながら、自	
	らも放送の業務を行う場合、「自社チャンネルの優遇といった差別的な取扱いを防止する必	
	要があるときは、そのための措置を講ずる」としている点について、委託放送事業者に放送	
	の公平公正な機会を保障するため妥当と考えます。	
	【株式会社テレビ朝日】	
89	一致を選択する地上放送事業者の認定に際する優先措置は適当。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	但し、「あるいはそれと一定の関係を有する者」の"一定の関係"の今後の具体化に際して	ます。ご指摘の点については、総務省におい
	は、地上放送事業者の意見を尊重して欲しい。	て今後の検討の参考とすることが適当と考え
	地上放送における委託放送事業者の認定に際しては、受託放送事業者が役務提供を承	ます。
	諾していることをその前提条件とするような規定を明記すべき。	
	地上放送における受託放送事業者と委託放送事業者の設備の分界点の具体化に際して	
	は、緊急放送など地域性の確保に支障がないように留意すると共に、地上放送事業者の意	
	見を充分に反映して欲しい。	
	【讀賣テレビ放送株式会社】	
90	ハード、ソフトー致の放送事業者を免許・認定の際に優先する旨が記されているが、この	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	記述を法律として明文化することを希望する。また、ハード、ソフトが別々の行政手続きとなる	ます。ご指摘の点については、総務省におい
	ことで、結果的に行政による放送内容への関与が強まることのないよう希望する。	て今後の検討の参考とすることが適当と考え
	【株式会社TBSテレビ】	ます。
91	地上放送において、放送施設の設置者が放送業務を一致して行うこと(ハード・ソフトー	放送をする無線局の「免許」に係る規律と
	致)が、他者への施設提供よりも優先的に扱われることが明記されたことを評価するととも	放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け
	に、今後の法制化にあたっても、この考え方が法律に明確に規定され、担保されるよう要望	は、経営の選択肢を拡大させることを目的と
	します。	しているものです。
	一方で、地上放送のハードとソフトに関わる参入手続きが、従来のハード免許のみから、	

I 1.1	ハード・ソフトの2免許になることにより、行政がソフトの内容等に介入する余地が広がったと	i l
	見ることも可能であり、今後の法制化において、行政はこのような懸念を払拭するよう最大限	
	の努力をすべきと考えます。	
	【株式会社フジテレビジョン】	
92	放送施設の設置と放送の業務を別々の行政手続きとする事については懸念があります	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	が、その事業形態は事業者の選択に委ねられ、経営の選択肢の拡大が図られる事となる点	ます。
	は評価します。	放送をする無線局の「免許」に係る規律と
	また、分離体系の下では、放送の業務は「認定制」とされ、その認定・再認定にあたって、	放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け
	放送の内容について行政の関与がこれまでより強くなることが懸念されます。	は、経営の選択肢を拡大させることを目的と
	今後の具体的な制度整備にあたって、その懸念が解消されていくことを、要望します。	しているものです。
	【朝日放送株式会社】	
93	「放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致または分離	
	の別を事業者が選択可能」と、事業者の経営の選択肢の拡大が図られることは喜ばしいこと	
	ではあるが、新規ソフト事業者の認定基準の明確化と、既存ソフト事業者が曖昧な基準で介	
	入されることが無いような「認定制」の導入を要望する。 【株式会社山梨放送】	
94		
94	放送施設の設置と放送業務を別の打政手続さどする、いわゆるハード・フノドガ離前度の	
	表現の自由が損なわれることがないよう、制度整備に当たっては、関係事業者の意見を尊重	
	しつつ、慎重に進めるべきである。	
	【社団法人日本新聞協会】	
95	放送施設の設置と放送の業務に係る手続きの分離という、いわゆるハード・ソフトの切り分	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	けについて、ハード・ソフトー致による事業形態を希望すれば優先されることが明記されたこ	ます。
	と、また規制の緩和によって経営の選択肢が広がったことは評価できる。一方でソフト面につ	放送をする無線局の「免許」に係る規律と
	いて、その業務の認定に当たり行政が介入しやすくなる恐れがある。放送が公平中立で、言	放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け
	論の自由を引き続き守り、国民の負託にこたえていけるよう、認定の手続きにあっては公平	は、経営の選択肢を拡大させることを目的と
	性・中立性・透明性が確保されることは不可欠である。例えば欧米で実施されている独立委	しているものです。
	員会方式の導入など慎重かつ十分な検討が必要である。	ご指摘の公平性、中立性、透明性の確保
	【株式会社毎日放送】	については、総務省において今後の制度運
		用の検討の参考とすることが適当と考えま
	ナン・サーク・サン・サーク・ナー・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン	す。 ************************************
96	放送業務を希望する者が「認定」を受ける際、これまで以上に、番組に関わることが審査	放送をする無線局の「免許」に係る規律と
	対象となるなどの懸念があるので、番組内容その他について行政の関与が強まることがない	放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け
	ように慎重に検討されることを強く求める。 中京テレビ放送株式会社】	は、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。
97	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3/	地工放送において、放送施設の設置と放送の業務の行政手続さかりかれることにより、こ	□ 1日 1日 02 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

98 99

れまで自主性・自立性が尊重されていた番組内容や番組準則、番組基準についても許認可│今後の検討の参考とすることが適当と考えま の対象になる可能性が生じることになります。これら番組準則等に違反したかどうかを行政士す。 が判断し、それに基づき、業務停止命令や免許・認定の取り消しができるような運用がなされ る懸念があります。

放送の業務の「認定」にあたって、誰が、どのような基準に基づき、認定を行うのか、憲法 が保証する言論・表現の自由に抵触するような基準であってはならないのは言うまでもなく、 恣意的運用がなされないような制度設計が不可欠と考えます。

また、新たな法体系において、放送の業務を行う事業者のどのような行為が法令違反に 該当し、また法令に違反した場合に、どのような罰則が課せられるのかについての考え方も 早急に明確にする必要があると考えます。その罰則や処分は、行政による番組内容への介 入に道を開くものであってはならないと考えます。

規律や規制の解釈、運用に当たっては、恣意的な運用等を排除するため、解釈、運用の 責任主体を明確化すると同時に、判断基準の公表、弁明の機会等救済方法を明らかにする ことにより、行政手続きの公平性・透明性を図ることが必要不可欠と考えます。

NHK と民放 201 社は、番組内容が番組準則や番組規準に違反したかどうかの判断を 「BPO=放送倫理・番組向上機構」に委ねており、新たな法体系の下でもこれは変わるもの ではないと考えます。BPO から改善の要求があった場合には、真摯に受け止め、再発防止 に努めていく所存です。

【株式会社テレビ朝日】

放送の業務(ソフト業務)は認定制とされているが、認定や再認定にあたって、放送の内容 について行政の関与がこれまでより強まることがないような法制化や制度の運用に留意して いただきたい。

【株式会社福岡放送】

地上放送について、放送をする無線局の「免許」に係る規律と放送の業務の「認定」に係る 規律の振り分けにより、コンテンツに対する規律が直接的に適用されることになることから、 今回の法体系の見直しを契機に、コンテンツ規制が強化されるのではないかとの懸念があり ます。

現行電波法における監督規律としては、第76条に、放送法に違反した免許人に対して総 務大臣が無線局の運用停止を命じることができる旨が規定されています。この規定をもっ て、例えば放送番組編集の準則に係る放送法第3条の2の違反について、およそ総務大臣 が認定して処分を行い得ると解することには疑問がありますが、仮に、極めて限定的にはこ うした処分を行い得る場合があるという立場に立つとしても、今回の規律の振り分けという法 体系の見直しの目的は、放送事業者の経営の選択肢の拡大であるとされているところであ り、規律の振り分けによりコンテンツに対する直接的な規制を強めようとするものではないこ とは、これまでの検討委員会での審議の内容から明らかであると考えます。

また、放送法第53条の8に、総務大臣が政令の定めるところにより放送事業者に対してそ

放送をする無線局の「免許」に係る規律と 放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け は、経営の選択肢を拡大させることを目的と しているものです。

また、現行の放送法第1条については、答 申(案)4(2)のとおりであり、答申(案)4(2) ②に放送番組編集の自由についての記述を 追加します。

	の業務に関する資料の提出を求めることができる旨の規定があります。この規定は、もともと	
	昭和34年の改正によって放送法に追加されたものですが、内閣提出法律案は、当初、郵政	
	大臣の報告徴収権について定める規定であったところ、「業務報告の徴収に藉口して、放送	
	番組の内容その他に不当に干渉するような意図を含んでいないことを、一そう明りょうにしょ	
	うと」する趣旨(昭和33年12月23日衆議院逓信委員会、法改正案に対する修正案に関す	
	る橋本登美三郎委員の説明)で、現行の内容に議員修正された経緯があるものと承知して	
	います。こうした経緯を踏まえ、現行の政令(放送法施行令)においても、資料の提出を求め	
	ることができる事項について「放送番組の内容に関する事項を除く」ことが明記されていると	
	ころであり、法体系の見直しにあたっては、この趣旨が改めて確認されることが必要だと考え	
	ます。	
	こうしたことを踏まえ、我々の不安を払拭する観点から、答申(案)において、規律の振り分	
	け等の今回の法体系の見直しは、放送番組に対する規律や報告徴収等の権限を強化しよう	
	とするものではない旨を確認的に明示されるよう要望します。あわせて、見直し後の法律に	
	おいても、現在の放送法第1条および第3条の規定を維持する旨を記述されるよう要望しま	
	【日本放送協会】	
100	ハード・ソフト分離により放送施設の整備等のインセンティブが損なわれる恐れは確かにあ	新たな法体系は、すべての放送について
	るが、地上放送事業者がハード・ソフト一致を望むのは、基幹メディアとして現行放送法の理	経営の選択肢を拡大させるための制度の整
	念目的を遂行するためには、それが不可欠と考えるためである。	備を提言しているものです。
	ハード・ソフトー致事業者の希望を優先する措置を講じる必要があるとされたことは評価で	
	きるが、「放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ」ためという理由は、修	
	正あるいは削除していただくことを希望する。	
	また制度整備にあたっては、「ハード事業者がソフト事業を行うことを希望する場合には、	
	その希望が他者より優先される」ということを明記していただきたい。	
	【株式会社福岡放送】	
101	放送事業者がハード・ソフトの一致を求めているのは、基幹放送としての使命が理由であ	
	り、「放送施設の整備等のインセンティブ」ではない。	
	「こうした放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から」を「基幹放	
	送の観点から」に修文することを要望する。	
	【日本テレビ放送網株式会社】	
102	ハード・ソフトの関連で、ソフト業務は認定制とされ、放送の内容について行政の関与が強	答申(案)は、経営の選択肢を拡大させる
	まるのではないかという懸念や不安がある。	ため、手続の振り分けを提言しているだけで
	現行の放送免許は「施設免許」(電波法)であり、放送番組の内容は放送法(自主自律に	あって、ハード・ソフト分離の事業形態を強制
	よるコンテンツ規律)の規律を受けるという「二重構造」であり、これによって番組内容に対す	しているものではありません。答申(案)4(3)
	る行政の直接的な審査・関与を防ぐことで放送の自由を制度的に保証してきた経緯がある。	②アに記載しているとおり、「その一致又は
	こうした制度的枠組みは将来にわたり、堅持すべきである。	分離の別を事業者が選択可能」とするもので
- '		•

【札幌テレビ放送株式会社】 あります。

「放送施設の設置と放送の業務の一致を前提としてきた地上放送について、それぞれ 103 別々の行政手続きとする場合、放送をする無線局の「免許」に係る規律と、放送の業務の「認 定」に係る規律を振り分けることが必要である」とされているが、放送業務の認定制は番組内 容や編成に対する行政の直接的な関与を招く可能性があり、「言論・表現の自由」が担保さ

> れなくなる恐れがある。こうした懸念が明確に解消されないかぎり、免許対象を「ソフト」(番組 制作・編成)・「ハード」(放送施設)に分離することには反対である。

> 緊急災害時における放送は国民の生命と財産を守る手段ともなる。いかなる状況の下で も、そうした番組や情報を確実に送り届けることが基幹放送である地上放送事業者の青務で あり、その責務を確実に果たすためにもソフト・ハードー致原則は守るべきである。地上放送 事業者は 2011 年の完全デジタル化に向けて短期間でほぼ全土にわたりデジタル中継局の 設置を完了する。アナログ時代から、経済原理を超えて放送をあまねく普及させる原動力と なったのがソフト・ハードー致原則であることは、答申案も認めているところである。ならば制 度上も、地上放送の事業形態はソフト・ハードー致を「基本」とすべきである。

> > 【静岡放送株式会社】

地上放送が放送施設の設置(伝送設備、ハード)の免許に加え、「放送の業務」(コンテン ツ、ソフト)について「認定」を受けるちゅうことは、番組内容にかかわる規制を政府が直接や るっちゅうことや。つまり、事実上の放送事業免許に変えるっちゅうことや。そないな乱暴なこ とが許されるわけない。

現行法制では、放送免許は基本的にコンテンツやなく、伝送設備に対するもんや。「表現 の自由」を大切に思っとるからこそ、免許審査はあくまで設備に対するもんにしてきたわけや

しかも、認定になったら、地上放送も委託放送事業者と同様、放送法違反を理由に業務停 止命令の対象になりかねん(放送法52条の24)。番組編集準則(同法3条の2)に反すると か何とか言うて、番組内容について総務大臣が放送局を処分できるようになるっちゅうこと や。そりゃ、えらいこっちゃあ。現行法制では、地上放送の番組編集準則違反を理由に電波 法(76条)で処分することはできないはずやのに(総務省も昔はそう言っとった。最近、違うこ と言うとるのは、けしからん)。

番組編集進則は行政執行の根拠規定やなくて、視聴者に対する義務であり、一種の倫理 規定であるちゅうのが通説や。そこんところ、もう一度きちんと確認してや。もともとは、放送 法 3 条の2を根拠に個別番組の内容に対し行政指導をするのはよくないと、政府自身も認め てきたのを忘れたんかい。それを、なし崩しで役所の判断で違法性を判断できるっちゅうこと 自体、おかしいんとちゃうか。せっかく偉い先生が揃ってるんやさかい、そのへんのところを、 検討委員会はしっかり議論してや。

表現の内容に直接的な規制をするのは、一八〇度の方向転換や。答申案でこの転換が 必要になったのは、"縦割り"を"横割り"に変えたからやで。他方で答申案は、いわゆるハー

104

ド・ソフト一致も選択可能としており、既存事業者には従来通りのビジネスを認めとる。つま り、形式的にハード・ソフト分離を求めとるに過ぎんともいえるが、「表現の自由」を損ないか ねない制度をあえて導入するこたあない。 海外には先例があるって? たしかに、ヨーロッパ諸国では、ソフトの地上放送事業者に対 する直接的規制をしとる。でも、日本とは大きな違いがあるで。ヨーロッパ諸国では、規制を 所管してるんは独立行政機関やろ。もし、日本の地上放送を直接的規制に変更するんやった ら、総務省が規制を所管するっちゅうのはおかしいわ。番組内容にかかわる規制を政府が直 接やる形式の法律をつくろうなんて、許されへんで。放送における国家からの自由を保障す るためにも、規制機関のあり方を見直した方がええ。 先進諸国のように独立行政機関にするんが 1 つの解決法やけど、その制度設計が難しい んやったら、規制のやり方をよう考えなはれ。放送番組の内容は、国家権力やのうて、放送 事業者・業界の自律と世論の力で改善されるべきもんやろ。総務省は、番組準則違反いうこ とで、放送事業者にヒアリングや行政指導をおこなっとるけど、いまの組織形態のままやった ら、そう簡単に規制機関としての権限を行使したらあかん。 地上放送は衛星放送なんかと比べても視聴者がぎょうさんおって、民主主義の発達やら何 やらに役立ってきたはずや。そんな地上放送については、今の放送法、電波法を大きく変え たらあかん。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 105 総務省が直接放送行政を管轄する現状のもとでは、放送内容を規制することにつながり かねない認定制度を導入することには反対する。 【個人75】 106 ○放送業務の認定手続 放送において、設備のみならず放送業務についても認定手続きを導入することは、現行の 雷波法に基づく制度と根本的に異なり、放送内容に対する直接的な規制となって、憲法ニー 条に抵触するおそれが強い。現行の放送法では罰則のない倫理的規定であるはずの番組 編集準則、番組調和原則が放送局に対して一定の強制力を伴うことになれば、放送内容に 踏み込んだ過度な規制となる。放送番組の種別や放送時間の公表は、視聴者に対する情報 公開の観点からは促進されるべきかもしれないが、あくまでも放送局の自律的な判断のもと で行われるべきものであり、法規制によって放送局に強制されるようなことがあってはならな い。 【日本民間放送労働組合連合会】 現行の地上放送は、放送番組に対する政府の直接的な関与を回避するため、電波設備に 107 対する施設免許制度となっている。現状では、このように表現の自由に対する配慮が制度的 になされているにもかかわらず、総務省による放送番組に対する行政指導が行われているこ とは周知のとおりである。 答申(案)は経営の選択肢の拡大という名の下に、地上放送への委託・受託放送制度の導

	入を提言している。しかし、これでは委託放送事業者の認定の際に番組内容が判断材料とな	
	るおそれがあり、政府が番組内容を判断して認定する事業免許制に近い運用がなされる懸	
	念がある。また、既に個々の地上放送局は莫大な費用をかけて中継局設備の整備を進めて	
	おり、衛星放送のように一事業者によって全国的なハード設備が整うことはありえず、地上放	
	送における受託放送事業者が想定できない。このような現状で、経営の選択肢が拡大される	
	というのは欺瞞である。さらに、答申(案)は地上放送と特別衛星放送を放送普及基本計画	
	の対象としているが、現行の地上放送における放送普及基本計画は「ハード・ソフトー致」を	
	前提にしており、委託・受託形式を地上放送にも導入した場合、基本計画の対象に委託放送	
	事業者も入ることになり、制度的に矛盾する。	
	【メディア総合研究所】	
108	答申案にある「放送施設」及び「放送の業務」が指し示す範囲やその定義に関しては、現在	総務省において今後の検討の参考とする
	既に放送事業を営んでいる事業者の事業形態に配慮し、その経営に悪影響を与えないよう、	ことが適当と考えます。
	慎重な取り扱いを要望する。	
	【株式会社テレビ東京】	
109	「放送施設」、「放送の業務」の定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業	
	形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討を要望する。	
	【社団法人日本民間放送連盟】	
110	放送の「業務」「施設」などの定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業形	
	態に影響を及ぼさないようとくに配慮を求める。	
	【株式会社BSジャパン】	
111	地上放送を基幹メディアとして機能させるのにハード・ソフトー致は極めて大きな役割を担	放送をする無線局の「免許」に係る規律と
1	っている。従って、その見直しに当たっては、地上放送の基幹メディアとしての理念や位置づ	放送の業務の「認定」に係る規律の振り分け
	け、番組編集の自由などが毀損されたり脅かされることがないよう、その旨を答申自体に明	は、経営の選択肢を拡大させることを目的と
	記すると共に、受委託放送制度に準じた制度の整備に際しても十全に配慮すべき。	しているもので、新たな法体系は、すべての
	<*>例えば、認定制度導入により、地上放送の認定取り消しや業務停止などが、現行に	放送について経営の選択肢を拡大させるた
	比べ簡易になることがないような担保措置。	めの制度の整備を提言しているものです。
	【讀賣テレビ放送株式会社】	なお、この点を踏まえ、答申(案)4(2)②
112	ハード・ソフト分離を可能とする制度において、災害時等の緊急放送対応で、国民に対して	に放送番組編集の自由についての記述を追
	迅速かつ十分な情報伝達ができるように、ハード事業者とソフト事業者が連携を十分に行	加します。
	い、その責務を果たすべきであることを明記して頂きたい。	<u> </u>
	【中京テレビ放送株式会社】	
113		
	・	
	新たな法体系においては、必要に応じて、放送の確実な実施が阻害されることがないよう にすること等の制度上の措置を講じつつ、すべての放送について、放送施設の設置と放送	
	こすること等の制度工の指直を講じりり、すべての放送について、放送施設の設直と放送	
	事業者の経営の選択肢の拡大を図ることが適当である。」	.

	とあるが、このように放送施設と業務が別々の行政手続きをとることによって、なぜ放送の確	
	実な実施が阻害されることを防ぐことができるのかをより具体的に言及してほしい。	
	【個人66】	
114	「外資規制は…地上放送は…現行と同等の規律をすることが必要」という提言は適当であ	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	る。	ます。
	【讀賣テレビ放送株式会社】	
115	「外国人等」の議決権については「地上放送に割り当てる周波数は更に有限希少であるこ	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	とから、新たな法体系においても伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に現行と同等の規律	ます。ご指摘の点については、総務省におい
	をすることが適当である」とありますが、この考え方に賛成します。	て今後の検討の参考とすることが適当と考え
	放送の社会的影響力や機能・役割の重要性に鑑みると、放送施設の設置者(=無線局)と	ます。
	放送の業務を行う者への、外国資本の出資規制は必要であると考えます。	
	また、放送施設と放送業務を兼営する事業者に関する、外国資本に対する出資規制は、	
	議決権において3分の1ではなく、これまで通りに5分の1以下とすることを希望します。	
	【朝日放送株式会社】	
116	外資規制について、現行の電波法は、周波数が有限希少な資源であることから、原則とし	答申(案)では、一般の無線局については
	て自国民を優先するという考え方に基づき、一般の無線局について外国人等が直接に3分	外資規制の適用除外の拡大を図りつつも、
	の1以上の議決権を有すること等を欠格事由とし、従来の地上放送事業者については更に	地上放送用の無線局及びこの無線局を占用
	外国人等が5分の1以上の議決権を有すること等を欠格事由としている。	して行われる放送の業務については外資規
	伝送整備規律において、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大を図る等電波制度に	
	ついて所要の見直しを行うことが適当である、と言及されている。しかし、コンテンツ規律に言	ייייייייייייייייייייייייייייייייייייי
	及するこの箇所においては、新たな法体系においても伝送設備規律とコンテンツ規律の双方	
	に現行と同等の規律をすることが必要である、とある。このような表現に混乱を感じるが、結	
	局外資規制の適用除外の拡大は伝送整備においても、コンテンツ規律においても行われな	
	いという理解なのだろうか。	
	【個人66】	
117	現行では、外国人の議決権が一定以下であれば無線局または放送事業者としての許認	
	可を得られる。この外国人に帰化人を入れるべきである。また、もしも在日朝鮮人および在日	
	韓国人が含まれていないのならば、これも含めるべきである。これは、中華人民共和国、大	77670
	韓民国並びに朝鮮民主主義人民共和国といった反日教育を徹底させている国の出身者が、	
	放送事業の基幹部分を掌握しないための最低限の条件と考える。	
	放送事業の挙行即力を事権しないための最高限の未行と考える。 【個人80】	
118	計画のみの「新規参入事業者」と実績のある「既存の放送事業者」の比較審査は、単純に	総務省において今後の検討の参考とする
	比較できるものではないと考えられ、より慎重に検討すべきである。	ことが適当と考えます。
	比較できるものではないと考えられ、より慎重に検討すべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】	
110		
119		
	たら、政府が番組内容に介入する危険は大きくなるから、今以上に「表現の自由」に配慮した	灰达の耒務の「総正」」ー徐る規律の振り分け

	法制にせなあかんと思うとる。現在よりも規制が強化されるなんてことは許されへん。	は、経営の選択肢を拡大させることを目的と
	具体的には、まず、「放送による表現の自由」を明記した放送法1条、3条の規定は、その	しているものです。
	まんま残すべきや。	
	次に、地上放送の認定は、免許とは明らかに異なる、ずっと簡便な手続きにせなあかん。	また、現行の放送法第1条については、答
	従来の再免許時のように、放送事業者に山のような書類を提出させるなんて、もってのほ	申(案)4(2)のとおりであり、 <u>答申(案)4(2)</u>
	か。せいぜいCS放送みたいな手続きにするべきや。答申案の前に出た「取りまとめの方向	②に放送番組編集の自由についての記述を
	性」の別紙「放送の業務と放送施設の設置に係る手続きの振り分け」には、認定手続きの欄	<u>追加します。</u>
	に「調和原則等」と記載されとったが、番組内容に関する事項はできる限り減らさなあかん。	さらに、放送番組の種別等の公表につい
	その意味では、番組種別の公表なんかについても、慎重に検討するべきや。ことの発端は	ては、その放送の機能・役割が適切に確保さ
	ショッピング番組が広告だか番組だかあいまいだっちゅうことやろ。なら、そこだけ放送局にき	れる等の観点から、それが実施されることが
	ちんと説明を求めればええものを、番組全部の公表に広げるのは総務省の悪乗りとしか思え	望ましいと考えています。総務省において
	$ h_{\circ} \rangle$	は、放送の自主自律の原則に反しない具体
	それから、地上放送にはくれぐれも、放送法52条の24(認定の取消し等)を適用せんこ	的な制度の在り方について、検討することが
	と。番組編集準則違反などを理由に、業務停止命令を出したりしたらいかんちゅうこっちゃ。	適当と考えます。
	電波法81条に、無線局の適正な運用に関する報告を求める規定があるやろ。これまで	
	に、無線局免許人である放送事業者に対して、放送番組の内容に関する報告を求めたこと	
	があるよな。伝送設備に関する報告徴収の規定を使って、番組内容に関する報告を求める	
	なんて、ほんまはおかしいで。今回、地上放送の伝送設備とコンテンツの規律の振り分けを	
	考えるいうことやけど、番組内容に関する報告や資料提出を求められるような、強権的枠組	
	みをつくったらあかんで。放送法53条の8は放送事業者の資料提出を定めとるけど、この条	
	文をつくったときの国会審議でも、個々の放送番組の内容に関する報告や資料は求めんよう	
	にしたんやろ。どさくさ紛れはぜったいあかん。	
	【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	
120	「衛星放送における受託放送事業者が自ら放送の業務を行う場合のように、放送設備の	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	設置者が、放送の業務を行う他社に施設を提供しながら、自らも放送の業務を行う場合にお	ます。
	いて、自社チャンネルの優遇といった差別的な取り扱いを防止する必要があるときは、その	
	ための措置を講ずることが適当である。」に賛同いたします。	
	【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】	
121	〇受託放送事業者について	総務省において今後の検討の参考とする
	伝送サービス規律やコンテンツ規律において、受託放送事業者の規律の見直しや、ハード	ことが適当と考えます。
	ソフトー体の選択を可能にする方向性が示されている。しかし現在受託放送事業者が、BS	
	及び CS でそれぞれ1社、すなわち独占事業体となっていること、特に CS の場合は、その受	
	託放送事業者がやはり独占事業であるプラットフォーム事業を兼業し、重層的な独占事業体	
	となっていること及び伝送サービス及びプラットフォームサービスを自らの子会社を含む委託	
	放送事業者や衛星役務放送事業者に提供していることから、公正、公平の観点から何らか	
1	の規律の検討が必要と考える。	
	66	

I	【社団法人衛星放送協会】	
122	現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制を採用しており、5年ごとの	総務省において今後の検討の参考とする
		ことが適当と考えます。
	法体系においてBSデジタル放送を規律強化としないよう、同放送の認定は現行どおり「更	
	新」とすべきである。	
	【社団法人日本民間放送連盟】	
123	BS デジタル放送の委託放送業務は、現行制度のもとでは表現の自由享有基準への適合	
	のみを審査して5年ごとに「認定の更新」がなされている。新たな法体系において、この「認定	
	の更新」は維持すべきであり、規律強化となるような変更をするべきでない。	
	【株式会社BSジャパン】	
124	今回の答申案の趣旨が規制の緩和と制度の集約化であるように、BSデジタル放送の委	
	託放送業務の更新に関しては現行の手続きを存続することとし、制度の在り方や審査内容	
	が、規制強化とならないよう望みます。	
	【株式会社BS-TBS】	
125	現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制が採用されている。この審	
	査は、初回審査をパスすれば、その後の5年ごとの「認定の更新」時に表現の自由享有基準	
	への適合審査を受けるだけで再認定される仕組みである。	
	現行審査法は、BSデジタル放送の実態に即しており、最も合理的で優れた審査法である	
	と考える。新たな法体系においても、同放送の認定は現行どおり「更新」とすべきである。	
	【株式会社BS日本】	
126	現行の法制下においては、特別衛星放送であるBSデジタル放送については、「認定の更	
	新制」がとられており、再認定に関しては表現の自由享有基準への適合だけが審査されてい	
	వ .	
	今回の答申(案)では、再認定については触れられていないが、<8. その他の論点(2)既	
	存事業者の位置づけ>において「既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、	
	新たな法体系への移行に際して、承継規定を整備することが適当である」とあるとおり、既存	
	事業者の再認定については、現行どおり「更新」とすることを明記していただくよう、要望した	
	l,	
	【法人1】	
127	答申(案)は業務開始の手続等で、放送施設の設置(以下、ハード)と放送の業務(同、ソフ	答申(案)4(3)②イの認定は、地上放送
		について、現行の電波法における無線局免
		許の手続を振り分けるものであり、制度の運
		用に当たっても、これまでの再免許と同様の
		審査が振り分けられた手続の下で行われる
		ことが適当と考えます。
I	│のことは、放送は本来、ハードとソフトが一致した施設免許の下にあり、そのいわば間接的審 │ 67	

		査基準として許容されてきたと受け止めるが、新しい法体系でハードとソフトが分離されることで、放送の内容について行政の関与がこれまでより強まる懸念を持つ。 放送事業の免許審査等に際し、行政がコンテンツに踏み込む意図を持たないなら、新しい 法体系を構築するその時こそ、行政の意図を明確にして放送事業者や視聴者の懸念を払拭 するよう求める。 【株式会社ビーエス朝日】	
128		ケーブルテレビは、地域の行政情報の発信など地域に密着した一定の公共性を持った放送を行なっており、「登録制」にして単純な規制緩和のみを行なえば、実質的には参入規律の具体的な内容によるものの、一般に、参入退出が柔軟になる反面、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、コンテンツ面での受信者保護など、受信者利益の保護に懸念が生じるものと考えます。 したがいまして、具体的な制度設計に際しましては、ケーブルテレビにつきましても基本計画の対象となる放送と同様に、期待される役割を十分に果たし、受信者を保護し得る措置が必要と考えます。 【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
129		伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に規定すべきもの、では裁量行政と揶揄されないように"コンテンツ規律の目的"に合致しないものを具体的に定義し、具体的に定義された内容と処分(停波、検証番組での放送内容の基準等)を明確化していただきたい特に事実を誤認させるような報道内容に対しては明確な処分の基準を明確にすることが必要だと思います、製造物・食品等に対しては直接的に人命に関係する事から基準や定期的な検査が行われています 一方で放送コンテンツに関しては民主主義の生死に関係するにも関わらず特段詳細な定義も定期的な検査も自主運用されており、実態としてなきに等しいと思います 【個人30】	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。
130	③番組規律	「地上放送については番組準則はすべて維持」するのは適当である。 【讀賣テレビ放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
131		新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すため、放送メディアの機能・役割に応じて、個々の番組規律を再構成し、必ずしも必要でない規律を緩和することに賛成いたします。 【KDDI株式会社】	
132		「こうした機能・役割の確保に当たって必ずしも必要でない規律を緩和する観点から番組 規律を見直す」ことに賛同します。 【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】	
133		ショッピング番組の規制を希望します。 宣伝の方法に疑問を感じてますし、バラエティやドキュメントかと思ったら物を売りつけるショッピング番組でがっかりすることがしばしばです。 また、特定のタレントの経営する店や企業が取り上げられるのを見受けますが、公正性を	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。

_		
	欠いた印象も受けますので、見直しと法規制をお願いします。	
	【個人51】	
134	放送分類に関する基本的考え方をまとめることに賛成である。少なくとも、通常番組と広告	
	番組を明確に分類し、視聴している消費者にわかるようにしてもらいたい。	
	ー時期、インフォマーシャルといわれ新聞記事と間違えるような記事形式の広告が横行し	
	ていたが、今は民放BS中心に同じような現象がおきている。番組放送時間の半分以上を商	
	品説明・広告が占めるものは、画面の上部に常に「広告放送」と表示するなど、一目で分かる	
	ような制度が必要と思われる。	
	【個人12】	
135	ショッピング番組の扱いを「広告放送」等、広告の範疇に入れてほしい。検討することに賛	
	成。不景気の中、通信販売が百貨店・スーパー等の売り上げを抜いた背景には、テレビショ	
	ッピングも含まれていると思われる。消費者は、広告なのか番組なのかわからず、番組が推	
	奨した商品と思い、購入しているケースもあると思う。	
	相談事例	
	テレビである商品について優れていると紹介していた。最後まで見たところ、通信販売であ	
	った。広告か放送かまぎらわしい。	
	【個人14】【個人19】	
136	ー視聴者として、テレビショッピング番組はニーズに合致しないものであることは視聴率を	総務省において今後の検討の参考とする
	確認することで明白である。例えば、映画「ルーキーズ」や赤坂サカスの宣伝が一日中繰り	
	返され非常に不快である。テレビ局の関連会社の宣伝を、報道・娯楽の種別の番組内で繰り	なお、答申(案)においては、放送番組の
	返すことは、放送の公共性・公平性の観点から不適切であり、「広告番組」として明確な区分	種別の仕分けについては、放送事業者ごと
	をしていただきたい。	に基本的な考え方を作成し、公表することを
	また、報道であるにも関わらず、コメンテーターの偏向意見を延々と繰り返す番組も多く、	想定しています。
	「事実」と「意見」の区分をより明確にし、その比率に応じて「教養」「娯楽」に区分するよう、総	
	務省が勧告できる、形に権限を強化すべきである。	
	【個人17】	
137	番組分類に関する公表制度の創設が求められていますが、放送事業者の自主自律の確	総務省において今後の検討の参考とする
	保を前提に、何らかの形で社会への説明責任を果たしていくことは重要な視点と考えます。	ことが適当と考えます。
	新制度のあり方やショッピング番組の扱いなどの具体策については、放送事業者の自主	
	的な取組をふまえながら検討を進めていただくよう要望します。	
	【株式会社フジテレビジョン】	
138	番組分類の公表は基本的には放送事業者の自主・自律判断にゆだねる方向で検討され	放送番組の種別等の公表については、基
	るべきものと考えます。	本計画の対象となる放送の機能・役割が適
	また、いわゆるショッピング番組については、新たな分類基準を検討することが望ましいと	切に確保される等の観点から、それが確実
	考えます。その際には番組種別は番組の実情に沿った分類を、民放連等で検討することが	
	適当ではないかと考えます。	考えています。

I	【朝日放送株式会社】
139	これまでも、放送事業者としての社会的責務を自覚し、また、視聴者の立場を考慮し、番組
	規律を維持してきた。
	今後も、放送の自主自立の原則の下、放送事業者自らが、番組規律を維持していくべきで
	ある。
	番組種別の放送時間、分類に関する考え方の公表は、慎重に対応していただきたい。
	【株式会社熊本県民テレビ】
140	いわゆるショッピング番組については、視聴者のニーズに基づいて編成されている。番組
	種別等の公表については法律で義務付けられるのではなく、市場性に基づいた自主規律を
	基本とする方向で検討すべきである。
	【札幌テレビ放送株式会社】
141	「種別」を含む番組の調和については、これまでも自主自律の原則のもとに適切に判断し
	てきているので、「種別の公表」等に係る制度の導入に対しては、慎重な対応を求める。
	ショッピング番組の扱いについては、民放連を中心にして慎重な検討を継続しているところ
	であり、法的な措置ではなく、放送事業者の自主自律の原則に委ねるべきである。
	【中京テレビ放送株式会社】
142	番組の種別や、放送時間、分類に関する考え方等の公表に当たっては、放送の自主自律
	の原則を踏まえ、義務としてではなく、あくまで自主的に行うこととしたい。またショッピング番
	組の取り扱いに関しても、放送事業者の自主自律に委ねることが適当だと考えている。
	【株式会社TBSテレビ】
143	民放事業者が番組種別の公表等をするにしても、その公表内容や公表の仕方等について
	は放送の自主自律の原則の下、法律で義務付けられるまでもなく、放送事業者が、自主的に行うべきものと考えます。
	一方、ショッピング番組は、視聴者のニーズも大きく、不況の中、個人消費のけん引役にな
	っている側面もあります。ショッピング番組の取り扱いに関して、民放連では視聴者、消費者
	団体からの指摘を受け、視聴者保護の観点から検討を進めているところです。ショッピング番
	組の扱いについても放送事業者の自主自律に委ねるべきと考えます。
	【株式会社テレビ朝日】
144	放送番組の種別ごとの分類は、番組の内容と表現の評価につながる問題であり、あくまで
	自主自律で行うことが原則であると考える。
	また、社会の変化等により種別分類が足りていないのであれば、新しい種別を新設するの
	も一つの方法であると考える。
<u> </u>	【株式会社テレビ新潟放送網】
145	答申(案)は「放送番組やショッピング番組の放送に関し公表の制度化」を求めているが、
	「基幹放送の概念」に照らしこの考えには反対である。放送の自主自立の原則のもとでは、こ
	のような番組規律は、放送事業者自らが考えるものであり、放送事業者の適切なる活動を制

	限するようなものであってはならない。
	【日本テレビ放送網株式会社
46	放送の自主自律の原則の下、民放事業者が番組種別の公表等をするにしても、それは
	度で義務付けられるのではなく、公表方法等を含め自主的に検討したい。
	【社団法人日本民間放送連盟
47	ショッピング番組の取り扱いに関しては、視聴者保護の観点を基軸に、すでに当連盟で
	討を始めているので、民放事業者の自主自律に委ねることが適切であると考える。
	【社団法人日本民間放送連盟
48	今回の「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」は、日本の経済・社会を元気
	し、国民生活をより一層豊かにしていくために検討されてきたものと認識している。
	放送事業者が番組の種別と当該種別の放送時間を公表する案については、それは新
	な制度で義務付けられるのではなく、放送の自主自律の原則の下で、放送事業者自らが
	表方法等を含めて自主的に検討すべきことと考える。
	教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の現行の番組種別も、放送の使命と役割を熟え
	ながら、現代社会に最もふさわしい種別を新しく設けることを含めて検討すべきであると表
	る。
	ショッピング番組は、社会の高齢化や夫婦共稼ぎなど生活様式の変化により年々視聴者
	ニーズは高くなっている。その在り方については現状を考慮して、放送事業者が視聴者保
	の観点を基軸に、番組種別等の公表を含めて早急に検討すべきと考える。
	【広島テレビ放送株式会
49	番組調和度合いのディスクローズを法的に強要することは、後々「編集の自由」ひいて
	「表現の自由」への介入に繋がる恐れがある。
	ショッピング番組に関しては、視聴者のニーズも大きく、不況の中で個人消費のけん引行
	なっている面がある一方、視聴者(あるいは消費者)から批判があることは放送事業者自
	も十分認識しており、民放連は 2009 年 4 月に「放送基準」の改定を行い、ショッピング番組
	扱いに関するルールを強化したばかりである。
	当社でも、民放連のテレビ通販ルールに基づき、番組全体の表現手法についても視聴
	の誤解を招かないように配慮し、放送基準ルールに基づいた厳しい考査と制作・放送によ
	てもコンテンツの精査を実施している。
	このように放送事業者の自主的な改善へ向けた取り組みをご理解いただき、放送の自
	自律の原則を尊重した制度整備を要望する。
	【株式会社福岡放達
50	ショッピング番組は一概にコマーシャルとは言えない態様のものも多い。現在、視聴者
	護の観点から日本民間放送連盟で検討がなされているところであり、民放事業者の自主
	律により判断されるべきである。

■ 1	
151	番組種別と放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度につい
	ては、法律で義務付けるのではなく、放送事業者が自主自律の原則に従い、自主的に行うべ
	きである。
	【山形放送株式会社】
152	弊社においては半期ごとに、放送番組の種別である教育、教養、報道、娯楽、広告、その
	他の放送時間を番組表とともに総務省に報告しております。
	放送事業者として、その社会的影響力の大きさを自覚し、期待されている機能・役割を十
	分に発揮し、視聴者の選択に値する放送を実施するためには、放送事業者の自主自律に任
	せるべきである。
	【株式会社山梨放送】
153	現行の番組調和原則の種別やショッピング番組の扱いについては、地上放送事業者の自
	主自立の精神と取り組みを最大限尊重すべき。
	【讀賣テレビ放送株式会社】
154	番組の種別、放送時間、分類に関する考え方等の公表に当たっては、放送の自主自律の
	原則を踏まえ、義務ではなく、あくまでも自主的に行うべきものと考える。ショッピング番組の
	取り扱いについても、同様に事業者の自主自律に委ねることが適当である。
	「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】
155	
155	放送の自主自律という原則は新法体系で引き継ぐべき重要な考え方であり、番組種別の
	公表等の問題については、制度で義務付けるのではなく、民放事業者の自主的な検討の結
	果を尊重することが適切である。
	【株式会社BSジャパン】
156	ショッピング番組の取り扱いについては、すでに民放連で視聴者保護の観点から検討を始
	めており、民放事業者の自主自律に委ねるべきであり、法律や政省令による分類等は馴染
	まないと考える。
	【株式会社BSジャパン】
157	番組種別の公表などを行うことは、制度によって義務付けられるものではなく、放送事業
	者の自主性に委ねるものであると考えます。コンテンツ規律に関しても、規制緩和を趣旨とす
	る新たな法体系下で、規制強化とならないよう望みます。
 	【株式会社BS-TBS】
158	特別衛星放送においては、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保すればよいこと
	となっており、新たな法体系においても番組規律としてはこれで十分と考える。
	【株式会社BS日本】
159	放送事業者に対しその放送番組ごとに放送時間およびその分類に関する基本的な考え方
	の公表を求める制度の導入が検討されています。一方、この対象となる放送は、放送基本計
	画の対象で「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中

	心とした機能・役割を担うことが期待されている放送であるとされています。	
	このような機能を担う放送事業者は、我が国のメディアとして、重要な権利のひとつである	
	表現の自由を体現する非常に大きな役割を担う媒体でもあると思われます。	
	番組構成においては民意の反映という観点からも考慮されるべきであり、なるべく民意の	
	自由意志に委ねるべきであるように思われます。規制は多様性の確保のための必要最低限	
	のものとして、それ以外に関してはなるべく放送事業者による自主的な規制の運用に拠るべ	
	きであるように思います。仮に放送事業者に現行以上の義務を課すとしても、事前的な性質	
	のものではなく、なるべく事後的な観点からのチェックのほうが望ましいように思われます。	
	【株式会社WOWOW】	
160	答申(案)は番組規律として放送番組の種別や放送時間の公表を求めることを提言してい	
	るが、こうしたことは自主自律のもとで放送事業者自らが行うべきものであり、法規制によっ て強制されるべきではない。	
	【メディア総合研究所】	
161	民放の番組の中で、ショップング番組の比率が増す中、真のショッピング番組、似非ショピ	
	ング番組を各放送会社ごとではなく、民放連としてのガイドラインを設けるべきだと思います。	
	【個人25】	
162	答申(案)では、「番組種別の放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求	答申(案)においては、放送事業者ごとに
	める制度を導入する」とあるが、ある番組が教養なのか娯楽なのか、捉え方は様々であろう	放送番組の種別及びその基本的な考え方に
	し、時を経ることで見方が変化していくものでもあると考える。また、番組種別の分類が適正	ついて公表を求めることとしております。
	かどうかについても議論の必要があるだろう。	
	したがって、制度整備により公表内容や公表方法などを一律に決めることは、放送局の編	
	成権に踏み込むことにもなりかねず、これらの公表については、その要不要を含めて放送局	
	サイドの自主規律に任せるべきであると考える。	
	ショッピング番組についても、同様である。	
	【法人1】	
163	〇調和原則	
	答申(案)では、「基本計画」対象の放送は、「教育」「教養」「報道」「娯楽」「広告」をバラン	
	スよく編成するいわゆる総合編成を維持するとともに、番組の分類根拠などを公表する制度	
	の導入を提案している。しかし、放送法が施行された60年前に比べ、放送局の種類や数が	
	増えている実情をかんがみると、編成内容を法律や監督庁が規定するシステムは廃止し、各	
	局にゆだねるべきである。	
	現状では、多くの放送局が、「娯楽番組」を「教養」や「教育」に分類、更には「ショッピング	
	番組」も「教養」や「教育」に分類している例が少なくない。再免許時に行う分類申請自体がま	
	ったく実態に即しておらず、仮に、分類基準などの考え方を公表する制度が導入されたとして	
	も、民間放送各局が反発している通り、監督官庁による放送局への圧力が増すだけで、より	
1	良い放送に結びつくとは考えがたい。	
	79	

	放送の公共性の観点から、「広告放送」の上限やルールを定めることは重要ではあるが、	
	行政主導による法律が規定するのではなく、独立行政委員会など、独立機関などで検討す	
	べきである。	
	【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
164	放送に関して、基本計画の対象の放送は、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教	
	育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待されるとある。	
	これが前提とされているようであるが、しかし、現代社会の基盤を形成、教育、娯楽といっ	
	たようなことを判断する際、何を指針としてこれを計るのか。基本対象放送に関してこのよう	
	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	
	する必要もあると思われるが、それを誰かが明示していくことは具体的に可能なのかについ	
	て言及していただきたい。	
	【個人66】	
165	答申(案)では、基本計画の対象である放送について、「放送事業者に対しその放送番組	放送番組の種別等の公表については、基
	一一は、例えば、教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の種別と当該種別の放送時間及び	本計画の対象となる放送の機能・役割が適
	その分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を導入する」とされています。	切に確保される等の観点から、それが実施さ
	この規律強化の目的について、答申(案)では、「放送の自主自律の原則の下で、その期	れることが望ましいと考えています。
	待される機能・役割が十分に発揮され、視聴者の適切な選択に資することを可能とする環境	ご指摘の点については、総務省において
	を整備するため」等とされており、また、「9. 総括」においては「利用者・受信者の利益の保	今後の検討の参考とすることが適当と考えま
	護」の項目に整理されています。ここで「放送の自主自律の原則の下で」とあるのは、放送番	す。
	組の分類は今後とも放送事業者の自律的な判断に委ねられるという考え方が示されている	
	ものと理解し、その考え方に賛成します。	
	ただ、その目的については、視聴者が放送事業者による番組分類に基づいて番組の視聴	
	選択をしているものとは考え難く、どのような「利用者・受信者の利益」のために必要とされて	
	いるのか必ずしも判然としません。	
	したがって、答申(案)において、規律強化の目的やそれを必要と判断する根拠について	
	十分な説明がなされるよう要望します。そのうえで、規律強化は、一般にその目的に照らして 必要最小限の範囲のものであるべきだと考えますので、答申(案)においてその旨を確認的	
	一	
	に記述されることでは、異体的な前及設計に当たりでは、放送事業者にとりで過量な負担と	
	【日本放送協会】	
166	放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成すること	総務省において今後の検討の参考とする
	は、各放送メディアの特性にあった規律となることから、賛同致します。	ことが適当と考えます。
	但し、基本計画の対象である放送であっても、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役	A= // Co / 6
	割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようとい	
	した点を踏まえると、放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度の導入の是非	
1 1		ı

	については、放送事業者の意見も踏まえて慎重に検討すべきと考えます。
	また、基本計画の対象でない放送については、一定数のチャンネルで番組準則を満たす
	ことでも可とするような規律の緩和を検討いただくことを要望致します。
	【スカパーJSAT株式会社】
167	「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度を導入する」にあたりましては、慎
	重な検討を希望いたします。
	【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】
168	
	うことが期待される放送に対しては、必ずしも必要でない規律を緩和する観点から番組規律
	を見直すことが必要と考える。また、放送番組種別、放送時間等の公表の制度導入にあたっ
	ても、「専門的情報の提供」という特異性に留意、配慮すべきと考える。
	【株式会社文化放送】
169	「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度を導入する。」については、事業
	者に過重な負担がかからないよう導入については慎重な検討を希望します。
	【ジュピターサテライト放送株式会社】
170	(1)テレビショッピングは、単に商品を紹介し販売するだけに留まらず、視聴者の生活に役
170	立つ情報を発信する、情報提供番組として、消費者のニーズに応え、その支持を得ており、
	一様に広告放送に分類すべきではない。また、広告放送に分類された場合、ショッピング番
	組の放送時間が制限される可能性があり、放送時間が制限されれば、消費者のニーズに十
	分応えることができなくなる。
	- クルんることがくさるくなる。 - ②答申案では、「昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを
	②音中菜では、「昨っのいわゆるショッピング番組に対する社会的な问题思識の同まりを 受けて、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進
	め」としているが、本来、まず第一に消費者ニーズの高まりを現状認識として共有すべきであ
	る。テレビショッピングの利便性は、テレビを通じて誰でも手軽に商品を注文することができ、
	注文した商品が自宅に配達されるというサービス面の優位性が消費者の支持を得てきた点
	に注目すべきである。そもそも販売する商品の品質管理、広告表示の適正の確保及び消費
	者対応等を十分実施できない事業者は、放送事業者の番組選定において淘汰されるべき問
	題であり、全ての事業者が一律に規制されることに繋がりかねない、答申案のショッピング番
	組の取り扱いには問題があると考える。また、ショッピング番組を「広告放送」の範囲とするこ
	とで放送時間を制限しても根本的な解決にはならない。
	③少なくとも弊社では、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高
	まりを受けて、オペレーション等の更なる改善に鋭意努めており、その点については、テレビ
	ショッピング事業者からの意見を直接ヒアリングするなどして、テレビショッピングの状況を十
	分調査した上で検討を行う必要があると考える。
	【ジュピターショップチャンネル株式会社】
171	当協会の調査では2007年度の通信販売業界の売り上げ高は、3 兆 8800 億円で、そのう

ちテレビショッピングは約10%の 3880 億円に達しており、民間放送の発展に大きく貢献しているものといえる。

今回の答申案では、ショッピング番組の取り扱いについて、「広告放送」の範囲を含め、具体的に検討を進めていくこととしているが、仮にショッピング番組を「広告放送」の範囲に含めるとされた場合、その放送時間を制約することに繋がりかねない。

社会的な問題意識の高まりを受けて、検討を進めるとされているが、一部の消費者やこれをサポートする人々の主張のみで判断すべき問題ではない。したがって、テレビショッピングを行っている放送局やショッピング番組事業者などから業界の実態、消費者への対応等現場の意見を十分にヒヤリングし、さらにテレビショッピングをよく活用する消費者の意見を聞いた上で、慎重な検討を行うよう要望する。

【社団法人日本通信販売協会】

我々放送事業者はこれまで、放送法に定められた放送の目的を達成すべく、その社会的 使命に従い放送事業に従事し、国民の文化的な生活の向上や国民視聴者の「知る権利」の 確保・増大に寄与・貢献してきた。その基盤にあるのは、「放送による表現の自由」や「放送番 組編集の自由」に代表される、放送事業者の「自主・自律」を旨とする現行放送法の規定であ る。したがって、この新たな法体系においても、現行放送法が持つこうした崇高かつ極めて重 要な精神が引き継がれるよう、強く希望する。

この新たな法体系は、1. 法体系見直しの必要性にあるように、「合理的・先進的」な内容を目指すものであり、その大きな方向性は、全体として「規制緩和」を主旨としていると理解されるものである。そうした中で答申案には、基本計画の対象である地上放送に関しては、現在の番組規律をすべて維持する、とした上で、更に新たな規律の導入が記述されているが、これは更なる規律・規制の強化に他ならず、適切ではないと考える。放送事業者は、これまで同様今後も、自ら持つ社会的責務を十分自覚した上で、自主・自律の原則の下に、国民視聴者の要望・関心に応えていくものである。

地上放送の業務開始手続きが、放送施設と放送業務に分離されることを考慮した場合、 公的権力による放送業務への介入の可能性が懸念されることになる。したがって、番組規律 に関しては、法律及び政省令などの下位法令を含めて、番組規律に係る規律違反を理由と した行政処分規定を設ける等の規律強化を行わないことを、答申に明記するよう強く要望す る。

番組種別の公表やショッピング番組の取り扱いに関しても、自主・自律の原則の下、放送 事業者が自主的に検討を行っていくべき事項であり、答申案にあるような制度による義務付 けは必要ないと考える。

【株式会社テレビ東京】

答申案では地上放送について、「現在の番組規律をすべて維持する」とされたが、分離体系になれば、放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念や不安が当連盟加盟社の中にある。新たな法体系が全般的に規制緩和を旨とする中で、コン

放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。

ご指摘の点については、総務省において 今後の検討の参考とすることが適当と考えま す。なお、答申(案)9に制度改革に際して は、規律を必要最小限のものとすることを旨 とすべきという記述を追加します。

テンツ規律に関しても、法律のみならず政省令など下位法令を含めて規律を強化しないこと を答申に明記するよう強く要望する。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申(案)の「放送事業者に対しその放送番組ごとに、例えば、教育、教養、報道、娯楽、 174 広告、その他の種別と当該種別の放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表 を求める制度を導入する」ことに反対する。 どの番組を教育とし或いは教養とするのかなど番組の内容に関する認識はまさに「放送の 自主自律」に根ざすもので放送事業者の規律に委ねるのが適切である。公表することもまた 放送事業者が自主的に対応することが本来的なありようで、公表を義務づける制度の導入 が次のステップで番組の種別や放送時間にまで踏み込み、コンテンツ規制に道を開きかねな いことを強く懸念する。 ショッピング番組の扱いについて答申(案)が「『広告放送』の範囲を含め、具体的な検討を 進め、その検討の結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ること が適当である」とするのにも反対する。 ショッピング番組は社会的な需要があってこそ成立しており、通信販売などとともに個人消 費を牽引する役割を果たしている。現状のショッピング番組について、クーリングオフ問題な ど消費者保護を徹底する必要性は放送事業者も認識しており、より適切に対応するべく取り 組んでいる。劣悪なショッピング番組は市場から排除される筈で、幅広い視聴者に向き合っ ている放送事業者の自主自律的な判断に委ねることが望ましい。 【株式会社ビーエス朝日】 175 調和原則は必要でしょうか。 (案)の中で、調和原則の必要性が強調されていましたが、その根拠が具体的に述べられ ておらず、なぜ TV 局ごとに番組構成のバランスを保つ必要が有るのか、疑問に感じました。 そもそも放送事業主が、各々で自身の番組をカテゴリー分けするのなら、それぞれの見 解で番組の種別の言い換えが可能となり、その結果公表文言だけが立派になり、実際の中 身とのギャップが生まれる可能性が考えられます。それでは意味がありません。 多様性を認めるのであれば、さまざまな局があってもよいと思います。それにより受け手 の選択肢の自由の幅を広げていただきたいです。 テレビ放送において、同じ時間帯に同じカテゴリーの番組を各局一斉に放送するという現 状は、不合理であるし、視聴者もインターネットに移行してゆくのは、TV が現在のように押し つけの情報提供になっているからではないでしょうか。 私はむしろ専門チャンネルが多く存在することを望みます。 特にニュース番組などは、24 時間休まず放送して頂きたいです。民間企業で行う事は難し いのでしょうか。

放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。

ご指摘の点については、総務省において 今後の検討の参考とすることが適当と考えま す。なお、答申(案)9に制度改革に際して は、規律を必要最小限のものとすることを旨 とすべきという記述を追加します。

答申(案)においては、放送事業者ごとに 放送番組の種別及びその基本的な考え方に ついて公表を求めることを想定しています。

私はカナダやアメリカに留学した際、ニュース専門チャンネルには非常に助けられました。

調和原則は、すべての放送を対象とする ものではなく、有限希少な周波数を用いる放 送を対象として多元性・多様性等を確保しつ つ、その機能・役割を果たすため、各放送番 組の調和を求めているものです。

なお、放送の多チャンネル化が進展する中、調和原則の適用対象外となる専門放送 を引き続き認めていくべきものと考えます。

	国内であるいは世界で何が起こっているか、いつでも知る手段がほしかったからです。 TV の役割や機能には、インターネットや新聞では補えないものが有ります。 障害者、高齢者、青少年、社会的弱者が、容易かつ安全に情報をを得られる手段として、 欠かせないのではないかと思います。 また全国民が見たいものが、見たいときに見られるという、個人個人の選択肢の自由がもっと広がれば良いと思います。 【個人38】	
176	○調和原則の維持について 放送法第3の2にある教養、教育、報道、娯楽番組の調和の原則を保つことの意味を明確 に示してほしいと思います。 【個人24】	
177	○調和原則 放送の種類の多様化・放送局の多様化という現状、さらに従来の「教育」「教養」「報道」 「娯楽」「広告」への無理のある分類化の過程を考えると、従来の調和原則自体、実態にそぐ わないものと考えるべきである。分類に関する基本的な考え方の公表ではなく、調和原則自 体を各放送局の自主と判断にまかせ、各放送局の放送内容に関しては第三者機関によって 審査されるべきである。	
178	○放送準則 答申(案)では、新法体系下においても、現行法と同等の放送準則を、すべての放送に適用すると野内容となっているが、現行の放送法総則にて記述されている「不偏不党」「政治的に公平」といった文言は、この文言があるゆえに、政権政党に利用され、放送局の独立性を揺るがしてきた部分がある。放送法が施行された60年前に比べ、放送局の種類や数が増えている実情をかんがみると、言論の自由やメディアの多様性を確保することを法の目的に据えるべきである。 【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	答申(案)に対する参考意見として承ります。
179	○緊急情報の周知 放送・通信は、全ての市民を危険から守るための重要な手段になっているので、緊急地震 速報・気象に関する警報等の緊急情報をテレビで放送する場合には、文字や画像の視覚表 示だけではなく、同時に必ず音声でも伝えるよう、放送事業者に義務付けることを望みます。 【特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会】	研究開発の状況等を踏まえ、総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と 考えます。
180	方向性として、 「② 事業形態の柔軟化のための参入手続の見直し基本計画の対象外の放送については、必要最小限の適格性のみ確認することとし、柔軟な事業展開を促進する。」と言及されている。このような方向性を是非期待したいと考えられるが「ウ 基本計画の対象でない放送放送番組審議機関に係る措置も含め、規律を緩和する観点から番組規律を見直し、可能な	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。

		限り番組規律の水準をあわせる。」とあるように、現段階では基本計画の対象でないものには議論されておらず、具体的には示されていない。 柔軟な事業展開を可能とするためにも、基本計画の対象でない放送に関しての議論は市民を交えながら開催されることを期待したい。 そのためにも、このような議論の進展について、その参加を市民にも明示する必要があるのではないか。	
		【個人66】	
181	④表現の自由享有基準	新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律を緩和する方向で既存の 規律を再編成することは適当と考えます。また、「表現の自由享有基準の具体的な在り方に ついては、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当」とする答申案 の考え方に賛同いたします。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え ます。
		の考え方に負向いたします。 【KDDI株式会社】	
182		表現の自由享有基準に関しては、必要に応じて、今後も緩和を検討して頂きたい。	
182			
		【株式会社TBSテレビ】	
183		本法体系の検討が、情報通信の高度化に伴って多種多様化する放送・通信市場への対	
		応を出発点としているのであれば、地上放送における表現の自由享有基準に関しても、その	
		ような市場の変化への柔軟な対応が可能となるよう、制度設計を含めて検討していくことは 当然であると考える。	
		【株式会社テレビ東京】	
184		表現の自由享有基準緩和の検討が盛り込まれたことは、経営の選択肢の拡大の観点から適当であると考えます。	
		今後、放送事業者の要望や実情に十分配慮した現実的な見直しが行われることを期待し	
		ます。	
		【株式会社フジテレビジョン】	
185		概ね適当である。	
		【讀賣テレビ放送株式会社】	
186		表現の自由享有基準に関しては、将来性を踏まえ、経営的な選択肢を広げる観点からも、	
		必要に応じて、今後も緩和を検討して頂きたい。	
		【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
187		「多元性」、「多様性」、「地域性」の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、必要に応じて、	
		表現の自由享有基準の緩和を検討することに賛同致します。	
		特に、「イ 各論」で示されている、基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の	
		見直しについては、所謂マスメディア集中排除原則の適用除外を含む、大幅な緩和を要望致	
		します。	
		【スカパーJSAT株式会社】	

188	表現の自由享有基準の緩和を検討する方向性は妥当と考えます。現在、地上放送のテレ
	ビとラジオの表現の自由享有基準は同一基準となっていますが、これをメディア別に異なるも こ
	のに見直す方向性は、例えば経営環境の厳しいラジオに特化した緩和も可能になることか
	ら、検討に値すると考えます。
	【株式会社テレビ朝日】
189	現在、地上放送のテレビ、ラジオの表現の自由享有基準は同一基準だが、これを異なるも
	のにする方向は検討に値すると考える。
	【社団法人日本民間放送連盟】
190	「地上放送のメディアの別の基準の見直し」を検討する方向は、適切であると考える。
	【株式会社文化放送】
91	「必用に応じて、表現の自由享有基準の緩和を検討していく」ことは、地方局の存立基盤に
	大きな影響を与えると考えられる。
	情報の「多元性」、「多様性」、「地域性」は、基幹放送である地上波の重要な機能・役割のの
	一つであり、緩和すべきものではない。
	【札幌テレビ放送株式会社】 討
2	〇集中排除 的
	答申(案)では、「多元性」「多様性」「地域性」の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、表 と
	現の自由享有基準の緩和を検討していくことが適当としているが、反対である。冒頭で記載
	したとおり、デジタル化が進む中メディア政策を進めるにあたってまず優先されるのは、「多元
	性」「多様性」「地域性」であると考える。
	集中排除の原則は、太平洋戦争時の反省から、マスメディアが少数の経営者に集中する
	ことを排し、自由な言論を育成しようと電波法に盛り込まれた。しかし、日本では既に有名無
	実化しており、放送法の改正などもすでに行われ、同一資本やグループが新聞や放送など
	のメディアを複数支配する状態は広がっている。これが更に促進されると、言論の多様性や
	地域性の確保はますます難しくなり、言論状況の画一化が懸念される。しかも、今回の案で
	は、三事業支配の許容についても検討するとしている。
	表現の自由享有基準を緩和するのではなく、むしろ、三業兼営などが行われないよう、十
	分に監理を行うべきである。
	【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】
193	言論・表現の多様性・多元性・地域性を確保するための「表現の自由享有基準」は、現行
	でもすでにほとんど形骸化しており、これ以上緩和すべきでない。情報の一極集中などの弊
	害を排除するためには、むしろ規律の強化を検討すべきである。答申案は全体的に、現行の
	県域免許制度の根幹をなす放送の地域性についての認識が欠如している。
	【日本民間放送労働組合連合会】
94	〇表現の自由享有基準
	表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)は基本的に緩和が適当としとる。しか
1 1 1	80

総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。

答申(案)においては、「情報通信の高度 化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化 の中で、「多元性」「多様性」「地域性」の確保 に大きな支障をきたさない範囲で」緩和を検 討していく必要性を提言したものです。具体 的には、総務省において今後の検討の参考 とすることが適当と考えます。

I	し、この規制、特に新聞社と放送局の所有を禁じたクロスオーナーシップ規制は、実際のとこ	
	ろほとんど機能しておらず、全国紙と民放キー局を中心にした系列化が進んどる。表現の多	
	様性を確保するためには、これ以上の緩和はあかん。この規制に限って、むしろ強化すべき	
	検性を確保するためには、これ以上の緩和はめがん。この規制に限って、もしつ強化すべき や。	
	- どうしても苦しい放送局を助けたい、そのためには場合によっては同一地域内の新聞社と	
	放送局の協力が必要いうんやったら、それによって地域の言論の多様性を守れることが前提	
	やろ。それなしに、単に企業を大きくするためだけの規制緩和は認められんで。	
	多様性、多元性、地域性の3つは「放送の3原則」いうて、放送政策の基本理念として、行	
	政は大切にしてきたんやなかったのかい。答申案には基本理念を転換するとは書いとらんや	
	ろ。そんなら、多様性、多元性、地域性をどんなふうにして守るつもりなんか、制度上の保障	
	の手立ては何が考えられるんか、答申にわかるように書いてや。	
	【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	
195	○表現の自由享有基準の緩和について	
	表現の自由享有基準を緩和するということは、集中排除の原則が侵される危険性がある	
	のではないでしょうか。集中排除の原則は、第2次世界大戦中に大本営発表という情報操作	
	が行われていたことへの反省から来ている重要な原則であると思われます。今回の答申の	
	みでは表現の自由享有基準を緩和する必要性が明確ではありません。	
	【個人24】	
196	集中排除原則の緩和は放送の公共性の再構築とセットで検討されるべきです。	
	公共性議論なき自由化は必ずや情報弱者を一層周縁へと追いやります。	
	番組編成における多様性の配慮、報道における弱者救済・権力監視の徹底、障害ある人	
	に配慮した手話や手厚い字幕導入の義務化など、	
	短期的には経済コストを要する施策を、この法改正議論の中で忘れることなく、一層深めて	
	いただきたいと考えます。	
	多様な市民・市民メディア・市民記者など、単に「視聴者・受信者としての国民」ではなく、	
	「発信者・活用者としての市民」という認識の変革を求めます。	
	情報・通信の在り方を決めるプロセスの透明性、参加性こそ、日本国の民主主義の発展に	
	おいて欠如している要素であると考えます。	
	【個人67】	
197	「一 いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理」については、昨今の多メデ	総務省において今後の検討の参考とする
	ィア時代の状況を鑑み、今後具体的に検討し必要な対応を図るべきである。	ことが適当と考えます。
	【株式会社山梨放送】	
198	○表現の自由享有基準について	総務省において今後の検討の参考とする
	一定の条件の下で必要に応じて表現の自由享有基準の緩和を検討することには基本的	
I I I I	81	
	01	

199 〇集中排除 200 中では、 イ 各論 地上放送のメディアの別の基準の見直し - いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理 基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の見直し と、許容される範囲内での整理を提言されている。 れる。

には賛成するが、一方で急速な規制緩和によって、多様性が失われ、結果としてかえって視 聴者利益が損なわれる結果にならないように、現状の市場環境を考慮しながら、段階的に実 施されることが望まれる。特に三事業支配の見直しに関しては慎重な検討が必要と判断す

【社団法人衛星放送協会】

表現の自由共有基準の在り方の具体的な検討案について、「いわゆる三事業支配が例外 的に許容される範囲の整理」となっているが、メディアの複数支配が進んでいる状況におい ては、慎重に議論すべきである。言論や番組の多様性を確保するために、いわゆる三事業 支配自体を考え直し続けるべきであり、例外的に許容される範囲が言論や番組の多様性を 阻害する場合は、ただちに公正な第三者機関によって審査すべきである。

【個人74】

ここで、新聞・ラジオ・テレビの兼業と表現の自由に関しての意見を述べたい。答申(案)の

また、総括では、「必要に応じて、その緩和又は弾力化について検討することが適当であ る。」とあるように、方向性としては、メディア・コングロマリットを容認するような方向に感じら

元々、08年3月26日の法改正で「放送局の開設の根本的基準」第9条に記載されてい た、三兼業(新聞・ラジオ・テレビ兼営)の項目がなくなり、「その局を開設することが放送の公 正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。」という条文に集約され、一方「放送 局に係る表現の自由享有基準1第4条にこれらの項目が移管されたかと存じます。

ところが、ここで定義されている「ただし、当該放送対象地域において、他に一般放送事業 者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であっ て、その局が開設されることにより、その一の者(その一の者が支配する者を含む。)がニュ 一ス又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。」に関し ては、1957年の VHF 大量免許発行の際にしめされた条件、そのものである。

例えば山梨県における、山梨日々新聞および山梨放送の関係を"独占的頒布"にあたる のかどうか、こういった意見に関しての回答は、郵政省時代から当局は明確な回答を避けて いるように感じられます。

そこで、研究会ではこういった具体的な例をもとに制度設計の検討をされているのでしょう か。もし現在の山梨県の状況がこれに該当しないという認識であれば、そもそも、これが該当

答申(案)では、いわゆる三事業支配が例 外的に許容される範囲の整理の検討につい て提言しています。

201		するような状況はどのようなケースなのか。そういった視点になって検討が必要かと存じます。 放送法の体系を大きく変えるだろう新たな電気通信法の体系の元では、もっと具体的に、マス・メディア経営に対しての資本制限を明確にし、国際的な規模で活躍できるメディア・コングロマリットの到来をもとめる一方で、権力や市民に対して幅広い視点に立ち、地域性や多様性をもったローカルなメディアが存在できるような法体系を期待している。なによりも、現状の曖昧模糊の表現ではなく、数値目標として数値により明確化する方が望ましいと考える。	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
202		【個人75】 三事業支配を許さず多様な意見が醸成される通信・放送制度の確立、とすべき さらりと触れているが、これはとんでない項目であって到底容認できない。日本の民主主義 の健全な発展を遅らせている一要因としての、新聞・ラジオ・テレビのクロスオーナーシップに ついては、数多くの批判が近年寄せられている。 ここはむしろ、三事業支配を許さず多様な意見が醸成される通信・放送制度の確立、とす べきである。 【個人76】	
203		表現の自由享有基準について、「『多元性』『多様性』『地域性』の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で」とあるが、明確な基準を示すべき。 また、その基準は「多元性」「多様性」「地域性」の確保の観点から考えられるべきものである。 【株式会社中国放送】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
204		表現の自由享有基準については従来、行政の恣意的な運用・改定がなされてきたこともあり、放送の多元性・多様性・地域性確保の観点から、現行のような省令ではなく、法律の中に明記して位置づけるべきである。 【メディア総合研究所】	のとおり、情報通信の高度化に伴う環境の
205	⑤再送信制度の在り方 ア. 義務再送信制度	有線テレビジョン放送に現行と同様の義務再送信制度を維持し、受信障害区域の指定手続きの簡素化などの制度設計に取り組むとされたことは賛成である。制度整備にあたっては、有線テレビジョン放送事業者が地上放送の難視聴地区(特に辺地の難視聴地区)に積極的に施設を設置するインセンティブのある措置を要望する。また、有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務利用放送事業者に移行したため生じている問題に合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むとされたことにも賛成である。 【株式会社福岡放送】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。

g ,	I	,	
206		難視聴解消の観点から義務再送信制度は維持すべきである。ただ、難視聴地域の概念が	
		不明確である。昭和 47 年、有線テレビジョン放送法が制定された当時、地方のケーブルテレ	ます。
		ビの役割は電波受信が難しい、いわゆる辺地対策が中心だった。その後、都市難視対策へ	
		と事業を拡大していくが、その結果、全国各地で区域外再送信問題が発生した。	
		区域外再送信問題は、「受信者利益の保護」の観点が優先されるが、放送普及基本計画	
		の枠組みを超える同系列波の区域外再送信が情報格差の是正につながるとは考えられな	
		い。むしろ、地域に与える影響は大きい。地域経済の活性化や、同項目③に掲げる「災害放	
		送」など地域の安全、さらに「政見放送」など公職選挙法に基づく公益性を確保するために	
		も、「地域の利益」を最優先に考えるべきである。	
		同項目④ 表現の自由享有基準 ア 総論(15頁)に謳っているように、「地域性」を確保す	
		るためにも、今一度、難視聴の原点に立ち返り、難視聴地域=義務再送信の範囲を「区域	
		内」と明示することを要望する。	
		【富山テレビ放送株式会社】	
207	イ. 裁定制度	裁定制度につきましては、「受信者の利益」の確保、地上放送の再送信メディアとしての意	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		義を十分にお汲みいただき、及び現在、ガイドラインに基づき関係者間で協議中といった諸	ます。
		事情をご理解いただいた上で、引き続き当制度を維持する旨の提言となったものと理解して	
		おり、その基本的な方向性に賛成します。	
		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
208		区域外再送信問題では、当事者の協議とはいうものの同意を与える立場と同意をいただく	
		立場の違いがあり対等な関係で協議を進めることは困難です。	
		よって、意見の違いに対し適正な判断を下せる裁定制度は必要と考えます。	
		【株式会社上田ケーブルビジョン】	
209		「裁定制度」は有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項に定められている制度ですが、有線	
		テレビジョン放送法は第 13 条第 2 項において「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者	
		の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送を受信し、これらを	
		再送信してはならない」とも定めています。	
		「裁定制度」は、同法同条第2項に基づいて放送事業者に同意を求めたところ「同意をしな	
		いことの正当な理由」に基づかない理由により同意を頂けないケースを救済するために定め	
		られているものと理解致しております。	
		再送信同意の決定権は、放送事業者に委ねられているため「同意をしないことの正当な理	
		由」に基づかない理由で同意をされず、放送事業者とケーブル事業者による協議のみが継	
		続され、結果として「受信者の利益」が著しく損なわれているケースが全国で数多く残されて	
		います。	
		こうした状況の中で、当事者間の誠実な協議を促進し、迅速かつ適切な問題解決を図るた	
		め、再送信の同意に係る協議手続き及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイド	
		ラインが、平成 20 年 4 月に定められました。	
	ı	04	· •

	しかしながら、実際の協議の中ではこのガイドラインによらず、放送事業者間による取り決めの方が優先されて同意をもらえていない局が多数あるのが事実です。このことは放送事業者による「権利の濫用」であると考えられ、いたずらに時間のみを消費させるような現状から「受信者の利益」を保護するためにも「裁定制度」を維持することに賛成いたします。アナログ放送終了まで残すところ2年となり、デジタル放送を普及させなければならない重要な時期に差し掛かって参りましたが「裁定制度」が廃止されて、「同意をしないことの正当な理由」に基づかない理由で再送信同意が頂けないケースが生じた場合、有線テレビジョン放送事業者は裁判による解決を求めざるを得ないことになり、「受信者の利益」を保護するために膨大な時間と労力を費やさざるを得ないこととなります。 弊社は再送信メディアとして、自らのコミュニティ放送による地域情報提供者として「受信者の利益」を確保するために、自県の地上放送やその他の県の地上放送の再送信及び地域から求められる生活情報を積極的に提供させて頂く所存です。従って、放送事業者とは今後とも精力的に協議させて頂きますが、「裁定制度」の趣旨を尊重して頂き、本制度の維持を強く求めるものです。
	【大分ケーブルテレコム株式会社】
210	消費者保護である「受信者の利益」の確保を目的とし、難視聴地域等における地上放送の
	再送信メディアとしての意義、及び現在ガイドラインに基づき関係者間で協議中であることを
	踏まえ引き続き同様の制度を維持することに賛同する。
	当社もより一層の「受信者の利益」の確保を図ってまいります。
	【株式会社ジュピターテレコム】
211	「受信者利益」を保護するためには、引き続き裁定制度を維持することが適当と考えます。
	【株式会社中海テレビ放送】
212	「受信者の利益」を確保すべき必要性があるとして、「引き続き同様の制度を維持することが適当である」との認識は、適切な判断と考えます。
	区域外再送信問題の解決は、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者との誠実な協議
	が基本であることは十分認識しておりますが、現実には当事者間の協議では解決できずに
	いる事例も少なくありません。
	アナログで視聴できていた放送がデジタルで視聴できなくなることは、円滑なデジタル化の
	障害になりかねません。
	協議を尽くした上でも解決できない事態が想定される以上、裁定制度の存続は不可欠で
	す。
 	【日本海ケーブルネットワーク株式会社】
213	有線テレビジョン放送事業者の再送信について、
	①マストキャリーが採用されない(同意制度が残る)
	②コンテンツ規律(基本計画)の対象として地上放送が残る
	以上、法の目指す目的からも大臣裁定制度が維持されて当然である。
	0 m

I	【よさこいケーブルネット株式会社】	1
214	「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジ	放送法制においては再送信同意制度が設
	ョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度	けられているところ、当該制度は、放送事業
	を維持することが適当である」とありますが、この考え方には反対です。	者の放送番組が自ら送信した以外の方法に
	裁定制度は廃止されるべきであると考えます。	より再送信される際、番組編集上の意図を保
	これまでに発生した地上放送事業者と有線テレビ放送事業者間の再送信に関する紛争	護するため、無断で改編される等のことがな
	は、全て「区域外再送信」についてのもので、いわゆる「義務再送信」制度をめぐる紛争は発	いよう放送事業者の同意を要することとして
	生したことがありません。	いるものです。
	区域外再送信は、この新法でも地上放送について定められる予定の「放送普及基本計	裁定制度は、有線テレビジョン放送が難視
	画」と矛盾し、その放送普及基本計画に基づいて置局を行っている地上放送事業者の経営	聴地域等における地上放送の再送信メディ
	に多大な影響を与えます。	アとしての役割を有すること等を踏まえ、再
	当社は有線テレビの契約者だけでなく、区域内の全ての視聴者が地元局による充実した	送信同意について制度趣旨を踏まえた適正
	放送を享受することこそが、「受信者の利益」であると考えます。	な判断を確保することにより、受信者の利益
	また、デジタル放送に関する区域外再送信についての話し合いは、地上放送事業者とケ	の保護等を図るものです。
	一ブルテレビ事業者との間で進んでおり、民間同士の話し合いによって解決することを原則	新たな法体系においても、有線テレビジョ
	とするべきと考えます。	ン放送によるこうした役割等は変わるもので
	【朝日放送株式会社】	はないため、これまでどおり、放送事業者の
215	○著作権法との整合を図るべきである	- 番組編集上の意図と、受信者の利益の保護
	これまで有線テレビジョン放送法と著作権法が別制度であることから、特にケーブルテレビ	をバランスよく確保できる総務大臣の裁定制
	の区域外再送信において有線テレビジョン放送法のみに基づく行政の対応が行われ、著作	度を維持することが適当としているもので
	権処理を欠落させた違法状態を放置してきた。法体系の見直しに当たってケーブルテレビの	す。
	再送信に関して、裁定制度は廃止し、再送信手続は著作権法と整合のとれた制度にすべき	
	である。	
	また答申「再送信制度の在り方」の項ではもっぱら難視聴解消に焦点が当てられ、特に受	
	信障害区域の指定手続き簡素化が挙げられている。確かにこれにより著作権法の例外規定	
	が適用されるが、放送区域内の局所的対応を超えるものではなく、実際に行われている区域	
	外再送信の解決にはならず、基本的な法体系整備の答申にこのような事務的事項が記され	
	ることはふさわしくない。答申は「難視聴解消」や「受信者の利益」という言葉で問題をそらさ	
	ず、根本的な解決に向けた方向性を示すべきである。	
	【北日本放送株式会社】	
216	○地域社会における基幹放送機能を確保すべきである]
	具体的には、「再送信制度の在り方」の項で「受信者の利益」として専ら多くの放送が受信	
	できることのみが挙げられ、それを確保するために裁定制度の維持が提言されているが、そ	
	の裁定制度は先に述べたように著作権法と整合しないという問題があるだけではなく、情報	
	を享受する地域住民の利益の観点からも大きな問題がある。ケーブルテレビ加入者の利便	
	だけのために区域外再送信を拡大すれば、地域免許制度が形骸化し住民に必要な地域放	
	86	•

217 関地聴解消の目的以外の有線テレビジョン放送は、事業体として確立され、収益を上げているので、「大臣裁定制度」は廃止し、民間同士の交渉に委ねるべきである。 【株式会社無本県民テレビ】 「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2、200万を超える契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を乗止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビジョン放送事業者が自う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持では反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信によりエリア外の放送局ではなく、有線テレビジョン放送事業者による侵域が再送信と様の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者による侵域が再送信の維持・拡大は地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイデラインが発表され、地上放送事業者になる再送信の選正な在り方および範囲については当集力を決議を連盟と日本ケーブルテレビは虚しな、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正なを打ちよび範囲については当まから高に別り、区域外再送信の適正なを行う方よび範囲については当まが発表され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「是一民」協議により解決される心域を直接なるとである。また数定制度は他上が送る根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直と求める。		送の機能が失われることになる。放送の地域性を確保するためには当該地域の放送局の法 的関与は必要である。答申では「難視聴地域等」と記して裁定制度維持を適当としているが、
217		その記述は問題の論点をすりかえている。
いるので、「大臣裁定制度」は廃止し、民間同士の交渉に委ねるべきである。 【株式会社熊本県民テレビ】 「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2、200万を超える契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】		【北日本放送株式会社】
【株式会社熊本県民テレビ 「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2、200万を超える契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】	217	難視聴解消の目的以外の有線テレビジョン放送は、事業体として確立され、収益を上げて
「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2、200万を超える契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】 裁定制度の維持には反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に「管報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の総持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガバドラインが発表され、地上放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガバドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信問題については「民ー民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		いるので、「大臣裁定制度」は廃止し、民間同士の交渉に委ねるべきである。
る契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】 裁定制度の維持には反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者に長る保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者による屋域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではな、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同主の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		【株式会社熊本県民テレビ】
基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。	218	「有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的」とあるが、全国で2,200万を超え
終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】 裁定制度の維持には反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民ー民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		る契約数に成長した現在において今も尚、必要な事なのか?区域外再送信によりその事業
表定制度の維持には反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による国域外再送信の維持・拡大は地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民・民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に受り解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】		基盤を脅かされている地方局にこそ健全な成長への配慮が必要ではないか。今や、使命を
表定制度の維持には反対。 答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		終えた裁定制度を廃止して、再送信同意は民間協議に委ねるべきである。
答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		【札幌テレビ放送株式会社】
線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民ー民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。	219	裁定制度の維持には反対。
様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【幹岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		答申案では「裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有
線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同
有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビよる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		様の制度を維持することが適当である」とされている。裁定制度は本来、揺籃期にあった有
約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年 4 月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入された制度である。しかしながら近年、
ビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるものである。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 220 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信によりエリア外の放送局を視聴できることを契
である。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線 テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放 送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定における ガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および 範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の 一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をは かるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的 な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきで あり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		約者獲得のツールとしてきた。民放 4 局地区においては基本的に情報格差はなく、有線テレ
テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		ビジョン放送事業者による区域外再送信の維持・拡大は地域免許制度を形骸化させるもの
送によって実現すべきである。 昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定における ガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および 範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の 一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をは かるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的 な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 220 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきで あり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根 幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		である。また「受信者の利益保護」とあるが、「受信者」とは地域全体の視聴者ではなく、有線
昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定におけるガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 220 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。		テレビジョン放送事業者の加入者に限られる。情報の多様性・多元性は当該地区の地上放
ガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		送によって実現すべきである。
盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および 範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の 一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をは かるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的 な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきで あり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根 幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		昨年4月、総務省から有線テレビジョ放送事業者による再送信同意手続きと裁定における
範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		ガイドラインが発表され、地上放送事業者との協議指針とされた。その後、日本民間放送連
一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をはかるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		盟と日本ケーブルテレビ連盟は、ケーブルテレビによる区域外再送信の適正な在り方および
かるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		範囲については当事者間の協議による自主的な合意が尊重され、優先されることで見解の
な協議に入っている。 【静岡放送株式会社】 220 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		一致をみた。この合意に則り、区域外再送信問題については「民一民」協議により解決をは
【静岡放送株式会社】 ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		かるべきものとしてエリア毎に地上放送・有線テレビジョン放送両事業者が向き合い、具体的
クーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		な協議に入っている。
7ーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		【静岡放送株式会社】
あり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根 幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】	220	
幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。 【中京テレビ放送株式会社】		
【中京テレビ放送株式会社】		
	221	

	と相容れない制度であるため、廃止すべき。
	「受信者の利益保護」の元、他県の地上放送の再送信を進めることは、当該県(自県)の
	放送事業者の経営を圧迫し、活発な地域情報の収集・発信の後退に繋がる。最終的には当
	該県の県民・受信者が不利益を被ることになる。
	【株式会社中国放送】
222	
	新たな法体系でも裁定制度を維持するとしていることに反対する。 現状の裁定ガイドライ
	ンは、ケーブルテレビ事業者を必要以上に保護する内容となっている。特に、経営的なダメー
	ジを受ける地元局を当事者と認めていない点に重大な瑕疵がある。
	ケーブルテレビの再送信は、新たな法体系が謳っているように、本来は"難視聴解消に有
	効な手段"であり、その観点から"受信者利益が保護"されるべきである。我がエリアでは、全
	県に欠落波のデジタル区域外再送信が行なわれているが、これをセールストークにしたケー
	ブルテレビの加入促進行為が横行している。収益や視聴率を冷静に分析して見ると、区域外
	再送信は、ケーブルテレビと欠落波を送信する発局の利益になっていると言わざるを得な
	い。この上、同系列波のデジタル区域外再送信を認めることは、公正な競争の原理と秩序を
	崩し、不条理に地元局の経営基盤を揺るがすこととなる。
	ローカル民放局の経営は、国が法律として定めた地域免許制度に立脚している。同系列
	波の区域外再送信は、現行法を形骸化し、地域住民の生活や安全に資する報道や情報を
	提供してきたローカル放送局の経営を危機的状況に追い込むものである。答申案は、ケーブ
	ルテレビの「受信者の利益」を再三強調しているが、地域の民間放送局が機能不全に陥るこ
	とによる「地域住民の不利益」についても十分検討するべきである。
	区域外再送信をめぐる問題は、地域ごとに背景や事情も異なる。現状の裁定制度を前提
	とした協議は、同じ地域の放送事業者とケーブルテレビ、さらには、隣県同士の放送事業者
	の間に大きなしこりを残す。地元局を含む当事者が、再送信の可否のみではなく、連携・協力
	できる多様な解決方法を話し合いによって模索し解決するべきである。
	欠落波の再送信と同系列波の再送信は別次元の問題であり、整理されるべきだ。そもそも
	同系列波の再送信を"受信者の利益"と結びつけるのは強引である。
	答申案では、解決課題とされている区域外再送信に伴う著作権や著作隣接権に触れてい
	ない。具体的に整理、規定し、法の不整合を解消するべきである。
	【株式会社チューリップテレビ】
223	表定制度の存続が適当なのかどうか極めて疑問に思う。地域によっては、有線テレビジョ
	ン放送事業は既に地上放送事業を超える大きなビジネスとなっている。再送信同意で問題が
	生じた場合には、民間放送事業者同士のビジネス上の問題として、民・民で話し合い、解決し
	ていくのが適当であると考える。
	【株式会社TBSテレビ】
224	大臣裁定制度は、難視聴地域において、地上放送の再送信メディアとしてケーブルテレビ

の役割が期待されたため、再送信が円滑に行われるよう設けられた制度と理解します。しかし、これまでの裁定案件はすべて難視聴解消とは無関係の区域外再送信に関するものであり、ケーブルテレビ事業者が裁定申請をすれば、例外なくケーブルテレビ事業者の主張が認められる一方的な制度となっています。

区域外再送信は、ケーブルテレビ事業者が契約者獲得のための付加的サービスとして実施しているケースが大半で、ケーブルテレビに求められる難視聴解消などの本来の機能・役割とは趣旨を異にするものであり、区域外再送信については本来、ビジネス上の問題として民間同士で解決を図るべきものと考えます。

また、答申案は、同意裁定に当たって「『受信者の利益』を確保する必要がある」としていますが、「受信者の利益」を保護すべきとする法律上の根拠規定はなく、その利益は他の関係者の利益と比較して判断されるべきものと考えます。答申案は「その他の県の地上放送を再送信により視聴できる」ことまで、「受信者の利益」としていますが、自県の地上放送が受信できない場合などを除き、その範囲を逸脱していると考えます。

民放テレビ 127 社のうち 2008 年度決算で約半数の 60 社が最終赤字を計上しました。この うち東名阪のキー局など 15 局と、独立U局 13 局を除いた 99 局の地方局の 2008 年度の経常利益は前年度に比べ約 51%減少しています。

一方、ケーブルテレビ事業は、2007 年度の数字になりますが、営業利益は 4746 億円(対前年比117・2%)、営業利益は382億円(同132・6%)と大幅に増加しており、また、単年度黒字の事業者の比率も79・8%と、順調に推移していることがうかがえます。

地域経済の低迷と、デジタル投資の負担増は、経営基盤の弱い地方局の収益を圧迫しており、このような厳しい経営環境下で区域外再送信をなし崩し的に容認、拡大していくことは、地方局の収益を一層圧迫し、経営基盤に重大な影響を及ぼしかねません。

以上の理由から、大臣裁定制度は廃止すべきと考えます。仮に大臣裁定制度を維持するのであれば、「当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要」とした点を踏まえ、裁定申請をすればケーブルテレビ会社に再送信を認める現在の硬直した制度ではなく、新たな法体系の元で、中立公正な制度として設計し直すとともに、裁定制度の適用範囲を、難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うべきと考えます。

【株式会社テレビ朝日】

地上放送のケーブルテレビ再送信に関わる事項は、答申案に「現時点では当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要」とあるように、現時点においても様々な問題点を内包しており、極めて慎重な取り扱いが求められる問題である。特に大臣裁定制度は、制度導入時と現在ではケーブルテレビ事業者の事業環境・経営環境が激変しているにも関わらず、あいも変わらず数十年前の制度のまま運用がなされていることに驚きを禁じえない。地上放送事業者の多くが経営的に苦しんでいる中、自らは番組に多く投資することなく、専ら他の放送の同時再送信を行うことで大臣裁定制度導入時に比して飛躍的な経営の向上を遂げたケーブルテレビ事業者にのみ有利に働く、現在の大臣裁定制度は早急に

225

	改正すべきである。ましてや本法体系が、激変している放送・通信環境において多種多様化
	する市場にあわせて、「先進的・合理的」な制度を目指すものであるからには、その制度設計
	にあたって、現在の極めて前時代的で合理性を欠く大臣裁定制度をそのまま残置させるので
	はなく、経済合理性の観点も含めた新しい時代に適合した制度にすべきと考える。ケーブル
	テレビの再送信の中でも特に区域外再送信に関しては、基本的に事業者間のビジネス的・
	経済的な事項であり、当該事業者間の合理的な契約によりその解決を図るべきである。
	【株式会社テレビ東京】
226	地上放送のケーブルテレビ再送信における裁定制度の存続が提言されたのは極めて遺
	憾である。新たな法体系における制度設計にあたり、「現時点では当事者間の協議が多数進
	行中であるという現状も考慮することが必要」とされたことを踏まえ、現在の硬直した同制度
	をそのまま新たな法体系に存置しないよう、適切な見直しを要望する。
	【社団法人日本民間放送連盟】
227	ケーブルテレビへの再送信に「同意裁定制度の維持」を入れることに反対する。
	同裁定制度は地上放送事業者と電気通信役務利用放送事業者間に不平等な制度である
	とともに、区域外再送信の同意裁定が放送普及基本計画との法的な不整合であることは明
	らかであり、裁定制度は廃止すべきである。
	【株式会社新潟総合テレビ】
228	ケーブルテレビの再送信に関する裁定制度の維持には反対である。再送信の実施には、
	著作権法や民々の契約などの課題解決が必要である。従来の裁定制度では、これらの課題
	は解決できない。
	従って、再送信の課題解決は、民々の合意に委ねるべきである。
	【日本テレビ放送網株式会社】
229	裁定制度は「受信者の利益」の保護と有線テレビジョン放送の健全な発達を図る目的で設
	けられた制度であり、著作権や著作隣接権、それに地域免許制度との不整合な点など放送
	事業者にとっては著しく不利で公平な制度とは言い難い。そのため現行の裁定制度は廃止
	すべきであると考える。
	また、区域外再送信問題は日本民間放送連盟と日本ケーブル連盟で合意した「区域外再
	送信の適切な在り方及び範囲」に沿って、当事者間の協議で解決を図るべきと考える。
	【広島テレビ放送株式会社】
230	裁定制度については、「新たな法体系における制度設計に当たっては、区域外再送信問
	題や制度改正の経緯に加え、事業者間の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点
	では実態として当事者間の協議が多数進行中である現状も考慮することが必要」との認識が
	示されている以上、現行制度の維持にこだわるべきではなく、抜本的な見直しに着手すべき
	と考えます。
I	【株式会社フジテレビジョン】

231	現行の裁定制度が制定された当時と現在ではケーブルテレビを巡る環境は大きく変わっ	
	ており、裁定制度は廃止するべきである。	
	【株式会社毎日放送】	
232	実態として裁定制度が区域外再送信の強制同意にのみ運用されており、このような非対	
	称な制度の継続は、放送全体の健全な発展を妨げるものである。	
	よって現行の大臣裁定制度は撤廃すべきである。	
	【山口放送株式会社】	
233	弊社としては、区域外再送信に関する大臣裁定制度がこれまでどおり維持されることにつ	
	いては、民放連の主張と同様に、同制度を廃止し、民間同士の協議に委ねるべきであると考	
	える。	
	【株式会社山梨放送】	
234	裁定制度は地上放送の根幹の一つである地域性と放送対象地域遵守を大きく損なうこと	
	に作用しており、撤廃すべきである。	
	【讀賣テレビ放送株式会社】	
235	電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	能となっていることは理解しています。しかしながら、現行の電気通信役務ではできないサー	ます。
	ビスが存在することも明らかであります。例えば、現状では有線テレビジョン放送法でチャン	
	ネルリースによる区域外再送信は可能ですが、電気通信事業法を適用することになれば、電	
	気通信事業者の登録と有線テレビジョン放送事業者の登録が必要となります。既に、チャン	
	ネルリースにより区域外再送信のサービスを行っている事業者も当然あると思われます。詳	
	細に渡る実態を把握して利用者・受信者の利益の完全保護を前提に規律の見直しを図って	
	いただきたいと思います。	
	【大分ケーブルテレコム株式会社】	
236	現行制度下では、有線テレビ放送事業者が電気通信役務利用放送事業者に業務区分を	
	変更すると、区域外再送信の再送信同意が失効します。新たな法体系ではこの点にも配慮	
	をお願いいたします。	
	【株式会社上田ケーブルビジョン】	
237	裁定制度を電気通信役務利用放送による地上放送の再送信にまで拡大することについ	答申(案)においては、現行制度の下で
	て、現在、放送事業者とIP事業者間の話し合いにより、円滑に運用されており、裁定制度を	は、かつては有線テレビジョン放送施設者で
	拡大する必要性はないものと考えます。	あった者が、電気通信役務を一部利用したこ
	電気通信役務利用放送は本来地域を限定するものではないため、裁定によって無秩序な	とによって電気通信役務利用放送事業者に
	区域外再送信が認められれば、現在の県域単位の放送制度を形骸化させることにつながり	移行したため、義務再送信・裁定制度の対象
		からは除外されてしまうという問題が生じて
	制度の本来の趣旨を逸脱するものと考えられますので、拡大には強く反対いたしします。	いることから、有線テレビジョン放送事業者・
I	【株式会社テレビ朝日】	電気通信役務利用放送事業者の別のみに

238			着目した現行制度に代わる合理的な制度設
		事業運営を行っている事業者も存在する。そもそも関係する当事者のうち一方にのみ有利に	計に取り組むことが適当としたものです。
		働く大臣裁定制度の範囲を、電気通信役務利用放送事業者にまで拡大することには反対で	なお、新たな法体系における制度設計に
		あるが、それに加えて、著作権法等関連する他の諸法制との整合性に配慮し、関係する事	当たっては、区域外再送信問題や制度改正
		業者にいたずらに混乱を与えることのないような制度設計を行うべきである。	の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏ま
		【株式会社テレビ東京】	える必要があり、特に、現時点では実態とし
239		当事者双方に公平な制度とは言い難い現行の裁定制度を、電気通信役務利用放送によ	て当事者間の協議が多数進行中であるとい
		る地上放送の再送信に関する紛争処理にまで適用することには反対である。	う現状も考慮することが必要という点を答申
		【社団法人日本民間放送連盟】	
240		答申(案)で「義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同	(31,7) = 000 (0.3,112.0) (0.3,112.0)
		様の配慮を払うとあるのは、電気通信役務利用放送(IP マルチキャスト放送)についても、	
		ケーブルテレビと同様の「裁定制度」を適用する方向であると理解する。	
		また、有線テレビジョン放送で地上放送を再送信することで、「受信者は自県の地上放送	
		に加え、その他の県の地上放送を視聴できる」という利益を得るとされている。これは区域外	
		再送信が有線テレビジョン放送の役割の一つであるということであり、検討委員会が区域外	
		送信を容認していると理解する。	
		地上放送事業者は県域免許制度に基づいて放送を行っており、区域外再送信を容認する	
		ことは県域免許制度の形骸化につながるものである。また、地上放送事業者は県域放送を	
		前提に番組を制作し放送している。そのようなコンテンツには当然ながら地域性があり、これ	
		を無視して区域外再送信を容認することはコンテンツ制作者の意図をないがしろにする行為	
		に等しい。	
		答申(案)では、放送の役割・機能としてその「地域性」を認めている(4. コンテンツ規律	
		(2)コンテンツ規律の基本的考え方②コンテンツ規律の目的)が、同時に区域外再送信も容	
		認することに矛盾を感じずにいられない。	
		区域外再送信問題は、こうした制度の不整合が根底にあるもので、有線テレビジョン放送	
		事業者に有利な「裁定制度」は廃止して、民間同士の交渉に委ねるべきと考える。電気通信	
		役務利用放送(IP マルチキャスト放送)についても、同様である。	
		【株式会社福岡放送】	
241		○その他	総務省において今後の検討の参考とする
		現在ケーブルテレビ及び IPTV では、衛星放送事業者が再送信同意を行なうことにより始	ことが適当と考えます。
		めて有料放送が可能になっている。これらの放送では衛星放送事業者が番組供給事業者と	
		なっているため、視聴者とは直接契約関係にはないが、一方視聴者に対して放送内容に関	
		する責任は負っているというねじれた関係にある。	
		【社団法人衛星放送協会】	
	⑥あまねく受信努力義		
	務		

	(-) F 0 5		
242	(4)「オープンメディアコンテ		今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	ンツ」に関する規律	の自由を損なうことのないよう、新しい規律・規制には慎重に対応することを望む。	ます。
		【株式会社ビーエス朝日】	
243		通信·放送の融合におけるコンテンツ規律については、一部の放送を除き原則自由とし、	
		有害・違法コンテンツに関しては、刑法やプロバイダ責任制限法、さらにフィルタリングなどの	
		技術により対応すべきである。これに関し、答申案にて、『コンテンツ規律の対象となる「メディ	
		アサービス」の範囲をいわゆる従来の「放送」に止め、』『公然性を有する通信コンテンツのう	
		ち違法な情報及び有害情報については、まずはプロバイダ責任制限法、青少年インターネッ	
		ト環境整備法等により、引き続き、対応することが適当』とされたことに賛成する。	
		なお、今後、法体系自体の国際的な整合性の考慮や、2011 年度以降、青少年インターネ	
		- リット環境整備法関連の取り組みを評価した後の検討等が想定されるが、その段階において	
		┃ も、一般的なコンテンツの編集・発信主体としての個人や企業を本法体系で直接的に規制す	
		るのではなく、民間の自主的な取り組みをベースに、青少年インターネット環境整備法や一	
		般法である刑法等での対応を進めるべきである。	
		【社団法人日本経済団体連合会】	
244		違法・有害情報対策については、事業者の責任範囲について配慮されるべきであり、関係	
		者の自主的取組が進められていることにも十分考慮し、検討することが必要であると考えま	
		す。	
		【KDDI株式会社】	
245		(意見)	•
		ヽ゚ゐ゚゚゚゚゚゚゚゚゚ いわゆる従来の「放送」以外について新たな規律を設けないとの基本的方針は評価します。	
		が、以下の理由から、そもそもインターネット上のコンテンツに対する規制のあり方について	
		は慎重かつ十分な国民的議論が行われる必要があることから、その旨を改めて意見として	
		は関連がフィカな国民的議論が行われる必要があることがら、その首を成めて思究として	
		(理由)	
		[、]	
		・ インダーペットエのコンテンプに対する規制については、憲法が保障する「表現の自由」と の関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性	
		があるのかどうかについて、慎重かつ十分な国民的議論が必要です。	
		かめるのかとうがにういて、倶里がラーカな国民的議論が必安です。 ② 「放送」を規律する条件の一つとして「社会的影響力」が挙げられているが、非常にあい	
		まいで非適切であると考えます。	
		③ 新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制	
		されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって国民の知る権利を支え	
		る情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。	
		④ また、違法・有害情報対策については、行政機関が直接関与しないことは絶対に守られ	
		なければならない原則であり、違法有害情報の具体的な内容に直接間接を問わず行政機	
		関が関与したり、民間事業者による削除等の対応に行政機関が直接間接を問わず影響力	

どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済			
制で指面すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。 (多) さらに、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に基大な悪影響を及ぼします。 「取りまとめの方向性(家)」は遠法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答事まではその記述が判験された。インターネット上の情報に規能をかけない方向は変わらないと思われるの、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答事では、将来の規律の可能性を明確に排除した認定に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011年度までの民間の取り組みの結果を始まえることが適当さするなど、「更なる大計化しの可能性を示唆している、その場合でも、民主主義の根幹を改す言語・表記の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテン・フェンチャイアコンテン・フェン・大・フェン・大・フ・ス・フ・ス・フ・ス・フ・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス			
と考えます。 (⑤) さらに、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。 「取りまとめの方向性(業)」は違法・有害情報への対応について、「今段の新たな法体系で制度的整備を図る所はなくしましていたが、各年業ではその配送の開除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、各中では、将来の規律の可能性を明確に排除した認定に改めるべきである。 (社団法人日本民間放送連盟) 若中業は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言語・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める、本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは特末したって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 (社団法人日本新聞協会) オープンメディアコンテンツのの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは特末したかったが、当まな規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 (社団法人日本新聞協会) オープンメディアコンテンツのの現権を進めることが適当である」としていたのに、各申業では「まずはこれらの取租を進めることが適当である」としていたのに、各申業では「まずはこれらの取租を進めることが適当である」としていたのに、各申業では「まずはこれらの取租を進めることが適当である」としていたのに、各申業では「まずはこれらの取租を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、各申業では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたの、注意を集を図れることでは、基本的に対していたのと考えます。とんどくんなくなりつかると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供制屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。当美負金会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一選を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自生倫理基準を設けて審査済		⑤ 仮に違法有害情報の対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法	
(⑥) さらに、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に基大な悪影客及ぼします。 「乗天株式会社」 「取りまとめの方向性(案)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と配していたが、答申案ではその記述が削除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに顕解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち遺法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大持り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言語・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう来める。本来、行政機関にコンテンツ規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まることが適当である」としていたのに、答事案では「まずによれらの取組を進め、その結果を踏まることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんななりつつあると考えられます。 これは、従来のお来の間や子供都屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスとどんななりつつあると考えられます。 これは、従来のお来の間や子供都屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスとどの表しまの知るが推進されることが望ましいものと考えます。 当場員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一変を担っております。放送にあたっては社会性を割案し自主倫理基準を設けて審査済		制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきもの	
産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。 「歳りまとめの方向性(業)」は遠法・有害情報への対応について、「今級の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち遠法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大持り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段のの意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることかはよう表がる。未来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新開協会】 オープンメディアコンテンツにで、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなども前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 (通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会) テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんがななりつつあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見遠し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一変を担っております。放送にあたっては社会性を勘案に自主倫理基準を設けて審査済		と考えます。	
「取りまとめの方向性(案)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではと思われるので、国民各層や関係事業者などに顕縁を与えないために、答申では、得来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 (社団法人日本民間放送連盟)		⑥ さらに、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア	
「取りまとめの方向性(業)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。ペンターネットとの情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民を帯を関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち遠法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を誇まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは得来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直などを前提に新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、「規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すつばり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受権機へのインターネットサービスやバソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなな切つかあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一要を担っております。放送にあたっては社会性を勘案に自主倫理基準を設けて審査済		産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。	
制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		【楽天株式会社】	
ネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申家は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、更なる大揺り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言識、表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申家では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済	246	「取りまとめの方向性(案)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で	今般の新たな法体系で制度的整備を図る
書などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない、法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービス・セバソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が定していては、基本的どんどんなくなりつつあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。当委員会会員社は多キャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一選を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。インター	のではないとの点については、答申(案)の
図めるべきである。 【社団法人日本民間放送連盟】 答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度 までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性 を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段 の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政 機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって 法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見面しなどを前提に「新たな 法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたの、答案機構へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		ネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業	記述によっても適切に表現されているものと
② (全年 大学 では、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 [社団法人日本新聞協会] オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 [通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会] デレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に	考えます。
答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度 までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性 を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段 の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政 機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって 法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな 法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進めることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しな はれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパンコンテレビが普及し、放送・通信の境日が どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		改めるべきである。	
までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりのつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		【社団法人日本民間放送連盟】	
を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段 の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政 機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって 法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、 「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな 法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当であ る」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しな はれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済	247	答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011 年度	
の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性	
機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって 法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、 「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな 法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当であ る」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しな はれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段	
 法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。 【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 		の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政	
【社団法人日本新聞協会】 オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって	
オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。	
「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		【社団法人日本新聞協会】	
法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」としていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済	248	オープンメディアコンテンツについて、新たな規制を打ち出さなかったのは当然や。ただ、	
ていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当である」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		「取りまとめの方向性」では、青少年インターネット環境整備法の見直しなどを前提に「新たな	
る」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しなはれ。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目がどんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービスなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが適当である」とし	
はれ。		ていたのに、答申案では「まずはこれらの取組を進め、その結果を踏まえることが適当であ	
【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が 違法・有害情報対策については、基本的 どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ が望ましいものと考えます。 スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		る」と、規制の余地を残しとるのが気になる。あきらめて、すっぱり、「ネットは自由」と宣言しな	
249 テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が 違法・有害情報対策については、基本的 どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ が望ましいものと考えます。 スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		はれ。	
どんどんなくなりつつあると考えられます。 これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	
これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ が望ましいものと考えます。 スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済	249	テレビ受像機へのインターネットサービスやパソコンテレビが普及し、放送・通信の境目が	違法・有害情報対策については、基本的
スなどで変化していくものと考えます。 当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		どんどんなくなりつつあると考えられます。	に民間による自主的取組が推進されること
当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化 の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		これは、従来のお茶の間や子供部屋でのテレビの視聴形態が見逃し視聴や VOD サービ	が望ましいものと考えます。
の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済		スなどで変化していくものと考えます。	
		当委員会会員社は多チャンネルの多様性の一つとして成人番組の放送を行い、放送文化	
番組を提供しています。		の一翼を担っております。放送にあたっては社会性を勘案し自主倫理基準を設けて審査済	
		番組を提供しています。	
放送と通信の融合が進む環境下、通信コンテンツは、違法、有害情報については、プロバ			
イダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により対応されることは理解できます			
94	1 1		' '

が、成人番組においては、年齢制限及び証明、暗証番号の設定等による青少年保護への厳 しい対応をすべきと考えます。 また、番組内容も複数以上存在するパッケージ基準と異なり、放送通信における自主的な 業界基準を統一すべきと考えます。 【CS放送成人番組倫理委員会】 〇オープンメディアコンテンツ 250 「オープンメディアコンテンツ」という概念は定義が不明確だが、この分野に新たな内容規 制を導入しないことにした点は評価できる。しかし「これらの取り組みを進め、その結果を踏ま える」と、今後の規制の余地を残している点には懸念を覚える。もともと、「違法な情報」は既 存の法律に抵触することから「違法」とされているのだから、その法律で対応すれば十分なは ずで、ことさらにコンテンツ規律を設けるのは屋上屋を架す過剰な規制である。また、「有害な 情報」は何が「有害」なのか、規制する側による恣意的な拡大運用の危険性がある。既存の 法規制も改めて見直し、インターネットの世界は基本的に自由の原則を確立すべきである。 【日本民間放送労働組合連合会】 251 コンテンツに関しては、従来のように送り手の規制を行うだけでは不十分である。 メディアとは何かについて定義づけを行い、表現の自由と並んで知る権利や、活用する権|ことが適当と考えます。 利など、コミュニケーションの権利の確保、情報アクセシビリティの確保につなげる必要があ グローバリゼーションの影響を受け、従来に比してより多様な文化的背景をもつ人々が暮 らしている現代の日本社会に相応しいメディア環境を整える必要がある。そのためには、多 言語放送や字幕放送をはじめとした、さまざまな情報保障について公的に整備することを具 体的に検討すべき時代が到来したと考える。 有害情報対策については、有害の定義について、憲法や刑法に照らした範囲の具体的な 最低限度の列挙を行うことで、世論の賛同を得ることが可能だとかんがえる。その際には、い わゆる研究者中心の有識者による議論ではなく、社会全体の各階層からの意見を取り入れ るために、さまざまな職種、業種、地域、年齢、ジェンダーなどのバランスを考慮し、広く一般 社会から委員を募り、複数年をかけて改めてまたは、従前の検討の継続として検討すること が望ましい。 青少年保護の観点から有害情報規制を行う場合は、広く一般社会からの委員による検討 のほか、保護を受ける当事者からの意見聴取や、議論への参加によって、より有益なルール づくりにつながる可能性があると考える。 例えば、ドイツでは、有害情報の定義が列挙した形でなされており、独立行政組織である 有害メディア審査会が有害であるかどうかの審査を行っている。さらに、ドイツ国内の大学研 究機関「シュピールラウム」では、この基準に照らして販売対象年齢の子どもたちにコンピュ ータゲームを審査させたところ、大人よりも厳しい基準で有害と審査する割合が高いことが証

ご指摘の点については、違法情報につい ても、有害情報についても、青少年インター ネット環境整備法に基づき民間の自主的取 組の推進を見守ることとしており、本答申 (案)に包含されているものと考えます。

総務省において今後の検討の参考とする

明されており、当事者参加によるモニタリングの重要性が示されている。

	【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】	
252	ずウンロード違法化問題やプロバイダーにおける違法コピー対策問題における権利者団	児童ポルノ情報対策としてのブロッキング
	体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主	は、プロバイダ等による技術的な閲覧防止策
	張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかり	であり、民間事業者の自主的取組として導入
	か、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。	可能性等が検討されており、その取組状況
	また、児童ポルノに関するネット規制の1つとして検討されているサイトブロッキングについ	を注視する必要があることから、基本的にご
	ても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、	指摘の内容は本答申(案)に包含されている
	全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させることなど、検閲にしかなりようが無く、絶対	ものと考えます。
	にやってはならないことである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アク	
	セスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕お	
	うとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の	
	禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないブロッキングもまた導	
	入されてはならないものである。	
	このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、この項目において書か	
	れている、現行の電気通信事業法を核とした伝送サービス規律に関わる制度の大括り化を	
	図る際には、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る	
	権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、法律レベルに明文で	
	書き込むことを検討してもらいたい。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的	
	な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を法律レベルに明文で書き込	
	むことを検討してもらいたい。	
	【個人13】	
253	この項目において、青少年ネット規制法、フィルタリングサービスの導入促進及び改善、「e	総務省において今後の検討の参考とする
	ーネットづくり!」宣言といった官製キャンペーンについて触れられている。	ことが適当と考えます。
	しかし、そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプラ	なお、国会で可決された青少年インターネ
	イドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が	ット環境整備法の基本理念において、青少
	検討されるべきものである。なお、付言すれば、出会い系サイト規制法の改正も、警察庁が、	年による有害情報閲覧機会の最小化や啓発
	どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出	活動の促進が掲げられていることを踏まえ、
	制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の	政府がフィルタリングの導入促進やリテラシ
	閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会	│一活動の推進を適切に実施するものと考え ┃
	においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑	ます。
	法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正につ	
1	いても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。	
	フィルタリングについても、その過去の政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト	
	事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた。この問題については、フィルタリングの存在を	
	知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけ	
I	られないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対し	

1 1 1	て スのフィックリングの眼睛を眼/あして キャノレキッの眼睛 ヒナニレイムン 怜忌し アナン	ı ı
	て、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもら いたい。また、フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他	
	の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。携帯フィルタリングについて、ブ	
	ラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当	
	なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料	
	で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要な	
	いはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、	
	さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼う	
	のだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリ	
	スト商法の正当化は許されない。	
	官製キャンペーンについても、総務省への参加申請・登録の要請や総務省製のロゴマーク	
	の販促といった、ニーズを無視したいつもの官製キャンペーンに過ぎず、普通に考えて税金	
	のムダ使いしかならない、「eーネットづくり!」宣言のような官製キャンペーンに私は反対す	
	る。今以上に、規制よりにしかならないだろう官製「自主憲章」やガイドラインなども不要であ	
	る。	
	この点においては、恣意的な運用しか招きようのない危険な規制強化の検討ではなく、ネ	
	ットにおける各種の問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基	
	本に立ち帰り、地道な教育・啓発に関する施策のみに注力する検討が進むことを期待する。	
	【個人13】	
254	・「オーペンメディアコンテンツ」というカテゴリーは不適切。	今般の答申(案)に対する参考意見として
	・コメント投稿、掲示板、ブログなどは個人の市民や市民メディアの基本的なツールで、多様	承ります。
	性・表現の自由に不可欠。	なお、答申(案)は、表現の自由の重要性
	・現在の規制を超えた仕組みに反対。	に配意し、現在の規制を超えた仕組みを呈
	・有害情報と違法情報をはっきりと区別すること。	示することなく、違法情報と有害情報を区別
	【個人61】	した上で、民間の自主的取組を尊重すべきと
		されているものです。
255	◎インターネット上の情報規制につながるような政策をさせてはならないという意見を述べま	総務省において今後の検討の参考とする
	す。	ことが適当と考えます。
	(1)「外国サイトからの情報は遮断する」「権力に都合の悪い情報を排除するプログラムを	
	組み込む」といった種類のフィルタリングソフト開発に国が支援できるシステムを作らな	
	いでほしい	
	(2)インターネット情報発信スペース提供業者と利用者(情報発信者)の間で交わされた契	
	約について権力が恣意的に解釈することができるよう、スペース提供業者に権力側が	
	介入しやすいシステムを作らないでほしい	
	(3)自サーバーから情報発信をしている場合に直接的に政府が介入可能な法律は絶対に	
• 1 1	97	·

		作ってはならない	l
		【個人53】	
256	①違法な情報への対応 (プロバイダ責任制限法 の責任制限の範囲の拡 大)	違法有害情報に対する規制のあり方は個別の法律によって対応すべきであり、「プロバイダ責任制限法」や「青少年が安全に安心してインターネット利用できる環境の整備等に関する法律」の結果を踏まえることが適当との考えに賛成します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
257		公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、プロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等、現在行われている取組により引き続き対応することが適当であると考えます。 【KDDI株式会社】	
258		「プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大」とある点については、以下の 2 つの視点から検討されるべきであると考えます。 ① 刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべきであると考えます。確かに民事上の責任だけを考えるとプロバイダ責任制限法はプロバイダに対して常時監視義務を課すものでもなく、情報の流通によって権利侵害がされている旨の通知を受けた場合(あるいは自ら知った場合)に対応すれば足りるとされています。しかしながら、刑法の定める幇助犯の構成要件はかなり広く、アクセスが自由で情報が流通に置かれるまでは何が流通するか分からない以上は、違法(刑事法上)な情報を監視等していないことが当該情報の発信を幇助したと評価される可能性は低くなく、結果として監視義務が課せられている状況を作り出しているといわざるを得ません。加えて、構成要件該当性の判断が専門家でないプロバイダにとっては困難であるということが挙げられます。監視をせざるを得ないうえに、それぞれの情報についての構成要件該当性の判断が求められることになるが、特に、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全を図るためには危なそうなものは全て削除せざるを得ません。つまり、刑事分野において表現規制をしているものについては実際の構成要件を超えて広く削除を促す結果、表現の自由を侵害する結果をもたらしていると考えられます。 ② プロバイダによって、たとえば一定の本人確認をおこなったり一定期間のログを保存したりするなどしてトレーサビリティを確保しているようなところもあれば、そのような管理は行っていないところもあるが、特定電気通信役務によって被害をうけた人が損害賠償を求めようとした場合に、トレーサビリティが確保されていることは重要であることに照らすと、いかに真摯に管理体制を築いているかの度合いによって、プロバイダの責任の重さに差をつける等の仕組みを設け、解決に向けた体制づくりのインセンティブが働くような制度とすることを提案します。	ご指摘の点については、本答申(案)4(4) ①に記載のとおり、総務省で開催された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終報告書(平成 21 年 1月)において、各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくこととされているものです。
259	②有害な情報への対応	フィルタリングサービスの導入促進は当然であるが、フィルタリングサービスが犯罪に繋がらない特定の政治・思想活動をフィルタリングの対象としていた事例がある。	答申(案)に対する参考意見として承ります。

		フィルタリングの対象としてはならないコンテンツを対象とすることについて罰則付の禁止 規定を設ける事を求める。 【個人44】	
260	(その他、コンテンツ規律に関する事項)	○放送事業者・番組供給事業者の制度的立場 多チャンネル放送はすでにハードとソフトの分離の枠組みの中ですでに 20 年以上放送を 実施してきた。 多チャンネル放送は、チャンネルの東として多様性を持ち、専門性の高い情報や娯楽を視聴者に提供し、日本の放送文化の一翼を担ってきた。多チャンネル放送において、放送の内容に実質的に責任を持っているのは、実際に番組を編成している委託放送事業者/番組供給事業者である。その意味で委託放送事業者/番組供給事業者は実態的・実質的に多チャンネル放送における「放送局」として、また地上波放送とは異なる立場で視聴者に多様な放送サービスを社会や視聴者に対して責任ある立場で提供してきた。実際にも各チャンネルは放送事業者として番組規律を設け、放送番組審議委員会を設置するなどして、番組内容の向上や適正化をこれまで目指してきた。また、独自コンテンツ制作や2次利用などを通じて、わが国のコンテンツ産業にとっても重要な流通経路としての役割を果たしてきた。 放送として適切な番組内容の提供、視聴者に対する安定的なサービス提供を担保するという意味で、サービス提供事業者の制度的な立場を統一することが、取りまとめ案が想定する制度的な枠組みや今後の放送文化の発展に寄与すると考らえられる。	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。
261		放送法に規定している、認定放送持株会社制度について答申(案)では、触れられていません。 昨年 10 月にフジテレビが、フジ・メディア・ホールディングスに、今年 4 月に TBS(東京放送)が TBS ホールディングスに移行していますが、成果はどうなのか、また、実際のところローカル局を救済できるのか、まだまだこの制度に関する疑問点は多そうです。 本当に認定放送持株会社制度に効果があるのが議論をしてほしいです。 【個人1】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
262		デジタル放送における電波の再分配の中で、市民への参画について更なる検討を求めます。	デジタル放送における電波の再分配については、デジタル化に伴う空き周波数帯の用途についての提案を募集する一般公募や周波数利用計画の変更に伴うパブリックコメントを踏まえ、最終的にITS や電気通信等に使用することとされております。
		言論の自由やメディアの多様性を確保することを法の目的に据えるべきではないでしょうか。デジタル化が進む中メディア政策を進めるにあたってまず優先されるのは、「多元性」「多様性」「地域性」であると考えます。	

		ご指摘の点については、今般の答申(案) に対する参考意見として承ります。
	ムやシステムを支えるメディアセンターの設置を検討するべきではないでしょうか。 【個人77】	
263	3. 報道とコンテンツの切り分け	答申(案)4(3)③において、放送番組の
200		種別等の公表を求める制度について提言し
		といます。
	す。	
	報道についてはその社会的責任をはっきりさせ、コンテンツに関しては所有者の権利をし	
	っかり守るよう法整備をお願いします。	
	【個人46】	
264	放送機関に対する罰則の制定、という観点から意見を申し上げます。	現行の放送法制は、二元体制、表現の自
	来たるデジタル化、ブロードバンド化が完成する2010年に法体系についての見直しが行 日	由享有基準等により「多元性」「多様性」を確
		保しつつ、放送事業者の自主自律を基本とし
		て放送番組の適正を確保する仕組み等によ
		って、放送の機能・役割を適切に確保する枠
		組みとなっており、新たな法体系においても、
		こうした基本的な枠組みの下で、放送の機
		能・役割が適切に発揮されるべきと考えま
		す。
	具体的には、誤報、捏造、偏向に対する罰則をもうけること、テレビにおけるNHKの料金制	
	度を見直して情報の購買をマスメディア各社の各チャンネルごとの契約で行えるようにし、国 民に情報源の選択権を与えることを意見します。	
	氏に情報源の選択権を与えることを息見します。 【個人31】	
265		
	でいただきたい。	
	現在のマスメディアはあまりに偏向していて信用出来ない。	
	【個人7】	
266	最近の報道ですが、政治的な偏向が一視聴者から見ても判るほど、ひどいように思われま	
	す。一例として、最近の政治報道ですが、民主党の小沢一郎前代表・鳩山由紀夫現代表の	
	政治献金に関する報道は、ほとんど行われていません。衆議院の解散の日程ばかりマスメ	
	ディアの報道はなされています。自由民主党の議員なら「秘書のした事は議員の責任であ	
	る。早く議員を辞職すべき」とキャンペーンを張るのに、今回の一連の事件については事実し	
	か報道していません。彼らのした事をまるで庇っているかの様に見えます。年金問題は民主	
	党の支持団体である自治労の一員である社会保険庁の職員の仕事が雑だった為に起きた	
	ことなのに、その事に直接触れた報道は見たことがありません。	

267	1. 報道内容を監視する機関を特に設け、特定の個人、法人への攻撃報道や偏向捏造報道 を監視する。 2. 異常報道が有った場合、該当事業者に警告を与える。
	3. 警告に従わない場合は放送免許剥奪。
	NHK に限らずマスコミの偏向報道は酷くなる一方です。安部元総理へのバッシングは犯罪ではないかと思うくらい酷かった。 現在も麻生総理の些細な失言を執拗に攻撃し、民主党議員の異常な発言はいっさい報道しない上、不祥事に関しても極力小さく報道している。 その為か最近の政治家達はマスコミにかなり媚びてるようにも見えます。 そしてそのマスコミは電通をはじめ在日韓国人に支配されています。 国民意識を報道で在日韓国人に操作されるということは間接的な主権侵害です。 行政を日本国民のものにする為に、マスコミにはもっと厳しい、会長が在日であっても2度と不正が出来ない様な規制が必要ではないですか?
268	放送に虚偽の内容もしくは極度の偏向があった場合、その放送が原因での社会への悪影響も甚大なものになります。 そのため、上記の社会への悪影響を及ぼした放送に対する罰則の厳格化を行うべきと思う。 具体的には次のように提言します。 (1)放送法第4条に規定されている「真実でない事項の放送」(以下、「当該放送」と表す)を行った際の「訂正放送」について、その「訂正放送」については、放送法第4条に加えて次の(イ)~(ハ)の要件を満たすようにする。 (イ)訂正放送は当該放送が行われたのと同じ時間帯に行わなければならない。 (ロ)訂正放送は当該放送が行われた全ての放送局で行われなければならない。 (ハ)訂正放送は新聞およびインターネットなどの番組表において、独立した番組として扱わなければならない。。 (2)悪質な放送法違反を行ったり放送法違反を累積的に行っている放送業者に対しては、「有期もしくは無期限の放送停止処分」、「放送事業者免許の取り消し」などの措置を罰則規定に盛り込む。 【個人16】

《 放送法に違反した局には罰則規定を! 》

とにかく今、あまりにも事実とかけ離れた偏向報道が蔓延しすぎています。

ある事ない事でっち上げたり、報道側の思惑や個人的な感想を、さも事実のように報じた 」。

ある政党には厳しい批判や揚げ足取りをするいっぽう、ある政党が重大な犯罪を犯しても ほとんど報道しなかったり……とにかく見ていて違和感を覚える情報が、新聞やテレビを中心 に溢れ返っています。

わたしと同じように感じている人間は、わたしだけではないでしょう。

まっとうな国民は、主観を取り入れた都合のいい報道ではなく、客観的な事実を求めているのです。

どうか放送法を、有名無実の空気のような存在にしないで下さい。

正しい報道がなされず、結果的に損をするのは我々、日本国民であり。

また偏向報道を繰り返すことにより、イメージを地に落とすのは、各放送局なのですから。

個人21】

所謂、「偏向報道」と呼ばれる物に、辟易とするどころか「恐怖感」すら感じます。

昨今、話題になったNHKの偏向ドキュメンタリーでは現在9000名を越える原告団に訴訟 を起こされております。

歴史認識、歴史ドキュメンタリーに限らず現在、民放放送のニュース、ワイドショー、情報番組とされる物には非常に看過出来ない「偏向報道」が当然とばかり行われております。

また、各放送局は「編集権」と「言論の自由」を高らかに謳いあげ我々の「抗議の声」を聞こうともしません。放送局に抗議の電話をしても、ナシのつぶて。BPOに訴えても一向に改善の様子はありません。

まず、提案したいのは「ニュース番組」「報道ワイドショー」などの「著作権」の放棄を提案します。そうすれば、何時、その放送局で、誰が、どの様な発言をしたかが「後に」第三者が判定できます。

また、「報道」「情報」に関わる番組の「スポンサー」という「企業」との癒着を禁止します。これによって、一部の企業にだけ「有益」となる放送を防ぐ事が出来ます。また、一部企業にとって「不利益」となる情報の「情報隠し」も防げます。

【個人23】

出版業界についても発生している問題ですがコンテンツがフィクションなのか事実なのか 明確にされず消費者に届けられています

また、発生している事象について、編集者にとって都合の良い部分だけを切り出しつなぎ合わせて消費者が事実誤認をするような構成の報道も多々見受けられます

テレビやラジオなどの放送は、国が免許を与えて提供されているサービスということから消費者より優れた知識・情報によって制作されている考えもあり深く検討されずに事実として享受されてしまう傾向があります

また、政治についての報道も議員の実績や方針について、適切な評価は切り捨てられ問題点についてのみ、面白おかしく構成されて消費者に届けられております

このような報道がまかり通っていては、有権者が不要な不利益を蒙ることになります

実際、社会党が政権を執ったときに、この問題が発生していたはずです

国際情勢が流動的な現代に於いては、取り返しのつかない問題が発生しかねず早急な対応が必要と考えます

対応としては、制作者が提供するコンテンツについてコンテンツ内容が

- ・制作者が責任を負う「報道」なのか
- ・検討を要する「問題提起」なのか
- ・娯楽である「エンターテイメント」なのか

放送の趣旨について、番組内で明確にジャンルを表示するように規制していただきたい

そのうち報道については

- . 責任者明確に定めること
- ・一つの事象について、効果と問題点を一つの番組内で伝えることを義務づけていただきたい

さらに検証手段として

報道内容について、一定数以上の苦情などが寄せられた場合にサービス提供者以外(例えば国など)の組織により不特定多数の消費者へのアンケートを行い、事実誤認発生頻度を調査し規定比率以上の誤解が発生していた場合は先に定めた責任者に罰則を与えるようにしていただきたい

また、数年の時間が経ってから、明らかに、故意に消費者をミスリードする構成であったと発覚した場合同様に制作責任者本人が責を問うよう規定する必要があると考えます。

【個人28】

放送法の見直しは必要だと思います。

掲載記事や放送内容に責任を持って頂く為に、下記の内容を提案します。

- 1. 記者クラブの廃止
- 2. 事実のみ報道し、報道側の意見は載せない
- 3. NHK 料金強制徵収廃止
- 4. インターネットは情報ソースを明示させる(個人意見との区別)
- 5. 新規法案や法改正について全て放送と掲載する事

捏造・誘導に対し以下の罰則を設ける

(1)TV・ラジオ放送は1日の停波

謝罪・訂正放送は1ヶ月間実施の上

該当番組の10%以上時間分割せずに放送する。(その他媒体も使用可)

捏造・誘導放送の前後24時間の全広告主に対して全額返金させる。(NHK は全視聴者に 返金)

(2)新聞は1週間発行停止

謝罪・訂正記事は1ヶ月間実施の上

1ページ以上全面使用し別新聞にしない事。(その他媒体も使用可)

捏造・誘導記事の当日全広告主に対して全額返金させる。

上記実施し該当地域全住人にアンケートを取り60%の人が捏造の事実と訂正内容に理解を得られた時点で終了

理解を得られるまで、何度も謝罪・訂正を実施させる

【個人32】

より良い放送のために

捏造・やらせ報道に、厳罰をお願いいたします。

どこの社会で、「謝ればOK」という組織が存在するでしょうか?

ところが、テレビ業界ではやらせ報道しようが、捏造報道しようが、社長が頭をペこりと下げれば終わってしまいます。他のテレビ局も仲間意識で追求しません。

これでは、「正義の報道」「公平・公正な報道」が羊頭狗肉です。

厳重注意などは要りません。

- 一時間の停波。
- 一日の停波。
- 一週間の停波。
- 一ヶ月の停波。
- 一年の停波。

免許取り消し。 の段階で、処分を与えてください。

とにかく、テレビ局だけは社会でのペナルティが低すぎます。とりあえず一時間の停波措置を設けてください。それだけで、テレビ局は変ってくれるはずです。

【個人34】

活字媒体である新聞、雑誌に比べ、受け手への発信速度において圧倒的な速度を有する 放送ではその長所こそが問題となる場合があり、今後のデジタル化、双方向性を有するコン テンツに対しては厳重な規則、罰則が必要と考えるものです。

具体的には報道番組、ニュースにおいては、確実な裏づけがないまま、第 1 報として各社 競って報道されるのが常であります。何が起こっているのかを伝える重要な手段としてその 有用性は確保されるべきです。

一方その映像、コメントにおいて、初動に予断を与える偏向、誘導の姿勢が見られるメディ

アが後を絶ちません。第一報で映像とコメントで刷り込まれた印象は、その後よほどのインパクトを持った検証が視聴者に与えられない限り、解消されません。風評被害などで訴えられた事例もあり、一方的に当事者として映し出された方々には、それを挽回する機会も力もありません。まさしくメディアの暴力です。

これらを改善するために、以下の提案をします。

1)報道、ニュースの資格提示と罰則の適用

従って報道、ニュースというコンテンツには、その公平性、真実性において責任を持つと言う事を発信者、受信者が共通認識を持った上で視聴できるよう、画面の枠あるいはトレードマークのようなものを映すことを義務付け、許認可性である放送事業の公共的責任を自覚させる。放送後に事実と異なる事が判明した場合は、必ず同様のフォームにより訂正情報を流事を義務付ける。又原則として同一時間帯とすること。

指導後これが成されなかった場合は、一定時間の放映禁止を課ことにする。

これにより、視聴者は、これは報道、ニュースであると認識した上で(事実を担保して)安心 して見る事ができる。

又、文脈を切る編集にも制約を加えること。これは、放送の自由に違反するものではなく、 単純に虚偽の情報を流す犯罪行為を抑止するものです。 一方、この事はよりいっそう真実 を厳格に求める事になり、事実を事実として伝える報道の原点に帰するものと考えます。

2)報道、ニュースとその解説の分離。

1)を運用すれば、現在各局が放送している主観を厚塗りしたニュース解説が出来なくなります。番組としての趣向性が阻害されるため、別途1)で表示されたトレードマークを消して、解説編を放送する事になります。ここで、各社主張を展開すれば良いでしょう。ただし、放送の中立性を守った左右同等の意見(時間、回数など)が放送されるように監視する必要があります。

3)NHKに対する厳格な罰則適用

NHK においては、特定法人としてのより厳格な公共性、公平性、教育的な偏向のない事が求められます。

しかしながら 8300 人の集団訴訟を例にするまでも無く、現在の一方的な垂れ流し偏向放送だけでなく、捏造放送まで行う有様では受信料を自由契約性に移行しなければ、受益者が望まない欠陥商品を一方的に買わされる視聴者はたまったものではありません。

即、自由契約化、もしくは政府機関の検閲があってしかるべき。逆に、それが出来ないのであれば、政府機関の公共放送を1局作るべきでしょう。こちらは、生放送、編集は極小とし事実の提供に努めるのみとします。これは災害、治安、伝染病など、国民の安全保障上重要であり、現行の NHK がこれを遂行できるとは思えません。

276

4)一般番組における編集の規定

コマーシャルベースの放送においては、視聴者をひきつける為に様々な手法を用いている ますが

- ①冗長なコマーシャル前後での重複放送
- ②番組継続を偽装して、CM後に予告だったとする悪質な構成。
- ③CM での音量変更(ピーク、アベレージの両面で規制が必要。

などの劣悪な番組が増えているため、一定のガイドラインを設けて規制が必要。

5)双方向アンケートでのシステム監査の実施

デジタル時代になれば、番組でリアルタイムに視聴者からの意見収集が行える。このような極めて強い印象操作が出来るソフトウエア、ハードウエアは許認可を必要とし、設備の保守に封印をするなど厳格な適用が必要でしょう。そのような管理体制が確立しない間は、番組での利用を認めるべきではありません。

スポンサーや、一部の印象操作をたくらむ勢力に悪用されるからです。

【個人36】

1. ニュース報道に伴うコメントの偏りについて

昨今、ひとつの事象に関してそれについての是非をコメントしている場合片側からの視点からしか語られていないことがありすぎると感じています。

マスコミによる世論の誘導と言ってもいいレベルまで来ていると危惧しています。

放送法では、対立する意見も平等に報道しなければならなかったと思います。

ニュースと銘打った番組に関しては、コメントをつけるならば多方面からの視点のコメント をつけなければならないと思います。

2. 外国人犯罪者の国籍の報道について

外国人犯罪者の報道を行う場合、その国籍によって国籍が報道されたりされなかったり しています。

しかも、場合によっては国籍なし、通名で報道されており、日本人の犯罪であるとの誤解 も生じさせています。

外国人の犯罪は、本名、国籍の発表を義務づけていただきたいです。

【個人37】

最近のニュースの偏見報道はいきすぎだと思います。特にインタビューした人の意見を曲 げるような編集映像して切り取って流すような悪質なものも多いようです。ニュースは事実を ながすべきですが、ニュースキャスターは偏見でものを言うのではなく中立であるべきだとお もいます。賛成反対の意見を中立に流し、判断は視聴者にまかせるべきです。あまりにも意 図的に偏見報道の多い番組には放送権剥奪すべきだと思います。

放送の内容が偏向していることが多いと思います。 277 日本の国民に対しての放送であることを自覚していないところはなくしてください。 罰則を強化して下さい。 テレビのチャンネルが多すぎます。 また公共放送といわれる NHK までもが偏向しています。 こういうものばかりみている人とネットなどでいろいろな情報を得ている人との格差がおお きくなってしまっています。 ③についても、根拠のある報道、またアに規定される教育教養を増進させるための番組に 278 ついてはそれらを他メディアで適切に批評し、民主主義増進、情報の共有の観点から引用に よる議論を可能にするためこれらに分類される番組については技術的な視聴、利用の制限 は禁止されるべきものであると考えられ、このための法的根拠を持った規定が必要であると 考えます。 なお、報道番組の括りには時事的要素を持った娯楽的報道番組、即ち「ワイドショー」「ニュ ースショー」として放送局が「報道番組」ではないとしてきたものに関しても放送局の編集権が 及ぶ範囲であるならば分類を広範的に「報道」として技術的視聴制限、利用制限の対象外と なされるべきであると考えます。 所謂視聴制限、利用制限は映画、ドラマ、アニメーションなど特定の創作物を多様なメディ アで利用するために使用されるものであり、受信料支払い義務のある、即ち受像器所有者が 番組制作費を負担している NHK やスポンサードで収入を得ている番組についてこれらの適 切な利用を妨げるもので、番組分類にこれらの技術障壁を利用できるか出来ないかを明記 することを含め、民主主義的議論の阻害や報道した事実の隠蔽がなされないように、ポジテ ィブリスト方式で技術障壁の利用可否を明記すべきであると考えます。 また、世論調査等の統計学的精度を担保するために、統計利用時は出典を明らかにする ほか母集団の公表、調査方法、回答率を必ず番組コンテンツに記載すると同時に完全な設 問や回答年齢層、性別、職業、統計学的検定法といった、個人情報にかからない部分の詳 細についてウェブサイト等で広く公表し、質問に回答する義務を負わせるような法的規制によ り、報道の信頼性を利用者個々人がが正確に判断することが出来るような法整備を行う必要 があると考えます。 統計学上、質問の内容や順番で数字の信頼性は簡単に左右されるため、これらの部分の 公表は必要であり公表義務を課すことで信頼性のある報道がなされることが期待されます。

新聞や TV における社会への影響力を考えると大きいものがあると思います。

報道ニュース番組で、一方的な編集の捏造・印象操作等が見受けられます。

【個人39】

【個人40】

【個人42】

281

タッフによる説明等をした方が、責任を持って番組を製作・編集をして頂けるのではないでしょうか。

例えば、BPO・TV 局へ寄せられた番組に対する意見等の説明等を、番組内で果たす事は、視聴者もわかりやすいと思います。

事件などでの外国人の通名のみの報道では無く、国籍・通名・本名を報道するべきだと思います。

日中記者交換協定の撤廃も視野にいれていただきたいです。

電通の独占状態にならないようにした方がいいと思います。

韓国では、外国人の TV 局への就職は禁止されている様です。

日本も、同様にするべきではないでしょうか?

国益・国民を守る放送をするのに、必要な処置かと思えます。

NHK の JAPAN デビュー等に、一方的な編集による放送がされていますが、公平な放送を 義務として、守れない場合は、罰則が必要ではないかと思います。

新聞・テレビの社会的影響はマスメディアの中で最も大きいと思います。

視聴者は、一方的に受信するため、作り手側のモラルが必要かと思います。

報道の自由の名の下に、権力・思想を振りかざすのではなく、社会的影響の大きさの責任について、自覚を持っていただけるように、新聞・テレビ業界の放送倫理に対する責任の処し方が必要だと思います。

【個人43】

本来、民主主義の健全な発達、基本的情報の共有の促進、教養・教育水準の向上の為に有益に使われるべき放送コンテンツですが、現在、政府の政策や政府首脳に関して、基本的な情報が提供されず、誤った認識が共有されるような自体が多発しているのではないか?これは民主主義をゆがめることに繋がるので、きちんと監視し、制限されるべきである。

【個人44】

昨今、テレビ局各社により、捏造報道及び偏向報道が行われることが当然のこととなっており、健全な民主主義の発展や、正しい情報の共有が損なわれております。これを問題視する動きもなく、「報道の自主独立」「表現の自由・報道の自由」が各テレビ局及び、テレビ局各社により形成されている放送倫理・番組向上機構(BPO)により悪用されているのが現状です。

テレビ局の捏造報道に対する視聴者への謝罪意識もまちまちで、捏造報道があったときに、社内調査等で問題を自ら明らかにし、同放送時間帯に謝罪放送をするという放送倫理観を持ち合わせたテレビ局がある一方で(フジテレビ「あるある大辞典」等)、捏造報道の謝罪を、ほとんどの視聴者がテレビを見ていない夜明け前の時間帯に行ったりするテレビ局があります(テレビ朝日「情報整理バラエティ ウソバスター」等)。また、捏造報道を行い、多くの

視聴者から訂正を求められても、「全く問題なし」として、開き直るテレビ局もあります(NHK「JAPANデビューアジアの一等国」等)。また、やらせ報道(TBS「情報7daysニュースキャスター」等)をめぐり総務省がテレビ局に行政指導した際に、BPOが声明を発表し総務省に圧力をかけることもあり、放送業界が、放送業界側の利益のことだけを考え、国民・視聴者の利益を全く省みない放送業界側の身勝手な行為が目立ちます。テレビ局が視聴者に誤った情報を与えてしまったときに、それを律する法体制がなければ、健全な民主主義の発展や、正しい情報の共有が非常に損なわれます。現在の放送業界側の放送倫理観にまかせておくのは非常に危険であると思います。健全な民主主義の促進という意味から考え、嘘デタラメな報道や、偏った考えによるプロパガンダ番組などを、表現の自由の枠内で、規制、あるいは罰則規定などを設けるべきであります。

捏造報道・偏向報道がなぜ行われるのか?それを防ぐにはどうしたらよいか?を考えますと、まず第一に捏造報道・偏向報道が行われる要因として視聴率があげられます。多くの視聴者に興味を持って頂くという意味で、表現を過大にするために、嘘が番組に散りばめられることがあります。このような嘘報道を防ぐには、総務省内または警察庁内に視聴者からの通報を受け付ける部署を設け、通報された情報を審査し、明らかに嘘であると判明した場合には、テレビ局に対し罰を与え、改善が認められない場合には、放送免許の取り消しなどの措置を行い、嘘を多くの視聴者に押し付ける行為を断固として認めない体制が必要であると考えます。現放送法にある「報道は事実をまげないですること」に罰則等の補足を設ける必要があると思います。

第二に捏造報道・偏向報道が行われる要因として、国民を一定の思想に導こうとする洗脳プロパガンダ報道が考えられます。特定の人達を選挙に当選させるための偏向報道や、皇室を廃絶するために世論を誘導させるような偏向報道などがあり、健全な民主主義の促進を非常に損ねる報道が目立ちます。これらを防ぐためには、現放送法にある、「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に補足を行い、罰則規定を設け、視聴者からの通報に基づき、表現の自由を損なわない範囲で慎重に審査を行うことなどが必要です。また、特定のイデオロギーに関する番組には、外国籍または外国出身者などが番組を制作していることも考えられ、外国人が日本の放送局に携わることを、ある程度規制することも必要であるかもしれません。外国人の放送局への入社規制が難しいのであれば、外国人局員がどの程度の割合を占めているのかがわかるように、放送局に公表させることが必要であると考えます。日本ではコネ入社ができる部分もあり、外国人が多数占めるようになってしまった放送局の扱いについて、日本の放送局として認めることができるのかどうか?についての議論も必要であると考えます。

次にNHKの扱いについてですが、NHKは日本国民の受信料によって成り立っている放送 局であり、他の民放テレビ局よりもより正確で、より国民の利益のための報道局としての立場 が求められます。NHKは、他の民放テレビ局の模範となり、多くの視聴者から信頼される放 送局であるべきです。なによりNHKは、総務省が所管する特殊法人でありますので、正しい 情報を常に視聴者に伝える放送局としてNHKが機能するよう、総務省が責任を持つべきであります。総務省が責任を持ち、NHKが健全な放送局として機能するよう努力することが、国民の利益につながると考えます。また、NHKが常に正確な情報を伝えることにより、NHKと民放各社との「正確な情報の競争」が健全に行われ、NHKと民放テレビ局の捏造報道・偏向報道が減少する効果も考えられます。「表現の自由・報道の自由」の観点から、捏造・偏向報道を止めさせる法整備は難しい面があるかもしれませんが、国民によって成り立っているNHKを、法整備により「常に正しい情報を伝える放送局」として保障することにより、視聴者の信頼を得、視聴者の目を養い、視聴者自らが真実の報道を求める姿勢が高まるにつれ、民放放送局が襟を正し、嘘報道をすることを止めようとする効果があるかもしれません。NHKを「常に正しい情報を伝える放送局」として定着させることが、放送業界全体の健全な報道につながるものと考えます。

また、「正確な情報の競争」についてですが、地上デジタル放送開始をよい機会として、余った公共の電波を、新規の放送局に与えることで、「正確な情報の競争」が行われる効果も考えられると思います。

今回の意見募集でも、多くの放送局から意見が寄せられるものと思われますが、その放送 局側の意見が果たして、国民・視聴者側に立った意見であるのか?放送業界の私利私欲の ための意見であるのかどうか?を慎重に吟味し、検討委員会の皆様には慎重な議論のもと、 「通信・放送の総合的な法体系の在り方」についてお考え頂けることを希望致します。どうぞ よろしくお願い致します。

【個人52】

最近、ニュース番組の質の劣化が著しいと感じております。

以前からワイドショーと呼ばれる番組は「ショー」というだけあって、事件や事故でも面白おかしく取り上げる傾向がありました。

私が劣化と感じている点は、ニュース番組のワイドショー化です。

大げさな音楽やナレーション、時系列ではない恣意的な編集など、視聴者が誤解を招きか ねない、むしろ誤解を招こうとしているかのようなショーアップはうんざりです。

私はテレビ局に抗議の電話をかけましたが、番組の編集権はテレビ局にあり、番組内容は テレビ局の裁量で決定し、それは表現の自由として保証されているとのご説明でした。ワイド ショーならともかく、ニュース番組でこのような恣意的な編集も表現の自由に含まれるのでしょうか?私はそうは思いません。

納得できず、BPO/放送倫理・番組向上機構へメールを送りましたが、一向に改善されません。そこで、よく調べてみると、BPO は放送業界の自律機関といいながら、実態は各放送局から派遣された人たちで運営されていることをしりました。これでは何の作用も期待できません。

総務省におかれましては、以下の点をご検討頂きたく存じます。

1)放送法と表現の自由の関係についての明確化。明文化。

282

2) 放送業界の上位に位置して放送法に基づくテレビ番組の監査を行う機関の設置。

【個人54】

コンテンツ規律の目的について次の5つの役割が挙げられています。

- 1. 民主主義の健全な発達
- 2. 基本的情報の共有の促進
- 3. 教養・教育水準の向上
- 4. 娯楽の提供
- 5. 専門情報の提供

現在の放送がこれらの役割を果たしているかどうかは、BPO や総務省が判断しているのでしょうか。

民主主義とは何でしょう。

マスメディアが、恣意的に政党や政策を貶めたり支持したりしてよいものではありません。 最近の政治関係の番組、バラエティ番組までもが特定の政党を貶めているような放送をしています。

意図的に、視聴者を誘導しているような状況であると見ています。

民主主義、公平公正というならば、たとえば 2 大政党ならば両方の政策、両方のビジョンを取り上げ、評価するような番組作りが求められるのではないでしょうか。

国民は漢字の読みちがえなどを知りたいのではありません。

そのような内容は、基本的情報ですらないです。

日本の未来をどうするつもりなのか、日本人の未来をどうするつもりなのかを知り、考える ことができるような役割を、放送に求めます。

広告媒体機能といってもパチンコばかりです。

小学生が見られるような時間帯にこんなものを流し、これで教養水準の向上が期待できる というのでしょうか。

娯楽といってもテレビの中の人間だけが楽しんでいるような内容です。

現状、5つの役割のうちで果たされているものはありません。

どうやって放送を受信させるか、ではなく、どんな放送を受信させるのかを考えていただきたいです。

誰がマスメディアを監督しているのでしょう。

本当に総務省に監督できているのでしょうか。

今は、野放しのような状態なのではないでしょうか。

マスメディアは社会的な影響力を持ち、国民の意思を誘導できます。

しかし、その結果に対する責任を、マスメディアが果たせるでしょうか。

現状を問題視し、対策を講じていただきたいです。

また、特定の国家を必要以上に過大評価したりするような内容がとても目立ちます。

285

中国や、韓国です。

中でも目立つのは、NHK、TBS、朝日放送です。

特に NHK は受信料を強制徴収し、少ないとはいえ税金まで投入されています。

特定の歴史観を押しつけるような放送をし、国民を特定の方向へ誘導しようとしてはいないでしょうか。

国益を損なうような放送は、公共放送として慎むべきです。

表現の自由とは、放送局が思うままに何でも放送してよい、ということではありません。

自由の意味をはき違えないでいただきたいと思います。

現状は、マスメディアが公平に報道の内容を選択しているとは思えない状況です。

日本の、日本人のための情報を、日本国民は求めています。

日本人が自信をもてるような放送をするのが、公共放送ではないのでしょうか。

NHK の放送のあり方、受信料の徴収のあり方、スクランブルの是非等について、そろそろ見直す時期に入っているのではないでしょうか。

嘘、やらせ、捏造などは、失点制にして放送権をはく奪してもよいとさえ思います。

正直、私自身はテレビがなくても今の生活は困りません。

捏造放送など見るだけ時間の無駄です。

ただ、捏造放送をし、謝罪もしないマスメディアを妄信している国民がいるということ、そして、その国民が民主主義という制度のもとに日本を左右できることは、どうお考えでしょうか。 ぜひ、放送の未来ではなく、日本の未来を考えて、放送を厳しく監視できるようにしていた だきたいです。

【個人55】

- 1. 報道番組、政治バラエティ番組等、中立の立場で報道する (これは放送法違反、選挙法違反に既になるのでは?)
- 2. 選挙前等、政策を視聴者が判断できるように公平に報道する
- 3. アナウンサー、コメンテータ等、片方の政党に肩入れした発言は慎むべき (実際にとあるアナウンサー「わが民主党・・・」と発言しています)

以上、既に法律に触れているとさえ思えるのですが、偏向報道が酷いです 捏造報道しても、視聴率低い時間帯に謝罪して終わっています 停波など、厳しい措置をお願いします

現在、報道番組でさえ、ある政党の都合のいい報道しかしていません。特に麻生総理の実績をきちんと報道した番組は皆無です。反対に対立する政党の不祥事は全くと言っていいほど報道していません。マスコミ総動員で片方の政党に肩入れするのは異常な状況だと思います。厳しい措置をお願いします。

【個人56】

「テレビ局の偏向報道を取り締まって下さい!」

今のテレビ番組は

一朝から晩迄ひたすら与党バッシング、良い点は何一つ報道しない。野党の問題、疑惑は 徹底スルーで国民に知らせない

おまけに「民主党に政権を取らせたい」とコメンテーターが発言し、小沢一郎すら「国策捜査だ」「みんなやっている」とかばい与党のみが問題を抱えているかのように印象操作

- ー朝から消費者金融、パチンコの CM 私営ギャンブルの CM 垂れ流しの異常事態 パチンコに夢中になった親のせいで、車内におきざりになって事件にまきこまれる子供が いるにも関わらず
- 一朝の報道番組からして「お隣の国韓国」「韓国芸能人はこんなに人気」と韓国韓国うるさい

島国日本に「お隣の国」は存在しない

数年前はこんなに韓国韓国連呼していなかったのに、ここ1、2 年あまりにも韓国を持ち上 げ素晴らしい国だとする報道ばかり。他の国はそこまで時間を割かないのに。

目に余る異常事態。

ースポーツなどでの日本選手バッシング、韓国選手を素晴らしいと持ち上げる フジ TV「とくダネ」のフィギュアスケート報道などで行われており、ルールにのっとったスポーツであるにも関わらず競技内容の検証をしないで「韓国の選手は素晴らしい、それんみひきかえ日本の選手は駄目。」とわざわざ転倒シーンのパネル迄用意して視聴者を印象捜査表彰台で国旗を映さない等

一子供を洗脳

このサイトにまとめてありますがテレビ朝日は「ドラえもん」まで使って子供を洗脳しています。

http://koramu2.blog59.fc2.com/blog-date-20090714.html

「テレビ朝日が子供向け番組を利用して政治宣伝」

一不動産、テレビショッピング等で本業以外に儲け過ぎ、番組内で「公務員バッシング」などしてたくみに視聴者の目をそちらに向けさせようとしているが、「在日特権」等はスルーして国民に知らせない

まだまだ数え切れないほどありますが、テレビ局はやりたい放題。国民の知る権利を侵害し、公序良俗を乱しています。

新聞は一応思想の自由が定められているようですが、テレビの電波は違う筈です。

「日本を壊す放送」ばかり。BPO はただ意見を聞くだけで何もしません。

内部の人がテレビ界の人間ばかりなのは有名です。

NHK が訴訟されるほど国民を激怒させたにも関わらず、何の注意もしません。

テレビ朝日「報道ステーション」に「倫理違反」を通告していましたが、報道ステーションは相変らずです。

どこまで国民をバカにするんでしょうか?

テレビ局は特権階級だから何やってもゆるされるのでしょうか?

BPO もお飾りである以上国民にできることは「テレビを見ない事」だけなのは不公平すぎる。

このテレビの偏向報道について動けるのは総務省です。

放送停止、放送免許の剥奪まで行って下さい。

日本のために、そこまでしないといけないくらい異常事態なのです。

かんぽの宿もいいですが、まずテレビ規制を行って下さい!

【個人58】

日本テレビの番組で、民主党・鳩山由紀夫代表の故人献金問題を取り上げた際に、「マスコミは政権交代を視野に入れているので、民主党を叩くのを控えているが、この件は酷すぎるので報道されている。」

といった発言があったということが、まことしやかに噂されるほど、マスコミ不信は深刻である。

また、その監視役をになうBPOも、先日のTBSへの行政指導の件をみても明らかな通り、 行政指導に対する隠れ蓑となっている状態であり、機能しているとはいいがたい。

マスコミ不信を解消するためにも適切な監視機関を設置することを提案いたします。

- 4. コンテンツ規律(3)具体的規律
- ①一定の放送を確保するための規律 イ. 放送を確保するための枠組みの対象・内容に関して
 - ・総務省直轄の監視機関を新たに制定し、マスコミ関係者 OB、外国籍の人間はなれないこととする
 - ・地デジの双方向性を生かし、一般視聴者が番組に不審な点があると感じた場合、簡単 に疑問に思っているということを示せるようにする事
 - ・放送局は、これと電話・FAX・メールによる問い合わせ数を集計し、総務省直轄の監視機関へ送ること
 - ・苦情が一定以上の場合は、その理由を合わせて送ること
 - ・監視機関はレポートを審査し、不審な報道があったと認定された場合詳細な調査をすること

・調査の結果、重大な偏向・捏造番組があったと認定した場合、同ジャンルの番組を 1ヶ月間放送禁止とすること

- ・免許更新の際には、偏向・捏造番組の有無と改善されたかを考慮すること
- ②業務開始の手続等 エ. 規律の振り分けに係る留意事項
 - ・偏向報道の下地にならないためやメディアを通じた干渉を受けないようにするため海 外資本は 20%以下とする。

報道番組に関しては、現地特派員以外は日本国籍のもので構成することとする。

- ③ 番組規律 ア
 - ・各番組をジャンルごとに分類する。またショッピング番組は、CMに分類することとする。
- 8. その他の論点(1)特定の法人の位置づけ ② 日本放送協会(NHK)の扱い
 - ・NHK が民放でいう免許更新不可能に当たった場合、その性質を考え解体もしくは民営化し国営放送を別に設置することとする

【個人62】

現状の放送について、多大な疑問を持っております。

正しく報道されるならば、厳しい意見も受け入れなければなりませんが、中立でもなく、あからさまに一方の陣営に軸足を置いた報道ばかりで、現在、健康な報道ではなくなってしまっています。

それらについて、改善策を述べます。

- 1. 変更報道に対しては、免許停止、免許剥奪などの措置。
- 2. あからさまな虚偽・捏造報道は、免許停止、免許剥奪。
- 3. 公共放送でありながら、偏向報道甚だしく、中国や朝鮮に対しては、コンテンツを無料に状態で配布する日本放送協会を廃止する。
- 4. デジタル放送局に政府専用チャンネルを設け、国会中継や、答弁、海外での演説などのライブラリが自由に見られるようにする。
- 5. 上記のチャンネルにおいて、国会中継や、議員たちの公式な演説、記者会見などは原則としてライブで放送する。その後、ライブラリへ登録。
- 6. 記者クラブの廃止。

以上を希望します。

【個人63】

最近のテレビは、つまらないのを通り越して、見るのに苦痛を感じるほどです。

例を挙げると、総理大臣に対するヒステリックな、(政治と関係あるとは思えない内容の)批判です。見ている自分まで、いじめに加わっている気持ちになり、テレビと消します。どうか楽しかったテレビを取り戻してください。

以下、思うところを箇条書きにしました。どうか、よろしくお願いします。

ご提案(公平な報道のために)

- 1. 番組がニュースなのか、ニュースバラエティショーなのか、番組の最初にしっかりと述べる。たとえば、「ニュースバラエティショー〇〇の時間です。」など。
- 2. ニュースでも、ニュースバラエティショーでも、政治、経済など、公平が特に重要なものの映像を流すときは、バックに音楽や効果音を付けない。ナレーターは、声の調子を変えない。(かわいい動物系はかまわない)
- 3. インタビューなどを編集して流すときは、どんな短いものでも「一部、編集しております。」とテロップいれる。
- 4. 後日、間違った報道を、訂正・謝罪するときは、間違った報道をしたその番組で行う。 (早朝などに行ったのは、行ったうちに入らない。)
- 5. 国会で扱っている法案の内容、審議状況を確認できる番組を NHK でやってほしい。 NHK がだめなら、そういう情報を専門で流す局を1局作る。
- 6. テレビは影響が大きいので、間違った報道や不公平な報道に関しては、指導だけでは なく、公表し、罰則を設ける。
- 7. BPO が機能してないので、一般人などマスコミ関係者でない人で構成された、放送の 裁判員制度ようなものを作ってほしい。一般人の常識で、議論をしてほしい。 以上、よろしくお願いします。

【個人64】

http://www.voutube.com/watch?v=7l2-vszl2vc

スケートの浅田真央選手(当時17歳)に対してこのようなことがありとても悲しいです。 「報道の自由」が、人権よりも優先されないよう、BPOに代わる監査機関を設けて頂きたいです。

こども向け番組「ドラえもん」で「辞ニンジン」という道具を出したり、炎神船隊ゴーオンジャーのエピソードタイトルが「内閣カイゾウ」「正義カイサン」というのがありました。

こども番組に政治的なことは盛り込まないようにしたほうがいいのではないではないでしょうか。

電波使用料が諸外国に比べて安いそうですが、電波使用料を上げたら、番組の質もテレビ局のみなさんの士気も上がるのではないでしょうか。

「タダのようなもの」よりも「高いもの」を扱うほうが、気持ちがこもるものです。また、訂正・ 謝罪もアナウンサーさんのおわびのひとことで済まさずに、内容に応じて罰則(罰金や停波) も必要なのではないでしょうか。

テレビが視聴者である個人や会をあれほど追い詰めているのに「テレビ側の謝罪が簡単なんて不公平」だと感じられたら、テレビの信用がなくなってしまいます。

テレビ番組も厳しい法律を守って作られているというほうが、もっと信用されると思います。

【個人78】

289

現状として、放送法に違反するような偏向報道が多すぎると感じます。

放送法

第1章の2 放送番組の編集等に関する通則

(国内放送の放送番組の編集等)

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 2. 政治的に公平であること。
- 3. 報道は事実をまげないですること。
- 4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

特に2番、3番の「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」に抵触した放送が目立ち、一部の新聞や雑誌、またインターネット上(※)での指摘があるにも関わらず、かつての「椿事件」を思わせる勢いでの偏向報道がエスカレートしています。

事実、テレビ出演者の中にはうっかり口をすべらせて「政権交代に向けてメディアは〇〇党を叩くことはできませんが云々…」と、特定の政治団体の悪事は放送せず徹底的に擁護する姿勢があることを漏らしています。

(※マスコミはしばしば、インターネット=一部の特殊な人物たちの巣窟だと煽りますが、総務省の調べで国内の各家庭へのインターネット普及率は実に 9 割近くに上っていることが発表されています。「ネットの人」なる架空の特殊人物は存在しません。インターネットの向こう側にいるのは、ごく普通の一般国民です。)

こうした偏向を少しでも防ぐために、

・BPO 等のような天下りの可能性のあるマスコミ寄りの機関だけでなく、幅広い一般人を対象とした、モニター的なマスコミ監視要員の配置(例えばビデオリサーチ社が行なっている視聴率調査や座談会等のような一般からモニターを募集して無作為抽出で選抜する方法)

・ウェザーニュースで行なっている「ゲリラ雷雨防衛隊」システムのように、インターネットや 携帯上で一般参加者を募り、希望者が自由に参加し報告できるシステムでのマスコミ監視要 員の配置

参考:ゲリラ雷雨防衛隊

 $\underline{\text{http://weathernews.jp/door/html/guerrilla2009_join/?fm=MWS_DOOR_map_pinpoint}}$

【個人79】

「番組編集の中立性の確保の必要性を踏まえて定めることが適当である。」これを保障す

るために、許認可の取り消しを含めた厳格な罰則規定を設けるべきである。

現行の放送法第3条の2でも編集における政治的公平が謳われているが、現実では全く 守られていない。麻生首相の漢字の読み間違いを悪意をもって大々的に報道する一方、鳩 山氏の政治資金規正法違反の嫌疑については軽く扱う。このような報道は、民主主義に不 可欠な選挙について、国民に誤った情報を垂れ流しているに等しい。この様な現状は改善さ れなければならない。

【個人80】

海外資本に関する法的規制の見直しをお願いします。

海外資本が大きなスポンサーである場合、日本の国益を損ねる内容・発言が多いように感 じます。

【個人51】

- 国会中継をゴールデンタイムで。
- 機能していないBPOにかわる、国民参加型の監視機関を。
- ・国民が指摘するテレビの問題点(局の事件、訴えられた等を含む)を生放送で論じる番組 を、月最低2回から4回ゴールデンタイムで1回につき最低2時間以上放送。
- ・TBSがオウムに関わっていたことを、最低でも年1回はゴールデンタイムで特集を(戒めの 為、追悼の為)各局で組む。

【個人70】

ゴールデンタイムにくだらないバラエティ番組が多すぎる。ゴールデンタイムに流せる番組 を規制できないのか?

テレビとインターネットを連動させて、見ている人が意見を書き込める掲示板(番組内で URL を表示) がほしい

【個人41】

現状、報道機関を監視する団体としてBPOが存在しているが、その役割を果たしていると は言いがたい一面がある。

例えば、TBSのやらせ報道(4/11 の「情報7davs ニュースキャスター」での二重行政を捏 造した報道)に関してBPOの会長が総務省がTBSに行政処分をしたことに関して、表現の 自由を萎縮しかねない事態として「重大な懸念を抱かざるをえない」との発言があったが、こ れは明らかにBPOが報道機関の味方であると表現したに等しい発言と言わざるを得ない。

本来、「報道の自由」とは、「国民が知る権利」のために成り立つものであり、決してどんな 報道をしてもよいという話ではない。しかし、昨今、報道機関の報道を観察していると、色々と 自分達の有利に働くように恣意的な報道が目立つような気がしてならない。この事態は国民 の知る権利を著しく阻害しているものであると当方は危惧している。そういった報道に対して BPOは注意を与えるのが本来の目的であるにもかかわらず、先程述べたような発言が会長│能・役割が適切に発揮されるべきと考えま から出てしまうのであれば、BPOは最早監視能力を喪失していると考えざるを得ないところ まできているのではないかと思われる。

BPO は法制度に基づき設立されたもので はなく、今回の法体系の検討の対象外と考 えます。

現行の放送法制は、二元体制、表現の自 由享有基準等により「多元性」「多様性」を確 保しつつ、放送事業者の自主自律を基本とし て放送番組の適正を確保する仕組み等によ って、放送の機能・役割を適切に確保する枠 組みとなっており、新たな法体系においても、 こうした基本的な枠組みの下で、放送の機

総務省に対しては、こういったBPOのあり方を改善し、現状の報道機関から派遣された人間で構成されているBPOを本当の意味での第三者を招き入れて本来の趣旨である「報道機関への監視」をしっかりと果たせる機関へと改善していくことを当方として要望させていただく。また、それが困難であるのならば、総務省自身で監視体制を強化して頂きたい。決して総務省が注意を与えることは報道機関への不当な介入などではなく、「国民が知る権利」を阻害する報道機関を処分するのは管轄する省庁としての当然の役割であると考えている。現在は正直こういった役割を果たせていない現状であると推測せざるを得ないのである。

また同時に、政府からの情報を一切の操作を加えずに放送する放送局の設立を切に願う。今の状況では政府のしている政策などが我が国民にしっかりと伝わっているとは言いがたい。例え伝わったとしても報道機関が恣意的に情報操作された形でしか伝わっていないのではこれは国民にとって非常に憂慮する事態ではないかと推測される。以上、報道機関への監視をさらに強化して頂きたいことを切に願い当方の意見を投稿させて頂く。

【個人45】

現在、放送への苦情や放送倫理上の問題への対処を行う機関として、BPO が存在していますが、これは放送局各社によって自主的に設立されたものであり、完全な第三者機関とはいえない団体であると思います。

また、現状、この BPO が放送への苦情・放送倫理への対処に効果的に機能しているとはいいがたい状況であると思います。

明らかな捏造報道があり、視聴者が不利益を蒙っても、ごく簡単な謝罪のみで済ませていて、被害者の救済や再発防止に真摯に取り組んでいるとはいえないケースが少なくありません。

やはり、放送業界の関連団体のみで構成される機関では、どうしても自分達にとって都合 の良い対処となってしまい、本来の目的の実現に限界があるように思えます。

BPO に代わる、NHK・民放連・民放連加盟会員各社以外の企業や団体、行政も参加した、新たな第三者機関を設立する必要があるのではないでしょうか。

また、放送への苦情等に対する実務以外にも、放送法を適用するための明確な基準や対処法を議論し、新しい法整備の参考とすることも有効ではないかと考えます。

【個人57】

放送局の社員採用について:

- ・韓国では、外国人の採用を禁止している。日本もこれに倣い、外国人の採用を禁止すべきである。日本の放送局は日本の国益に敵うものであることが大前提であるが、現在の放送内容は国益に反するものばかりであり、改革が必要である
- ・現状把握として、外国人の社員のデータ(人数・国籍・所属部署)を即刻開示させるべきである
- ・縁故採用を禁止すべきである。放送局の社員は、大手広告代理店・大手スポンサー・芸能人の子弟が多く採用されている。これらの採用を禁止し、採用の透明化を図る必要があ

今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。 る

放送局の社員は、日本国民に奉仕する立場であることを位置づける必要がある。

海外番組の買い付けの制限:

・特に衛星放送において、特定の国(韓国)の番組の買い付けが目立つ。低い視聴率にも 拘わらず海外番組ばかり買い付けるのは癒着が疑われる

BPOを廃止し、新たな監視機関を設置すること:

・BPOは全く機能していない。有識者による監視は無駄である。インターネット利用による 全国民からの監視が必要である。具体的には掲示板への意見投稿をすべて掲載し、意見 投稿に基づいた検証番組を作り、地上波で流すとともに、HPで常に視聴可能とする

世論調査の禁止:

298

・不透明な世論調査の禁止。信憑性のない世論調査による政治への介入が酷い(政党への支持率等)

【個人34】

現在のマスメディアは特定の事件をタブー視してニュースで取り上げないということが日常茶飯事になっています。

・スポンサー・広告代理店タブー

民法ではスポンサーが怖くてスポンサーのイメージを悪くするニュースを言えません。

芸能プロダクションタブー

芸能プロダクションに関連する不祥事は怖くて言えない

記者クラブタブー

記者クラブから締め出しの嫌がらせをされるため、怖くて言えないニュースが存在する

・創価学会タブー

創価学会がイメージを悪くするニュースは怖くて言えません。

これが民主主義なのでしょうか?

これはダメです。対策を取り、放送に関する法体系に組み込まないといけません。例えば、こういうアイデアはどうでしょうか。

寄生虫の息のかかっていない政府のTV局を作って、そこで偏向がないニュースを流せばいいのです。

「偏向報道」「放送タブー」対策が目的であるため、普通のテレビの形態を取る必要はありません。

毎日30分番組を1本作って、それを1日中再放送する。つまり、24×2=48回再放送す

301

る

こんな、極端な運用で十分です。この運用であれば、特番が必要であっても、時間の割り振りは自由にできます。

ニュースがあればニュースを、政府広報があれば政府広報を、人命にかかわるリコールがあればその情報をなければ「今日の首相の3分間スピーチ」「今日の東国丸知事の3分間スピーチ」「今日の共産党の3分間スピーチ」「今日の橋本知事の3分間スピーチ」みたいにしていけばいいんです。

日本を民主主義国家にするために、必要なことだと思います

【個人18】

日中記者条約により、中国の本当の姿が利用者に伝わっていません。日中記者条約を廃止すべきです。

電波料をもつと値上げすべきです。

現在、各テレビ局は政治的にかなり偏った報道(麻生叩きと民主党擁護)をしていて「椿事件」の再来とも言われています。もっと放送は公正、中立を目指すべきです。

放送を審査すべき第三者機関の BPO の委員が、テレビ局の天下りが多くを占め、第三者機関としての働きをしていません。BPO を見直すか全く別の新たな機関を設けるべきです。

【個人27】

現在、捏造報道をしても「お詫びをして終わり」なので捏造が後を絶ちません。利用者の利益保護のために、偏向や捏造報道を行った放送局には、法的な罰則を与えるべきです。 報道テロに備えて、外国人を採用しないという法律が必要です。

【個人27】

(伝送設備規律の中で)技術基準について触れられているが、今現在無料の地上放送にコピー制限のための技術基準として導入されているBーCASシステムは談合システムに他ならない。これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーとっては、BーCASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。情報通信審議会・デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、現行システムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されているが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高いこのような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。

総務省は過去の情報通信審議会において、コピーワンスの導入のために無料地上波にBーCASシステムを導入するのが適当という結論を出し、平成14年6月に省令改正(「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令」)まで行って、その導入を推進している。無料の地上放送へのBーCASシステムの導入をもたらし

デジタル放送は、高品質のまま何回でも 複製を繰り返すことが可能であり、著作権の 侵害行為が容易に行われやすいものである ことから、地上デジタル放送において、コピー 制御方式が導入されて、放送番組の著作権 保護が図られているところです。

また、情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、中間答申(平成21年7月10日)で、『「コンテンツ大国」にふさわしい放送コンテンツの製作・流通の促進のためには、「コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること」が必要、という共通認識の下、無料地上放送等における放送コンテンツの保護のために、「一定のコピー制御」が必要である』と

	たこの省令改正を、総務省は失策として認めるべきである。 技術基準の柔軟性の向上も必要であるが、現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送において暗号化を施しコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれるものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、放送関連四法の集約に合わせ、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルに入れることを、私は一国民として強く求める。	提言されているところです。 併せて中間答申においてB-CAS 方式と並ぶ新たなエンフォースメントの方式について早期の具体化、導入を図ることが望ましいと提言されており、これにより、デジタル受信機の多様化や視聴者の選択肢の拡大、利便性の向上等が期待されているところです。
	【個人13】	
302	前掲 4-(2)-②の件について私が表明した問題点、すなわち「DRM やコピー禁止フラグのー律運用」は基本的な考え方に反するため、4-(3)-②エについて、報道、世論形成コンテンツについては民主主義による公共の福祉の増大のため、CAS や DRM のような技術的視聴制限や出力制限を課してはならない旨の立法、政令による法的根拠を持った強制力が必要と考えます。 【個人42】	デジタル放送は、高品質のまま何回でも 複製を繰り返すことが可能であり、著作権の 侵害行為が容易に行われやすいものである ことから、デジタル放送において、コピー制御 方式が導入されて、放送番組の著作権保護 が図られているものです。 ご指摘の点については、今後の著作権法 改正動向等を注視したいと思います。
303	なお、コンテンツに対して行政が介入する余地をなくすべきと主張する根拠として、テレビ	本委員会は、新たな法体系に関して検討
	番組に対する総務省の「行政指導」のありように付言しておきたい。 例えば、テレビ朝日は2009年1月に放送した「情報整理バラエティ ウソバスター!」で、番組の制作スタッフが作ったネット情報を元のネット情報であるかのように視聴者に誤認させ、総務省から行政処分(厳重注意)を受けた。TBSの「情報7days ニュースキャスター」も6月、国と地方自治体との二重行政を巡る報道で同様の行政処分を受けている。一方、日本テレビは、2008年11月に放送した「真相報道バンキシャ!」で虚偽の証言を裏付け取材することなく報道し社長が引責辞任するに至ったが、今日現在、総務省は行政処分をしていない。 これら行政処分の有無にどのような裁量が働いたのか。コンテンツに関して行政官庁が直接的に関与すること自体否定されるべきと考えるが、裁量的な行政処分は言うまでもない。 【株式会社ビーエス朝日】	を行っているものであり、個別の番組内容の 是非について議論することは適当ではないと
304	- 最近の報道番組について。	現行の放送法は、放送事業者の国内放送
	最近の報道番組、特に政治を扱うニュースの報道のあり方には目に余るものがあります。	の放送番組の編集に当たって、「政治的に公
	特にひどいのが、フジテレビ トクダネ、読売テレビ、ミヤネ屋、テレビ朝日スーパーモーニ	平であること」等を求めており、今回の検討
	ング、報道ステーションなどです。	においても、これら番組準則についてはすべ
	各番組の共通点では、コメンテーターと司会者が最初から政府、特に総理批判ありきでの報	ての放送について必要であると考えます。

道姿勢が容易に見て取れます。

政府が行った政策、それによる成果を全くと言っていいほど、報道せず、その傍らで、低俗 な揚げ足とりが見られます。

明らかに公平な報道とは思えませんし、報道の自由の範疇を超えております。

私個人何度か、「公平な報道をしてほしい」と各局に電話をしましたが、到底改まったとは │ れており、今後もその適正性を確保するため 思えません。

そういった番組には然るべき対処をすべきだと思います。

他社の不祥事には猛烈な勢いで、叩きつるし上げるのに、自社、及ぶ同業者の不祥事に は甘く、バランスも取れておりません。

多くの影響力を持っているメディアが、自局の願望のようなものを放送で垂れ流し、国民を 煽動するのも黙っていられません。きっちりと処分すべきです。

また、自局のドラマなどの番宣などもやり放題で、きちんと広告料を払っている企業に比 べ、不公平なのではないでしょうか。

自局のコンテンツを宣伝する時にも、料金を支払うべきです。

電波使用量についても海外並みに引き上げるべきだと思います。

【個人20】

NHKの報道、「NHK JAPAN デビュー」の第一回、アジアの一等国の件で捏造や、作成者の 意図する方向に歪曲された番組構成をされ、国営放送がこのような事をしていたという事に|を行っているものであり、個別の番組内容の 甚だしく憤りを感じます。

受信料を払って見ている国民とすれば、NHK の人員を一新して頂くか、何らかの指導をし て頂きたい。

このような変更報道がなされることに対して、何のためにこのような事が行われているのか 非常に穿った見方をしてしまい、もう NHK は信用できないし受信料も払いたくありません。 また、民放も特定の党に対し、偏った報道をしている傾向にあると思います。

バッシング、不都合な事実を話さない、ことさら好感度や支持率を言い立てるなど、全く報 道や政治に関して素人の私も、不信感を感じるほどで、TVのニュースをあまり信用できなくな りました。

外国のメディアでは報道されている、日本の政治家の活動情報が国内では流れていない 場合もあり不信感をぬぐえません。

このような歪曲や変更報道に対して、何らかの処罰や対策を検討して頂きたいと思いま

【個人6】

2. 受益者負担の公正化

放送についてはこれまで広告費(NHKにおいては受信料)を多くの原資として放送を行って「ことが適当と考えます。 きましたが、近年は視聴者層の嗜好変化やインターネット技術の進歩により、費用負担と視

放送局の電波利用料については、平成2 0年度から段階的に引き上げることとされて います。また、電波利用料については、法律 上少なくとも3年ごとに検討を加えることとさ 見直していくことが適当であると考えます。

本委員会は、新たな法体系に関して検討 是非について議論することは適当ではないと 考えます。

なお、NHKは、受信料収入により運営さ れる公共放送であり、いわゆる国営放送で はありません。

総務省において今後の検討の参考とする

	聴受益の乖離が見られていると考えます。 有料、無料放送に関わらず適正な費用負担と視聴による受益(広告効果を含む)がバランスする様でないと業界の健全な促進は難しいと考えます。 可能な限り関係各者の公正な費用負担となるように法制度の整備をお願いします。 【個人46】	
307	現在のニュース 報道バラエティーは 世論を一方方向に導かせようとする 意図にあふれている 視聴者に選択させる事を拒否し 作り手の意見 思想の押し付け的な番組構成で 危険な存在になっている テレビ局の都合のよい事しか報道せずに 都合の悪い事は 放送しない 治安の悪化の原因の多くは 外国籍による犯罪者であり 中国 韓国朝鮮籍が 多い事を報道しない 中国各地での 暴動を報道しない 韓国の反日運動 中国の反日運動 を報道しない 日本国を内側から崩壊させようとしている日本のテレビ局 免許停止でもよい 中国 韓国 朝鮮の在日への特別待遇問題も 報道しない 日本を嫌いな外国人の報道 せよ	の放送番組の編集に当たって、「政治的に公 平であること」等を求めており、今回の検討 においても、これら番組準則についてはすべ ての放送について必要であると考えます。
308	現在のテレビ放送では、日本にとって一番大事な案件がなぜか?意図して放送されません。 これはある意味特定国の意のままに日本が操られているいるのと同じで、日本の存続さえも危ぶまれます。 特に、韓国がらみの事案が意図して放送されません。どんな国でも日本にとって大事な案件は、韓国・韓国人に不利になっても普通の外国と同じように報道されるのが当たり前。 この当たり前が日本では大変おかしなことに報道されません。NHKや民放各社が正常な体制になることを望む。 【個人2】	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。
309	現在の報道は視聴率主義が強すぎ、またスポンサーの意図と番組製作者の意図が大きく反映され、世論誘導がとても強いです。 世論誘導したい内容は連日同じような報道を重要な報道と称して繰り返し、同じくらい重要な法案の報道は一切しない等、報道内容に偏りがありすぎる。 例として、臓器移植法案=連日報道するが、後期高齢者保険を決議する時は殆ど報道せず。他にも外国人地方参政権や人権擁護法案・児童ポルノ法案・人権擁護法案など殆ど報道せず、危険な点なども報道しない為、知らないうちにこっそり施行される事が多いのに、報道しない。 領土問題(竹島)や日本海呼称問題(韓国の「東海」主張)など殆ど報道せず、日韓友好的な報道ばかりして世論誘導している。また日本の税金を投入しての韓国への多額の金銭的	-

	援助も殆ど報道せず、他の同じニュースばかり報道する姿勢は、公正な報道とは程遠いと思います。
	【個人4】
310	昨今のテレビ及びラジオの報道について偏向報道が多岐に渡り行われている様に思います。
	NHK においてはジャパンデビューと言う番組において(4 月に第一回目が報道されました)
	台湾を漢民族の国といったり今も日本を懐かしむ方達の声を捏造し反日であるかのごとき放 送をしておりました。
	- 一方向からでなく多方面から検証を田理することは良いことですが判断するのは受け手側
	(視聴者)です。
	麻生首相が就任してからもそうです
	麻生首相が内外交等の実績をどの局も取り上げませんでした。誰しも間違う漢字の読み 間違いや言い間違いを幾度も流し、公共の電波を利用しての悪口。これはいじめですね。
	このようなことから政府専用テレビで国会等の中継をノーカットで放送する。ニュース番組
	等のコメンテーターは不要。ニュースをただ伝えればよろしいでしょう。アナウンサーなどの個
	人的な考えも不要。不均等な報道はしない。スポンサーに媚びない(真実を報道する)BPO
	は身内の集まりであり構成されているようですので国民が意見できる窓口を作る。
	電波料をもっと徴収し電波法に違反した場合は直ちに免許停止する。広告料の課税と電 通等の広告会社の廃止。
	外国人は採用しない。採用するのであれば外国人専用チャンネルを作ればよい。
	偏向報道などで国民の知る権利を奪わない。
	政治家など子息の就職禁止。
	【個人5】
311	海外資本の番組への介入を感じることがあります。
	日本の放送は日本人のものですので、日本を貶めたり日本人をけなす内容も見受けます
	ので、規制や配慮願いたいと思います。
	【個人51】
312	民放放送にて放送されております「情報番組」と称する番組内にて放送局が経営するイベ
	ント 例)フジテレビの「お台場合衆国」、TBS の「赤坂サカス」などイベントの宣伝にかける時
	間が非常に長く、これは、公共電波の私物化ではないかと?推察致します。
	また、不祥事の報道もございますが放送局の子会社である会社の「通信販売の番組」これ
	は、規定の「広告料」等は支払っているのでしょうか?
	更に、各放送局何れも「新番組」(主にドラマ)の番宣と称して情報ワイドショーや、バラエテ
	ィ番組内で「特定の宣伝行為」を行うのは納得がいきません。
	同様に、民放放送局のドラマ等の「映画化」に伴う宣伝行為例)TBS「Rookies」、日テレ「ご
	くせん」などこれも、放送電波の私物化ではないでしょうか?

	上記の件が「放送法」のどの案件に該当するのか? 私には、不明では在りますが、一国民として、看過出来ない事として「是非」ご検討頂きた い懸案であると申し上げます。
	【個人26】
313	私は生まれた時からテレビを見て育ってきた世代です。
	昔はテレビばかり見ていると馬鹿になると言われてきたものですが、最近は特にそれを実 感するようになりました。
	テレビをつければ芸人が小突きあい、馬鹿だのアホだのと言ってはげらげら笑っているよう
	な番組、グルメなどと言いつつ料理を食べてばかりの番組、ワイドショーとニュース番組の境
	目があやふやで、専門家でもない文化人(として扱われている芸能人)が政治や外交につい
	てあれこれと文句をつける番組など、視聴者の思考力を必要としない番組が多いように思います。
	ー ただ受身で見ているうちに、誰かを貶すことに抵抗を感じなくなったり、言われるままの政
	治不信を刷り込まれたりしているのではないか、と思うようになりました。
	ニュースであれば局ごとに違う論調などあってもいいと思うのですが、だいたい見ていても
	横並び、同じ方向を向いた報道であれば視聴者はそちらへ流されてしまいます。
	もっといろいろな面から物事を見られるような報道やバラエティ番組というのはもう作れな
	いのでしょうか。どこを見ても同じ顔ばかり、同じような内容ばかりではもう見る気をなくしてし
	まいます。まして、それが虐めのような内容を含んでいたり、必要以上に自虐的な視点のも
	のであればなおさらです。
	くだらないバラエティ、一方的なニュースと名のつくワイドショーはもう不要です。 【個人48】
314	昨今のテレビの報道に関しては、目に余るものがある。
	過度に、ある特定の政党に肩入れした報道を繰り返し、あまつさえ、その実態を事実として、恥ずかしげもなく堂々と番組内で吐露している。
	公共の電波を使い、公共のためにと電波使用料も極端に低く抑えられているテレビが、こ
	のような報道を行っている現状は、国民に対する裏切りであり、報道テロと言わざるを得な
	U ₀
	本来ならBPOがきっちりと仕事をしていただきたいところであるが、マスコミ出身者の寄せ
	集めのような面子では、到底監視できるとは思えない。
	ー般国民が参加でき、できれば、法律の専門家もメンバーとなった形の報道監視機関が 必要なのではないか。
	報道の自由、編集の自由を隠れ蓑にし、やりたいほうだいのテレビを、もしこのままのさば
	らせているということになれば、総務省が犯罪行為を傍観していると見られても仕方がない。
	総務省はいつまでこの犯罪行為をのさばらせておくおつもりか!
	【個人49】
1	

315	最近のテレビは、ニュース番組さえ、バラエティー化していて、台本に従ってニュース素材を集めたり編集したりしているようです。	
	最初に結論ありきで、作られるニュース番組は、誰の思想を反映しているのでしょうか?	
	バラエティ出身の司会者、特定アジアからのコメンテーターの露出度の多さ、特定の政治	
	政党に対する異常な応援。なされない追及。反日放送局としか思えません。	
	パチンコ、サラ金、など、外国人の多い産業からの CM。それによる、影響力が反映されている可能性は、大きいと思います。	
	【個人65】	
316	所謂、情報ワイドショー等では、ゲストコメンテーター、レギュラーコメンテーターと称する芸	-
	能人、タレントが、専門外の「政治に対して」意見を述べ、世論誘導をしております。	
	私は、この様な事態に「非常に心を痛めて」おります。	
	所謂「素人意見=視聴者の意見」かのような世論誘導です。	
	また、ジャーナリストと称する「評論家」の素性が全く明らかにされていない点。	
	例えば、伊藤惇夫氏というジャーナリストがテレビに出演し持論を展開しますが彼は元・民	
	主党所属という事実をテレビ局は視聴者に伝えておりません。	
	これは大変、問題であると思います。	
	どの放送局の報道番組、情報番組を観ても、全て一様に「政府批判」の意見しか聞けませ	
	κ_{\circ}	
	これで、報道の公平性は保たれるのでしょうか?	
	常に、視聴率(利益)だけを追い続け、スキャンダルを追い続け、批判精神に満ちた報道で	
	その対案、即ち「解決策」がまるで提案されていません。	
	民放放送は、営利事業ではありますが、その放送電波は国民の共有財産です。	
	報道をする場合、「●●党支持」「■■党支持」とスタンスを明確にすべきでしょう。	
	あたかも「中立」であるが如くスタンスで、偏ったゲスト、偏ったコメントを放送するのはイエ	
	ロージャーナリズムの典型ではないでしょうか?	
	【個人68】	
317	お金のある人や国に支配されたりしないで多様なメディアが育つようにしてください。	
	【個人71】	
318	テレビ、特に地上波テレビ放送において、新聞・雑誌等の他メディアの記事紹介を制限すべきである。	
	地上波テレビの甚大な影響力を考えると、テレビにて新聞・雑誌等の他メディアの記事紹	
	介をすることは、新聞・雑誌・テレビを一体とした情報流通の独占に繋がり、公正さを目指す	
	放送法の趣旨をないがしろにしているように思える。	
	【個人73】	
319	一定の政党のみに焦点を当てた報道や番組を見受けます。	現行の放送法制は、二元体制、表現の自
	公平さを欠いているので、色々な視点で捉える放送内容での番組制作を希望します。	由享有基準等により「多元性」「多様性」を確
	127	

<u></u>	【個人	51】 保しつつ、放送事業者の自主自律を基本とし
320	宗教に関する CM や番組などに関する見直しと法規制をお願いします。宗教法人が C	Mを て放送番組の適正を確保する仕組み等によ
	流しているのを見ると、ぎょっとしますし、どこからこのような収入を得ているのか?と、憤	りを って、放送の機能・役割を適切に確保する枠
	覚えることもあります。	組みとなっており、新たな法体系においても、
	【個人	51】 こうした基本的な枠組みの下で、放送の機
		能・役割が適切に発揮されるべきと考えま
		す。

5. プラットフォーム規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	○プラットフォームの定義づけ、透明性、公平性についてすでにハードソフト分離秩序のなかで放送事業を展開してきた多チャンネル放送にとっては、伝送路やプラットフォームの存在は不可欠なものも存在する。今後、新しく登場するサービスとも発展的な関係を持つために、コンテンツ規律の一環としてプラットフォームの制度的立場の明確化が、放送サービスを提供する事業者の立場の制度化と等しく必要であると考える。事業継続にとって重要な情報の公開等の透明性確保や、差別的な取扱いの防止などを含んだ、例えばケーブルテレビ事業者と番組供給事業者とのガイドラインの策定等が、放送サービスの安定性、多様性の確保、視聴者利益の保護にとって必須であると考える。 【社団法人衛星放送協会】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
2		情報通信産業においては、各企業が技術の進化に応じた、優れたプラットフォームを開発することによってサービスの発展が図られることに留意する必要があると考えます。 そのため、プラットフォームについては、過度な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、原則として各企業の自由な取組に委ねることが適当と考えます。 【KDDI株式会社】	
3		「5 プラットフォーム規律」の項目全体を削除するとともに、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行すべきであると考えます。 (理由) ① 有料放送管理事業以外のプラットフォーム機能を規律しないことが明確になったことについては評価いたしますが、そもそも有料放送管理事業については、放送という限定された分野において一部の事業者が認証課金業務等を寡占しているという特殊要因が存在することを理由に規制されているに過ぎません。プラットフォーム規律に関する議論の結果としては、プラットフォーム規律として想定すべきものはなかったという結論だと考えるべきです。 ② 仮に、「プラットフォーム規律」の項目を残すとしても、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行した上で、「5 プラットフォーム規律」には、単に「プラットフォーム規律として想定すべきものはなかった」ことを記載するだけに留めるべきです。また、これに加えて、その理由として以下の3点を記していただくことを要望します。 ・ プラットフォーム機能は、事業者が利用者利便性向上のため新たなサービスを展開する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分についてオープン性を義務付けることは、競争するためのインセンティブを奪うおそれがあり、情報通信産業の国際競争カ向上や技術革新による利用者利便性向上をかえって阻害することにもなりかねない。 ・ 今後の技術革新等により、どのようなサービスがインターネット上に出現するかを見通すことが難しい状況の中で、あいまいな定義で規制が行われることとなれば、予見可能性がな	答申(案)は、これまでの検討の経緯を踏まえた章建てとしているため「プラットフォーム規律」となっているもので、内容的には、答申(案)のとおり有料放送管理業務に絞っており、ご懸念には及ばないものと考えます。

4	いので、事業者によるイノベーションを阻害する懸念がある。 ・ もし、日本の事業者のみにプラットフォーム規制が課されるということであれば、事業者の自由な事業展開を阻害し、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力に甚大な悪影響を及ぼしかねない。 【楽天株式会社】 有料放送管理事業に係る規律を、コンテンツ規律として位置づけることには賛同致します。 総務省において今後の検討の参考と	 する
	但し、既存の有線テレビジョン放送事業者や限定受信システム(CAS)サービスの提供者に加え、IP 放送や移動受信用地上放送等において、新たな有料放送管理業務の提供者の登場も想定される中、具体的にどのような規律を、どのような事業者に適用させるかについては、慎重な検討が必要と考えます。その上で、同様のサービスを提供する事業者には、同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくことを要望致します。 【スカパーJSAT株式会社】	
5	いわゆるケーブルテレビ事業者は、現在もプラットフォーム規律の対象ではなく、今回の答	
	申(案)においても、規律の対象外と扱われていると認識している。 ただし、プラットフォーム規律は「コンテンツ規律として位置づけることが適当」とされているが、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)については、具体的規律に特段の記述が見られない。 従って、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)について、基本計画の対象外とする等の記載をすることが、法の趣旨を明確にする観点からは望ましいと考えるので、検討をい	
	ただきたい。	
	【株式会社ジュピターテレコム】	
6	コンテンツ規律の中に、既存のプラットフォーム規律である有料放送管理事業に係る規律を位置づけること自体に反対するものではないが、放送に関するコンテンツ規律の中に、異質なプラットフォーム規制を混ぜることによって、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされることがないよう、くれぐれも注意してもらいたい。 【個人13】	
7	○位置づけと考え方 答申(案)では、プラットフォームはコンテンツ規律として位置づけられたが、明らかに正確の異なるものであることを考えると、問題がある。 プラットフォームにおいては、コンテンツの管理やコントロール、視聴者情報管理が優先されがちだが、デジタル技術の進展を妨げるような規制が生じないよう留意することが必要である。たとえば、知的財産権の保護に関わる制度は幅広く議論し、丁寧に検討する必要がある重要な課題である。デジタル技術の発達とは個別に検討すべきである。 【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	

6. 紛争処理機能の拡大

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	通信と放送の融合が進むこと及び地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯も踏まえて、電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に拡大することについて賛同する。 ただし、再送信同意に関する紛争処理機能の拡大は現裁定制度の継続もあることから、	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
		ただし、再送信问息に関する初争処理機能の拡入は現裁定制度の継続もあることから、 裁定制度の成り立ちを考慮した上で手段の多様化を検討すべきと考える。 【株式会社ジュピターテレコム】	
2		紛争処理機能の拡大や実効性を担保する措置に関して賛成。他業者間で紛争が起こった場合、消費者がたらいまわしにされている現実がある。責任分担モデルの見地からも必要と思われる。	
		相談事例 CATVか放送会社いずれかの手続きミスにより、消費者への受信料徴収がされていなかった。両者とも責任を認めず、CATV加入により団体割引での支払を認めず。 【個人14】【個人19】	
3		「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能については、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争のうち、大括り化の対象となる法律の範疇外の事案に関する紛争についてまで拡大すべきではないため、対象となる紛争の範囲については、慎重に検討すべきと考えます。 また、紛争処理機能の対象拡大や制度設計にあたっては、引き続き、事業者に対する中立性や規制機関からの独立性をしっかり担保していただきたいと考えます。	電気通信事業紛争処理委員会の行う紛争 処理手続は、簡易迅速な紛争処理手段として、紛争当事者の自主的な合意形成を促す ものとして活用されているところであり、この 位置付けは、同委員会の紛争処理機能について、コンテンツプロバイダと電気通信事業
4		【KDDI株式会社】 「電気通信事業紛争処理委員会」が放送の再送信に関係する紛争を処理することに反対します。 放送の再送信は、本答申にあるように「利用の申し込みがあれば公平な扱いが求められる電気通信事業」とは大きく異なる部分があります。 放送の再送信の問題は、通信の接続のための回線・施設の開放の問題とは違い、表現の自由や地域性等を含む文化の問題であると考えるからです。 また、裁定を申請する有線テレビ事業者に違法行為があった場合、果たして申請資格があるのかという問題もあります。 さらに、同委員会の「裁定」には不服申し立て制度が無く、制度上も問題があると考えま	者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する場合にも変わるものではないと考えています。
		す。 【朝日放送株式会社】	
5		どのような制度になるのか、具体的な姿は明らかではないが、事業者間の紛争処理に関し	

て行政が係わることは極めて限定的であるべきだと考える。紛争の処理はあくまで民・民で話 し合い、解決していくことを最優先におくべきである。 【株式会社TBSテレビ】 通信事業は、事業者自らは専ら特定の他者の情報を特定の他者に送り届け、その内容に 6 ついては殆ど関与することなく、事業に係る設備の運用を主体とするものであり、現行の雷気 通信事業紛争処理委員会は、そうした通信事業の特性上、主に事業者間の設備貸与や接続 に関する契約条件等についての紛争や、混信等の技術的問題を取り扱っている。一方放送 事業は、放送する内容が多数の国民生活に深く結びつき、文化的・社会的に直接影響を与 える度合いの強いメディアであり、法制度上も設備の運用に加えて、その送り届ける内容に まで事業者自らが強い関与を要求される事業である。このような、事業者自らが強く関与して いる「放送」の再送信を含めた取り扱いについては、当該事業者の意思が尊重されるべきで あり、設備や接続の契約条件といった外形的な問題とは切り離して取り扱うべき事項である。 したがって、現行の電気通信事業紛争処理委員会に、放送事業者とケーブルテレビ事業者 間の再送信同意に関する紛争等の処理を行わせることに関しては、紛争処理委員会の今後 の機能付けを含めて極めて慎重に取り扱うべきであり、現時点においては適当ではないとい わざるを得ない。 【株式会社テレビ東京】 また、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の機能を再送信同意へも拡大することにつ 7 いては、公平・透明な審議、判断がなされるよう慎重な検討が必要である。 【株式会社毎日放送】 具体的な制度設計においては、不要な介入を避ける意味からも、地上放送事業者に意見 8 を充分に聴くなど丁寧な対応を要望します。 【讀賣テレビ放送株式会社】 昭和61年までは地上放送事業者との間で、斡旋制度がありましたが、昭和61年より現在 9 の大臣裁定制度となった経緯があります。 区域外再送信につきましては、事案ごとにその地域固有の事情があります。したがって、 広域で一律のサービスを基本とする現在の電気通信事業者の紛争処理事案とは性質が異 なるものと考えます。 ガイドラインに沿って各地で協議を行なうことを基本とし、協議が整わない場合に総合通信 局に対し申請を行なう現行の大臣裁定制度を維持することが適当と考えます。 【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 10 ○紛争処理機能の拡大について ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者との問題も電気通信事業紛争処理委員会の業 務に含めたらどうかとの意見があるが、むしろ事業者間のガイドラインによる方が機能すると 考えている。ただし、ガイドラインによっても解決できない場合にこの委員会に委ねる考え方 はあっても良いが、その場合何らかの事業者間の規律が法律に盛り込まれないならば実効

	性が乏しいと考える。	
	【社団法人衛星放送協会】	
11	(意見)	
	コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理のあり方については、「紛争処理委員会」の機 能拡大という結論にこだわらず、慎重な検討が必要である。	
	(理由)	
	「マロッ コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理については、コンテンツ事業等の振興の観点か	
	らの配慮など多角的な視点での議論も必要であり、電気通信事業法の枠組みをはじめ、通	
	信・放送融合法制の枠組みだけで紛争処理の仕組みを作ることには疑義があります。よっ	
	て、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能については、当該委員会への	
	機能追加の方向ではない、他の方法も方向性として十分考慮した形とするのが適当であると	
	考えます。	
	【楽天株式会社】	
12	電気通信紛争処理委員会は、特に通信事業のボトルネック性、特殊性に鑑みて電気通信	
'-	事業者同士の紛争を処理することを目的とした組織であり、レイヤーを跨ぐ事業者間の紛争	
	(例えば、インターネットによって映像コンテンツを配信する事業者とインターネット伝送網を管	
	理する電話会社間や、コンテンツ保有者と有線テレビジョン放送事業者等コンテンツ流通事	
	業者間の紛争)については、一般的な紛争処理規律で対応すべき問題である。	
	【経済産業省】	
13	紛争処理機能は事後救済的な措置であるため紛争処理機能を拡大するよりも、まずは法	総務省において今後の検討の参考とする
	律の予見可能性を高める工夫が必要と考えます。	ことが適当と考えます。
	具体的には、ガイドラインで禁止行為の事例紹介を行うなどが考えられます。	
	【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
14	現行の電気通信事業紛争処理委員会について、再送信同意に関する放送事業者とケー	今般の答申(案)に対する参考意見として
	ブルテレビ事業者間の紛争等に対象を拡大するといった制度設計に取り組むとされたが、こ	承ります。
	れについては制度設計の詳細が明らかにされるまで評価は留保する。	
	【社団法人日本民間放送連盟】	
15	「電気通信事業紛争処理委員会」の処理機能を再送信に係る紛争にまで拡大し、その実	今般の答申(案)においては、総務大臣に
	効性を担保するのであれば、そこで問題が解決するはずであり、再送信同意についての裁定	よる裁定に加え、電気通信事業紛争処理委
	制度を維持する必要はない。	員会の処理機能を拡大することにより、紛争
	【株式会社福岡放送】	処理手段の多様化を図るものです。
16	電気通信事業紛争処理委員会を拡大する答申(案)となっているが、現在の同委員会は総	電気通信事業紛争処理委員会は、事業者
	務大臣が任命する五名の委員で構成されており、各界の意見を反映できる仕組みとはなって	間の紛争事案を事後的に解決するための専
	いない。機能の拡大にあたっては、表現の自由を扱う組織であることを含め、構成・権限など	門的な機関として許認可部門から独立して
	の見直しが必要であり、官による権限強化とならないような検討が別途必要である。	設置されています。同委員会には5名の委員
	【メディア総合研究所】	が両議院の同意を得て任命されているほ

でも、この専門性、公正・中立性を引き続き 確保していくことが重要と認識しています。
--

7. 利用者利益の確保・向上のための規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	利用者利益の確保・向上のため、利用者向けの情報提供義務の差異の解消に賛同する。	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		【株式会社ジュピターテレコム】	ます。
2		衛星放送と、衛星放送を光回線で再送信するサービスや、放送サービス再放送を光回線	
		で視聴するなどのサービスが、実際に行われており、同じ番組を視聴しているにもかかわら	
		ず、適用される法律が異なるのはおかしい。	
		相談事例	
		量販店でTVを購入時に光ファイバーの工事費無料と勧められ契約。有線テレビ放送の無	
		料視聴後、電話勧誘があり継続して契約に同意。しかし、契約した覚えない別の有線テレビ	
		放送会社より請求があった。ひとつが衛星放送、他方が光回線による衛星放送再送信。	
		【個人14】[個人19]	
3		有料放送に係るプラットフォーム事業者に対して、	
		・国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条	
		件並びにその変更の内容を明らかにする措置	
		・国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置	
		・有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置	
		を講じ、これらの措置を含む業務の実施方針を策定・公表することを規定しているのは、放送	
		法における有料放送管理事業に係る規律のみですが、既存の有線テレビジョン放送事業者	
		や限定受信システム(CAS)サービスの提供者、IP 放送や移動受信用地上放送等において	
		も、有料放送管理事業者と同等の規律を適用することで、利用者保護の向上を図るべきと考	
		えます。	
		【スカパーJSAT株式会社】	-
4		1、テレビ放通信・放送の総合的な法体系について検討が必要と思います。放送のデジタル	
		化、通信のブロードバンド化により通信・放送の融合・連携型サービスが提供され、今後も	
		新たなサービスが提供されると考えられている。	
		このような中、法体系が違うというのは消費者にとって分かり難い。	
		同様のサービスには統一した法律が適用される必要があると思います。	
		2、2008年6月の特定商取引法の改正に伴い、指定商品・指定役務制は外されたが、通	
		信・放送サービスとも、特定商取引法の適用除外となった。	
		通信サービスにおいては、直収型電話サービスや優先接続サービス(マイライン)、イン	
		ターネット接続サービスの電話勧誘販売による苦情が多く見られます。	
		ケーブルテレビや地デジ問題など、高齢者に情報がいきわたらないまま、説明不足による特殊が、思いたる。	
		る勧誘が、見られる。セット契約を望んでいないにもかかわらず、誘導されるまま契約した	
		ケースなどトラブルは多くあるように見受けられます。また、有線放送、衛星放送について	

は、街頭での当選商法によるトラブルが多かった。 「7. 利用者利益の確保・向上のための規律」には、「~具体的には、コンテンツ規律に おいても、放送分野の業としての特殊性等を踏まえつつ、電気通信事業法によって電気通 信事業者等に課せられている利用者向けの情報提供義務(提供条件の説明義務、苦情処 理及び事業の休廃止に係る事前告知義務)に係る規律を参考に、有料放送契約に係る適 切な情報提供の確保など利用者保護規律を整備することが考えられる。」とあるが、電気 通信事業法では、訪問販売や電話勧誘による契約を想定したものにはなっていないため か、クーリング・オフや取消しなど消費者を救済する規定とはなっていない。しかし、上記の ように、通信・放送サービスとも、特定商取引法に該当する販売方法によるトラブルも多い と思います。 統一的な通信・総合の法律に契約者保護の規定は是非必要と思います。 まずは、情報関連の分かり難い用語・マイナス情報を伝えない広告方法、等現在進行し ている問題を規制する法律を作成すべきです。 诵信・放送の新たな法体系には、電気通信事業法に規定された消費者保護規定に加え ていただきたいと思います。 【個人72】 今後はこれまで以上に有料放送事業者の数が増えることになります。したがって、その意 5 味でも将来的には健全な発展に資する規律が必要になってくるものと考えております。ただし 必要以上の規制は、現時点ではまだ未確定な市場の発展を阻害する可能性がありますし、 また、現時点での有料放送事業の運営において、現行の規律において、視聴者との間で特 段の不都合は生じていないと考えています。 以上の状況を考慮すると、規律の整合化を図るとしても、現行事業者と同程度の規律を維 持することとし、また今後の市場の発展が確定的でない現段階においては、今後出てくるで あろう新サービスの芽を潰さないことが肝要であると考えています。したがって、本格的な規 律の整合化については、サービス開始後の事後的な検証をもって図ることが望ましい様に思 われます。 【株式会社WOWOW】 利用者利益の保護の観点という目的でコンテンツ規制を行うことについては賛成します。 6 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】 7 通信・放送の融合となった場合に、「放送分野の業としての特殊性」が果たして必要なのか 総務省において今後の検討の参考とする どうか法的根拠を明確化すべきと考えます。マスメディアの特権と個人の情報基本権とは区 ことが適当と考えます。 別して法的にも整理するのがよいと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】 8 有料放送事業者による利用者保護の取り組みを尊重し、過度な負担を課すことのないよう 要望する。 【社団法人日本民間放送連盟】 136

10		9	
12		10	
13		11	
	. -	12	
14	-	13	
		14	
15		15	

答申案 19 ページに、通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策につい て、別途検討することが適当との記述があるが、提供条件の説明義務、苦情処理義務、事前 告知義務といった義務ばかりでなく、利用者間の公平性確保、ケーブルテレビ事業者の経済 被害防止の観点から、違法チューナー等を使用した不法受信や、無断接続による未契約の 不正視聴を防止する権利についても検討する旨を明記すべき。

具体的には、現行放送法第 52 条の5(何人も、認可契約約款等に基づき、有料放送事業 者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を 受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない)に定める、契約外 利用の禁止について、ケーブルテレビ事業者の役務にも拡大すること、および同法に違反し た場合の罰則規定の新設などである。

【個人22】

「通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について、別途検討するこ とが適当」との記述について、放送に関する利用者保護の対象を有料放送に限定していませ んが、番組に関する苦情や問い合わせなど番組関連は対象とすべきではないと考えるので、 放送分野の対象は有料放送に限定するのが適当と考えます。

【株式会社テレビ朝日】|

無料の地上放送は、その利用の有無については利用者側の任意に委ねられており、また 事業者は独自に、自社の放送する内容等について厳格な内規を設定し、視聴者に不利益を 与えることのないよう日々留意して放送事業を行っている。したがって制度的な規律を設ける 必要はないと考える。また、有料放送事業に関しては、事業者側の利用者保護に関する自主 的な取り組みを尊重し、事業者に対し過度な負担を課すことのないよう要望する。

【株式会社テレビ東京】

通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策が検討課題とされたが、放 送分野の対象は有料放送に限定するのが適切であると考える。

【社団法人日本民間放送連盟】

○用語に関して

答申(案)では、消費者・利用者・視聴者・受信者という言葉が混在している。それぞれの定 義を明らかにし、その違いを説明して欲しい。

【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】

受信者、視聴者、利用者、消費者といった用語がありますが、それぞれの定義を明確にし ていただきたいと思います。

【C-1】P.19「利用者」

一読して、「利用者」が私たちを意味していることがわかりませんでした。テレビやインター ネット(放送と通信)を利用する個人レベル(私たち市民)を指すのであれば、その様に明記す ることが必要だと思います。

答申(案)においては、有料サービス契約 に係る規律について検討し、記述しているも のです。なお、通信・放送分野におけるより 有効な利用者保護の方策については、別途 検討することが適当としています。

答申(案)において、「利用者」とは、「電気 通信役務の提供を受ける者」、「受信者」とは 「放送・有線放送を受信する者」、「視聴者」と は「通信・放送・有線放送のコンテンツを視聴 する者」を意味し、(答申(案)概要における) 「消費者」とは、これらすべてを含む事業者以 【個人24】 外の個人一般を意味する際に使用しており ます。

情報通信法(仮称)が適用となる事業者に対し、現行の電気通信事業法以上の情報提供義 務を定め、利用者(消費者)向けの情報提供義務の差異の解消をはかるとともに、重要な事項 ことが適当と考えます。 の不実告知・不告知について民事的効果を持たせることを求めます。

総務省において今後の検討の参考とする

<理由>

情報通信分野においては、高度な専門技術を活用した商品や役務の提供が行われており、 他の分野の商品・役務に比べても、事業者と消費者の情報力の格差は大きくなっています。そ のため、例えば次のような状況が生じています。

- ① 携帯電話の料金体系が複雑すぎ、適切な情報提供がなければ、比較検討が困難であ ること
- ② アナログ放送から地上デジタル放送の転換に際しどのような対応手段があるのか、総 合的に把握、比較検討し選択することが困難であること
- ③ 光通信や ADSL またはモバイル通信とのセット契約でのみ安価となる PC が販売されて いるが、長期の役務提供契約にともなう費用負担と中途解約時の違約金を勘案し、PC 価 格が有利であるか否か比較検討が困難になっていること。

一方、消費者基本法5条では、事業者の責務として、「消費者の安全及び消費者との 取引における公正を確保すること。「消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供す ること。「「消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮する こと。」等を定めており、その趣旨に鑑みても、情報通信分野における事業者の情報提供 義務が、高い水準で法定される必要があります。

また、事業者が情報提供義務を果たさなかったが故に、誤認して契約をしてしまった消 費者が救済されるよう、契約の内容や契約締結の動機を形成する重要な事項について の不実告知・不告知に関しては、契約の取消や損害賠償を民事的効果として定める必要 があります。

【特定非営利活動法人消費者機構日本】

情報通信法(仮称)が適用となる役務の契約にあたって、訪問販売、通信販売又は電話勧 誘販売といった販売方法をとる場合には、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルー ルの導入を求めます。

<理由>

先般、特定商取引法が改正され指定商品・指定役務制度が撤廃されました。しかし、他の 法律により消費者の利益を保護することができると認められた商品の販売又は役務の提供 については政令で指定の上適用除外となります。総務省管轄の放送法、有線テレビジョン放 送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法の4法律の役務が適用除外となりまし た。

一方で、固定電話や光通信、ケーブルテレビなどの契約について、訪問販売や電話勧誘 販売によるトラブルが散見されます。例えば、「直収型固定電話会社変更の勧誘電話が頻繁

19

にかかってくる。断っても自宅に訪ねてくるなど強引」「共同住宅で衛星放送受信共同アンテナが設置されたところ、放送業者が来訪し強引な勧誘を行う」「地デジの説明と突然来訪を受けた。セールスではないと言うので話を聞いたらケーブルテレビの勧誘であった。」等の事例があります。

特定商取引法の適用除外となったのは、他の法律で事業者指導がされることを予定してのことですので、情報通信法(仮称)の具体化にあたっては、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売について、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルール(クーリング・オフ、取消権、中途解約時の損害賠償請求の制限等)の導入が必要です。

【特定非営利活動法人消費者機構日本】

通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合のクーリング・オフ(無条件解約)規定、ネットやチラシ広告を見て契約する場合の消費者保護規定を情報通信法(仮称)に入れてほしい。通信サービスを訪問販売等で契約するケースは多く、最近はパソコンや携帯電話機と通信サービスをセットにした訪問販売等も行われているが、通信サービスは特定商取引法の適用除外であり、相談処理が難航している。

【個人14】【個人19】

情報通信分野の裁判外紛争解決手続(ADR)機関の設置を求めます。

<理由>

現在、情報通信事業者とトラブルとなった場合、身近な解決手段は当該事業者と自主交渉するか消費生活センターに斡旋を依頼することかと思います。

しかし、自主交渉においては事業者との情報力・交渉力の差が障害となります。また、情報通信分野の相談処理は専門的な知識を必要とするため、比較的円滑に斡旋等が行えるのは専門分野別に相談体制を整備している大都市の消費生活センターにとどまると思われます。

この間、当機構によせられた携帯電話の高額パケットの事例をあげれば、事業者からは「〇月〇日までに〇〇円を支払え。期限までに支払いなきときは利用を停止する」との連絡があるだけで、消費者は自らのパケットの使用状況を正確に確認する手段も余裕もないまま、利用停止を回避するために事業者からの請求どおりの金額を支払うこととなっています。

このようなケースの場合、例えば、携帯電話の基本料金部分は支払うことで利用を可能とし、トラブルとなっている高額パケット料金部分は、裁判によらず別途話し合える解決の場が必要かと思います。

また、情報通信分野は、消費者との一つの契約を履行するのに、複数の事業者がかかわる場合が多く見られます。例えば、ADSLの開通の遅れに関する苦情は、契約したプロバイダとの協議だけでは解決が困難で、回線提供事業者との協議が必要な事例もありました。

以上のような情報通信分野の役務の特殊性に鑑み、専門性を持ち情報通信分野に横断的に対応できる、中立的な裁判外紛争解決機関が必要です。

	【特定非営利活動法人消費者機構日本】	
20	テレビの持つ影響力の大きさと免許制事業であることを考えれば、そのテレビ局内部に関	現行制度においては、日本の国籍を有し
	する情報公開の徹底を義務づけるべきである。特に、政治的影響力の大きさを考えれば、テ	ない人等が業務を執行する役員である者に
	レビ局従業員の国籍構成の公表義務づけ、取締役・監査役についての国籍公表、取引業者	は放送局の免許を与えないこととしており、こ
	についての情報等、広く国民に開示すべきである。	うした規律については、引き続き維持するこ
	【個人73】	とが必要と考えます。
21	【C-2】P.19 利用者と法	今般の答申(案)に対する参考意見として
	「利用者保護・受信者保護等の観点から」という記述より、市民は法によって守られる存在	承ります。
	であることが前提となっています。しかし、P.2 の「5 つの目的② 情報の自由な流通の促進」	
	から推測できるように、利用者や受信者は同時に発信者となり、加害者となりえます。	
	「日本国内に住む人々は法律によって守られるべき」という考え方を見直す必要があるの	
	ではないでしょうか。	
	【個人33】	

8. その他の論点

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	ユニバーサルサービス、災害対策、緊急通報接続など公共サービスとして行うべきものは	総務省において今後の検討の参考とする
		今回の法体系の見直しとは別にどうあるべきか見直しすべきと考えます。	ことが適当と考えます。
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	
2		技術革新が日進月歩で進む現在においては、新たな課題が短い期間で顕在化するため、	ご指摘のとおり、通信・放送の法制の在り
		新たな通信・放送の法体系が整備された後も、定期的な評価と見直しの実施を行うよう答申	方は、不断に見直すべきものであると考えま
		に盛り込むべきと考えます。	<u>すので、その趣旨の記述を追加</u> します。
		【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	
3	(1)特定の法人の位置づけ	答申(案)はNTTを具体的な検討から除外し、NHKについても実質的な検討からはずして	NTTの組織問題については、「通信・放送
		いるが、日本の通信・放送制度を考える際に、この二つの事業体をどのように位置づけるか	の在り方に関する政府与党合意」及び総務
		は大きな課題である。その検討がない状態で、「総合的な法体系」を呼称するのはまさに"羊	省の「通信・放送分野の改革に関する工程プ
		頭狗肉"の答申であると言わざるを得ない。	ログラム」において2010年の時点で検討を
		【メディア総合研究所】	行い、その後速やかに結論を得ることとして
4		「通信・放送の総合的な法体系」と称しながら、NTT法を対象外としていることは、「看板に	おり、NTTの組織問題が、必ずしもこの機会
		偽り」がある。同様に、現行の放送法の条文の多くがNHKに関する条項であることを考えれ	に検討すべきものであるとは考えていませ
		ば、この答申案におけるNHKに関する検討は、明らかに不十分である。	ん。
		【日本民間放送労働組合連合会】	また、答申(案)は、特殊法人たるNHKの
			位置づけは、新たな法体系の下でも変わる
			ものではないことを前提としています。
5	①日本電信電話株式会	NTTの扱いは今般の法体系の大括り化の対象外となっているため、2010年のNTT組織問	答申(案)において、伝送サービス関連の
	社(NTT)の扱い	題での検討までは、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定につい	規律については、現行の「電気通信事業法」
		ては継続して盛り込むべきと考えます。	を核として制度の大括り化を図ることが適当
		【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	としており、現行の電気通信事業法における
			公正競争確保に係る規律については、引き
			続き、新たな法体系においても維持していく
			ことが適当と考えます。
6		「日本電信電話株式会社等に関する法律」の2010年も見直し問題であるが、通信・放送の	「日本電信電話株式会社等に関する法
		総合的な法体系の在り方にどの箇所が抵触するのかを示すべきと考える。	律」については、答申(案)8.(1)①のとお
		【個人25】	り、今般の法体系の大括り化の対象とはしな
			いことが適当であると考えます。
7	②日本放送協会(NHK)	無線局の他用途利用について、NHK は、「放送の業務を行うために法律により特別に設立	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
	の扱い	された特殊法人であり、いたずらにその業務範囲を拡大すべきではないことから、慎重に検	ます。
		討することが必要」との指摘は妥当と考えます。	
		【株式会社テレビ朝日】	

8		
9		
10		
11		

ONHKの扱い

日本放送協会(NHK)の運用に関しては、今回の法律の目的とは異なるため、別途議論されるべきである。

【個人74】

新たな法体系におけるNHKの扱いについては、現行放送法のNHKに係る規定を「コンテンツ規律として集約・大括り化することが適当」とされているのみであり、その内容の見直しについては特に言及がありません。

そもそも今回の法体系の見直しは、通信・放送の融合・連携等のいっそうの進展を想定してこれに制度的に対応しようとするものであると受け止めています。その意味では、現行放送法におけるNHKに係る規定を機械的に新たな法体系に整合するように置き換えるだけでは、NHKに融合時代にふさわしい役割を十全に果たさせるようにすることはできないものと考えます。

例えば、NHKの音声国際放送は現在主として短波により世界に放送していますが、効果的・効率的に海外向けの情報発信をいっそう強化するためには、必ずしも短波等の無線放送によることを必須とせず、相手国の実情に応じて最も効率的でふさわしい方法で情報をお届けすることが求められています。一方、外国人向けのテレビジョン国際放送については、国内の外国人にも視聴できるようにしてほしいというご要望を多数いただいています。また、国内の難視聴地域においては、ICTの進展に対応した多様な手段による効率的な対策が可能になることが望ましいと考えます。

このような課題を解決し、NHKに新たな時代にふさわしい公共的・先導的な役割を十全に果たさせるようにするため、今後速やかに検討が行われることが必要だと考えますので、その旨を答申(案)において記述されるよう要望します。

【日本放送協会】

答申案の通り、NHK の基本的な位置付けは新たな法体系の下でも変わるものではない。 一方、視聴者からの受信料で制作された優良で豊富なコンテンツは、新たな通信・放送の融合・連携サービスの牽引役として積極的に活用することが期待される。現在実施している IP 等によるコンテンツの再送信や、番組アーカイブ化、見逃し視聴サービス等を一層拡充すべきである。

【社団法人日本経済団体連合会】

ONHKの扱い

答申(案)では、NHK(公共放送)は、集約・大括り化の方針のもと、新たな法律に一本化されるとされている。しかし、審議委員より意見があったとおり、新たな法体系は、放送と通信のレイヤー化が目的であり、放送法の中核を占める日本放送協会(NHK)の運用に関しては、明らかに、法律の方向性が異なる。本法体系から NHK は除外し、別途、特殊法人法などによって規定し、あるべき公共放送を議論すべきである。

【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】

今般の答申(案)においては、NHKは、受信料という特別な負担金で運営され、法律で目的や義務が規定された特殊法人であり、こうしたNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないとしているところです。こうした前提の下で、ご指摘の点については、今後、具体的な内容を明確にした上で、総務省において検討することが適当と考えます。

現行の放送法制において、NHKは二元体制の一を担うものとして制度に組み込まれているものであり、新たな法体系においても、その点に変わりはないことから、コンテンツ規律として集約・大括り化することが適当と考えます。

2	3	-	5) }	
12	13	14	 15	 16	
		· - · -	·		

- 1. 視聴契約を自由化。
- 2. 視聴者が個々にパスワードを持ち、要望苦情等を申告出来る様にする。

(パスワードを持つのは視聴契約をしない在日外国人の干渉を避ける為)

マスコミという国民の意識への影響が大きな機関に偏向捏造報道が有ってはならない。

現状、誰の為?かと思うような偏向報道が目立つが、当然これらは取り締まられるべきであると思います。

手段として行政による取締りが強すぎると言論の自由の侵害にも繋がる可能性があるので、 視聴者による審判で自粛をうながすという方法が適当かと考えます。

【個人10】

NHK は先日、番組偏向による精神的被害を被ったことによる 8000 人から訴訟を受けている。「放送」である以上、一定の公共性は確保されるものであるから、NHK のみ公共放送と捉えて、別枠で扱う必然性はない。よって NHK のみもコンテンツ規律の対象とすることは妥当である。

【個人17】

ONHKについて

NHKはもはや国を代表するメディアではありません。

今話題になっているジャパンデビューの台湾についての番組など、国民の受信料で、公平ではない番組を作るなど許せません。

担当者に説明を求め、番組を公平なものに作り直すことを要望します。

【個人20】

ONHKは即解体すべきである。

NHKへの番組への抗議(大規模デモ・8500人訴訟・コールセンターへの多数の電話抗議)への誠実な対応(自社番組での取り上げ・社長記者会見・HPでの説明)が全く見られず自浄能力が全くない。日本の国益に反する放送局に日本国民が受信料を払うとは言語道断である

【個人35】

公正な番組構成をお願いしたいと思います。

在日外国人や外国人を極力構成に携われないような姿勢でお願いしたいと思います。先日大きな記事にもなった台湾との件に関して、NHK の言い訳しか見掛けなかったものですから、本当に社員に台湾と日本の関係を引き裂くような意図を持つものが

存在したのかどうか?などの件に関する追求やその後の視聴者などの反響なども反映させた追求した点があれば放送することを期待しております。

特定の芸能事務所のタレントなどの多用もいかがなものかと思うのでご一考頂きたいと存じます。

聴視料を支払っているものとして、民放などのように、スポンサー的な目に見えるお客様がいないという点で胡坐をかいているような印象を未だに見受けます。

本委員会は、新たな法体系に関して検討を行っているものであり、個別の番組内容の 是非について議論することは適当ではないと 考えます。

		どこの国の放送局なのか、誰の為の放送なのかをいま一度じっくり再考していただきたい と思っています。 【個人51】	
17		「NHKスペシャルシリーズ『JAPANデビュー』第1回『アジアの"一等国"』」のあまりにひどい内容に対し、チャンネル桜を中心とした視聴者8,389名が集団訴訟を起こした、この原告団には、NHKの取材に協力した台湾人も含まれている。NHKを見ない者も含め、受信機を持つ全ての国民から受信料を徴収する組織は、既に国民の信任を得るに値しない組織となっている。「国営放送」の看板を下ろさせ、政府独自の放送組織を設立することが必要である。 【個人80】	本委員会は、新たな法体系に関して検討を行っているものであり、個別の番組内容の 是非について議論することは適当ではないと 考えます。 なお、NHKは、受信料収入により運営される公共放送であり、いわゆる国営放送ではありません。
18		NHK は、現在 JAPAN デビューの番組で偏向しているとの内容で国民から告訴をされています。日本の公共放送という立場から国民に偏向と思われない放送姿勢が必要です。 NHK は、受信料で番組を制作し、それを子会社が DVD にして販売して多額の利益を得ています。他にも多くの系列会社があり、同じく多額の利益を得ています。公共放送でありながら、多額の利益を得ること自体、非常に問題があります。 NHK の受信料は、現状、受信設備がある限り全く NHK を視聴しなくても徴収されます。国民には「視聴の自由」を保証すべきで、地デジ移行時に、NHK はスクランブルをかけ受信料を払ってスクランブルを取るシステムにすべきです。 また、番組の質や内容を国民に問うべきで、5 年毎に国民投票で存続の有無を決めることが必要です。 【個人27】	NHK の視聴に関するスクランブル化の導入については、あまねく全国において受信できるように良質豊富な放送番組を提供する等の目的により設立された NHK の性格・役割に照らして適切かどうかという点について、慎重な検討が必要と考えます。
19	(2)既存事業者の位置づけ	法体系の移行に際し、既存事業者に不利益を起こさないよう明記されていることについては評価できる。 【中京テレビ放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
20		適当である。 【讀賣テレビ放送株式会社】	
21		「既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、新たな法体系への移行に際して、承継規定を整備することが適当である。」とあるが、新たな仕組みへの移行によって期待できる、新規事業者の立場を、既存事業者と比較した場合、そのままでは既存事業者のほうが圧倒的力を変らず持っているといえるだろう。こういった中で柔軟に新規事業者が既存事業者に回収されるのではなく独自の形で参加し、メディア内が多様化し活発化していくためにも、新規事業者を参入しやすくするための取り決めを既存事業者との話し合いを通してより具体的に探り明示していく必要性があるのではないか。 【個人66】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。
22		>5. 既存事業者の位置づけ > 既存事業者に対し不利益を引き起こすことのないよう、承継規定を整備することが適当	

後 1	答申案がありましたが、現状のテレビ局に既得権を与える印象があります。 体の知れない新規参入を阻む一方で、優良な参入に障壁ともなります。 ・レビ局への経営権を監視し、資本の流れ、背景については、政府が透明性を監視すべあり、国益に叶う公共性を確保するという視点で、放送局の支配には一定の規制があっかるべきと考えます。	
----------	--	--

9. 総括

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1	(全般)	通信・放送の新たな法体系の要諦として挙げられている5項目は、いずれも重要かつ必要	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		と考えており、とくに異議はありません。	ます。
		具体的な見直しや制度整備に当たっては、現行の法体系の下で信頼性の高い衛星放送	
		のシステムを構築してきた当社の実績を活用していただければ幸甚に存じます。同時に、視	
		聴者の皆さまに混乱をもたらすことなくBS デジタル放送を継続してお楽しみいただけることは	
		もちろん、委託放送事業者の方々が従前どおり、確かな経営基盤のうえに安定的に事業を	
		運営できるよう制度整備等を要望いたします。	
		【株式会社放送衛星システム】	
2		放送が放送法によって包括的な規制を受けている理由として、有限希少な周波数を占用	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		するものであることもきちんとあげ、インターネットによる通信を、放送とともにコンテンツ規律	ます。
		の対象とする必要性は認められないとする考え方を私は強く支持する。今後の具体的な法制	なお、答申(案)9に制度改革に際しては、
		の検討においては、このような考え方を厳格に守り、現在の放送・通信法の対象外にまで不	規律は必要最小限のものとすることを旨とす
		必要な規制が及ぼされることがないよう、くれぐれも慎重に進めてもらいたい。	<u>べきという記述を追加</u> します。
		従来、放送が勝手に相当部分を独占して来た情報流通が、インターネットの発展によって	
		崩れてきたということこそ、通信と放送の関係における問題の本質である。今後は、危険な規	
		制強化の検討では無く、現在の放送通信各法における不必要な規制の洗い出しと、特に放	
		送がインターネットにおける情報流通と競争できるようにするための放送規制の緩和といっ	
		た、真に国民全体を裨益する地道な検討のみが行われることを期待する。	
	(4) #urb a # 44 - 1-17 1 1.	【個人13】	人如 o 你 + / 中 > - + + - + - + - + - + - +
3	(1)制度の集約・大括り化	新たな法体系においても、公正な競争条件や国民の利便が確保されるよう配慮することに	今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		賛成いたします。 済信 お送りはのははその事績はになれるでは、NTTはり電気浸信事業は、その他のギ	ます。
		通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガ	また、答申(案)において、伝送サービス関
		イドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き 続き担保されることを前提とすべきと考えます。むしろ、更なる整備を進めることが必要です。	連の規律については、現行の「電気通信事 業法」を核として制度の大括り化を図ること
		祝さ担体されることを前提とすべきと考えます。もしつ、更なる登禰を進めることが必要です。 現行の公正競争ルールの運用・適用が、通信・放送関連の法体系の再編成に伴い、実質	未法」を核として制度の人指が化を図ること が適当としており、現行の電気通信事業法に
		現100公正競争ルールの運用・適用が、通信・放送関連の法体系の再編成に伴い、美質 的に後退するようなことがあってはならないと考えます。	か過ヨとしており、現100億×1週信事業法に おける公正競争確保に係る規律について
		「別に後返するようなことがめってはならないと考えよす。 【KDDI株式会社】	おりる女正成事権保に保る処律について は、引き続き、新たな法体系においても維持
		【八〇〇)林式去社】	していくことが適当と考えます。
4			今般の答申(案)に対する賛成意見と考え
		といった消費者利益の最大化に資するものであり、答申案にて「公正な競争条件」との文言	
		が記載されたのは望ましい方向と考えます。この「公正な競争」の重要性に鑑み、法体系見	ろう。 答申(案)9(1)①において、ご指摘の、公
		直しの重要な視点である「制度の集約・大括り化の目的」としてこれを明確に掲げ、通信・放	正な競争条件等が確保されることを目的とし
		送の総合的な法体系を整備すべきと考えます。	て制度の集約・大括り化を行うという趣旨を
I	l I		これがない光点は、いは、いじには、これ、これではで

		【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	明確に記述していると考えます。
5		制度の集約についてそれぞれの項目で従来の法律をベースにしていくというのは新しく造りかえるのかっていうのをはっきりとしてほしいです。 【個人1】	答申(案)9(1)において、現行の放送法等を核として大括り化を行うとしています。
6	(2)情報の自由な流通の促進	大手検索サイトを運営している報道記事などに対するコメントなど、運営会社の意図に沿わないコメント等(誹謗・中傷以外)はコメントを削除され二度と投稿できなくする会社があります。(例として yahoo)等。 公正な情報提供と自由な言論・情報提供の活動を阻害しています。 また、地上波報道局の報道も意図に沿わない反対意見など放送されない事も多々あり、世論誘導を顕著に感じます。 またニコニコ動画では各政党のPR動画を流していますが、反対意見は一切コメントできない等、世論・言論を制限しすぎです。 【個人4】	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。
7	(3)迅速かつ柔軟な事業展 開の促進、経営の選択肢の 拡大	●受信者の利益保護の観点から 「表現の自由」を受信者は理解していると考える一方で、3/4 ページに表す通り受信者の利益保護がおざなりになっている以上、特に報道番組においては受信者の利益保護とセットで検討することが策定へ向けた大前提であり、答申案として曖昧さが残っていると言わざるを得ない。当時に各放送事業者は受信者の視聴が支えている現実も踏まえ、文言として以下を御提案させて頂きたい(下線部が変更点)。 〜答申(提案)〜 ③ 表現の自由享有基準 具体的な要望等に基づき、必要に応じて、その緩和又は弾力化について受信者の利益保護を踏まえ検討することが適当である	答申(案)1(3)において、法体系の見直しに当たって、受信者の利益の保護を実現することを重視することとしており、この趣旨は、新たな法体系全体に適用されるものです。
8	(4)情報通信の安全性・信 頼性の確保		
9	(5)利用者・受信者の利益 の確保	自社関連会社の CM に公共の電波が使われたり、特定政党を支持するためだけに偏向報道をする、あるいは、事実を報道しないという意見が多く BPO や総務省に寄せられている事実を鑑みれば、放送業界の自主性に任せた受信者の利益の保護は期待できず、答申は賛成できる内容である。 【個人17】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
10		1. 受信者の利益保護 先日、某民放報道番組が某県庁に対する裏金疑惑報道に対し、BPO(放送倫理番組機構) がテレビ局側に検証番組を制作するよう勧告したのは記憶に新しいが放送事業者が常に正 しく公平な情報を発信しているかを利用者は判断しづらい上、訂正放送を視聴が少ない早朝	今般の答申(案)に対する参考意見として 承ります。

に行うなど受信者の利益保護が困難であり、放送事業者のモラル低下を疑う機会も多くなっ ている。その状況を示す参考資料として表1及びグラフ1にまとめた。意件数は年々上がって いるのを鑑み罰則を伴った規定の整備による歯止めを強くお願いしたい。

2. 苦情処理に関する組織について(PBO 含む)

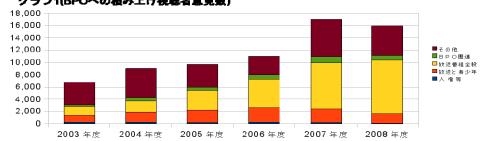
放送事業者及び番組への意見者数が年々増えていることは前述したが、当該組織では 「放送全般に対する苦情」を受け付けていないにも関わらずグラフ 1 の通り放送番組全般の 意見が最も多い状況である。これは当該組織の処理能力を越えている事実を明確に表すと 言え、答申策定過程において以下を総括的に御検討頂きたい。

- ・放送倫理規程の強化を睨んだ放送事業者に対する罰則を伴った規定の整備
- ・意見処理能力から見た BPO 他の組織体再検討(特に事業者 OB を含む人選、人数等)
- 放送事業者への是正命令が可能な執行権限を持った組織の確立

表1(BPOへの年度別視聴者意見数)

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
人権等	204	208	190	211	145	79
放送と青少年	1,119	1,651	1,992	2,319	2,214	1,498
放送番組全般	1,411	1,866	3,165	4,724	7,554	8,765
BPO関連	35 3	484	59 5	621	983	736
その他	3,641	4,764	3,729	3,157	6,097	4,845

グラフ1(BPOへの積み上げ視聴者意見敷)



【個人15】

①番組規律

利用者・受信者の利益の保護について、現在の番組ジャンルは枠を超えているので、どれ が番組のジャンルなのか明確に示してほしいのと、テレビ・ラジオショッピングについて広告|に、番組の種別、当該種別の放送時間等の か番組かのボーダーを見失っている状態になっています。従来の法体系では対応できていな | 公表を放送事業者に対して求める制度を導 いと思うので、慎重に議論してほしいと思います。

答申(案)9(5)①において、放送番組ごと 入することを提言しています。また、ショッピ 【個人1】 ング番組についても、「広告放送」の範囲を

11

			含め、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、上記の公表を求める制度において必要な対応を図ることを提言しています。
12		●受信者の利益保護の観点から 2/4〜3/4 ページに表す通り受信者の利益保護がおざなりであることは明白であるが「民主主義の健全な発達」や「基本的情報の共有の促進」の点で、受信者の資するところの大きい報道番組は「事実を伝える番組」たるシンボリックが欠かせない。前述した県庁に関する誤報の記憶が新しいうちに強い懸念を以って答申(案)へ明確に記載すべきである。以下、ご提案させて頂く(下線部が変更点)。 〜答申(提案)〜 ① 番組規律 放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、報道、教育、教養等の番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適当である。 〜以下省略〜 【個人15】	ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 ① 番組規律 放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴
13	②利用者保護規律の充 実	大いに賛成である。消費者の商品知識がばらばらのジャンルであり、啓発活動も含め、消費者あっての事業展開との視点で事業者には対応してもらいたい。 【個人12】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
14		●受信者の利益保護の観点から 本答申(案)を支持する。本件は「(5)利用者・受信者の利益の保護」と比較した場合、放送事故を未然に防ぐ事前処理及び不幸にも事故・苦情が発生した場合の事後処理に関する規律の考え方であると理解した。 だが、この点に於いても規程の整備や組織の整備が遅れていることが昨今の放送事故及び、毎年上がる BPO への苦情件数として現れている感は否めず、もはや倫理的規律では歯止めが効かないと考える。よって本項においても答申策定過程において以下を総括的に御検討頂きたい。 ・放送倫理の強化を睨んだ放送事業者に対する罰則を伴った規定の整備 ・意見処理能力から見た BPO 他の組織体再検討(特に事業者 OB 他を含む人選、人数等)・放送事業者への是正命令が可能な執行権限を持った組織の確立 【個人15】	「だが」以下のご指摘については、今般の答申(案)に対する参考意見として承ります。
15		通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について検討する際、消費者団体、消費者相談員などの意見を聞く場を設けてほしい。 【個人14】【個人19】	総務省において今後の検討の参考とする ことが適当と考えます。

10. その他(答申に書かれていない内容等について言及されているもの)

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1		○市民の参加・分配	今般の答申(案)に対する参考意見として
		検討委員会では、常に、一般市民は、保護されるべき消費者、守られるべき視聴者との観	承ります。
		点で議論が進んでいた。しかし、デジタル化の進んだ双方向メディアの時代においては、市	
		民は受け手であるとともに、送り手にもなりうるとの視点が全く欠けている。	
		特に、デジタル放送における電波の再分配の中で、市民への参画について十分な検討が	
		行われなかったのでは遺憾である。韓国や英国、その他の国々では、放送と通信の融合や	
		デジタル化の進展の中で、市民の番組を放送する場を確立する「パブリックアクセス」や市民	
		による非営利のラジオ放送「コミュニティラジオ」などが相次いで法制化している。近年では、	
		環境の遅れていたアジアにも広がってきている。	
		デジタル化による発生するホワイトスペースや公共放送のチャンネルにおいて、他の先進	
		諸国同様、ラジオ・テレビ電波を市民にも割り当てるシステムやシステムを支えるメディアセン	
		ターの設置を検討すべきである。	
		【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
2		〇市民によるメディアの位置づけ	
		検討委員会では、あくまでも、公共放送・民間放送の二元体制のもとで審議が続けられて	
		きた。しかし、EU 議会では、09年9月、市民による非営利のコミュニティメディアを、公共メデ	
		ィア、商業メディアと同じように位置づけるべきだとする決議を採択するなどの動きが出てい	
		る。	
		5月末の検討委員会では、審議委員より、コミュニティメディアを定義つけるべきではとの	
		発言もあったが、その後、検討がなされないまま答申に至ったが、改めて検討を行う必要が	
		ある。	
		【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】	
3		パブリックアクセスの導入については、有線テレビジョン放送においては、すでに国内での	
		先進的な取り組みや各国のモデルを参考にすることで、社会的な位置づけによって活動を開	
		始することができる。地域ごとに導入可能性を探る作業に取り掛かるべきであると考える。	
		【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】	
4		国際競争に負けぬために施策を打つことは妥当だと思います。	
		ですが、根源的に、通信・放送は誰のため、何のためであるかを明確に示す必要がありま	
		す。	
		それは通信・放送がもつ民主主義における公共性、非営利性であると思います。	
		市場原理に基づく自由競争を公正に行うためにも、「国内・国際レベル両方における通信・	
		放送の公共性」を、日本が世界に提案し、実践し、共感を得、そして市場競争に公正に挑む	
		事が、最重要課題と考えます。	

5 6 7

情報・放送をつかさどる「メディア」は、規模の大小、経営形態の差によらず、正しく市民の 市民の知る権利、コミュニケーションする権利、自由に表現する権利に資するべき、と位置付 ける事です。

放送法には明確に「放送の公共性」がうたわれています。これを踏襲し、インターネット技 術やデジタルコンテンツ管理等を加えてた整合性を取る事は必要です。

一方で、現行の法体系は「国民は受信者であり、視聴者であり、放送のサービス受益者で ある」という認識が色濃く浸透しています。

しかしながら、通信・放送はすでに双方向性、多様性、個人レベルの発信活動が持つ社会 的機能の有用性について、認識を新たにすべきと考えます。

放送における市民の「コミュニケーションする権利」を明確に法体系に位置付け、日本も遅 まきながら「パブリックアクセス権」を持ち、育む国家へと歩みだす契機であると考えます。

【個人67】

〇市民によるメディアの位置づけ

放送はある特定の人々のものではなく、市民社会全体のものである。それと同時に、市民 は放送の受け手であると同時に送り手でもある。日本は欧米や韓国に比べ、市民メディアの 位置づけ・認知度が未だ低い。そのような認識に立ち、市民によるメディアが発展できる法整 備・環境づくりに尽力すべきである。

【個人74】

〇認可·監督庁

デジタル化時代のメディア政策を検討・実施するにあたり、まず検討すべきは、放送と通信 を所管する監督庁のあり方である。放送と通信のそれぞれの業界は、国の許認可のもと大き な既得権益と見られてきた。現在ままでは、新たな法体系が施行し、仮に放送と通信が融合│を含め、政府全体として検討していくことが必 したとしても、旧来の権益にしばられ、放送通信の各部門が独自に事業展開を行うといった 縦割り行政が継続する恐れが高いと考える。

したがって、デジタル時代にあるべきメディア政策を検討するならば、そのテーブルそのも のを、旧来の組織から切り離して行うべきである。将来的に迅速かつ、柔軟なメディア政策を 進めていくためにも、他の欧米諸国同様、独立行政委員会を設置し、そこにおいて立法およ び監督を行うべきである。

【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】

○ おやまあ、総務省はそのまんまかい?

前々からさんざん指摘されとるけど、現行法制で通信・放送を総務大臣が所管しとるのは、 「表現の自由」に照らして、極めて問題や。通信・放送の総合的な法体系の在り方を検討する なら、まず先進諸国みたいに、通信・放送を政府から切り離し、それらを所管する独立行政機 関をつくるべきやろ。検討委員会がこの点をろくに議論せず、答申案でも全く触れとらんの は、怠慢と言われてもしゃあないで。

放送や通信の分野に限らず、行政組織に ついての不断の見直しは必要であり、平成1 3年の中央省庁等改革の実施状況の点検等 要な問題と考えます。

	もちろん、独立行政機関を設立するにしても、政府や業界からほんまの独立性を保つとと
	もに、その機関自体が番組内容に介入するようなことがあっちゃいかん。人選方法をはじめ、
	慎重な制度設計が求められるのは当然や。自民党政権が長く続いた日本の場合、政権交代
	を二、三回経験した後で、独立行政機関をつくった方がええかもしれん。
	【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】
8	本答申案に基づき、制度が集約・大括り化された場合、それぞれの行政手続等を所管する
	部署の再編成が必要になると考えられる。今後の法案検討にあたって、独立規制機関の設
	置も含めた行政組織の在り方について検討を行うべきである。
	【社団法人日本経済団体連合会】
9	○現状の認識と位置づけ
	・国際的な視点の必要性
	今回の答申には、国際的な視野に基づく放送・通信の問題の認識、位置づけがどのように
	なされているのかが明確ではないのではないか。「1. 法体系見直しの必要性(1頁)」にもあ
	るように、この法改正も国際的なメディア体制の変化の流れの中に位置づけられるものであ
	ると思う。しかしそれに関して、「他の先進国に比べて合理的・先進的な内容を・・・」といった
	非常に抽象的な表現になり、具体的にはどのようなことであると読み取ればいいか分からな
	い(中間論点整理の後、この議論はなぜ小さくなってしまったのか分からなかった)。
	重要な点として、「他の先進国に比べて合理的・先進的」であることを目指しながら、この法
	をめぐる監督の任を国が担っていることについての議論が十分でない点は大変問題であると
	思う。国際的には独立行政委員会等の独立した権限による監督が尊重されているのが昨今
	の流れであると思う。当初は議題にも上っていたものが、なぜ十分に議論されないまま、また
	その理由を示されないまま、従来の枠組みに戻ってしまったのか、これは明らかにすべき内
	容である。
	また、世界的には勢力の拡大しているコミュニティメディアやオルタナティブメディアの位置
	づけ・権利や地位の確保の問題も出てくる。それらの位置づけや扱いは、現状からどのよう
	に変化し、それは国際的な流れと枠組みの中でのどのような評価に基づくものなのか明示
	し、議論を促すべきだろう。
	【個人47】
10	放送・通信行政を政府から独立させることに関する検討がないことが問題だと考える。
	【個人75】
11	欧米諸国同様、独立行政委員会を設置し、そこにおいて立法および監督を行うべきではな
	いでしょうか。
	独立行政委員会などによる間説行政の導入をこの機会に積極的に検討し、また、多くの市
	民の声が反映された法整備を臨みます。
	【個人77】
12	ラジオについてほとんどまったく検討した形跡がなく、議論の進め方に根本的な問題があ
• '	159

13 14 15

ったと思わざるを得ない。

とくに、この法体系をどのような行政機関が所管するのかについて、答申案でまったく言及されていないのは議論の欠陥というほかない。放送内容の規制に踏み込むような議論をするのならなおのこと、総務省による放送局への直接免許制度を改め、諸外国では常識となっている、独立行政委員会などによる間接行政の導入を、この機会に積極的に検討すべきである。

【日本民間放送労働組合連合会】

通信・放送の総合的な法体系の在り方を検討した答申案であるにもかかわらず、所轄する 行政機関についてまったく言及されていないことは、大いに問題がある。

諸外国では、放送行政全般に対する監督について、政府から独立した機関が行うのが主流になっている。日本でも、かつては昭和25年から27年まで電波監理委員会という独立行政機関があったが、廃止されてしまった。また、平成9年の行政改革議論でも、総務省の外局として独立性の高い通信放送委員会というものの設置構想があったが、実現しなかった。

現行システムにおいては、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾があり、放送に対する国の恣意的な介入を許すことにつながる。

行政からの直接的な規制を改め、政府から独立性、独自性が高い機関によって放送行政 全般について監督することを検討すべきである。

【株式会社エフエムわいわい】

他国の現状よりレベルの高いものを目指すと言う意味であるならば、「メディアは独立が重要である」というイギリスの考え方を取り入れる必要があるのではないでしょうか。この意味で、日本にも独立行政委員が必要だと考えます。現在のアジェンダでは、独立行政委員についての記述がありません。なぜ記述をなくしたのかの理由をアジェンダに記載すべきであると思います。

【個人33】

○認可・監督庁に関して

〈平成20年諮問第14号〉答申(案)には、記載されていないが、通信・放送の新たな法体系の方向性を考えるにあたって、審査・認定機関としての独立行政委員会の設置を再検討すべきである。新たな法体系が目指している「情報流通の国際化」という観点からも、「情報の自由な流通の促進」という観点からも、認可・監督庁が国であるという従来の枠組みは、旧来の権益構造と何ら変わりなく、前述の目的が達成されない恐れがある。さらに、他の国際的に見ても、認可・監督庁が国であるという例は、先進国では異例であり、放送の公平性の確保・国による規制強化の防止のためにも、第三者機関である独立行政委員会を設置すべきである。

さらに、独立行政委員会設置の検討が案として出されていたにもかかわらず、議論の過程 で消えてしまった理由を私たちに提示すべきである。

【個人74】

 	
16	・第三者委員会設立は民主主義に不可欠
	・規制対象になった場合の申し立て制度も必要
	【個人61】
17	情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再 答申(案)9に制度改革に際しては、規律を
	編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制についても、今後の検討課題として掲げるべ │ <u>必要最小限のものとすることを旨とすべきと</u>
	きです。その際には、官が担うべき役割についてそれを極小化する方向で再検討し、担当範 <u>いう記述を追加</u> します。
	囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えま
	す。
	(理由)
	通信・放送の融合・連携による新サービスを促進し、情報通信産業の国際競争力を強化す
	るためには、それを担う組織も日々変わる市場環境に柔軟かつ適時適切に対応できることが
	必要になります。また、事業者のイノベーションを生み出し、国際競争力強化を的確に行って
	いくためには、民間の自律に委ねられるところは極力委ねることが適当であります。
	【楽天株式会社】
18	情報化社会の進展に伴う制度的課題は、通信・放送事業規制の在り方に止まらず、プライ 今般の検討は、答申(案)1に対するご意
	バシー保護の在り方、知的財産権の在り方、競争政策・民事紛争解決の在り方、青少年の健 見でご指摘いただいたように、「通信・放送の
	│全な育成の在り方等極めて広範・多岐にわたるものであり、全府省が一致協力して取り組む │ 既存法体系の範囲内で整理・合理化が行れ
	べき重大な課題を多く孕んでいる。
	こうした課題については、通信・放送の規律など特定の観点からのみ検討すべきではなく、 全府省が一致協力して取り組むべき重大
	│ 政府を挙げて、全省庁で連携を取りながら進めることが必要である。7月6日のIT戦略本部 │ な課題については、ご指摘のとおりと考えま
	(本部長:内閣総理大臣)で決定された「i—Japan戦略2015」において、デジタル技術・情報 │ す。
	の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検を行うための「デジタル利活用のため
	の重点点検専門調査会」を設置することとされており、このような府省横断的な検討の場にお
	いて、検討作業を行うべきである。
	【経済産業省】
19	・いずれも「規制」中心、(1)3.で述べた目的と矛盾。 <u>答申(案)9に制度改革に際しては、規律を</u>
	・全編では「規制」という用語が80回以上使用したことに対して、「自由」 <u>必要最小限のものとすることを旨とすべきと</u>
	は10回以下。そのバランスが悪すぎる。 <u>いう記述を追加</u> します。
	┃・「規制」⇒「表現の自由」、「情報へのアクセスの増加」、「ユニバーサルデザイン」、「コミュニ ┃ なお、ご指摘については、今般の答申
	ケーションの民主化の促」、「プライバシーの保護」、「公益の促進」、「メディアリテラシー」、 (案)に対する参考意見として承ります。
	「社会的イノベーション」、「地域の活性化」、「コンテンツとサービスの多様化」、「参加型コミュ
	ニケーション」、「国際的のつながり」、「研究・美術、市民の想像力の促進」などのポジティブ
	で人間中心のビジョンをクルースアップしてもらいたい。
	【個人61】
20	視聴覚障害者対応策を考えるのに、実際視聴覚障害者の意見は取り入れられているのでと総務省において、今後の検討の参考とす
	しょうか。
	154

なお、平成18年10月から平成19年3月 彼らにしかわからない気づきもあると思います。 まで総務省において開催された「デジタル放 【個人38】 送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研 究会」において、障害者団体からもご参加を いただき、ご意見等を踏まえながら検討が行 われています。 21 新たな法体系においては、あらゆる伝送形態におけるコンテンツへのアクセスを保障する 総務省において今後の検討の参考とする 仕組みを設けるべきである。現在、個々の放送・通信サービスおいて、障害者の情報利用の ことが適当と考えます。 ための施策が一定程度講じられているにもかかわらず、障害者がコンテンツを利用できない なお、ご指摘の点につきましては、現行の 場合が多い。具体例を挙げれば、テレビ放送等のコンテンツをインターネット等でオンデマン 放送法において、放送事業者に対し、テレビ ド配信を行うサービスにおいて、元々の放送番組に字幕等が付されているにもかかわらず、 ジョン放送による国内放送の番組の編集に オンデマンド配信においては字墓等が付されないために聴覚障害者等が利用できない。また 当たり、解説番組及び字幕番組をできる限り テレビ放送についても、字幕放送、解説放送に関する行政指針が出されているものの、地上 多く設けるよう努力義務が課されており、総 デジタル放送受信機の操作に音声フィードバックがないことから、視覚障害者等が利用でき 務省においては、行政上の指針が策定さ ないなどの問題がある。 れ、視聴覚障害者向け放送の普及拡大が進 また、電話サービスは音声のみであり、聞こえない障害を持つもの、発声できないもの、環 められています。 境により聞くことが出来ないものには利用が出来ない。ITU の規格に電話サービスが取り込 また、「身体障害者の利便の増進に資する まれたことにより、わが国の音声電話サービスにもそのキャリアのいかんを問わず、電話リレ 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推 ーサービスならびにテレビ電話サービスの実施を義務づけるなどアクセシビリティを保障すべ 進に関する法律」に基づき、独立行政法人情 きである。 報通信研究機構を通じて、電話リレーサービ 新たな法体系においては、個々の通信・放送サービスごとの施策を講じるのみならず、放「スを含む、身体障害者等向け通信・放送サ 送・通信の利用をすべての人に保障するという観点から包括的な施策を講じるべきである。 一ビスの開発・提供を行う事業者に対する支 【障害者放送協議会】 援等が行われています。 さらに、解説放送については、平成19年1 ○全体その1 放送の通信による補完 22 ·問題点 0月に策定された「視聴覚障害者向け放送普 放送、映像等のコンテンツが、通信を経由して配信が始まった。 及行政の指針」において、新たに行政指針が 有線と無線とを問わず、また送信方法がインターネット、無線LAN、携帯電話、その他の無 盛り込まれたところであり、解説放送付与の 促進に向けた取組を進められているものと考 線方式であると問わず、音声と音情報を含む映像コンテンツに、聴覚に障害があるものまた| は環境等により聞き取ることが困難な者(以下、聴覚障害者等という)がアクセスできるように「えます。 なっていないこと。 •要望事項 あらゆる障害者がテレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受することを 規定する国連障害者権利条約第30条を持ち出すまでも無く、送信媒体が電波であるか、有 線であるか、はたまたその融合であるに関わらず、映像音声に字墓付与の方針を進めてくだ。 さい。

23

24

そのためには通信・放送の総合的法体系に以下の内容を記載してください。

- 1 テレビ放送されたもの、あるいは放送と同時にインターネット等で提供された番組、コンテンツは字幕、手話を付加して聴覚障害者等がアクセスできるように義務づけること。
- 2 デジタル放送受信機でインターネットによるコンテンツを視聴する場合、字幕や手話を同期して見られる機能の規格を制定すること。
- 3 答申にある、コンテンツ、伝送サービス及び伝送設備の各規律に加えて、アクセシビリティ 規律を設定して、字幕付与等、障害者が必要とする配慮の位置付けを明確にすること。
- 4 流通する全てのインターネット動画に字幕や手話等でアクセスする規格(*)の制定をすること。

•参考

* JISX8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器・ソフトウェア 及びサービス」第三部:ウェブコンテンツにおいて、見直しが行われ、動画を配信する際 の字幕を「することが望ましい」から最低限「動画に字幕をつける」に変更予定である。

【社団法人全日本難聴者·中途失聴者団体連合会】

〇全体その2 通信の放送による補完

•問題点

人の遠隔コミュニケーションの主体は同時双方向に会話する音声電話である。しかし、聴 覚障害者は聞こえないため、電話の第一機能を使用できない。これは社会参加(特に職場業 務)において、大きな不利を招く。

要望事項

音声のみの電話に電話リレーサービスを通信インフラストラクチャーとして規定すること。

•参考

「目で聴くテレビ」はテレビ字幕放送を通信(通信衛星)で補完している形態であり、その逆に通信を放送で補完する技術開発等を推進して、上記電話リレーサービスの要望事項を強く 進めて欲しい。

【社団法人全日本難聴者·中途失聴者団体連合会】

○視覚障害者の受信環境の確保

普く全市民に良質な放送・通信を提供するためには、送信側の条件整備のみならず、受信環境整備も重要な要素であることは言うまでもありません。

しかし、とりわけ地上デジタルテレビについては、リモコン操作を行っても音声によるフィードバックがないため、表示を確認できない視覚障害者にとっては、独力で操作できないのが現状です。視覚障害者は同居者のいない人の率がかなり高く(身障実態調査 I 、1、(6)同

25	居者の有無)、この地上デジタルテレビをはじめ、あらゆる媒体において受信環境整備は必須の課題であり、法的位置づけが強く望まれます。また、低視力や視野障害の視覚障害者が使用できるためにも、画面のコントラストや色調、文字等の大小を受信者側で設定できることが必要です。 【特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会】 〇ビジュアルコンテンツの音声化 近年、放送・通信分野における画像・動画への依存度はますます高まる傾向にあり、視覚	
	障害者にとってまったく理解できない情報になっているのが現状です。これまでの、解説放送付与、また、インターネット環境における視覚障害者のアクセシビリティ確保の実績と方向性を踏まえ、画像・映像情報を音声化するコンテンツの普及促進を必要不可欠な要項とし、今般の法体系整備が「情報差別の解消」という基本的な考え方を踏まえて進められることを強く望みます。 【特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会】	
26	○ いじらんといて! 当研究会は「表現の自由」を重視する研究者、実務家の集まりで、このパブリックコメントもます。 表現に細心の注意を払って書いとる。検討委事務局が、募集した意見をまとめるときも、できるだけわしらの表現を尊重してえな。 【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】	表してい
27	○用語について 全体的に、専門的かつ抽象的な用語が多く、文章の意味を理解するためにかなりの専門的な知識が必要であると思われます。今回のようにパブリックコメントを一般から募集するのであれば、もう少しわかりやすい記載を心がけていただきたいです。 具体的には、いま現実に我々が使っている用語、"ホームページ""ブログ"などを用いで、それらの利用がどのように変化するのかを記載していただきたいです。そうしないと、これから起こる通信・放送における変革がどのようなものなのかのイメージがしにくく、理解できなければコメントも書けないと思います。 【個人24】	見として
28	○答申案内容の記述のわかりにくさについて 総務省のウェッブサイトより、答申案の資料および参考資料を一読しましたが、内容理解 が困難でした。一般に意見を求める資料であるならば、通信・放送の分野に精通者以外も理 解をしやすいような内容、文章構成にしたほうがよいと思います。 特に、専門用語および一般的な意味とは異なる意味の用語(例えば、「プラットホーム」な ど)は意味や定義を記述するべきだと考えます。なぜなら、記述することにより、答申案内容 の意味するところと市民の理解の隔たりを防ぐことが出来るからです。 【個人33】	
29	まずは、全体と通して言えること・・・それは、とにかく「わかりづらい」ということです。これ	

	は、いったい誰のために書かれたものなのでしょうか。私は学生ですが、私のような一般人には理解できない部分が多数存在します。このような文章では、ある一定以上の知識を持った人々にしか言いたいことは伝わらないのではないでしょう。	
	また、文章作成にあたって、一般の人々が確実に理解できるように配慮はされなかったの	
	でしょうか。これではまるで一般の人々には理解されなくてもよいという気持ちが作り手側に	
	あるのではないかと勘ぐってしまいます。専門用語、言葉の言い回しなど、「誰もがわかる」文	
	章を再度検討すべきでしょう。	
	【個人50】	
30	〇パブリックコメントの周知	意見募集及び結果については、総務省の
	今回の放送、通信に関する法体系の見直しは、市民生活にとっても重要な意味のあること	HPで公表しています。
	であると思います。その割には、このパブリックコメント募集に関する情報提供が少ないた	意見募集の方法については、総務省にお
	め、多くの人がこの出来事に気付いていないのではないでしょうか。マスメディア自身に関わ	いて今後の検討の参考とすることが適当と
	ることでもあるので、もっと広告・宣伝を広く行いパブリックコメントをより多くの人に書いてもら	考えます。
	う努力が必要ではないでしょうか。	
	また、今回のパブリックコメントの集計結果は公表していただきたいと思います。	
	【個人24】	
31	もっとこれらの資料の存在を世の中に紹介すべきです。総務省のHPに入っても、このよう	
	な資料を見つけるまでにとても時間がかかりました。さまざまな手段で資料を広く公開し、例	
	えばパソコンを持っていない人でも、使い方が分からない人でも資料を簡単に入手し、読むこ	
	とができる環境をまず作っていくことが大事ではないですか。パブリック・コメントを求めている	
	のであればなおさらです。結局パブリック・コメントといっても年齢層や性別に偏りが生まれて	
	いるのではないでしょうか。私の家族や友人もパブリック・コメント、ましてや話し合われている	
	ことさえ知らない人がほとんどです。	
	【個人50】	
32	実は総務省が放送と通信の法体系を一つにするためにパブリックコメントを募集しておら	
	れることをつい最近になって知りました。	
	まずは、このような大事なことが、私ども放送局にはなぜ知らせていただけないのでしょう	
	か?放送に関する法律をどうして通信と合体した体系にする必然性があるのでしょうか?私	
	どもにはよくわかりません。内容よりも入り口のところで疑問があります。このような状態のま	
	ま法体系が変えられることには免許を受けて放送をしている私どもは納得がいきません。き	
	ちんとした説明の場を持っていただきたくようお願いする次第です。	
	【個人60】	
33		
	パブリックコメントを求めたい対象はどこにいるのだろうか?	
	通信や放送によって日常生活に密着した日々の情報を得ている人々は多いはずである。	
	それは例えば今回の検討委員会の委員になっている方々とは日常的に異なる"言葉"を使う	
-	159	•

人々かもしれない。しかし今回のパブリックコメントのための答申では、委員会の人々には理解できても、一般の人々には「分からない」部分が多すぎる。

まず、はっきりさせるべき点は、「パブリック」とは誰か、「パブリック」がなぜ必要なのか、ということであろう。

委員会でどのようなコンセンサスがとられたかは分からないが、パブリックコメントの必要性は、放送や通信がすべての人の生活の中に重要性を持っているためであろう。それはどのように限定できるだろう。日本語話者だけか、健常者だけか。どちらも否であり、他国後話者にとっても障碍を持つ人々にとっても、子どもにとってもお年寄りにとっても、放送と通信によって得る情報が、日常の場面、緊急の際、どちらにおいても重要だということは明らかだ。だからこそ、それらの重要な法改正にあたり、「パブリック」の登場が求められたはずである。そして、その目的は達成されたのだろうか。

そのような観点から、今回のパブリックコメントに、どのような人々から意見が寄せられたかは、十分に吟味されるべき点であろう。そのなかに高齢者(あるいはもちろん、他の立場の人々も)の意見は含まれていたのか、それは十分なのか、という議論があってしかるべきであろう。そういった方面からの意見の寄せられ方が十分でないとしたら、ヒアリングを行うなどの方法も考えられる。

「パブリック」に届くためには?

では、この答申自体が「パブリック」に届くためには、どうあるべきなのか。本委員会のあり方そのものにも当然疑問はある。しかしここでは答申の内容の「わかりにくさ」について述べたい。その分かりにくさには以下の要因があるのではないかと考えた。

- (1)用語の難解さ
- (2)技術的問題と利用者に関わる問題の錯綜状態(法体系とも関連して)

前者に関しては、用語集をつくる、言い換えを付け加える、または図による説明を加える等の表現上の改善が考えられると思う。放送・通信の問題は言ってみれば中学生、高校生にも関係のある議論である。例えば中学生に文章をモニタリングしてもらうことも可能なのではないか。抽象用語だけではなく、その語が具体的に生活の内部で何を示すのかは明示されているべきではないだろうか(例えば有線テレビジョンとはなにか、プラットフォームとはなにか)。

答申について、向いている方向が市民の方ではないのではないか、という印象があるのは、この部分が大きい。それは法体系見直しにあたっての目的の一つ、「⑤利用者・受信者の利益の保護(2 頁)」という項目を初手から裏切っているようなものではないだろうか。答申においてこの点は憂慮すべきものであると思う。

また、後者については、項目によって、どのような対象にとって重要な項目なのかを想定し、その上でそれを明示することをしてみたらどうか。それは見落としている視点の発見にもつながる試みであると思う。例えば、緊急時に情報源として放送や通信を利用するのは日本語の分かる人々だけではない。また、資格や聴覚に障碍をもつ方が必要とするサービスも存

在する。そういったサービスに関しての考慮が十分にあるのかどうか、そういったことを発見するきっかけにもなるのではないだろうか。 【個人47】	
---	--